

国空空技第 111 号
平成 29 年 10 月 2 日

東北地方整備局 港湾空港部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木工事施工監督指針の制定について

空港土木工事について、別添のとおり空港土木工事施工監督指針を制定したので、通知する。

なお、対象とする工事は、今後、公告する工事とするが、既に公告済の工事については、本指針に示す施工管理等のうち、対応可能な事項について、適宜対応されたい。

国空空技第 111 号
平成 29 年 10 月 2 日

関東地方整備局 港湾空港部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木工事施工監督指針の制定について

空港土木工事について、別添のとおり空港土木工事施工監督指針を制定したので、通知する。

なお、対象とする工事は、今後、公告する工事とするが、既に公告済の工事については、本指針に示す施工管理等のうち、対応可能な事項について、適宜対応されたい。

国空空技第 111 号
平成 29 年 10 月 2 日

北陸地方整備局 港湾空港部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木工事施工監督指針の制定について

空港土木工事について、別添のとおり空港土木工事施工監督指針を制定したので、通知する。

なお、対象とする工事は、今後、公告する工事とするが、既に公告済の工事については、本指針に示す施工管理等のうち、対応可能な事項について、適宜対応されたい。

国空空技第 111 号
平成 29 年 10 月 2 日

中部地方整備局 港湾空港部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木工事施工監督指針の制定について

空港土木工事について、別添のとおり空港土木工事施工監督指針を制定したので、通知する。

なお、対象とする工事は、今後、公告する工事とするが、既に公告済の工事については、本指針に示す施工管理等のうち、対応可能な事項について、適宜対応されたい。

国空空技第 111 号
平成 29 年 10 月 2 日

近畿地方整備局 港湾空港部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木工事施工監督指針の制定について

空港土木工事について、別添のとおり空港土木工事施工監督指針を制定したので、通知する。

なお、対象とする工事は、今後、公告する工事とするが、既に公告済の工事については、本指針に示す施工管理等のうち、対応可能な事項について、適宜対応されたい。

国空空技第 111 号
平成 29 年 10 月 2 日

中国地方整備局 港湾空港部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木工事施工監督指針の制定について

空港土木工事について、別添のとおり空港土木工事施工監督指針を制定したので、通知する。

なお、対象とする工事は、今後、公告する工事とするが、既に公告済の工事については、本指針に示す施工管理等のうち、対応可能な事項について、適宜対応されたい。

国空空技第 111 号
平成 29 年 10 月 2 日

四国地方整備局 港湾空港部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木工事施工監督指針の制定について

空港土木工事について、別添のとおり空港土木工事施工監督指針を制定したので、通知する。

なお、対象とする工事は、今後、公告する工事とするが、既に公告済の工事については、本指針に示す施工管理等のうち、対応可能な事項について、適宜対応されたい。

国空空技第 111 号
平成 29 年 10 月 2 日

九州地方整備局 港湾空港部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木工事施工監督指針の制定について

空港土木工事について、別添のとおり空港土木工事施工監督指針を制定したので、通知する。

なお、対象とする工事は、今後、公告する工事とするが、既に公告済の工事については、本指針に示す施工管理等のうち、対応可能な事項について、適宜対応されたい。

国空空技第 111 号
平成 29 年 10 月 2 日

北海道開発局 港湾空港部 空港・防災課長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木工事施工監督指針の制定について

空港土木工事について、別添のとおり空港土木工事施工監督指針を制定したので、通知する。

なお、対象とする工事は、今後、公告する工事とするが、既に公告済の工事については、本指針に示す施工管理等のうち、対応可能な事項について、適宜対応されたい。

国空空技第 111 号
平成 29 年 10 月 2 日

東京航空局 次長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木工事施工監督指針の制定について

空港土木工事について、別添のとおり空港土木工事施工監督指針を制定したので、通知する。

なお、対象とする工事は、今後、公告する工事とするが、既に公告済の工事については、本指針に示す施工管理等のうち、対応可能な事項について、適宜対応されたい。

国空空技第 111 号
平成 29 年 10 月 2 日

大阪航空局 次長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木工事施工監督指針の制定について

空港土木工事について、別添のとおり空港土木工事施工監督指針を制定したので、通知する。

なお、対象とする工事は、今後、公告する工事とするが、既に公告済の工事については、本指針に示す施工管理等のうち、対応可能な事項について、適宜対応されたい。

空港土木工事施工監督指針

平成29年10月

国土交通省航空局

目 次

空港土木工事施工監督指針の適用と作成の基本方針	1
第1章 監督業務にあたって	2
第2章 関連規定に基づく監督業務の留意事項	8
第3章 監督業務の事務処理フロー	15
第4章 工種別施工管理項目及び管理方法	26
§ 1 総 則	26
§ 2 石・ブロック積（張）工	35
§ 3 構造物撤去工	37
§ 4 無筋、鉄筋コンクリート	39
§ 5 土工	78
§ 6 地盤改良工	82
§ 7 法面工	100
§ 8 擁壁工	101
§ 9 カルバート工	102
§ 10 小型水路工	103
§ 11 緑地工	104
§ 12 付帯施設工及びブラストフェンス工	109
§ 13 ケーブルダクト工	110
§ 14 杭工及び矢板工	111
§ 15 塗装工	123
§ 16 溶接及び切断工	124
§ 17 コンクリート舗装工	128
§ 18 アスファルト舗装工	136
§ 19 グルーピング工	146
§ 20 飛行場標識工及び標識工	147
§ 21 タイダウンリング工及びアースリング工	148
§ 22 道路附属施設工	149
《付 則》	
航空局工事等監督検査事務処理要領等に規定されている整理すべき図書	153
契約書に規定されている事項	154
《参 考》	
航空局工事等監督検査事務処理要領	158
港湾局通達関係	191

【監督業務に関連する主な通達一覧】

《施工体制の点検に関する資料》

- 「工事現場における適正な施工体制の確保等について」の一部改正について（平成 27 年 3 月 16 日付国空予管第 630 号、国空安保第 761 号、国空交企第 641 号）
- 「施工体制台帳等活用マニュアルの改正について」（平成 27 年 3 月 16 日付 国空安保第 764 号、国空交企第 644 号）

《低入札に関する監督業務についての資料》

- 「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」等の一部改正について（平成 20 年 10 月 3 日付 国空予管第 553 号）

《重点的な監督業務の実施についての資料》

- 「公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施について」（平成 15 年 8 月 21 日付 国空建第 84 号）

《新技術活用に関する資料》

- 「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成 26 年 3 月 28 日付 国官総第 345 号、国官技第 320 号、国営施第 17 号、国総施第 141 号）

《三者会議に関する資料》

- 「空港土木工事における設計者、施工者及び発注者間の情報共有等について」の一部改正について（平成 27 年 10 月 8 日付 国空安保第 444 号）

【参考】港湾関係通達

※空港関係通達と同内容のもの及び空港工事に関係しないものは除く。

《請負工事監督・検査に関する資料》

- 「請負工事監督・検査事務処理要領」（平成 21 年 3 月 20 日付国港管第 949 の 2 号）

《請負工事技術検査に関する資料》

- 「請負工事技術検査要領の制定について」（平成 26 年 3 月 24 日付 国港管第 120 号）

《施工体制の点検に関する資料》

- 「工事現場等における施工体制の点検要領の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日付 国港管第 604 号、国港建第 109 号）
- 「施工体制台帳等を活用した適正な施工体制の確保について」（平成 15 年 12 月 5 日付 国港管第 765 号、国港建第 160 号）

《試行工事に関する資料》

- 「施工プロセスを通じた検査及び出来高部分払い等の試行について（一部改正）」（平成 24 年 2 月 15 日付 国港総第 624 号、国港技第 126 号）
- 「施工プロセスを通じた検査方式試行実施要領の一部改正について」（平成 28 年 3 月 24 日付 国港総第 530 号、国港技第 88 号）

《設計変更協議会に関する資料》

- 「設計変更協議会実施要領について」（平成 23 年 3 月 9 日付事務連絡）

空港土木工事施工監督指針の適用と作成の基本方針

- I 本指針の適用は、国土交通省地方航空局、地方整備局等の施工する空港土木工事に適用する。
- II 本指針は、請負契約における契約図書ではなく、監督職員の行う監督業務についてとりまとめた業務資料である。従って、本指針に基づいて行う業務を通じて新たに受注者に契約上の履行義務を生じさせるものではない。
- III 第1章から第3章までは監督業務の円滑な遂行に資するため、監督職員としての一般的な心得や監督業務を遂行するに当たっての関連規定上の留意事項及び監督業務における手続関係の業務フロー等を取りまとめたものである。
- IV 第4章「工種別施工管理項目及び管理方法」については、請負契約の適正な履行を確保するため、監督職員の業務を中心に標準的な管理事項とその内容を示したものである。
従って、工事内容、配置要員等により本指針によりがたい場合は、適正な履行が確保される範囲で現場の実情に合わせて運用出来るものとする。

第1章 監督業務にあたって

空港土木工事は、滑走路、誘導路及びエプロン等で作業を行うため、航空機の運航の安全確保や工事実施時間・条件の制約が必要となり、また、軟弱地盤や高盛土等の特殊条件等により、厳しい環境の中で実施されるのが大きな特徴となっている。

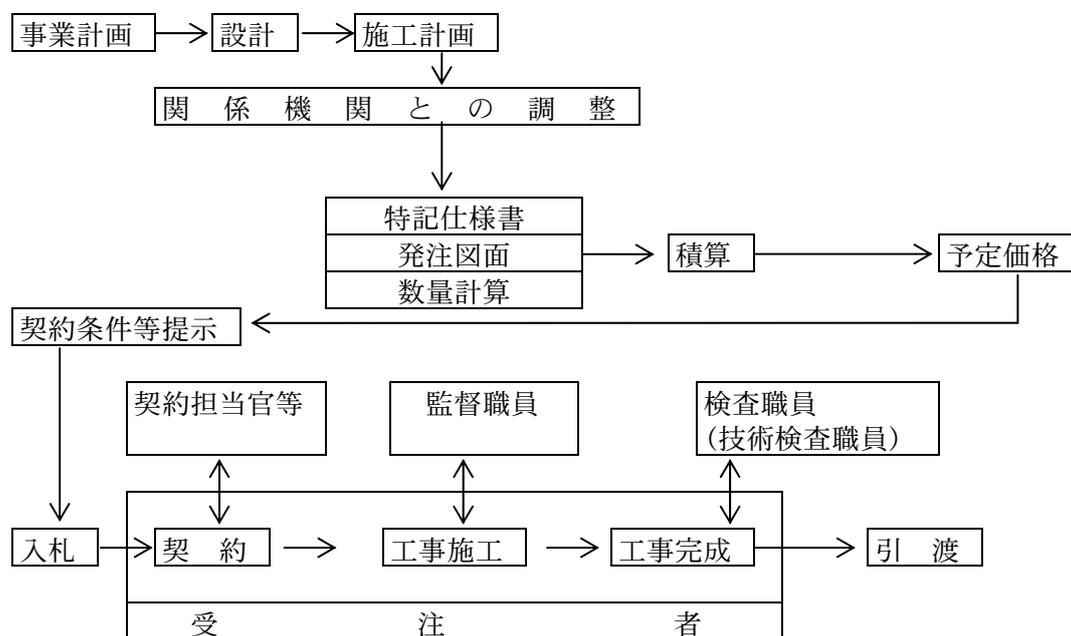
空港行政をめぐる我が国の国際競争力の強化及び観光立国の推進、地域の活性化及び航空の安全・安心の確保、既存ストックの有効活用、循環型社会の構築など環境問題への対応などの課題が課せられている。

こうしたもとで、公共事業の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。

公共事業の品質を確保するためには、適正な施工体制の確保が重要であり、平成13年4月施行の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）」で一層の適正な施工体制確保が求められている。さらに、平成17年4月の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の制定により、工事中及び完成時の施行状況の確認及び評価を適切に実施することが発注者としての責務として法的に義務づけられた。

したがって、「適正な価格で品質の高い社会資本を提供する」という観点から、調査・計画、補償、設計、技術開発、予算、施工計画、積算、発注、施設管理、空港利用・保全、などと監督・検査との関連を十分把握・理解しておくことが必要である。

このように、請負工事は、空港整備を行うための空港計画や事業計画等に基づき実行されるもので、多くの業務が関連するため、この業務全体の係わりも理解しておく必要がある。



【図－1】 請負工事の関係業務フロー

1. 発注者・受注者の役割

工事請負契約においては、契約書第1条第3項に「仮設、施工方法及びその他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。」としており、工事目的物を完成するために必要な一切の手段は基本的に受注者の任意によるものとしている。

しかし、国土交通省は、発注者であるとともに行政者であることから、発注した工事の監督において「受注者に対する技術指導」といった側面を有したものとなり、そのことが起因して発注者と受注者の責任分担が曖昧になっている面も見受けられるので十分留意する必要がある。

2. 監督の役割

施工管理は工事完成のために施工業者が自ら実施するものであり、発注者は監督の過程のなかで気づいたことを指摘、助言することはあっても、施工管理を行うことはない。監督は所定の工事目的物が契約内容にもとづき、適正に施工されているのか確認するためのものである。

よって、監督とは工事の施工途中において工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約図書のとおり施工されているかどうか目を配り、必要な指示を与えることにより、契約の目的物の品質・出来形・施工方法及び工期等、契約の適正な履行を確保する行為である。

また、工事目的物が完成するまでのプロセスは重要であり、工事成績評価において受注者が履行したプロセスについて、適切に反映させる必要がある。

監督は契約から検査に至るまでのプロセス全てに関わっている。したがって、工事成績評価の相当部分を分担し、受注者の適正な選定及び指導育成に資するという重要な役割も持っている。

3. 検査の役割

①会計法にもとづいて執行される国の請負工事においては、検査職員が工事目的物の契約図書との適合を確認して初めて代価の支払いが可能となる。

即ち、検査職員以外の者によって契約図書との適合が確認されても給付の完了の確認にはならない。

工事の施工途中で監督職員による契約図書との適合の確認を一部実施することがあるが、これはあくまで工事の特性を考慮して行うこととしているものであり、検査の補完として位置付けられる。

工事目的物を受け取り、代価を支払ってよいかどうかは、検査によって確認されなければならない、これが検査の重要な役割の一つである。

②公共工事の品質確保・向上のためには、工事に関する技術水準の向上や効率的な施工の確保が重要であり、検査時の指導を通じてこれらに資すること、また工事成績評価による受注者の適正な選定に資することも検査の重要な役割である。

4. 監督、検査の法的根拠

監督、検査の必要性は、国に限らず公共工事の実施機関においても共通的なものである。それを契約担当官等に義務づけ適正に実施させるための措置が法的に定められている。

国の場合においては、法令による監督、検査に関する規定は次の6法である。

- ・会計法
- ・予算決算及び会計令（予決令）
- ・契約事務取扱規則（契約規則）
- ・予算執行職員等の責任に関する法律（予責法）
- ・政府契約の支払遅延防止等に関する法律（支払遅延防止法）
- ・公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）

5. 契約図書の理解

平成8年1月からWTO政府調達協定が正式に発効し、我が国の建設市場は一層の国際化が進展すると予想され、空港土木工事の契約図書（契約書、共通仕様書等）もそのような状況に対応すべく、随時見直し・改訂が行われている。これまでの主要な改訂点は、

- ①共通仕様書の位置付け及び適用の明確化
- ②用語の定義など表現の明確化
- ③監督職員の業務内容と分担関係の明確化
- ④書面主義の徹底
- ⑤工事实績データの提出
- ⑥施工体制台帳、施工体系図の作成
- ⑦工期変更手続きの明確化
- ⑧施工計画書の充実
- ⑨発注仕様の明確化
- ⑩施工法の進歩等を反映した項目の整理
- ⑪承諾・協議事項の必要最小限の規定
- ⑫「空港工事工種体系」への対応
- ⑬監督、検査体制の明確化
- ⑭臨機の措置に関する規定の明確化などである。

監督職員は、このような状況変化に対応した契約図書の内容を十分理解し、監督業務を行う必要がある。

6. 工事内容の熟知

受注者は、請負工事契約締結後、契約図書に基づき工事を実施するが、監督職員は、監督業務を遂行するうえで工事内容を把握しておかなければならない。そのためには、設計図書（図面・仕様書及び現場説明書等）の内容を十分理解し、特に、施工上重要なポイントとなる工種等は施工方法・施工手順等について検討を加えるとともに、施工計画書等の内容を十分検討・理解しておく必要がある。

7. 設計内容の理解

空港の各土木施設は、安定性・経済性及び施工性等を考慮して設計され、その結果が設計図書として表示され契約されている。従って、監督職員は施設の設計内容を掌握して工事の監督業務を行わなければならない。

仮に施工現場において設計図書と現状不一致等の状況が生じた場合でも、断面決定までの経緯を理解していることで、設計の考え方に沿った適切な対応が可能となり、より一層適切な監督業務を行うことが可能となる。

8. 施工計画と積算の内容の理解

空港土木工事は、航空機の運航の安全確保や工事実施時間・条件の制約が必要となり、同様な構造物を施工する場合であっても施工環境や施工条件が違えば施工方法が異なる場合があり、当然ながら、そのことが工事費にも大きな影響を与える。発注においては、施工条件に合わせた施工計画を組み立て、それに基づいた積算を行っている。

監督業務に携わる監督職員は、それらの諸条件を理解して発注者としての施工計画・積算と受注者の施工方法等に大きな相違点があるかを、今後の安全で効率的な施工計画の検討やより適正な積算基準の作成に資するため、監督業務を通じて確認することが必要である。

9. 新しい施工方法（技術開発）への対応

建設コスト削減や技術に優れた企業が生き残る環境整備といった公共工事における課題に対応すべく、「公共工事等における新技術活用システム」が構築され、新技術の活用検討事務の効率化や活用リスクの軽減等を図り、有用な新技術の積極的な活用を推進する必要がある。

このためには、契約図書に特別の規定がない限り、新技術、新工法の採用については、積極的かつ柔軟に対応しなければならない。

監督職員は、受注者が創意・工夫した新技術、新工法等について、監督業務を通じて適確に把握し、それらの今後の活用などの適否を検討するとともに、その結果を評価することが重要である。

10. 関係者調整、他事業との関係の理解

空港土木工事は、供用中の施設の近傍で工事が実施されたり、あるいは、複数の受注者が並行して工事を実施するなどから、工事を進める中でトラブルが発生することがある。監督職員は、トラブルの発生を未然に防ぐことを第1とし、発生した場合においても適切な対応がとれるよう、施工場所がどのような状況に置かれているか、工事を実施する上で第三者等との間に問題がないか、などを把握・検討しなければならない。また、工事実施前に関係機関及び空港事業者等との事前調整の有無を確かめるとともに、問題点とその対処方針等を議事録等により確認をしておき、工事中にこれらの機関との調整の必要が生じた場合は、契約図書の定めにより適切かつ円滑に調整できるよう配慮しなければならない。

11. 環境保全

空港土木工事に伴う水質、生物等環境に与える影響は法令及び契約図書に基づき適正に管理しなければならない。そのため、監督職員は常に現場環境の把握に努め、不測の事態が生じた場合は契約図書の定めにより適切に対応しなければならない。

12. 環境施策の推進

工事全体での環境負荷を低減させ、また建設副産物の適正な処理が求められている。「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の趣旨を十分理解し、監督業務にあたる必要がある。

監督職員は受注者に対し、適正な建設副産物の処理が行われるよう指導をする必要がある。

13. 施工管理

空港土木工事における施工管理は、工事目的物が設計図書に適合した「所定の品質や形状」を有し、かつ、「所定の工期内」に「安全に」行われるよう管理することである。

請負工事契約が締結された後、受注者は工事実施にあたり最善の方法を計画した施工計画書を監督職員に提出する。従って、監督職員は、監督業務を進めるうえで施工計画書に記載されている諸手続・資機材の準備・施工方法・品質・出来形・工程管理及び安全管理等の内容が設計図書の内容を勘案して適切か、十分検討する必要がある。また、工事完了後に技術評価職員として、適正な評価を行う必要から、施工中はこれらの管理状況を十分把握しておかなければならない。

また、空港土木施設におけるコンクリート構造物の安全性・信頼性を確保・向上するため、コンクリートの品質確保を確実に行う必要がある。

- a. 現場管理
- b. 工程管理
- c. 品質管理
- d. 出来形管理

1 4. 安全管理

空港事業者や施設利用者等と工事関係者の安全確保のため、受注者に対し、安全関係法令等の遵守、現場環境の改善、工事関係者に対する安全教育の徹底等を図るよう指導する必要がある。空港土木工事を含む建設工事は、他の産業に比べ労働災害発生率が高い。一度事故が発生すると工事に携わる関係者だけにとどまらず、社会的にも大きな影響を与えることがある。工事を安全に施工するためには、工事関係者が一体となり安全に対し常に強い関心と責任を持つことが必要である。

さらに、供用中の空港工事では、航空機の運航の安全確保が最優先されるため、航空法などの諸規定を遵守し、航空機の運航の安全を図りながら、工事を安全に実施しなければならない。

監督職員は、受注者が実施する安全対策を把握するとともに、工事現場における安全対策上の不備及び不安全行為を発見した場合は受注者に対し速やかに改善処置を求めなければならない。特に、受注者が承諾を得て官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、監督職員は作業内容に応じた適切な安全管理体制が確保されているかを確認する必要がある。

また、監督職員は、受注者が実施した安全上の創意、工夫、努力などについて工事完了後適切な評価を行わなければならない。

1 5. 現場作業環境の改善

建設作業現場の改善（イメージアップ等）については、若年労働者の確保や周辺住民に対する工事執行への理解等を図るよう各工事において積極的に取り組む必要がある。このため、監督職員は設計図書の定め（共通仕様書「第1章総則 1-1-27 工事中の安全確保 11」）に基づき、受注者の提出する施工計画書記載内容を把握し、必要ある場合は受注者と協調して取り組む必要がある。

また、監督職員は、受注者が実施した建設作業現場の改善（イメージアップ等）の創意、工夫、努力などについて工事完了後適切な評価を行わなければならない。

1 6. 関係法令の適用

請負工事を履行し、或いはこれを監督するに際し、関連する法令は共通仕様書にも掲載されているとおり、多種多様の法令が適用される。しかしながら、関係する全ての法令の内容を監督職員として事前に熟知しておくことは困難であるが、個別の請負工事において特に適用を留意しなければならない法令については、その内容を理解しておく必要がある。このため、空港土木工事共通仕様書第1編及び付録-6を参考に関連する法令の適用に遺漏なきよう常に関心を持ち、理解のための努力を行う必要がある。

1 7. 設計変更への対応

請負工事は、空港土木工事共通仕様書及び特記仕様書等の設計図書に基づいて実施されることから、発注者は設計図書に品質や規格及び施工条件等の必要な事項を明示し、適正な施工ができるように努めなければならない。

また、設計図書と現場の状況が異なるなど、設計変更の必要が生じた場合には、受注者に対し、書面にて、迅速且つ的確な指示を行わなければならない。

第2章 関連規定に基づく監督業務の留意事項

本章は、監督業務を実施する際の基本的な規定である「工事請負契約書」、「空港土木工事共通仕様書」、「航空局工事等監督検査事務処理要領」の中で、主要な留意すべき事項を取り上げまとめたものである。

なお、「関連規定－契約書等」欄においては契1条は工事請負契約書第1条を、監1条は航空局工事等監督検査事務処理要領第1条を、「関連規定－共通仕様書」欄においては空港土木工事共通仕様書の該当箇所を記載している。

項 目	留 意 事 項	留 意 内 容	関 連 規 定	
			契約書等	共通仕様書
1. 監督職員 1) 監督職員別業務範囲	監督職員別の業務範囲の決定	契約担当官等は、監督職員別業務範囲の詳細が工事規模、技術的難易度等から一概に規定できないが、空港土木工事共通仕様書及び航空局工事等監督検査事務処理要領に掲げる業務分担区分に従い本指針第4章の区分を標準に分担するよう定める。	契9条、 監13条	1-1-2
2) 監督報告	契約担当官等の委任事項及び監督における必要な契約担当官等に対する報告	監督職員は、監第14条により報告するものとし、報告にあたっては報告内容に応じた契約書の適用関係条項を明記する。又、本文は発生した事象を適確に記載する。	契8条、契12条 契15条、契17条 契18条、契19条 契20条、契21条 契22条、契25条 契26条、契27条 契28条、契29条 契33条 監14条	
2. 工事の準備 1) 工事用地	工事用地の事前確認	契約担当官等は、工事用地等が指定期日に受注者に引き渡せる状況にあることを確認する。	契16条	1-1-7
2) 特許権等の使用	特許権等の確認	監督職員は、受注者から設計図書に指定された工法等が第三者の所有する特許権等に抵触する旨通知を受けた場合は、関係事項を確認のうえ契約担当官等に報告する。	契8条	

項 目	留 意 事 項	留 意 内 容	関 連 規 定	
			契約書等	共通仕様書
3) 工事手続き調整等	許可承諾条件が設計図書と異なる場合の措置	監督職員は、受注者が関係機関に手続きを行った結果、許可承諾条件が設計図書の定めと異なる旨受注者から通知を受けた場合、また付近住民等に工事周知を行った結果、受注者の責任範囲を超える状況が生じた旨通知を受けた場合は、事情を調査のうえ受注者に必要な措置を指示するとともに、その原因が発注者に起因すると認められる場合は、契約担当官等に必要な措置(案)を含め状況を報告して請求する。	契18条	1-1-35
4) 関係書類の受理	関係書類の経由	監督職員は、受注者からの請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、その内容を確認のうえ契約担当官等に遅滞なく送付する。	契9条	1-1-38
5) 施工計画書	施工計画書の記載内容の確認	監督職員は、受注者から施工計画書の提出があった場合は、共通仕様書の規定事項(総合評価落札方式の契約の場合には、技術提案が入札前にあった内容)に照らし記載内容を確認する。この場合、施工内容等を考慮し必要がある場合は、さらに詳細な施工計画書の提出を指示する。		1-1-4
6) 下請負	一括委託又は一括下請負の禁止、下請負施工する場合の通知等の請求	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第12条では建設業法第22条3項の規定は適用しないとしており、公共工事についてはいかなる理由があっても一括して他人に請け負わせることや請け負うことは出来ない。 契約担当官等は下請負人に疑義がある場合は、契7条に基づき下請負人の通知を求めることができる。	契6条 契7条	1-1-9
7) 施工体制	下請負施工する場合の施工体制台帳等の確認	監督職員は、受注者から「施工体制台帳」および「施工体系図」の提出があった場合には、施工計画書と照合して確認する。 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」において、工事現場における適正な施工体制の確保のため、発注者が点検その他の必要な措置を講ずることが義務づけられており、「施工体制台帳に係る書類の提出について」等にもとづき、統一的な監督の実施に努める。	契7条	1-1-10

項 目	留 意 事 項	留 意 内 容	関 連 規 定	
			契約書等	共通仕様書
8) 低入札に伴う監督の強化について	対象工事の場合	<p>※関連文書・・・国土交通省令、「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付国空経第408号、国空建第68号）、「「施工体制台帳に係る書類の提出について」の一部改正について」（平成27年3月16日付国空安保第763号、国空交企第643号）</p> <p>「「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」等の一部改正について」（平成20年10月3日付国空予管第553号）に基づく各局運用により監督体制の強化を行う。</p>		
9) 重点的な監督業務の実施	対象工事の場合	<p>監督職員は、当該工事に係る監督業務において、段階検査、施工の検査等を実施するに当たっては、立会することを原則とし、入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なる場合は、その理由を現場代理人から詳細にヒアリングするものとする。</p> <p>重点的な監督業務を実施する基準額（以下、「監督強化基準価格」という）は、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成21年4月3日付国官会第2464号）の低入札価格調査基準に基づき定める額（低価格入札調査基準価格）とし、低入札価格調査の調査基準価格を下回る価格をもって契約した工事とする。</p> <p>※関連文書・・・「公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施について」（平成15年8月21日付国空建第84号）</p>		
10) 新技術活用	新技術の活用	<p>受注者から「調査計画書」の提出があった場合、「公共工事等における新技術活用システム実施要領」に従い運用を行うものとする。</p> <p>※関連文書・・・「「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成26年3月28日付国官総第345号、国官技第320号、国営施第17号、国総施第141号）</p>		
3. 工事材料等 1) 支給材料等	支給材料等の検査		契15条	1-1-16

項 目	留 意 事 項	留 意 内 容	関 連 規 定	
			契 約 書 等	共 通 仕 様 書
4. 工事施工 1) 関連工事	関連工事との工程等の調整	監督職員は、支給材料又は貸与物件の引き渡しにあたっては受注者の立会の上、当該物件を検査しなければならない。	契9条	
2) 工事工程	1) 工程の進捗状況の把握	監督職員は、当該工事に関連する別件工事がある場合は、工程等の調整を行う。調整を行った結果当該工事の円滑な施工に支障がある場合は、原因等を調査し必要な措置を講ずるとともに契約担当官等に報告する。	契18条 契19条	
	2) 工事着手の遅延及び工程遅延の措置	監督職員は、受注者の履行報告等により工程の進捗状況を常に把握し、受注者から工期延長の請求があった場合、発注者と受注者の協議の前に工期変更協議の対象であるか否かを受注者との間で確認し、その結果を受注者に通知するとともに、工期変更の必要について契約担当官等に報告する。	契11条 契21条	1-1-8 1-1-26
3) 工事関係者の措置請求	1) 現場代理人への措置請求	監督職員は、受注者の責任に起因する工事着手の遅延または、完成工期に影響すると判断される工程の遅延が認められる場合は、受注者に遅延理由の説明を求めるとともに契約担当官等に状況を報告する。	契9条 契45条	1-1-15 1-1-25
	2) その他の技術者等への措置請求	監督職員は、現場代理人がその職務執行につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当官等に報告して必要な措置を請求する。	契12条	1-1-26
4) 条件変更等	条件変更等の措置	監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者、下請負人、労働者等で施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、その理由を明示した書面により必要な措置請求を行い、若しくは、契約担当官等に必要な措置等を含め報告する。	契12条	1-1-26
		監督職員は、受注者から施工において設計図書に示された施工条件と現場の状態が不一致又は当初予期できなかった特別の状態が生じた旨の通知を受けた場合は、受注者の立会を求めて調査し、事実を確認した場合は契約担当官等に設計図書の変更等を含め報告する。なお、軽微なものについては、契約担当官等に報告するととも	契18条 契19条 監14条	1-1-3 1-1-14 1-1-36

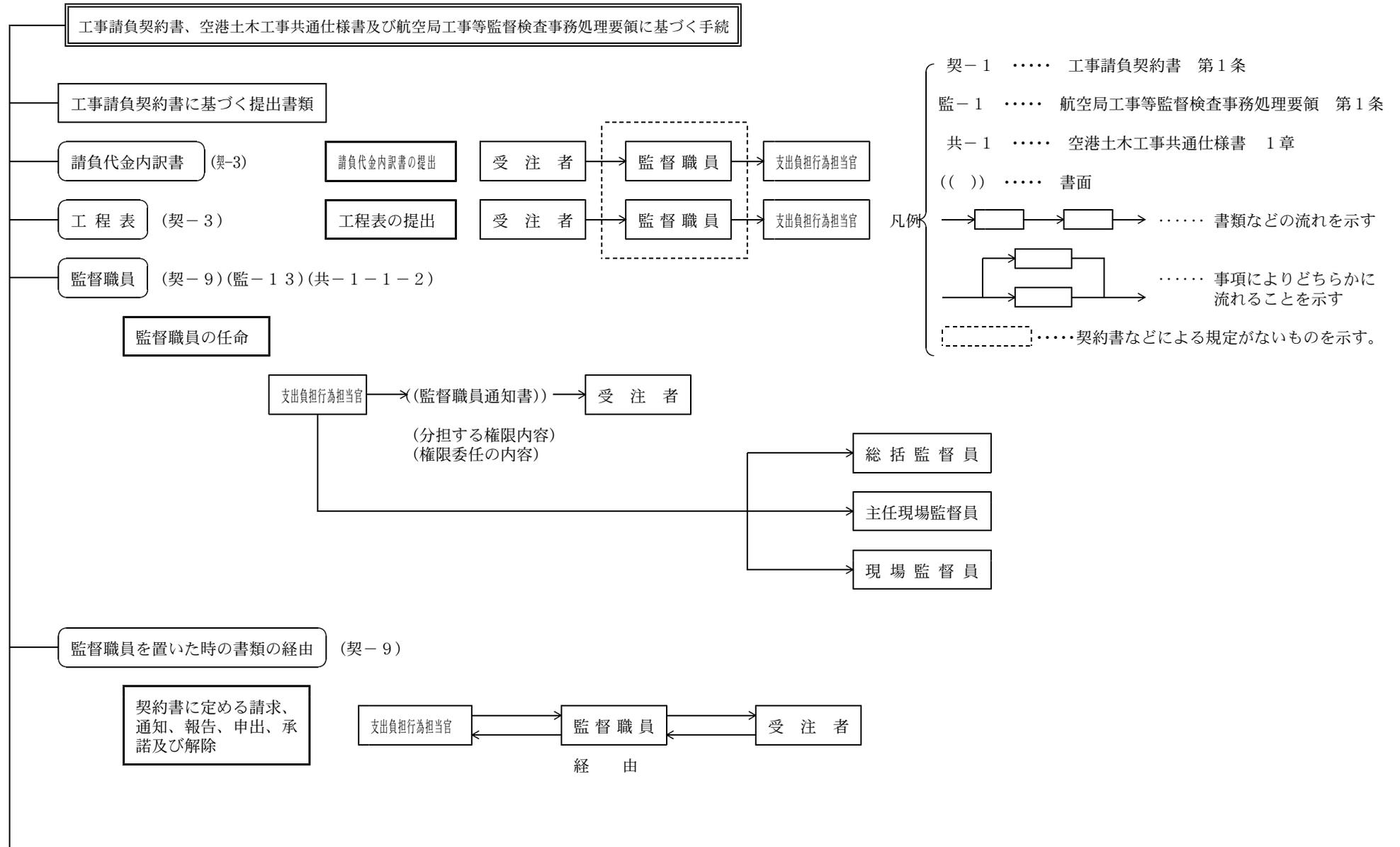
項 目	留 意 事 項	留 意 内 容	関 連 規 定	
			契 約 書 等	共 通 仕 様 書
5) 工事の中止	工事の中止の措置	に、受注者に必要な通知を行う。 監督職員は、天災その他受注者の責に帰さない理由により工事の継続ができない状態が発生した場合又は受注者から同様の通知により工事の継続ができないと認められる場合は、速やかに受注者に工事の全部又は一部の施工を一時中止させるよう請求するとともに、契約担当官等に報告する。	契20条 契19条 契26条 監14条	1-1-13 1-1-15
6) 臨機の措置		監督職員は、事前の情報又は現場に臨場した監督業務中に災害防止その他特に必要があると認められる場合は、受注者に臨機の措置を請求することができる。また、受注者から臨機の措置をとる旨通知を受けた場合は直ちに検討するとともに、これらの措置結果を設計図書の変更等を含め契約担当官等に報告する。	契26条 監14条	1-1-42
7) 第三者への損害	第三者に損害を及ぼした場合の措置	監督職員は、受注者から工事の施工において第三者に損害を及ぼした旨通知を受けた場合は、直ちに状況等を調査して契約担当官等に報告する。この場合、その原因が発注者の責に帰すと認められる場合は、契約担当官等に必要な措置を含め報告する。	契28条 監14条	1-1-39
8) 不可抗力による損害	不可抗力による損害が生じた場合の措置	監督職員は、受注者から天災その他不可抗力により工事目的物、仮設物及び資機材等に損害が生じた旨通知を受けた場合は、損害の程度及び原因について直ちに調査し、契約担当官等に報告する。	契29条 監14条	1-1-39
9) 工事安全等	工事安全等の確認	監督職員は、施工計画書に記載された安全管理及び現場作業環境の整備について随時実施状況を確認する。特に労働災害の防止について不備を認めた場合は、直ちに必要な措置を講ずることを受注者に請求する。	契26条	1-1-27 1-1-33
5. 検査等 1) 施工状況検査	監督職員による検査	監督職員は、施工段階で工事の出来形等の確認を要する工種として設計図書に定めがあるものについて、施工状況検査を行う。	契13条	1-1-19

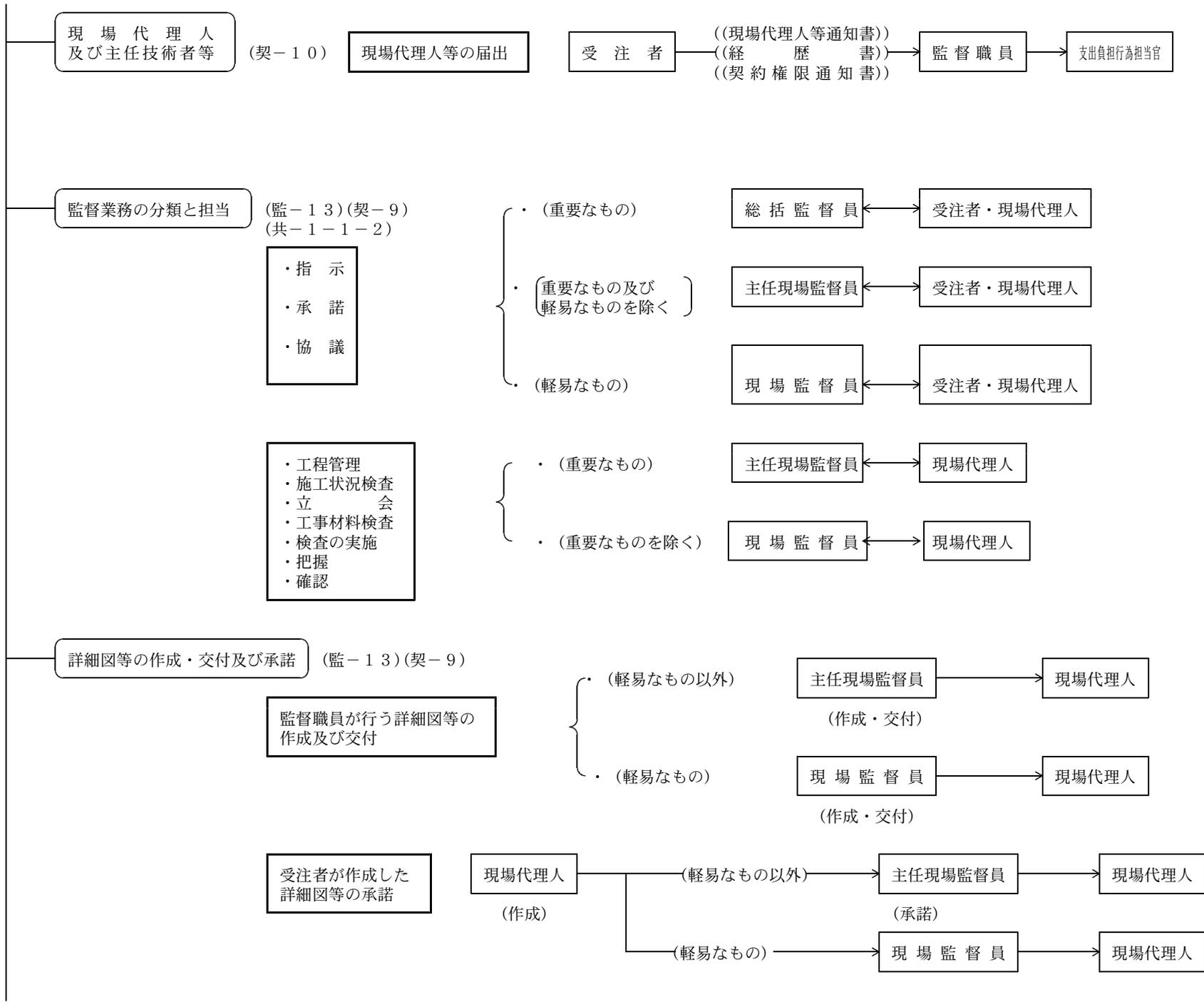
項 目	留 意 事 項	留 意 内 容	関 連 規 定	
			契 約 書 等	共 通 仕 様 書
2) 部分使用	部分使用の確認事項	発注者は設計図書の規定又は関連工事等との調整結果その他必要な理由により工事の出来形部分を発注者の事由で使用する場合は受注者の承諾を得るとともに、監督職員による施工状況検査その他現状の確認を行う。	契33条	1-1-23
3) 工事用地等の返還	工事用地等の返還条件の確認	監督職員は工事用地等を返還する旨の通知を受けたときは、設計図書に規定する返還条件に適合していることを確認する。この場合、修復その他条件に適合していない事項があれば、受注者に必要な措置を請求し、応じないときは契約担当官等に報告して指示を受ける。	契16条	1-1-7
4) 貸与物件等の返還	貸与物件等の返還条件の確認	工事において受注者に支給した材料の残余及び貸与物件について返還の通知を受けた場合は、数量及び返還条件に適合していることを確認して引き取る。	契15条	1-1-16
5) 発生品	発生品の処理	工事に伴い発生品がある旨受注者から通知があったときは、設計図書に定められたもの及び監督職員が指示したものについて、受注者に立会を求めて確認して引き取る。		1-1-17
6) 後片づけ	後片づけ完了の確認	工事が完成した旨通知を受けた場合は受注者に立会を求め、工事資材等の残存物件の有無、後片づけが完了していることを確認する。		1-1-29
7) 完成検査及び指定部分検査	完成検査及び指定部分検査の立会	検査職員の完成検査及び指定部分検査に臨場し、材料検査、施工状況検査、その他検査職員が給付の完了を確認するために必要な監督業務の資料を提出する	契31条 契38条	1-1-21 1-1-22
8) 検査不合格の修補	検査不合格の場合の修補確認	完成検査において不合格となった場合は、検査職員が受注者に通知した修補等について監督職員が受注者から修補完了通知を受けて確認する。この結果、修補等が完了していると認められた場合はその旨検査職員に通知する。	契31条 契38条	1-1-21 1-1-22

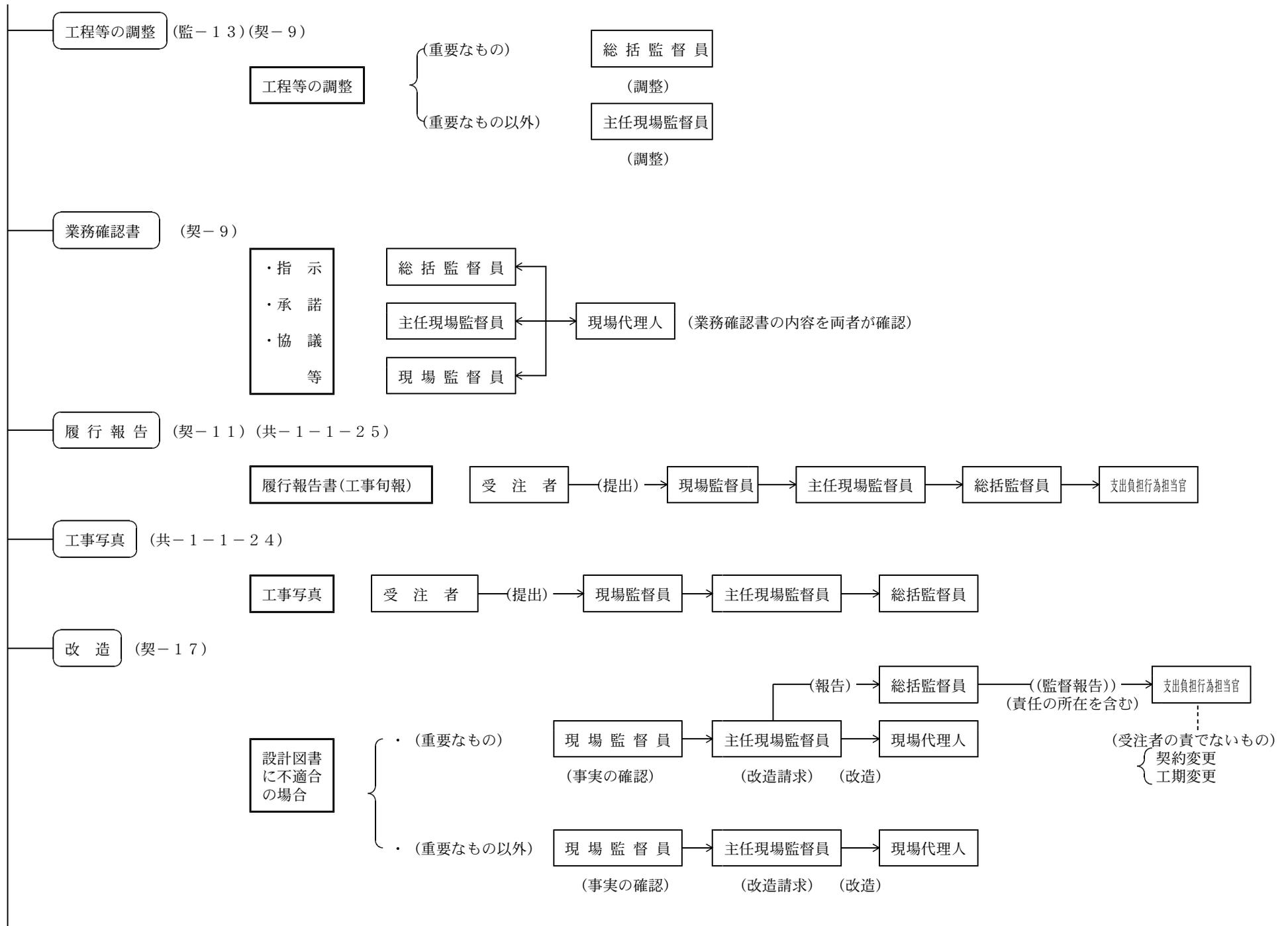
項 目	留 意 事 項	留 意 内 容	関 連 規 定	
			契約書等	共通仕様書
9) 工事成績 (参考)	工事成績評定表の作成 (技術評価職員として実施する)	完成検査及び指定部分検査により工事の全部又は一部が完了したときは、工事に対する評価を行う。完成検査において総合評価落札方式の契約の場合には技術提案の内容について履行状況の確認を行い、必要に応じて措置を行う。技術検査職員に工事の評価を依頼するため工事成績評定表を提出する。		
10) 新技術活用に伴う活用効果調査及び試行調査	新技術活用に伴う活用効果調査及び試行調査	受注者から「調査計画書」の提出があった場合、「公共工事等における新技術活用システム実施要領」に従い、事後評価を行い、実施要領「3.5.3(2)施工者の工事成績評定への措置」に従い主任現場監督員が技術評価職員として工事成績評定において評価する。		1-1-12

第3章 監督業務の事務処理フロー

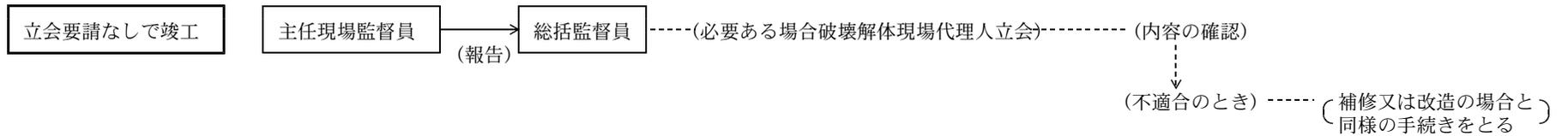
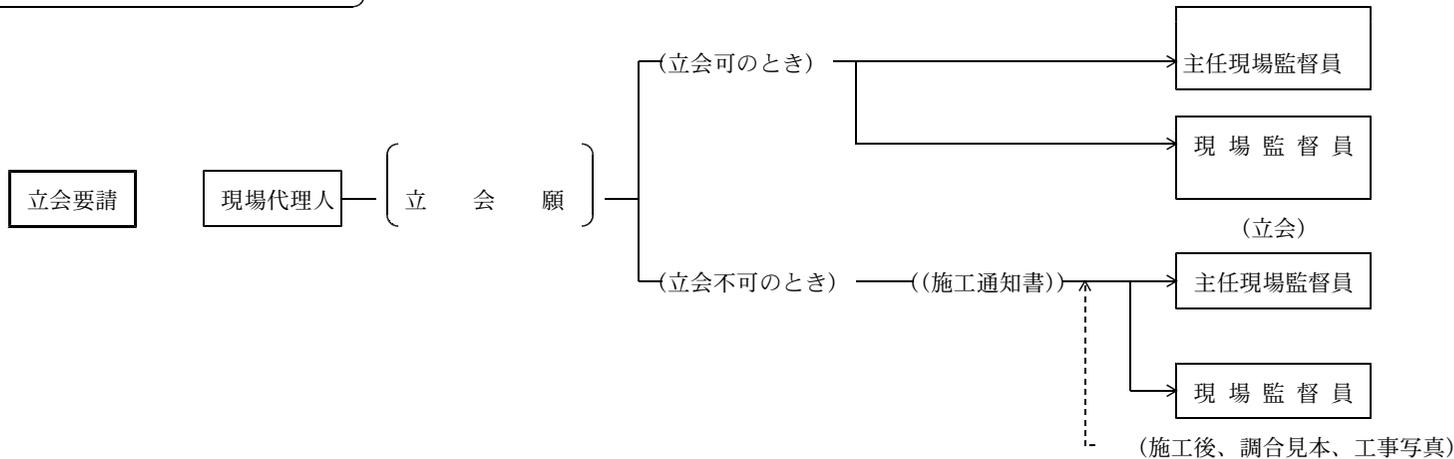
監督業務に関する主な規定としては、工事請負契約書、空港土木工事共通仕様書及び航空局工事等監督検査事務処理要領があり、これらの内容のうち主要な事務処理について、以下にそのフローを示す。



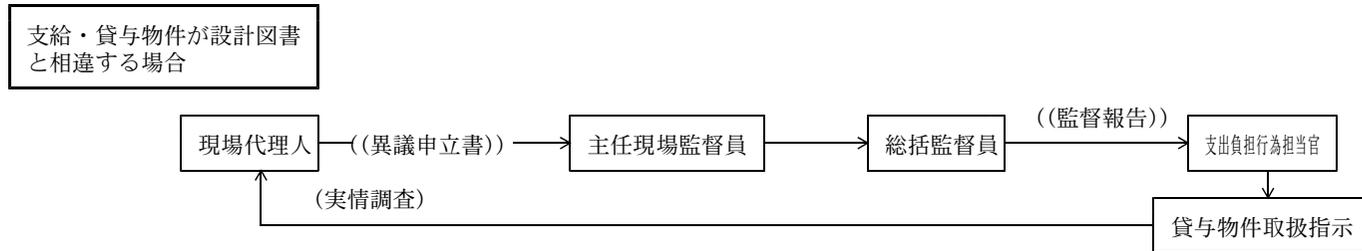
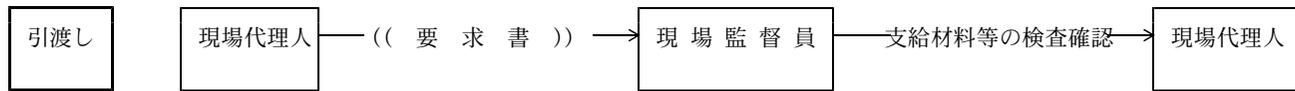


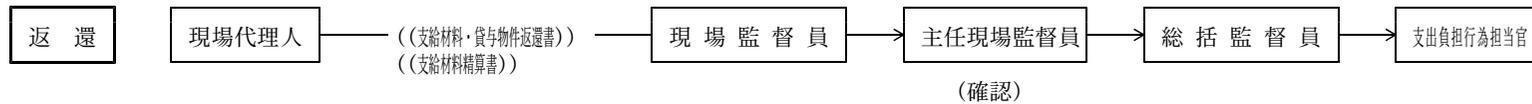
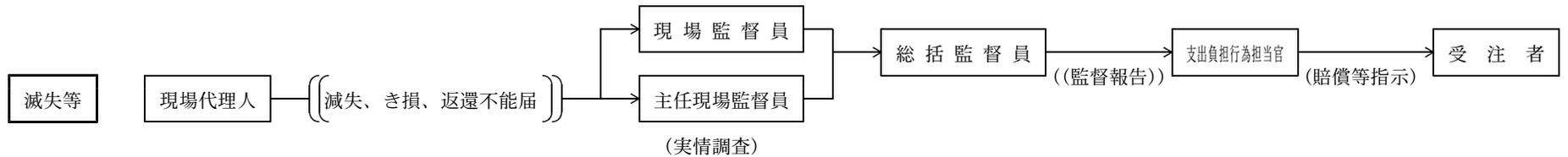
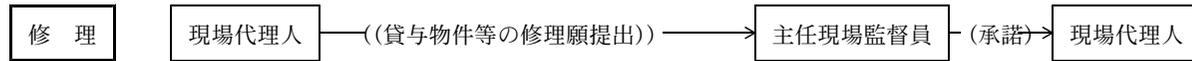
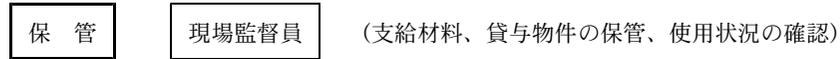


工事材料の調査、工事施工等の立会 (監-9)(契-14)(共-1-1-19)

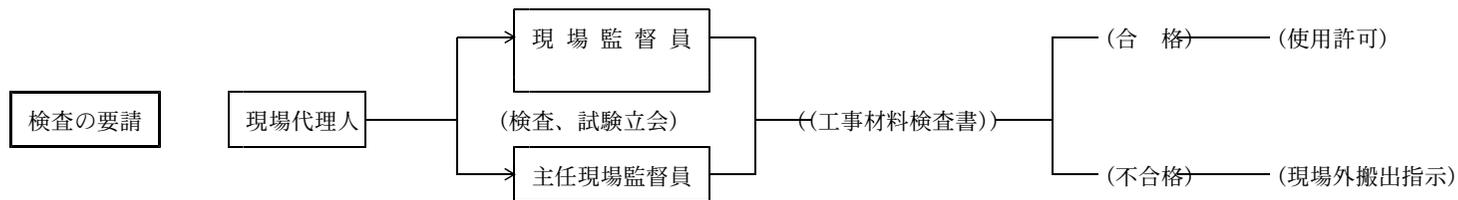


支給材料及び貸与物件 (契-15)(共-1-1-16)





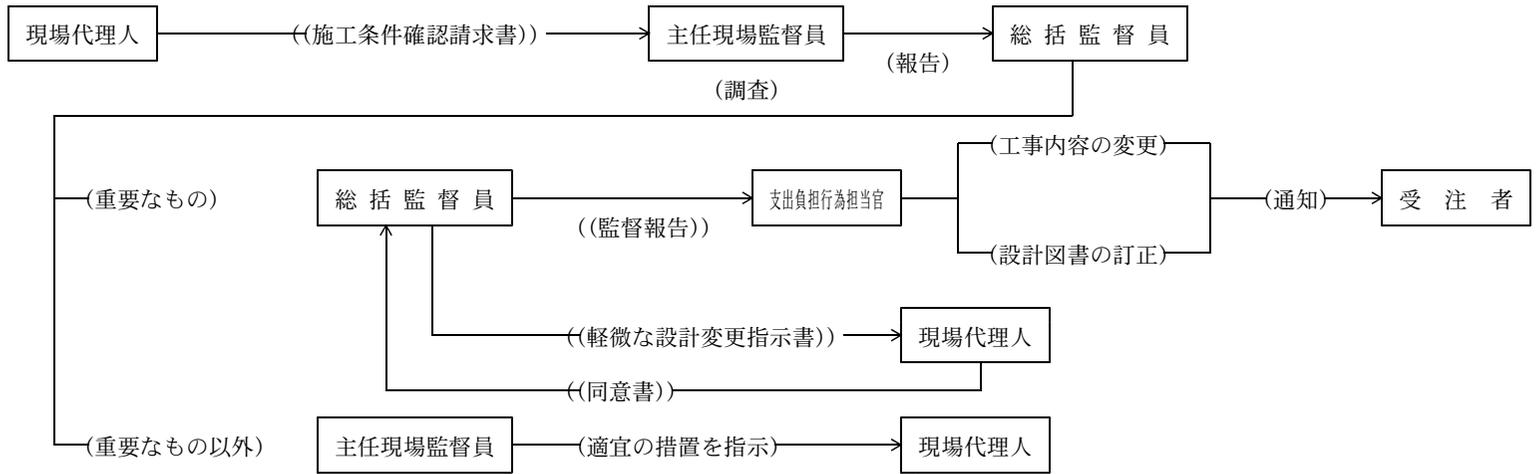
材料の検査等 (契-13)(共-1-1-19)



(検査、試験立会)

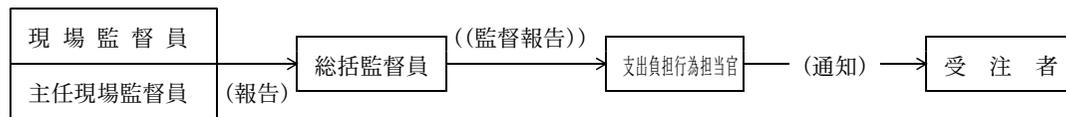
条件変更等 (契-18)

- ・設計図書と工事現場の不一致
- ・設計図書の誤謬、脱漏
- ・施工条件に特別の状



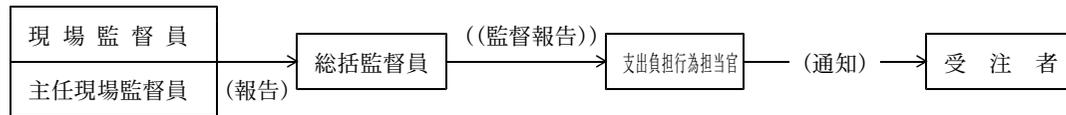
設計図書の変更 (契-19)(監-13)(監-14)

工事内容変更の必要

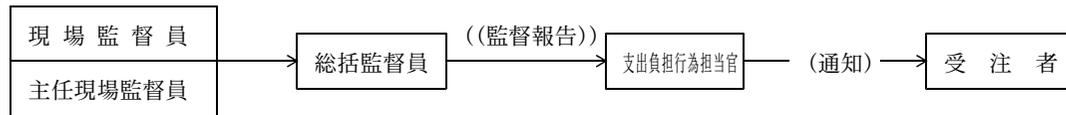


工事中止 (契-20)(監-13)(監-14)

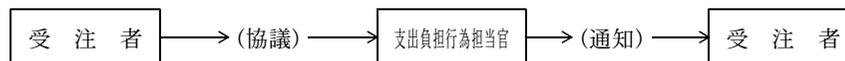
工事中止



工事の一時中止の解除



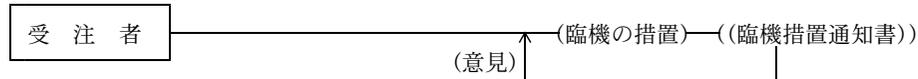
一時中止の費用請求



臨機の措置 (契-26)(共-1-1-42)

臨機の措置

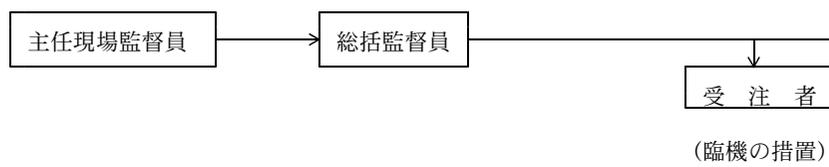
(受注者が監督職員の意見を聴取しない場合)



(受注者が必要と認め監督職員の意見を聴取する場合)

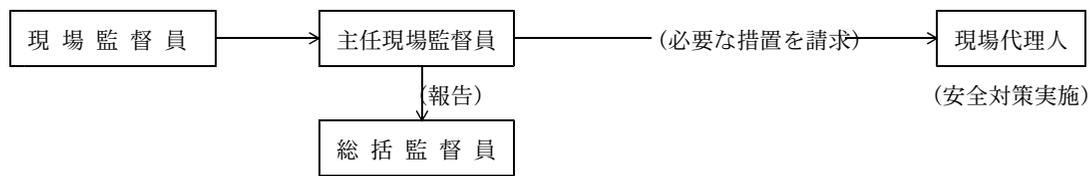


(臨機の措置請求)



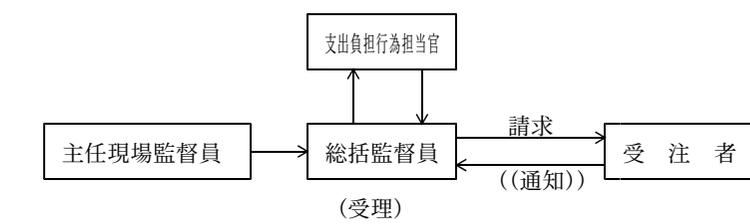
工事の安全対策 (共-1-1-27)(共-1-1-33)

安全管理の不備

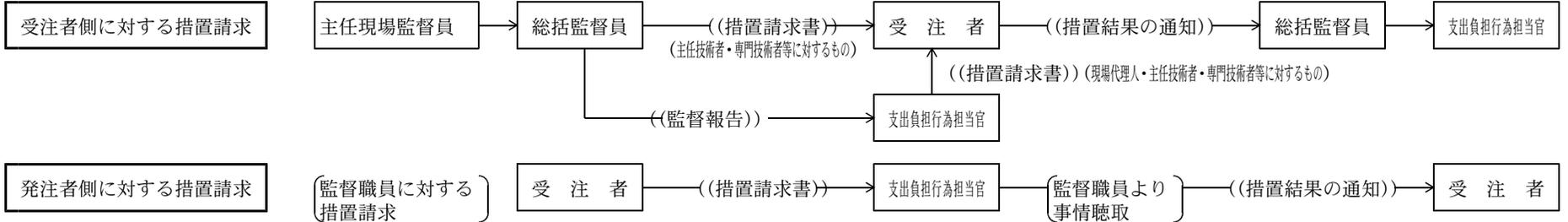


下請負等 (契-6)(契-7)(共-1-1-9)

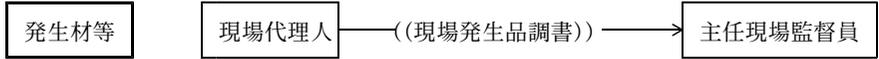
下請負人通知書 (必要ある場合)



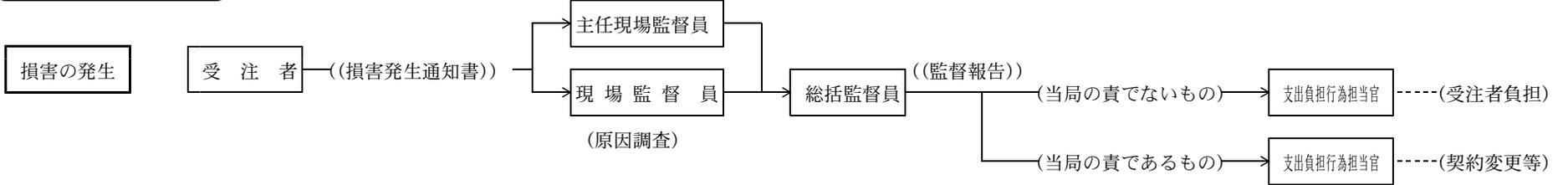
工事関係者に関する措置請求 (契-12) (共-1-1-26)



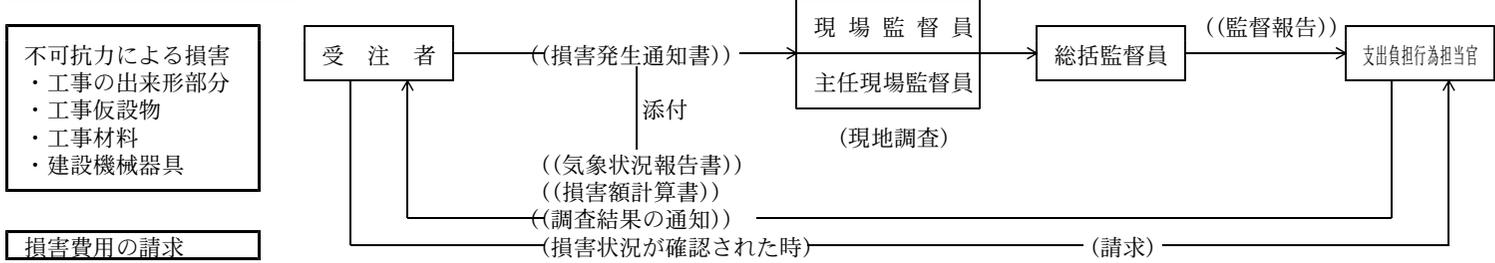
現場発生品の通知 (共-1-1-17)



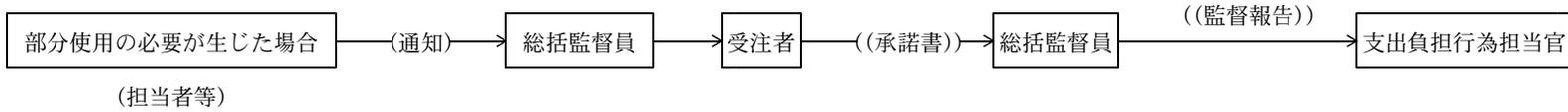
第三者への損害の報告 (契-28) (共-1-1-39)



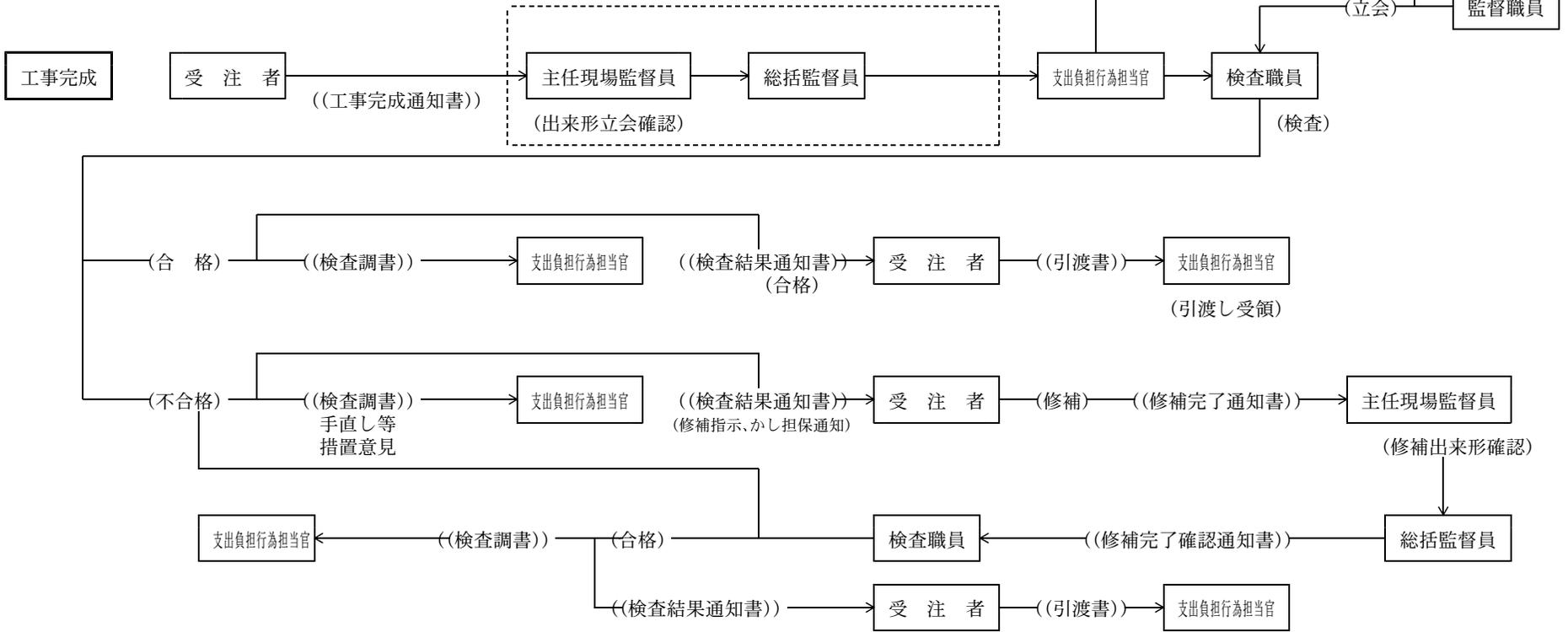
不可抗力による損害の報告 (契-29) (共-1-1-39)

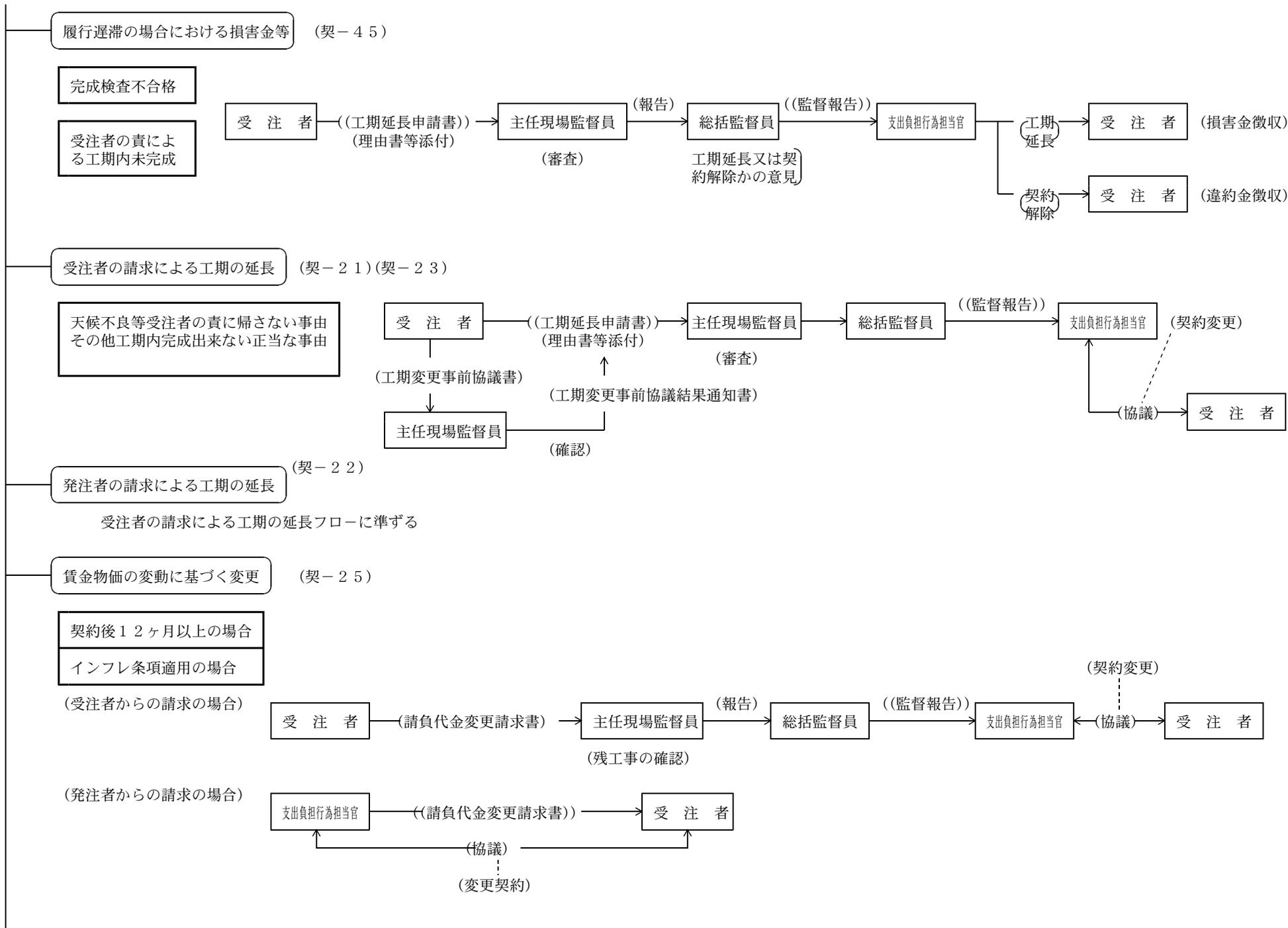


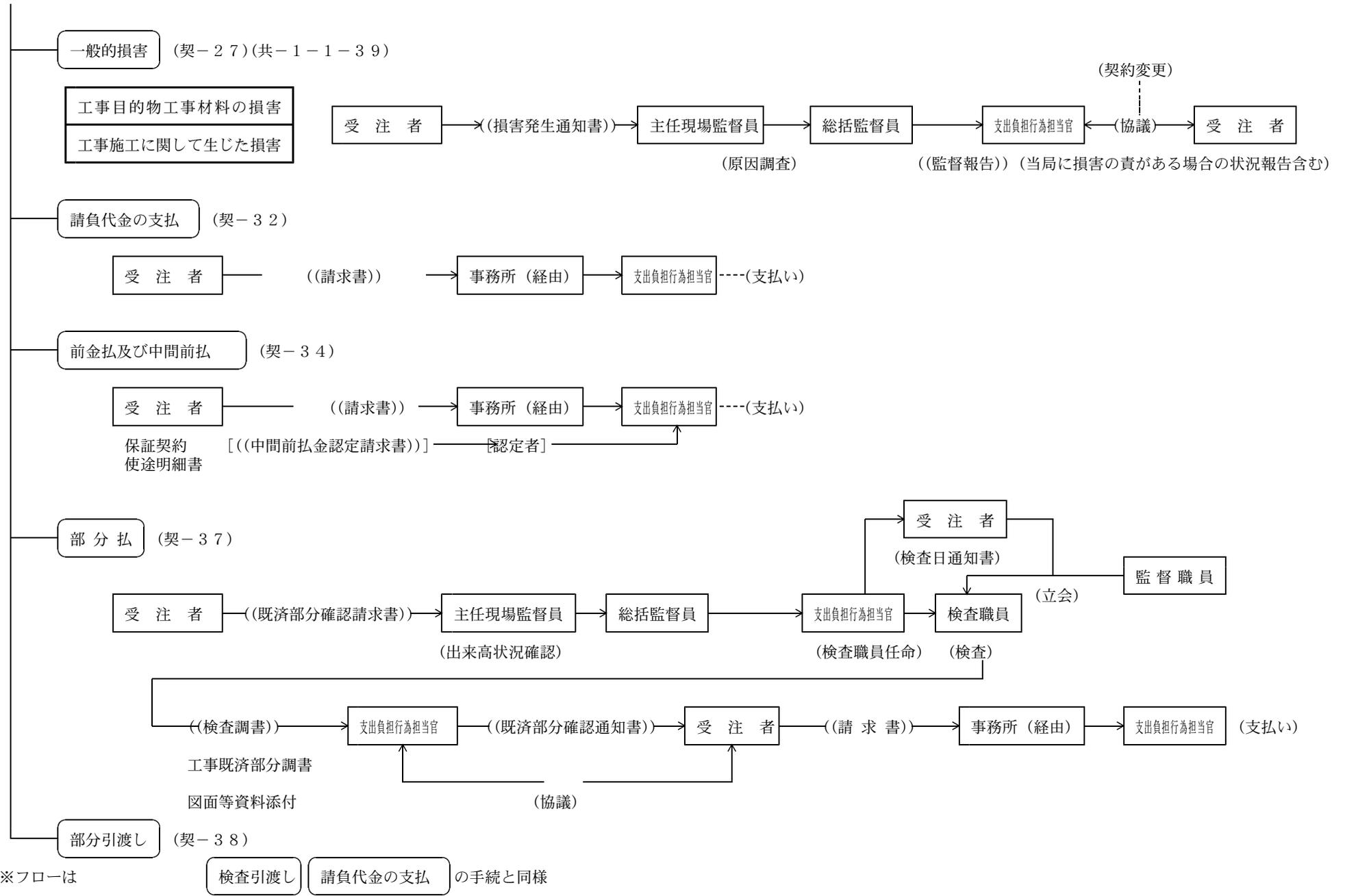
部分使用 (契-33)(共-1-1-23)



検査及び引渡し (契-31)(監-39) (共-1-1-21) (共-1-1-22)







第4章 工種別施工管理項目及び管理方法

本章は、監督の工種別施工管理項目及びその管理方法を示した。

なお、「関連規定」欄においては、契1条は工事請負契約書第1条を、監1条は航空局工事等監督検査事務処理要領第1条を、(共)1-1-1は空港土木工事共通仕様書の1-1-1を表している。

§ 1 総則

○ 共通編

「監督職員の担当」欄の総括:総括監督員、主任:主任現場監督員、現場:現場監督員をいう。

共通仕様書	管理事項・内容			時期	発注者	監督職員		受注者	関連規定
	事項	内容	注意事項等			方法	担当		
1章 総則									
1節 総則									
1-1-1 適用									
	共通仕様書の適用について				記載				
3)	特記仕様書・工事数量総括表及び図面の間に相違がある場合等					確認指示	主任	提出	契18条
1-1-2 用語の定義									
1)	監督職員の通知	官職、氏名、担当職務			選任通知	確認		受理	契9条
9)	特記仕様書の記載内容	工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求等共通仕様書以外に特別な定めが必要な事項	設計図書に基づき監督職員が指示した書面、受注者が提出し監督職員が承諾した書面は設計図書に含まれる		記載			照査	(共)1-1-3
1-1-3 設計図書の照査等									
1)	原図の貸与		受注者から要求があり、監督職員が必要と認めた場合			貸与	主任	要求	
2)	設計図書の照査	事実が確認できる現場地形図など		施工前 施工中		確認 受理	主任	照査 提出	契18条
3)	契約図書・その他の図書の第三者の使用又は伝達					承諾	主任	提出	
請負代金内訳書及び工程表の提出									
	請負代金内訳書・工程表					受理		提出	契3条
1-1-4 施工計画書									
1) 2) 3)	施工計画書 (変更含む)	(1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 指定機械 (5) 主要船舶・機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法 (8) 施工管理計画 (9) 安全管理 (10) 緊急時の体制及び対応 (11) 交通管理 (12) 環境対策 (13) 現場作業環境の整備 (14) 再生資源の活用の促進と建設副産物の適正処理方法 (15) その他	1) 施工計画・全体工程の把握 2) 安全管理体制の把握 3) 施工方法の安全性の確保 4) 重要な変更が生じた場合は変更計画書及び必要に応じ詳細施工計画書を提出させる。	工事着手前 変更時		受理	総括	提出	
1)	施工計画書	記載内容の一部省略	維持工事等簡易な工事			承諾	総括	提出	

「監督職員の担当」欄の総括:総括監督員、主任:主任現場監督員、現場:現場監督員をいう。

共通仕様書	管 理 事 項・内 容			時 期	発注者	監督職員		受注者	関連規定
	事 項	内 容	注意事項等			方 法	担当		
1-1-5 工事実績情報（工事実績データ）の作成、登録									
	工事実績データ（受注・完成・変更時）	10日以内に登録			確認	現場	提出		
	登録内容確認書				受理	現場	提出		
1-1-7 工事用地等の使用									
6)	工事用地等の返還(使用終了後)	設計図書又は監督職員の指示に従い復旧	使用終了後直ちに		記載又は指示受理	主任	返還		
6)	工事用地等の返還 (発注者が返還を要求した場合)	設計図書又は監督職員の指示に従い復旧する	要求後遅滞なく		記載又は指示受理	主任	返還		
1-1-8 工事の着手									
	工事着手の時期	特に定める必要がある時			記載	確認	現場	実施	
1-1-10 施工体制台帳の作成									
	施工体制台帳		工事着手前		受理	主任	提出		
	施工体制台帳(変更が生じた場合)		その都度		受理	主任	提出		
	施工体制台帳の工事現場への備付				確認	主任	実施		
1-1-10 施工体系図の作成									
	施工体系図		工事着手前		受理	主任	提出		
	施工体系図(変更が生じた場合)		その都度		受理	主任	提出		
	工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示				確認	主任	実施		
	工事現場内において、名札を着用				確認	現場	実施		
1-1-12 調査・試験に対する協力									
1)	受注者が工事現場で独自に行う調査・試験等について	実施及び成果の発表	事 前		承諾	主任	提出		
2)	発注者が自ら又は指定する第三者が行う調査・試験等の実施について		事 前	通知	経由	主任	受理 協力		
3)	公共事業労務費調査	調査対象工事となった場合			受理	主任	協力・提出		
4)	諸経費動向調査	調査対象工事となった場合			受理	主任	協力・提出		
5)	施工合理化調査	調査対象工事となった場合			受理	主任	協力・提出		
6)	低入札価格調査制度 (1)施工体制台帳の提出 (2)間接工事費等諸経費動向調査票の提出 調査票の様式等	調査対象工事となった場合 監督職員から求められた時	工事完成後		要求 受理 受理 指示	総括	提出 提出		

「監督職員の担当」欄の総括:総括監督員、主任:主任現場監督員、現場:現場監督員をいう。

共通仕様書	管 理 事 項・内 容			時 期	発 注 者	監督職員		受注者	関連規定
	事 項	内 容	注意事項等			方 法	担 当		
1-1-13 工事の一時中止									
1)	工事の一時中止	(1)埋蔵文化財の新たな発見等 (2)関連する他工事の進捗の遅れ (3)環境問題等により工事の続行不可能等			通知	経由	総括	受理	契20条
2)	工事の一時中止 (監督職員が必要と認めた時)	・受注者の契約図書違反 ・監督職員の指示に従わない時			通知	経由	総括	受理	
3)	維持・管理に関する基本計画書 工事現場の保全	上記1),2)により施工を一時中止する場合			承諾		総括	提出 実施	
1-1-15 工期変更									
1)	工期変更の事前協議					協議 確認	総括	協議 確認	契23条
1)	工期変更の事前協議の結果の通知					通知	主任	受理	
2)	工期変更の協議書	変更日数の算出根拠、変更工程表など				受理	主任	提出	
3)									
5)									
4)	工期延長申請書	変更日数の算出根拠、変更工程表など			受理			提出	
1-1-16 支給材料及び貸与物件									
2)	支給材料及び貸与物件の受払帳簿の備付、残高の整理							実施	
3)	支給材料精算書	完成時以前でも、精算可能な場合はその時点。	工事完成時			受理	主任	提出	
4)	支給材料及び貸与物件の要求書	品名、数量、品質、規格又は性能	使用予定日の14日前まで			受理	現場	提出	契15-1
5)	支給材料及び貸与物件の引渡場所	設計図書又は監督職員の指示			指定	引渡	現場	受取	契15-1
6)	支給材料及び貸与物件の返還	不用となった支給材料等の返還の場合			受理	指示	現場	受理 返還	契15-9
7)	支給材料及び貸与物件の修理等		事 前			承諾	主任	提出	
1-1-17 現場発生品									
1)	現場発生品調書	設計図書に定められたもの				受理	主任	提出	
1)	現場発生品の引渡場所	設計図書又は監督職員の指示する場所			指定	指示 受取	現場	引渡	
2)	現場発生品調書	監督職員が指示したもの				指示 受理	主任	通知 提出	
2)	現場発生品の引渡場所	発注者の指定品目以外に引渡を受ける必要のあるもの				指示 受取	現場	引渡	

「監督職員の担当」欄の総括:総括監督員、主任:主任現場監督員、現場:現場監督員をいう。

共通仕様書	管 理 事 項・内 容			時 期	発 注 者	監督職員		受注者	関連規定
	事 項	内 容	注意事項等			方 法	担 当		
1-1-18 建設副産物									
1)		設計図書に明示がない掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合で、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事				協議承諾	主任	協議提出	
1)		設計図書に明示がない掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合で、設計図書に明示がない任意の仮設工事				承諾	主任	提出	
2)		産業廃棄物管理票（マニフェスト）または電子マニフェスト				受理	現場	提示	
4)		土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合の再生資源利用促進計画の施工計画書への記載				受理	総括	提出	
5)		建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬入する場合の再生資源利用促進計画の施工計画書への記載				受理	総括	提出	
6)		再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録		速やかに		受理	主任	提出	
1-1-19 監督職員による検査及び立会									
1)		監督職員の材料検査、施工状況検査及び立会	設計図書の規定による。	事前		記載	実施	主任又は現場	通知
2)		工事現場又は製作工場への立ち入り立会	施工状況確認のため必要に応じ行う				実施	主任又は現場	協力
2)		資料の提出	施工状況確認のため必要に応じ行う				請求受理	現場	提出
4)		施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質等の確認の結果の整理	設計図書の定めによる。				受理確認	主任又は現場	提出
5)		施工状況検査の実施					実施	主任又は現場	現場代理人等：臨場
8)		勤務時間外の検査、立会	やむを得ない場合				承諾	主任	提出
1-1-20 数量の算出及び完成図									
		工事完成図の作成・提出					受理	総括	提出
1-1-21 工事完成検査									
1)	工事完成通知書		①工事が完成していること			受理			提出
2)			②監督職員の請求した改造が完了していること						
			③設計図書により義務づけられた資料が整備されていること						
			④必要な契約変更がなされていること						
									契31条

「監督職員の担当」欄の総括:総括監督員、主任:主任現場監督員、現場:現場監督員をいう。

共通仕様書	管 理 事 項・内 容			時 期	発 注 者	監督職員		受注者	関連規定
	事 項	内 容	注意事項等			方 法	担 当		
1-1-21 工事完成検査									
3)	工事完成検査の検査日				通知	経由		受理	
5)	修補	検査職員が修補の必要を認めた場合指示は検査職員が行う			指示			受理 実施	
6)	修補の完了	検査職員が修補の指示を出した場合確認は監督職員が行う				確認	総括		監-15
7)	検査結果の通知（修補部分）	指示期間内に修補が完了しない場合通知は検査職員が行う			通知			受理	
1-1-22 既済部分検査等									
1)	既済部分検査		工事完成検査を準用						契37条
2)	指定部分検査								契38条
1-1-23 部分使用									
1)	発注者の部分使用		契約書第33条に基づく部分使用時は品質・出来形等の検査を行う。		通知	経由 検査 (確認含む)	総括	受理・承諾	契33条
2)									
1-1-24 施工管理									
	工事材料の品質証明の資料			監督職員から請求のあった時及び検査時		受理	現場	資料の整備、保管 提出	
4)	設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定頻度の変更	①工事の初期で作業が定常的になっていない場合 ②管理試験結果が限界値に異常接近した場合 ③試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合 ④監督職員が必要と判断した場合				指示	主任	実施	
8)	標示板の設置の省略	標示板の設置が困難な場合				承諾	現場	提出	
10)	主要な船舶機械の搬入・搬出					受理	現場	通知	
11)	施工現場周辺、他の構造物並びに施設などへ影響が生じた場合			直ちに		受理 協議	主任	通知 協議	
13)	工事中の物件の発見又は拾得	関係官公庁にも通知				受理 指示	現場	通知	
1-1-25 履行報告									
	履行報告書					受理	現場	提出	契11条
1-1-26 工事関係者に対する措置請求									
1)	現場代理人が著しく不相当と認められる場合の措置請求	発注者から受注者に対して請求			請求			受理	契12条
2)	主任技術者(監理技術者)、専門技術者が著しく不相当と認められる場合の措置請求	発注者又は監督職員から受注者に対して請求			請求			受理	契12条

「監督職員の担当」欄の総括:総括監督員、主任:主任現場監督員、現場:現場監督員をいう。

共通仕様書	管 理 事 項・内 容			時 期	発 注 者	監督職員		受注者	関連規定
	事 項	内 容	注意事項等			方 法	担 当		
1-1-27 工事中の安全確保									
11)	イメージアップの実施			事前		受理	主任	提出	
13)	安全教育及び安全訓練等の具体的な計画の施工計画書への記載	施工計画書に記載 半日以上/月				受理	主任	提出	
14)	安全教育及び安全訓練等の実施状況					受理	現場	提出	
21)	事故又は災害の発生	人命の安全確保と 応急処置後関係官 公庁へ通知		直ちに		受理	主任	通知	
25)	足場からの転落事故防止対策として、枠組み足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」によるものとする	「手すり先行工法等に関するガイドライン」により難しい場合は協議		施工前		協議	主任	協議	
1-1-28 爆発及び火災の防止									
1)	火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳の写し			施工前		受理	現場	提出	
2)	火薬類の使用計画書			施工前		受理	主任	提出	
1-1-29 後片付け									
	工事検査に必要な足場等の存置	検査終了後の撤去				指示	現場	実施	
1-1-30 事故報告書									
	事故の発生			直ちに		受理	主任	通知	
	「事故報告書」					受理	主任	提出	
1-1-31 環境対策									
2)	環境への影響が予知され又は発生した場合の応急措置	応急措置状況				受理	主任	実施 通知	
6)	排出ガス対策型建設機械が使用できない場合					協議	主任	協議	
6)	排出ガス対策型建設機械の写真撮影					受理	現場	提出	
8)	低騒音型・低振動型建設機械の調達が不可能な場合	使用が義務づけられている場合				協議	主任	協議	
1-1-32 文化財の保護									
1)	文化財の発見に伴う工事の中止					受理 指示	総括	通知・工事の中止 実施	
1-1-33 交通安全管理									
3)	大型輸送機械による大量の工事資材等の輸送	関係機関と協議		事前		受理	現場	関係機関と協議 作成・提出	
3)	大型輸送機械による大量の工事資材等の輸送に関する計画書	交通安全等の輸送に関する必要な事項 ダンプトラックを使用の場合は、「港湾関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うこと。				受理	現場	提出	
10)	船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合で直ちにその物体を取り除けない場合	標識により危険個所を明示し、関係官公庁へ通知		直ちに		受理	主任	通知	

「監督職員の担当」欄の総括:総括監督員、主任:主任現場監督員、現場:現場監督員をいう。

共通仕様書	管 理 事 項・内 容			時 期	発 注 者	監督職員		受注者	関連規定
	事 項	内 容	注意事項等			方 法	担 当		
1-1-33 交通安全管理									
11)	作業船舶機械が故障し、二次災害を招く恐れのある場合	安全確保に必要な措置を講じ、関係官公庁へ通知		直ちに		受理	主任	通知	
1-1-34 諸法令の遵守									
3)	契約図書等の諸法令に対する設計図の矛盾の判明					受理 確認	主任	通知	
1-1-35 官公庁等への手続等									
3)	官公庁等への届け出書類等の写し			事前		受理	現場	提出	
4)	官公庁等からの許可書等の写し	許可書等が発行される場合				受理	現場	提出	
5)	官公庁等からの許可承諾内容の設計図書と相違事項					受理 指示	主任	通知 実施	
8)	工事の施工に伴う地方公共団体、地域住民等との交渉			事前		受理	主任	通知	
9)	交渉の状況			随時		受理 指示	現場 主任	通知 実施	
1-1-36 作業時間									
1)	施工時間の変更	特記仕様書で施工時間が定められている場合		事前		協議	主任	協議 実施	
2)	休日又は夜間の作業	理由書の添付		事前		承諾	主任	提出	
1-1-37 工事測量									
1)	水準点など	測量に使用する水準点など				指示	現場	実施	
1)	測量結果	基準測量、法線測量、水準測量、水深測量等		工事着手前		受理	現場	提出	
1)	測量結果と設計図書の相違					受理・ 指示	主任	通知・実施	
2)	仮水準点、多角点等の変動及び損傷					受理	現場	通知 仮水準点等の 復元	
5)	工所用基準面	水準測量、深淺測量の基準となる			記載				
1-1-38 提出書類									
	提出書類		定めのないものは、監督職員の指示したもの			受理	主任 又は 現場	提出	

「監督職員の担当」欄の総括:総括監督員、主任:主任現場監督員、現場:現場監督員をいう。

共通仕様書	管 理 事 項・内 容			時 期	発 注 者	監督職員		受注者	関連規定
	事 項	内 容	注意事項等			方 法	担 当		
1-1-39 損害									
1)	工事災害通知書	契29条1「設計図書で定めた基準」 ①想定以上の波浪高潮等の場合 ②最大風速が15m/秒以上の場合 ③24時間雨量が80mm以上等の場合 ④河川の警戒水位以上等の場合 ⑤地震、津波、豪雪、竜巻により一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合	遅滞なく	受理	経由			通知	契27条 契28条 契29条
1-1-40 特許権等									
2)	業務遂行による発明又は考案の出願及び権利の帰属等	発明又は考案を保全するために必要な措置を講じる		協議	受理	主任		報告 協議	
1-1-41 保険の付保及び事故の補償									
3)	建設業退職金共済組合の掛金収納書	該当する場合	契約後原則1ヶ月以内	受理				提出	
4)	水雷保険、傷害保険及び動産総合保険の付保				確認	現場		付保・証券等の提示	契51条
5)	回航保険の付保				確認	現場		付保・証券等の提示	契51条
6)	植樹保険の付保	移植工事等は除く			確認	現場		付保・証券等の提示	契51条
1-1-42 臨機の措置									
1)	受注者が必要と認めた場合の臨機の措置				受理	総括		実施 通知	契26条
2)	監督職員の請求による臨機の措置				請求	総括		実施	契26条
1-1-43 創意工夫									
	受注者が自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項		工事完了時まで		受 理	主任		提出	
1-1-45 主任技術者等の資格									
	主任技術者（監理技術者）	建設業法等による			確認	現場		配置	契10条
(付録-2) 第1章10									
①	工事施工前と工事完成後の比較ができる全景写真				受理	現場		提出	
②	現場条件の変更、臨機の措置、支給材料、現場発生品及び工事中の安全管理に関する確認の写真	必要に応じ提出する。			受理	現場		提出	
③	被災状況を示す工事目的物等の全景及び部分写真	必要に応じ提出する			受理	現場		提出	

○各工種共通事項

- 各工種の監督に際して、設計図書である図面及び特記仕様書等に特別の規定がある場合の取扱いは、下表に示すとおりとする。
- 材料検査が設計図書で規定された場合の検査方法は、下表に示すとおりとする。
- 施工状況検査が設計図書で規定された場合の検査方法は、次のとおりとする。
 - 材料及び施工状況については、各工種の監督項目に示す「材料」、「施工」の確認をすることをもって検査とする。
 - 出来形については、各工種の監督項目に示す「出来形」の確認事項の内容について、実施密度（出来形管理基準に定める測定密度の）20%を標準に確認することをもって検査とする。
従って、施工状況検査が規定された工種は、当該工種の「出来形」の確認のための「立会」は省略することができる。
- 「立会」については、工事の重要性、施工業者の技術力等を基にその必要性を検討し、必要と判断された場合の頻度・密度は、工事が契約図書どおりに行われているかを確認できる範囲とする。
- 施工管理用カメラの有効活用
工事の品質確保及び監督業務の効率化のため、可能な範囲で施工管理用カメラを有効に活用するものとする。なお、監督職員の確認事項のうち、目視による方法をカメラにより行うことができる。
- 各工種毎の様式で、重点管理の「重要性」の欄は、
 - ：特段の重要事項（担当は総括監督員）
 - ◎：重要事項（担当は主任現場監督員）
 - ：一般事項（担当は現場監督員）
 を示す。
- 「関連規定」欄において、（共）1-1-1は空港土木工事共通仕様書の1-1-1を表している。

監督項目		確認事項				監督方法及び業務分担				受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定（空港）	
項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	方法	総括	主任	現場				
図面及び特記仕様書の規定事項	使用船舶機械、施工方法、材料など	○	1)使用船舶機械 2)施工方法 3)材料の品質の基準値など		施工中	立会				○	実施		
	材料検査	○ ◎			材料検査願が提出された時	受理 材料検査			○	○	提出 臨場	受注者は、材料の品質を証明する資料・材料検査願を提出する	
	施工状況検査	○ ◎	1)出来形 2)品質 3)数量など		施工状況検査願が提出された時	受理 施工状況検査			○	○	提出 臨場	受注者は、測定結果など・施工状況検査願を提出する	(共) 1-1-19

§2 石・ブロック積(張)工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
コンクリート コンクリート ブロック	材料 施工	4章 §4 無筋・鉄筋コンクリートの規定による											(共)第1編第3章第4節 (共)第2編第1章第6節 (品)1		
	出来形	出来形管理	○	基準高、法長、厚さ、延長(施工状況検査)	書類	検査願提出時	検査毎			受理		○	実施	施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認	(共)第1編1-1-19 (出)1
													作成提出	・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書	
													臨場		
○	施工状況検査	検査時		確認項目の20%程度	確認		○	臨場							
○	書類	検査後	検査毎		報告		○	受理	・施工状況検査書						
石積(張)	材料	品質管理	○	1)外観	目視	施工中	適宜		確認			○		(共)第1編第3章第4節 (共)第2編第1章第6節 (品)1	
				2)石の種類	目視	施工中	適宜		確認			○		・特記仕様書による	
				3)比重	書類	搬入前	産地毎に1回	受理			○	提出	・特記仕様書による ・試験成績表を提出する		
								承諾			○	実施			
				4)規定外質量の比率	目視	施工中	適宜		確認			○			
				○	準硬石及び人工石材を使用する場合	書類	施工前		受理			○	実施提出	・試験成績表を提出する	(共)第1編第3章第4節 (共)第2編第1章第6節
	○		目視	施工中		承諾				○	受理				
施工	施工状況	○	石積(張)			適宜		確認					(共)第1編第3章第4節 (共)第2編第1章第6節		
出来形	出来形管理	○	基準高、法長、厚さ、延長(施工状況検査)	書類	検査願提出時	検査毎			受理		○	実施	施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認	(共)第1編1-1-19 (出)1	
												作成提出	・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書		
												臨場			
												○	施工状況検査		検査時
○	書類	検査後	検査毎		報告			○	受理	・施工状況検査書					

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定		
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場	
水抜パイフ	材料	品質管理	○	種類、形状寸法	書類	施工前	適宜		確認			○	提出		(共)第1編第3章第4節 (共)第2編第1章第6節(品)1	
	施工	施工状況	○	取付位置・取付状況	目視	施工中	適宜		確認			○		・目安として1回/1工事	(共)第1編第3章第4節 (共)第2編第1章第6節	
伸縮目地	材料	品質管理	○	品質	書類	施工前	ロット毎		受理			○	実施提出	・材料の試験成績表及び産地を明示した書類を提出する	(共)第1編第3章第4節 (共)第2編第1章第6節	
			○	種類	目視	施工中	適宜		確認			○		・目安として1回/1工事		
	施工	施工状況	○	取付位置・取付状況	目視	施工中	適宜		確認			○		・目安として1回/1工事		
基礎材	材料	品質管理	○	1)種類、品質	書類	搬入前	採取地毎		受理			○	提出	・材料の試験成績表及び産地を明示した書類を提出する	(共)第1編第3章第4節 (共)第2編第1章第6節(品)1	
			○		目視	施工中	適宜		確認			○				
			○	2)種類、品質 (材料検査を行う場合)	書類	検査願提出時	採取地毎		受理				○	作成提出		・材料検査願 ・工事材料検査書
			◎		材料検査	検査時	採取地毎に1回		確認		○		臨場	・採取地毎に1回		
			◎		書類	検査後	採取地毎		報告		○		受理	・工事材料検査書		
			○	3)再生材料の使用	目視	施工中	適宜		確認				○			
	施工	施工状況	○	石材	目視	施工中	適宜		確認			○			(共)第1編第3章第4節 (共)第2編第1章第6節	
	出来形	出来形管理			基準高、厚さ、延長(施工状況検査)									実施	施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認	(共)第1編1-1-19(出)1
				○		書類	検査願提出時	検査毎		受理			○	作成提出	・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書	
				◎		施工状況検査	検査時		確認項目の20%程度	確認		○		臨場		
◎				書類		検査後	検査毎		報告		○		受理	・施工状況検査書		

§ 3 構造物撤去工

3-1 取壊し工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任			
コンクリート取壊し	施工	一般事項	○	建設副産物	目視	施工中	適宜		確認			○	・建設副産物については、第1編1-1-18 建設副産物の規定による	(共)第1編第3章第5節 (共)第2編第1章第19節 (出)2
				運搬物の飛散処理									・運搬処理を行うに当り、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない	
	施工状況(コンクリート取壊し)	○	連続するコンクリート構造物の一部の取壊し及びはつり	目視	施工中	適宜		確認			○	・連続するコンクリート構造物の一部の取壊し及びはつりを行う場合、必要に応じてあらかじめ切断するなど、他に影響を与えないように施工しなければならない		
	出来形	出来形管理		形状寸法、外観(施工状況検査)								実施	・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認	
			○		書類	検査願提出時	検査毎		受理			○	作成提出 ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書	
			◎		施工状況検査	検査時	100%	取り壊し数量の20%程度	確認			○	臨場	
			◎		書類	検査後	検査毎		通知			○	受理	・施工状況検査書

3-2 撤去工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任			
水中コンクリート撤去	施工	一般事項	○	建設副産物	目視	施工中	適宜		確認			○	・建設副産物については、第1編1-1-18 建設副産物の規定による	(共)第1編第3章第5節 (共)第2編第1章第19節 (出)2
				運搬物の飛散処理									・運搬処理を行うに当り、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない	
	施工状況(水中コンクリート撤去)	○	既設構造物の損傷防止	目視	施工中	適宜		確認			○	・取り壊し及びはつりを行う場合、既設構造物に損傷を与えないように施工しなければならない		
			第三者への被害防止									・作業中の汚濁等により第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない		
				濁り防止									・設計図書に濁り防止のための特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない	

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
水中コンクリート撤去	出来形	出来形管理		形状寸法、外観(施工状況検査)									実施	施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認	(共)第1編第3章第5節 (共)第2編第1章第19節 (出)2
			○		書類	検査願提出時	検査毎		受理		○	作成提出	・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書		
			◎		施工状況検査	検査時	100%	撤去数量の20%程度	確認		○	臨場			
			◎		書類	検査後	検査毎		通知		○	受理	・施工状況検査書		
舗装版撤去	施工	一般事項	○	建設副産物	目視	施工中	適宜		確認			○		・建設副産物については、第1編1-1-18 建設副産物の規定による	
				運搬物の飛散処理											
	○	施工状況(舗装版撤去)	一部の取壊し及びはつりを行う場合	目視	施工中	適宜		確認		○		・舗装版の一部の取壊し及びはつりを行う場合、必要に応じてあらかじめ切断するなど、他に影響を与えないように施工しなければならない			
	出来形	出来形管理		形状寸法、外観(施工状況検査)									実施	施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認	
○			書類		検査願提出時	検査毎		受理		○	作成提出	・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書			
			◎	施工状況検査	検査時	100%	撤去数量の20%程度	確認		○	臨場				
			◎	書類	検査後	検査毎		通知		○	受理		・施工状況検査書		

§ 4 無筋・鉄筋コンクリート

4-1 レディーミクストコンクリート

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担				受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任	現場			
レディーミクストコンクリート	材料	工場の選定	●	JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合	書類	施工前	工場の選定時		確認	○			確認提出	・コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定すること。	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3
		骨材		○	使用材料の品質(JIS工場製品)	書類	施工前	製造前及び使用材料の変更時		受理			○	提出	
			○	規格	書類	施工前	配合設計前		受理			○	提出	・JIS A 5005、5011-1~4、5021による。	
			○	粗骨材の最大寸法	書類	施工前	配合設計前		受理			○	提出	・設計図書の定めによる。	
			○	細骨材及び粗骨材の粒度分布	書類	施工前	配合設計前		受理			○	提出	・(共)第1編表2-2、2-3による。	
			○	砂利及び砂	書類	施工前	配合設計前		受理			○	提出		
		○	細骨材に海砂を使用する場合	書類	施工前	配合設計前		受理				○	提出	(共)第1編2-9-1に示すコンクリートの全塩化物イオン量の許容値を満足するものとする。	

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担				受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任	現場				
レディー ミクスト コンクリート	材料	骨材	○	化学的・物理的に不安定な骨材を使用する場合	書類	施工前	使用毎		受理			○	実施提出	・試験成績表を提出する。	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3	
			◎						承諾		○	受理				
			○	スラグ類を使用する場合	書類	施工前			受理			○	実施提出			・試験成績表を提出する。
			○						承諾		○	受理				
		セメント	○	使用材料の品質(JIS工場製品)	書類	施工前	製造前及び使用材料の変更時			受理			○	提出		・試験成績表を提出する。
			○	外観(JIS工場製品以外)	目視	施工中	適宜			確認			○			
			○	化学成分(JIS工場製品以外)	書類	施工前	1箇月1回又は搬入の都度			受理			○	実施提出		・セメントはJIS R 5210ポルトランドセメント、JIS R 5211高炉セメント、JIS R 5212シリカセメント、JIS R 5213フライアッシュセメント、JIS R 5214エコセメントの規格に適合したものをを用いる。
		混和材料	○	使用材料の品質(JIS工場製品)	書類	施工前	製造前及び使用材料の変更時			受理			○	提出		・試験成績表を提出する。
	○		化学成分(JIS工場製品以外)	書類	施工前	1箇月1回又は搬入の都度			受理			○	実施提出	・混和材はJIS A 6201コンクリート用フライアッシュ、JIS A 6206コンクリート用高炉スラグ微粉末、JIS A 6202コンクリート用膨張材に適合したものをを用いる。 ・貯蔵中に分離、変形したものは使用しない。 ・混和剤のAE剤、減水剤、AE減水剤及び高性能AE減水剤は、「JIS A 6204コンクリート用化学混和剤」に適合したものをを用いる。		
	水	○	使用材料の品質(JIS工場製品)	書類	施工前	製造前及び使用材料の変更時			受理			○	提出	・試験成績表を提出する。		
		○	化学成分(JIS工場製品以外)	書類	施工前	配合設計前			受理			○	実施提出	・油、酸、塩類、有機不純物、懸濁物等、コンクリート及び鋼材の品質に悪影響を及ぼす有害な物質を含まないものとする。		
		○	無筋コンクリートの練混ぜ水として海水を使用する場合	書類	施工前	使用前			受理			○	実施提出	・試験成績表を提出する。 ・海水は、鉄筋コンクリートの練混ぜ水として使用しない。		
		◎							承諾		○	受理				
	コンクリートの種類及び品質	○	コンクリートの配合	書類	施工前	製造前及び使用材料の変更時			受理			○	実施提出	・配合計画書を提出する。		

4-2 コンクリートミキサー船

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定					
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場				
コンクリートミキサー船	材料	コンクリートミキサー船の選定	○	製造能力 製造設備 品質管理状態等	書類	施工前	使用毎		受理			○	実施提出	・コンクリートミキサー船は製造能力、製造設備、品質管理状態等を考慮して選定する。	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3				
			◎						承諾		○	受理							
	骨材			○	規格	書類	施工前	配合設計前		受理			○	提出		・JIS A 5005、5011-1~4、5021による。			
				○	粗骨材の最大寸法	書類	施工前	配合設計前		受理			○	提出		・設計図書のとおりによる。			
				○	細骨材及び粗骨材の粒度分布	書類	施工前	配合設計前		受理			○	提出		・(共)第1編表2-2、2-3による。			
				○	砂利及び砂	書類	施工前	配合設計前		受理			○	提出					
				○	細骨材に海砂を使用する場合	書類	施工前	配合設計前		受理			○	提出		(共)第1編2-9-1に示すコンクリートの全塩化物イオン量の許容値を満足するものとする。			
				○	化学的・物理的に不安定な骨材を使用する場合	書類	施工前	使用毎		受理			○	実施提出		・試験成績表を提出する。			
				○	スラグ類を使用する場合	書類	施工前										○	実施提出	・試験成績表を提出する。
				○															
	セメント			◎	外観	目視	施工中	適宜		承諾		○		受理					
				○						確認		○							
				○	化学成分	書類	施工前	1箇月1回又は搬入の都度		受理			○	実施提出			・セメントはJIS R 5210ポルトランドセメント、JIS R 5211高炉セメント、JIS R 5212シリカセメント、JIS R 5213フライアッシュセメント、JIS R 5214エコセメントの規格に適合したものを用いる。		
	混和材料			○	化学成分	書類	施工前	1箇月1回又は搬入の都度		受理		○	実施提出	・混和材はJIS A 6201コンクリート用フライアッシュ、JIS A 6206コンクリート用高炉スラグ微粉末、JIS A 6202コンクリート用膨張材に適合したものを用いる。 ・貯蔵中に分離、変形したものは使用しない。					
	水			○	化学成分	書類	施工前	配合設計前		受理			○	実施提出		・油、酸、塩類、有機不純物、懸濁物等、コンクリート及び鋼材の品質に悪影響を及ぼす有害な物質を含まないものとする。			
				○	無筋コンクリートの練混ぜ水として海水を使用する場合	書類	施工前	使用前						○		実施提出	・試験成績表を提出する。 ・海水は、鉄筋コンクリートの練混ぜ水として使用しない。		
				◎														承諾	

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担				受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任	現場			
コンクリートミキサー船	材料	コンクリートの品質及び配合	○	コンクリートの配合	書類	施工前	製造前及び使用材料の変更時		受理			○	実施提出	・示方配合を定め、計画書を提出する。	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3
			◎						承諾		○	受理			
	試験練り	◎	試験練り	書類	施工前	監督職員が指示した時		指示		○	実施	・試験結果を提出する。			
		◎						受理		○	提出				

4-3 現場練りコンクリート

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担				受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任	現場			
現場練りコンクリート	材料	骨材	○	規格	書類	施工前	配合設計前		受理			○	提出	・JIS A 5005、5011-1~4、5021による。	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3
			○	細骨材及び粗骨材の粒度分布	書類	施工前	配合設計前		受理			○	提出	・(共)第1編表2-2、2-3による。	
			○	砂利及び砂	書類	施工前	配合設計前		受理			○	提出		
			○	細骨材に海砂を使用する場合	書類	施工前	配合設計前		受理			○	提出	(共)第1編2-9-1に示すコンクリートの全塩化物イオン量の許容値を満足するものとする。	
			○	種類及び粗骨材の最大寸法	目視	搬入時	適宜		確認			○		・JIS A 5005、JIS A 5011による。	
			○	貯蔵	目視	施工中	適宜		確認			○		・ごみ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵する。	
			○	化学的・物理的に不安定な骨材を使用する場合	書類	施工前	使用毎		受理			○	実施提出	・試験成績表を提出する。	
			○	スラグ類を使用する場合	書類	施工前			受理			○	実施提出	・試験成績表を提出する。	
			○						承諾		○	受理			
			セメント	◎	外観	目視	施工中	適宜		承諾		○	受理		
	○	確認								○					
	○	化学成分		書類	施工前	1箇月1回又は搬入の都度		受理		○	実施提出	・セメントはJIS R 5210ポルトランドセメント、JIS R 5211高炉セメント、JIS R 5212シリカセメント、JIS R 5213フライアッシュセメント、JIS R 5214エコセメントの規格に適合したものを用いる。			
	○	貯蔵		目視	施工中	適宜		確認		○		・防湿性のあるサイロに、セメントを貯蔵するものとし、貯蔵中にわずかでも固まったセメントは使用しない。			

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
現場練りコンクリート	施工	材料の計量及び練混ぜ	○	練混ぜ状況	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートの練混ぜに際し、可傾式又は強制練りバッチミキサ及び連続ミキサを使用する。 ・ミキサの練り混ぜ試験を、「JIS A 1119 ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法」及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行う。 ・「JIS A 8603-1 コンクリートミキサ(用語及び仕様項目)」に適合するか、又は同等以上の性能を有するミキサを使用する。 ・定めた練混ぜ時間の3倍以内で行う。 ・ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後にミキサ内に新たな材料を投入する。 ・使用の前後にミキサを清掃する。 ・ミキサは練上げコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさない構造とする。 ・連続ミキサを用いる場合は、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートは用いないとともに、ミキサ部の容積以上のコンクリートを廃棄する。 ・コンクリートを手練りにより練り混ぜる場合は水密性が確保された練り台の上で行う。 	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3	
			○	練混ぜ時間を試験によって定めない場合	書類	施工前			受理			○	実施提出		・練混ぜ時間は試験によって定める。
			◎						承諾		○	受理			
			○	定めた示方配合を現場配合に修正した場合	書類	施工前			受理			○	通知		・現場配合表を提出する。

4-4 運搬打設工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
運搬打設工	施工	準備	○	準備	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート打設が潮待ち作業となる場合、打設に要する時間と潮位の関係を十分に把握し、施工する。 ・レディーミクストコンクリートの運搬に先立ち、搬入間隔、経路、荷下し場所等の状況を把握しておく。 ・打設に先立ち、打設場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定するものとし、コンクリートと接して吸水の恐れのあるところは、あらかじめ湿らせておく。 	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3	
		運搬	○	運搬	目視	施工中	適宜		確認			○			<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート練混ぜ後、速やかに運搬する。 ・材料の分離その他コンクリートの品質を損なうことのないように、コンクリートを運搬する。
		打設	○	コンクリートを練混ぜてから打ち終わるまでの時間が2時間(1.5時間)を超える場合	書類	施工前				受理					○
			◎						承諾		○		受理		

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
運搬打設工	施工	打設	○	打設	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートの打設作業中、型枠のずれ、浮上り、目地材の離れ及び鉄筋の配置を乱さないように注意する。 ・コンクリートポンプを使用する場合、土木学会規準「コンクリートのポンプ施工指針」により施工する。 ・ベルトコンベヤを使用する場合、適切な速度で十分容量のある機種を選定し、終端にはバツフルプレート及びシュートを設け、材料が分離しない構造のものとし、配置に当たっては、コンクリートの横移動ができるだけ少なくなるようにする。 ・バケツ及びスキップを使用する場合、コンクリートに振動を与えないよう適切な処置を講じるとともに、排出口は排出時に材料が分離しない構造のものとする。 ・打設したコンクリートを型枠内で横移動させない。 ・一区内のコンクリートの一層を打設が完了するまで連続して打設する。 ・コンクリートの表面が一区内でほぼ水平となるように打設するものとし、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定めなければならない。 ・型枠に接して露出面となるコンクリートを、完全なモルタルの表面が得られるように打設し、締固める。 ・コンクリートの打上りに伴い不要となったスペースを可能な限り取除く。 ・コンクリートの打設中、表面にブリージング水が生じた場合、適切な方法でこれを取除きながらコンクリートを打設する。 ・コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、上層のコンクリートは下層のコンクリートが硬化し始めるまでに打設する。 	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3	
			打設高さ	○	打設高さを1.5m以上とする場合	書類	施工前			受理		○	提出		<ul style="list-style-type: none"> ・型枠が高い場合、材料の分離を防ぎ、上部の鉄筋及び型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設ける、縦シュートを使用する、ポンプ配管の吐出口を打設面まで下げる、かのいずれかにより施工しなければならない。シュート、ポンプ配管、バケツ、ホッパー等の吐出口と打設面までの高さは1.5m以下とする。
				◎						承諾		○	受理		
	シュートの使用	○	縦シュート以外を使用する場合	書類	施工前				受理		○	提出	<ul style="list-style-type: none"> ・シュートを使用する場合には縦シュートを用いるものとし、漏斗管、フレキシブルホース等により自由に曲がるものを選定する。 		
		◎							承諾		○	受理			

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
運搬打設工	施工	締固め	○	締固め	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートの締固めに際し、バイブレーターを用いるものとし、薄い壁などバイブレーターの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用する。 ・コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締固める。 ・コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締固めする。 	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3	
		沈下ひびわれに対する処置	○	沈下ひびわれに対する処置	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・スラブ又は梁のコンクリートが壁又は柱のコンクリートと連続している構造の場合、沈下、ひび割れを防止するため、壁又は柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブ又は梁のコンクリートを打設するものとし、張出し部分を持つ構造物の場合も、同様にして施工する。 ・沈下ひびわれが発生した場合、ただちにタンピングを行い、これを消す。 		
		打継目	○	施工状況	目視	施工中	適宜			確認			○		<ul style="list-style-type: none"> ・打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、打継面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるようにし、やむを得ず、せん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目にほぞ、又は溝を作るか、適切な鋼材を配置してこれを補強する。 ・硬化したコンクリートに新しくコンクリートを打ち継ぐ場合、硬化したコンクリートの表面のレイタンス、表皮等を取り除き、打継面を粗にし、十分吸水させ打設しなければならない。
			○	図面に定めのない打継目を設ける場合	書類	施工前			受理		○	提出	<ul style="list-style-type: none"> ・構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、位置、方向及び施工方法を定める。 		
			承諾							○	受理				
			○	打継処理材を使用する場合	書類	施工前				受理		○	提出		<ul style="list-style-type: none"> ・硬化したコンクリートに新しくコンクリートを打ち継ぐ場合、硬化したコンクリートの表面のレイタンス、表皮等を取り除き、打継面を粗にし、十分吸水させ打設しなければならない。
		承諾								○	受理				
表面仕上げ	○	表面仕上げ	目視	施工中	適宜			確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・型枠に接しない仕上げの面の締固めを終わり、ほぼ規定の高さ及び形に均したコンクリートの上面にしみ出た水がなくなるか又は上面の水を処理した後でなければ仕上げてはならない。仕上げには木ごて、金ごて等を用いるものとし、粗面仕上げを行う場合には、ほうき等を用いる。 			

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担				受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任	現場			
運搬打設工	施工	養生	○	養生状況	目視	施工中	適宜		確認			○	・打設後、一定期間をコンクリート硬化に必要な温度及び湿度に保ち、有害な作用の影響を受けないよう養生する。 ・コンクリートの露出面を養生マット、布等でぬらしたもので、これを覆うかまたは散水、湛水を行い湿潤状態を保つ。	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3	
			○	養生方法及び日数	書類	施工前			受理		○	提出			
			◎						承諾		○	受理			

4-5 暑中コンクリート

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担				受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定		
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)		時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任	現場					
暑中コンクリート	材料	工場の選定	●	JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合	書類	施工前	工場の選定時		確認	○			確認提出	・コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定すること。 ・コンクリートミキサー船は製造能力、製造設備、品質管理状態等を考慮して選定する。 ・試験成績表を提出する。 ・JIS A 5005、5011-1~4、5021による。 ・(共)第1編表2-2、2-3による。 (共)第1編 2-9-1 に示すコンクリートの全塩化物イオン量の許容値を満足するものとする。	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3		
		コンクリートミキサー船の選定	○	製造能力 製造設備 品質管理状態等	書類	施工前	使用毎		受理			○	実施提出				
			◎						承諾		○	受理					
		骨材	○	使用材料の品質 (JIS工場製品)	書類	施工前	製造前及び使用材料の変更時			受理						○	提出
			○	規格	書類	施工前	配合設計前			受理						○	提出
			○	細骨材及び粗骨材の粒度分布	書類	施工前	配合設計前			受理						○	提出
			○	砂利及び砂	書類	施工前	配合設計前			受理						○	提出
○	細骨材に海砂を使用する場合	書類	施工前	配合設計前			受理				○	提出					

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定			
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)		時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場		
暑中コンクリート	材料	骨材	○	種類及び粗骨材の最大寸法(現場練りコンクリート)	目視	搬入時	適宜		確認			○		・JIS A 5005、JIS A 5011 による。	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3		
			○	貯蔵(現場練りコンクリート)	目視	施工中	適宜		確認			○		・ごみ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵する。			
			○	化学的・物理的に不安定な骨材を使用する場合	書類	施工前	使用毎			受理			○	実施提出		・試験成績表を提出する。	
			承諾								○	受理					
			○	スラグ類を使用する場合	書類	施工前				受理			○	実施提出		・試験成績表を提出する。	
			○							承諾		○	受理				
	セメント			○	使用材料の品質(JIS工場製品)	書類	施工前	製造前及び使用材料の変更時		受理			○	提出		・試験成績表を提出する。	
				○	外観(JIS工場製品以外)	目視	施工中	適宜		確認			○				
				○	化学成分(JIS工場製品以外)	書類	施工前	1箇月1回又は搬入の都度			受理			○		実施提出	・セメントはJIS R 5210ポルトランドセメント、JIS R 5211高炉セメント、JIS R 5212シリカセメント、JIS R 5213フライアッシュセメント、JIS R 5214エコセメントの規格に適合したものをを用いる。
				○	貯蔵(現場練りコンクリート)	目視	施工中	適宜			確認			○			・防湿性のあるサイロに、セメントを貯蔵するものとし、貯蔵中にわずかでも固まったセメントは使用しない。
				○	使用材料の品質(JIS工場製品)	書類	施工前	製造前及び使用材料の変更時			受理			○		提出	・試験成績表を提出する。
	混和材料			○	化学成分(JIS工場製品以外)	書類	施工前	1箇月1回又は搬入の都度		受理			○	実施提出		・混和材はJIS A 6201コンクリート用フライアッシュ、JIS A 6206コンクリート用高炉スラグ微粉末、JIS A 6202コンクリート用膨張材に適合したものをを用いる。 ・貯蔵中に分離、変形したものは使用しない。	
				○	貯蔵(現場練りコンクリート)	目視	施工中	適宜			確認		○			・ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器又は防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離、変質しないように貯蔵するものとし、貯蔵中に分離、変質した混和材料を使用しない。	

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担				受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任	現場			
暑中コンクリート	材料	水	○	使用材料の品質 (JIS工場製品)	書類	施工前	製造前及び使用材料の変更時		受理			○	提出	・試験成績表を提出する。 ・油、酸、塩類、有機不純物、懸濁物等、コンクリート及び鋼材の品質に悪影響を及ぼす有害な物質を含まないものとする。 ・試験成績表を提出する。 ・海水は、鉄筋コンクリートの練混ぜ水として使用しない。 ・配合計画書を提出する。 ・試験成績表を提出する。 ・試験結果を提出する。 ・コンクリートに使用する各材料の貯蔵温度は、できるだけ低くなるようにする。 ・減水剤及び AE 減水剤は、「JIS A 6204 コンクリート用化学混和剤」に適合する遅延形、又は同等以上の品質を有するものを使用する。 ・遅延剤及び流動化剤を使用する場合は、土木学会によるものとし、遅延剤を使用する場合は使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載する。 ・所要の強度及びワーカビリティが得られる範囲内で、単位水量及び単位セメント量をできるだけ少なくする。 ・材料の試験成績表を提出する。	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3
			○	化学成分 (JIS工場製品以外)	書類	施工前	配合設計前		受理			○	実施提出		
			○	無筋コンクリートの練混ぜ水として海水を使用する場合	書類	施工前	使用前		受理			○	実施提出		
			◎						承諾		○	受理			
		コンクリートの種類及び品質	○	コンクリートの配合 (レディーミクストコンクリート)	書類	施工前	製造前及び使用材料の変更時		受理			○	実施提出		
			○	コンクリートの配合(レディーミクストコンクリート以外)	書類	施工前	製造前及び使用材料の変更時		受理			○	実施提出		
			◎						承諾		○	受理			
		試験練り	◎	試験練り	書類	施工前	監督職員が指示した時		指示		○	実施			
			◎						受理		○	提出			
		品質管理	○	材料、品質	目視	施工中	適宜		確認			○			
			○	水及び骨材の温度	目視	施工中	適宜		確認			○			
			○	特殊な混和材を使用する場合	書類	施工前			受理			○	実施提出		
			◎						承諾		○	受理			

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担				受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任	現場			
暑中コンクリート	施工	準備	○	準備	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート打設が潮待ち作業となる場合、打設に要する時間と潮位の関係を十分に把握し、施工する。 ・レディーミクストコンクリートの運搬に先立ち、搬入間隔、経路、荷下し場所等の状況を把握しておく。 ・打設に先立ち、打設場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定するものとし、コンクリートと接して吸水の恐れのあるところは、あらかじめ湿らせておく。 	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3	
		材料の計量及び練混ぜ(現場練りコンクリート)	○	計量方法及び計量装置	書類	施工前			受理			○	実施提出		<ul style="list-style-type: none"> ・検定合格証又は試験成績表(写)を添付する。 ・各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものとする。 ・工事開始前及び工事中定期的に各材料の計量装置を点検し、調整する。
			◎						承諾		○	受理			
		○	○	材料の計量	目視	施工中			確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・計量は現場配合により行う。 ・骨材の表面水率の試験は、「JIS A 1111 細骨材の表面水率試験方法」若しくは「JIS A 1125 骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法」によるものとし、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求める。 ・計量誤差は、1回計量分に対し、(共)に示す値以下とする。 ・連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとし、その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して(共)に示す値以下とする。 ・ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定める。 ・材料の計量値は、自動記録装置により記録する。 		

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定		
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場	
暑中コンクリート	施工	材料の計量及び練混ぜ(現場練りコンクリート)	○	練混ぜ状況	目視	施工中			確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートの練混ぜに際し、可傾式又は強制練りバッチミキサ及び連続ミキサを使用する。 ・ミキサの練り混ぜ試験を、「JIS A 1119 ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法」及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行う。 「JIS A 8603-1 コンクリートミキサ(用語及び仕様項目)」に適合するか、又は同等以上の性能を有するミキサを使用する。 ・定めた練混ぜ時間の3倍以上行わない。 ・ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後にミキサ内に新たな材料を投入する。 ・使用の前後にミキサを清掃する。 ・ミキサは練上げコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさない構造とする。 ・連続ミキサを用いる場合は、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートは用いないとともに、ミキサ部の容積以上のコンクリートを廃棄する。 ・コンクリートを手練りにより練り混ぜる場合は水密性が確保された練り台の上で行う。 	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3		
			○	練混ぜ時間を試験によって定めない場合	書類	施工前			受理			○	実施提出		・練混ぜ時間は試験によって定める。	
			◎										○		受理	
			○	定めた示方配合を現場配合に修正した場合	書類	施工前					受理				○	通知
	運搬	○		目視	施工中	適宜			確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート練混ぜ後、速やかに運搬する。 ・材料の分離その他コンクリートの品質を損なうことのないように、コンクリートを運搬する。 			
	打設	○	コンクリートを練混ぜてから打ち終わるまでの時間が2時間(1.5時間)を超える場合	書類	施工前				受理				○		提出	・コンクリート練混ぜ後、速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固め、練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、外気温が25℃を越える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を越えないものとし、この時間中、コンクリートを日光、風雨等に対し保護する。
		◎							承諾			○	受理			
		○	コンクリート温度	目視	施工中	適宜			確認				○		・管理表を作成し提出する。	

監督工種・項目			確認事項					監督方法及び業務分担				受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定		
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場	
暑中コンクリート	施工	打設	○	打設	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートの打設前に、地盤、型枠等のコンクリートから吸水する恐れのある部分は十分吸水させる。 ・型枠及び鉄筋等が直射日光を受けて高温になる恐れのある場合は、散水及び覆い等の適切な処置を講じる。 ・打設時のコンクリート温度は、35℃以下とする。 ・コンクリートの運搬時にコンクリートが乾燥したり、熱せられたりすることの少ない装置及び方法により運搬する。 ・練混ぜから打設終了までの時間は、1.5 時間を超えない。 ・コンクリートの打設は、コールドジョイントが生じないように行う。・コンクリートの打設作業中、型枠のずれ、浮上り、目地材の離れ及び鉄筋の配置を乱さないように注意する。 ・コンクリートポンプを使用する場合、土木学会規準「コンクリートのポンプ施工指針」により施工する。 ・ベルトコンベヤを使用する場合、適切な速度で十分容量のある機種を選定し、終端にはバツフルプレート及びシュートを設け、材料が分離しない構造のものとし、配置に当たっては、コンクリートの横移動ができるだけ少なくなるようにする。 ・バケット及びスキップを使用する場合、コンクリートに振動を与えないよう適切な処置を講じる。 ・打設したコンクリートを型枠内で横移動させない。 ・一区画内のコンクリートの一層を打設が完了するまで連続して打設する。 	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3		
			打設高さ	○	打設高さを1.5m以上とする場合	書類	施工前			受理			○		提出	<ul style="list-style-type: none"> ・型枠が高い場合、材料の分離を防ぎ、上部の鉄筋及び型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設ける、縦シュートを使用する、ポンプ配管の吐出口を打設面まで下げる、かのいずれかにより施工しなければならない。シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打設面までの高さは1.5m以下とする。
				◎						承諾			○		受理	
	シュートの使用	○	縦シュート以外を使用する場合	書類	施工前				受理			○	提出		<ul style="list-style-type: none"> ・シュートを使用する場合には縦シュートを用いるものとし、漏斗管、フレキシブルホース等により自由に曲がるものを選定する。 	
		◎							承諾			○	受理			

監督工種・項目			確認事項					監督方法及び業務分担				受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
暑中コンクリート	施工	締固め	○	締固め	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートの締固めに際し、バイブレーターを用いるものとし、薄い壁等バイブレーターの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用する。 ・コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締固める。 ・コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締固めする。 	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3	
		沈下ひびわれに対する処置	○	沈下ひびわれに対する処置	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・スラブ又は梁のコンクリートが壁又は柱のコンクリートと連続している構造の場合、沈下、ひび割れを防止するため、壁又は柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブ又は梁のコンクリートを打設するものとし、張出し部分を持つ構造物の場合も、同様にして施工する。 ・沈下ひびわれが発生した場合、直ちにタンピングを行い、これを消す。 		
		打継目	○	図面にない定めのない打継目を設ける場合	書類	施工前			受理			○	提出		<ul style="list-style-type: none"> ・打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、打継目の部材の圧縮力の作用する方向と直角になるようにし、やむを得ず、せん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目にほぞ、又は溝を作るか、適切な鋼材を配置してこれを補強する。
			承諾							○	受理				
		打継目	○	打継処理材の使用	書類	施工前			受理			○	提出		<ul style="list-style-type: none"> ・硬化したコンクリートに新しくコンクリートを打ち継ぐ場合、硬化したコンクリートの表面のレイタンス、表皮等を取り除き、打継面を粗にし、十分吸水させ打設しなければならない。
			承諾							○	受理				
		表面仕上げ	○	表面仕上げ	目視	施工中	適宜		確認				○		<ul style="list-style-type: none"> ・型枠に接しない仕上げの面の締固めを終わり、ほぼ規定の高さ及び形に均したコンクリートの上面にしみ出た水がなくなるか又は上面の水を処理した後でなければ仕上げてはならない。仕上げには木ごて、金ごて等を用いるものとし、粗面仕上げを行う場合には、ほうき等を用いる。
養生	○	養生の方法及び日数	書類	施工前			受理			○	提出				
	承諾							○	受理						
養生	○	養生状況	目視	施工中			確認				○	<ul style="list-style-type: none"> ・打設終了後、速やかに養生を開始し、コンクリートの表面を乾燥から保護する。 ・気温が高く湿度が低い場合には、直射日光、風等を防ぐ為に必要な処置を施す。 			

4-6 寒中コンクリート

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
寒中コンクリート	材料	工場の選定	●	JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合	書類	施工前	工場の選定時			確認	○		確認提出	・コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定すること。 ・コンクリートミキサー船は製造能力、製造設備、品質管理状態等を考慮して選定する。 ・試験成績表を提出する。 ・JIS A 5005、5011-1~4、5021による。 ・(共)第1編表2-2、2-3による。 (共)第1編2-9-1に示すコンクリートの全塩化物イオン量の許容値を満足するものとする。 ・JIS A 5005、JIS A 5011による。 ・ごみ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵する。 ・試験成績表を提出する。	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3
		コンクリートミキサー船の選定	○	製造能力 製造設備	書類	施工前	使用毎			受理		○	実施提出		
			◎	品質管理状態等						承諾					
	骨材	○	使用材料の品質 (JIS工場製品)	書類	施工前	製造前及び使用材料の変更時			受理			○	提出		
		○	規格	書類	施工前	配合設計前			受理			○	提出		
		○	細骨材及び粗骨材の粒度分布	書類	施工前	配合設計前			受理			○	提出		
		○	砂利及び砂	書類	施工前	配合設計前			受理			○	提出		
		○	細骨材に海砂を使用する場合	書類	施工前	配合設計前			受理			○	提出		
		○	種類及び粗骨材の最大寸法(現場練りコンクリート)	目視	搬入時	適宜			確認			○			
		○	貯蔵(現場練りコンクリート)	目視	施工中	適宜			確認			○			
		○	化学的・物理的に不安定な骨材を使用する場合	書類	施工前	使用毎			受理		○		実施提出		
		承諾							受理						
		○	スラグ類を使用する場合	書類	施工前				受理			○	実施提出		
		承諾							受理						

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定																												
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場																											
寒中コンクリート	材料	セメント	○	使用材料の品質 (JIS工場製品)	書類	施工前	製造前及び使用材料の変更時			受理			○	提出	・試験成績表を提出する。	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3																										
			○	外観 (JIS工場製品以外)	目視	施工中	適宜			確認			○																													
			○	化学成分 (JIS工場製品以外)	書類	施工前	1箇月1回 又は搬入の都度				受理			○	実施提出		・セメントはJIS R 5210ポルトランドセメント、JIS R 5211高炉セメント、JIS R 5212シリカセメント、JIS R 5213フライアッシュセメント、JIS R 5214エコセメントの規格に適合したものをを用いる。																									
			○	貯蔵(現場練りコンクリート)	目視	施工中	適宜				確認			○			・防湿性のあるサイロに、セメントを貯蔵するものとし、貯蔵中にわずかでも固まったセメントは使用しない。																									
	混和材料	○	使用材料の品質 (JIS工場製品)	書類	施工前	製造前及び使用材料の変更時				受理			○	提出	・試験成績表を提出する。																											
																	○	化学成分(JIS工場製品以外)	書類	施工前	1箇月1回 又は搬入の都度				受理		○	実施提出	・混和材はJIS A 6201コンクリート用フライアッシュ、JIS A 6206コンクリート用高炉スラグ微粉末、JIS A 6202コンクリート用膨張材に適合したものをを用いる。 ・貯蔵中に分離、変形したものは使用しない。													
																														○	貯蔵 (現場練りコンクリート)	目視	施工中	適宜				確認		○		・ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器又は防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離、変質しないように貯蔵するものとし、貯蔵中に分離、変質した混和材料を使用しない。
	水	○	使用材料の品質 (JIS工場製品)	書類	施工前	製造前及び使用材料の変更時				受理			○	提出	・試験成績表を提出する。																											
																	○	化学成分 (JIS工場製品以外)	書類	施工前	配合設計前				受理		○	実施提出	・油、酸、塩類、有機不純物、懸濁物等、コンクリート及び鋼材の品質に悪影響を及ぼす有害な物質を含まないものとする。													
																														○	無筋コンクリートの練混ぜ水として海水を使用する場合	書類	施工前	使用前				受理		○	実施提出	・試験成績表を提出する。 ・海水は、鉄筋コンクリートの練混ぜ水として使用しない。

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担				受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任	現場				
寒中コンクリート	材料	コンクリートの種類及び品質	○	コンクリートの配合(レディーミクストコンクリート)	書類	施工前	製造前及び使用材料の変更時		受理			○	実施提出	・配合計画告書を提出する。	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3	
			○	コンクリートの配合(レディーミクストコンクリート以外)	書類	施工前	製造前及び使用材料の変更時		受理			○	実施提出	・試験成績表を提出する。		
			◎						承諾		○	受理				
		試験練り	◎	試験練り	書類	施工前	監督職員が指示した時		指示			○	実施	・試験結果を提出する。		
			◎						受理		○	提出				
		品質管理	○	材料	目視	施工中	適宜		確認				○			・骨材が凍結又は氷雪の混入している状態のものを使用しない。 ・材料を加熱する場合、セメントを直接加熱せず水又は骨材を加熱するものとし、骨材の加熱方法は、一様な温度で、かつ、過度に乾燥しない方法による。
																○
			○	特殊な混和材を使用する場合	書類	施工前				受理			○	実施提出		・材料の試験成績表を提出する。
										◎	承諾		○	受理		
			配合	○	AEコンクリートの使用	目視	施工中	適宜		確認				○		
	○	配合設計		目視	施工中	適宜		確認				○		・初期凍害を防止するため、所要のワーカビリティが保てる範囲内で、単位水量を低減したコンクリートの配合設計をする。		
	施工	準備	○	準備	目視	施工中	適宜		確認			○		・コンクリート打設が潮待ち作業となる場合、打設に要する時間と潮位の関係を十分に把握し、施工する。 ・レディーミクストコンクリートの運搬に先立ち、搬入間隔、経路、荷下し場所等の状況を把握しておく。 ・打設に先立ち、打設場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定するものとし、コンクリートと接して吸水の恐れのあるところは、あらかじめ湿らせておく。		
														○		計量方法及び計量装置
	◎	承諾		○	受理											

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任			
寒中コンクリート	施工	材料の計量及び練混ぜ(現場練りコンクリート)	○	材料の計量	目視	施工中			確認			○	<ul style="list-style-type: none"> 計量は現場配合により行う。 骨材の表面水率の試験は、「JIS A 1111 細骨材の表面水率試験方法」若しくは「JIS A 1125 骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法」によるものとし、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求める。 計量誤差は、1回計量分に対し、(共)に示す値以下とする 連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量しよよいものとし、その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して(共)に示す値以下とする。 ミキサの種類、練混ぜ時間などにに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定める。 材料の計量値は、自動記録装置により記録する。 	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3
			○	練混ぜ状況	目視	施工中			確認			○	<ul style="list-style-type: none"> コンクリートの練混ぜに際し、可傾式又は強制練りバッチミキサ及び連続ミキサを使用する。 ミキサの練り混ぜ試験を、「JIS A 1119 ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法」及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行う。 「JIS A 8603-1 コンクリートミキサ(用語及び仕様項目)」に適合するか、又は同等以上の性能を有するミキサを使用する。 定めた練混ぜ時間の3倍以上行わない。 ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後にミキサ内に新たな材料を投入する。 使用の前後にミキサを清掃する。 ミキサは練上げコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさない構造とする。 連続ミキサを用いる場合は、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートは用いないとともに、ミキサ部の容積以上のコンクリートを廃棄する。 コンクリートを手練りにより練り混ぜる場合は水密性が確保された練り台の上で行う。 	

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担				受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任	現場			
寒中コンクリート	施工	材料の計量及び練混ぜ(現場練りコンクリート)	○	練混ぜ時間を試験によって定めない場合	書類	施工前			受理			○	実施提出	・練混ぜ時間は試験によって定める。	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3
			◎						承諾		○	受理			
			○	定めた示方配合を現場配合に修正した場合	書類	施工前			受理		○	通知	・現場配合表を提出する。		
		○	運搬	目視	施工中	適宜			確認		○	・コンクリート練混ぜ後、速やかに運搬する。 ・材料の分離その他コンクリートの品質を損なうことのないように、コンクリートを運搬する。			
		打設	○	コンクリートを練混ぜてから打ち終わるまでの時間が2時間(1.5時間)を超える場合	書類	施工前				受理			○	提出	
	◎									承諾		○	受理		
	○		コンクリート温度	目視	施工中	適宜			確認		○	・管理表を作成し提出する。			
	○		打設	目視	施工中	適宜			確認		○	・打設時のコンクリート温度は5~20℃とする。 ・セメントの急結を防止するため、加熱した材料を用いる場合には、投入順序を定める。 ・鉄筋、型枠等に冰雪が付着した状態でコンクリートを打設しないものとし、地盤が凍結している場合、これを溶かし、水分を十分に除去した後に打設する。 ・凍害を受けたコンクリートは除去する。 ・打設されたコンクリートの露出面を寒気に長時間さらさないようにする。			

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定		
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場	
寒中コンクリート	施工	打設	○	打設	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートの打設作業中、型枠のずれ、浮上り、目地材の離れ及び鉄筋の配置を乱さないように注意する。 ・コンクリートポンプを使用する場合、土木学会規準「コンクリートのポンプ施工指針」により施工する。 ・ベルトコンベヤを使用する場合、適切な速度で十分容量のある機種を選定し、終端にはバツフルプレート及びシュートを設け、材料が分離しない構造のものとし、配置に当たっては、コンクリートの横移動ができるだけ少なくなるようにする。 ・バケツ及びスキップを使用する場合、コンクリートに振動を与えないよう適切な処置を講じる。 ・打設したコンクリートを型枠内で横移動させない。 ・一区画内のコンクリートの一層を打設が完了するまで連続して打設する。 ・コンクリートの表面が一区画内でほぼ水平となるように打設するものとし、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定めなければならない。 ・型枠に接して露出面となるコンクリートを、完全なモルタルの表面が得られるように打設し、締固める。 ・コンクリートの打設中、表面にブリージング水が生じた場合、適切な方法でこれを取除きながらコンクリートを打設する。 ・コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、上層のコンクリートは下層のコンクリートが硬化し始める前までに打設する。 	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3		
			打設高さ	○	打設高さを1.5m以上とする場合	書類	施工前			受理			○		提出	<ul style="list-style-type: none"> ・型枠が高い場合、材料の分離を防ぎ、上部の鉄筋及び型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設ける、縦シュートを使用する、ポンプ配管の吐出口を打設面まで下げる、かのいずれかにより施工しなければならない。シュート、ポンプ配管、バケツ、ホッパー等の吐出口と打設面までの高さは1.5m以下とする。
				◎						承諾			○		受理	
		シュートの使用	○	縦シュート以外を使用する場合	書類	施工前				受理			○		提出	<ul style="list-style-type: none"> ・シュートを使用する場合には縦シュートを用いるものとし、漏斗管、フレキシブルホース等により自由に曲がるものを選定する。
			◎							承諾			○		受理	

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定			
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場		
寒中コンクリート	施工	締固め	○	締固め	目視	施工中	適宜			確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートの締固めに際し、バイブレーターを用いるものとし、薄い壁等バイブレーターの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用する。 ・コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締固める。 ・コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締固めする。 	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3		
		沈下ひびわれに対する処置	○	沈下ひびわれに対する処置	目視	施工中	適宜			確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・スラブ又は梁のコンクリートが壁又は柱のコンクリートと連続している構造の場合、沈下、ひび割れを防止するため、壁又は柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブ又は梁のコンクリートを打設するものとし、張出し部分を持つ構造物の場合も、同様にして施工する。 ・沈下ひびわれが発生した場合、直ちにタンピングを行い、これを消す。 			
		打継目	○	図面に定めのない打継目を設ける場合	書類	施工前					受理			○		提出	<ul style="list-style-type: none"> ・打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、打継目の部材の圧縮力の作用する方向と直角になるようにし、やむを得ず、せん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目にほぞ、又は溝を作るか、適切な鋼材を配置してこれを補強する
			◎								承諾		○	受理			
			○	打継処理材の使用	書類	施工前					受理			○		提出	
			◎								承諾		○	受理			
		表面仕上げ	○	表面仕上げ	目視	施工中	適宜			確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・型枠に接しない仕上げの面の締固めを終わり、ほぼ規定の高さ及び形に均したコンクリートの上面にしみ出た水がなくなるか又は上面の水を処理した後でなければ仕上げてはならない。仕上げには木ごて、金ごて等を用いるものとし、粗面仕上げを行う場合には、ほうき等を用いる。 			
		養生	○	養生の方法及び日数	書類	施工前					受理			○		提出	<ul style="list-style-type: none"> ・打設後、コンクリートの硬化に必要な温度及び湿度を保つ。 ・打設後、凍結しないようコンクリートを十分に保護し、特に風を防ぐ。 ・コンクリートに給熱する場合、コンクリートが局部的に乾燥又は熱せられることのないようにし、保温養生終了後、コンクリート温度を急速に低下させない。
			◎								承諾		○	受理			
			○	養生状況	目視	施工中	適宜			確認			○				

4-7 コンクリートの品質管理

監督工種・項目			確認事項					監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括				主任
コンクリートの品質管理	試験方法	品質管理	○	スランプ、空気量、コンクリート温度、圧縮強度、塩化物含有量の管理を荷下し地点で採取したコンクリートで行わない場合	書類	施工前			受理			○	提出	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3
			◎						承諾		○	受理		
		試料採取	○	試料採取	目視	施工中	適宜		確認			○	・荷下し地点にてフレッシュコンクリートを試料採取する。その方法は「JIS A 1115 フレッシュコンクリートの試料採取方法」による。	
		スランプ試験	○	スランプ試験	目視	施工中	適宜		確認			○	・試験方法は、「JIS A 1101 コンクリートのスランプ試験方法」による。 ・試験は、圧縮強度供試体作成時に行う。 ・試験結果の規定値に対する許容範囲は、(共)に示すとおりとする。	
		空気量試験	○	空気量試験	目視	施工中	適宜		確認			○	・試験方法は、「JIS A 1116 フレッシュコンクリートの単位容積質量試験方法及び空気量の質量による試験方法(質量方法)」、「JIS A 1118 フレッシュコンクリートの空気量の容積による試験方法(容積方法)」又は「JIS A 1128 フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法(空気室圧力方法)」のいずれかによる。 ・試験は、圧縮強度供試体作成時に行う。 ・試験結果の規定値に対する許容範囲は、±1.5%とする。	
		温度測定	○	温度測定	目視	施工中	適宜		確認			○	・コンクリート打設時のコンクリート温度は、5°C以上35°C以下とする。 ・試験は、圧縮強度供試体作成時に行う。	

監督工種・項目			確認事項					監督方法及び業務分担				受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定			
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場		
コンクリートの品質管理	試験方法	圧縮強度試験	○	材令28日以外での圧縮強度試験	書類	施工前			受理			○	提出	<ul style="list-style-type: none"> ・圧縮強度試験は、材令 28 日の供試体で行う。 ・試験方法は、「JIS A 1132 コンクリートの強度試験用供試体の作り方」及び「JIS A 1108 コンクリートの圧縮強度試験方法」による。 ・1 回の試験結果は、同一試料で作った 3 個の供試体の平均値で表す。 ・試験頻度は、1 日に1回とし、1 日の打設量が 150m³ を超える場合 1 日 2 回とする。 ・1 回の試験結果は、呼び強度(指定強度)の値の 85%以上とし、3 回の試験結果の平均値は、呼び強度(指定強度)の値以上とする。 	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3		
			◎						書類	承諾		○	受理				
			○		目視	施工中	適宜				確認					○	
			◎														
			○		書類	施工前					受理					○	提出
	◎	書類	承諾					承諾		○		受理					
	コンクリート中の塩化物含有量	○	塩化物イオン量の少ない材料の入手が著しく困難な場合	書類	施工前				受理			○	提出	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材(シース内のグラウトを除く)及び用心鉄筋を有する無筋コンクリートの場合は、全塩化物イオン量は 0.60kg/m³ 以下とすることができる。 			
									承諾		○	受理					
		○	塩化物含有量試験	書類	施工前					受理			○	提出	<ul style="list-style-type: none"> ・試験方法は、「JIS A 1144 フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法」又は監督職員の承諾を得て、その他の方法により行うことができる。 		
										承諾		○	受理	<ul style="list-style-type: none"> 試験は、第1回コンクリート打設前及び使用材料変更後1回目打設前に、生コンクリート製造場所又は荷下し場所で行う。 ・コンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオンの総量で表す。 ・練混ぜ時におけるコンクリート中の全塩化物イオン量は、0.30kg/m³ 以下とする。 ・無筋コンクリートで用心鉄筋が入らない構造物は、全塩化物イオン量の制限はしない。 			
	品質管理		スランプ試験、空気量試験、圧縮強度試験等(施工状況検査を行う場合)	○	書類	検査願提出時	呼び強度(配合)毎			受理			○	作成提出	<ul style="list-style-type: none"> ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書 		
				◎						施工状況検査	検査時	呼び強度(配合)毎に1回			確認		○
◎				書類						検査後	検査毎			報告		○	受理

4-8 型枠及び支保工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定			
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場		
型枠及び支保	施工	施工状況	○	構造	目視	施工中	適宜			確認			○	<ul style="list-style-type: none"> 型枠及び支保工をコンクリート構造物の位置並びに形状寸法を正確に保つために十分な強度と安定性を持つ構造とする。 コンクリートのかどに面取りができる型枠を使用する。 	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3		
			○	組立て	目視	施工中	適宜			確認			○	<ul style="list-style-type: none"> 型枠及び支保工をボルト及び棒鋼等の締付け材を使用し堅固に組み立てるものとし、型枠を取外した後、コンクリート表面にこれらの締付け材を残さない。 型枠内面にはく離剤の塗布又はこれに代わる表面処理等を行う。 			
														実施		<ul style="list-style-type: none"> 施工状況検査に必要な測量 	
			○	組立て状況等 (施工状況検査を行う場合)	書類	検査願提出時	組立完了毎				受理			○		作成提出	<ul style="list-style-type: none"> 施工状況検査に必要な書類 施工状況検査願 施工状況検査書
			◎		施工状況検査	検査時	100%	確認項目の20%程度	確認		○	臨場					
			◎		書類	検査後	検査毎			報告		○	受理	<ul style="list-style-type: none"> 施工状況検査書 			
			○	取外し	目視	施工中	適宜				確認			○		<ul style="list-style-type: none"> 設計図書に定めのない場合、構造物と同じような状態で養生した供試体の圧縮強度をもとに、構造物の種類、重要性等を考慮して、取外し時期及び順序を施工計画書に記載する。 型枠の組立に使用した締付け材の穴並びに壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修する。 	

4-9 鉄筋工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定					
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場				
鉄筋工	材料	品質管理	○	種類、材質及び形状寸法	書類	施工前			受理			○	提出	<ul style="list-style-type: none"> ・試験成績表を提出する。 ・普通棒鋼、異形棒鋼は(共)第2編2-4-2 19.6)の規格に適合したものとする。 	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3				
			○		目視	施工中	適宜			確認			○						
	施工	施工状況		○	設計図書確認	書類	施工前			受理 確認		○		確認 提出		<ul style="list-style-type: none"> ・施工前に、配筋図、鉄筋組立図及びかぶり詳細図により照査し、不備を発見したときはその事実が確認できる資料を書面により提出する 			
				○	貯蔵	目視	施工中	適宜			確認			○			<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋を直接地表に置くことを避け、倉庫内に貯蔵するものとし、屋外に貯蔵する場合は、雨水等の侵入を防ぐためシート等で適切な覆いをする。 		
				○	加工	目視	施工中	適宜				確認				○		<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋の材質を害さない方法で加工する。 ・図面に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合、土木学会「コンクリート標準示方書」[設計編]により加工する。 ・曲げ加工した鉄筋は曲げ戻さない。 	
				○	鉄筋を熱して加工する場合	書類	検査時					受理				○	確認 提出	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋を常温で加工しなければならないが、やむを得ず熱して加工するときは、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工すること 	
				○	組立て	目視	施工中	適宜				確認					○		<ul style="list-style-type: none"> ・組立てに先立ち、鉄筋を清掃し、浮きさび、その他鉄筋とコンクリートとの付着を害するものは、除去する。 ・図面に定めた位置に鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組立てる。 ・必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用する。 ・鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線又は適当なクリップで緊結する。 ・鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサを設置する場合、本体コンクリートと同等以上の品質のスペーサ(モルタル・コンクリート製)により、鉄筋と型枠の間隔を正しく保つ。 ・組立てた鉄筋に泥、油等が付着している場合、それを除去する。 ・上層部の鉄筋の組立てを下層部のコンクリート打設後24時間以上経過した後に行う。
				○	モルタル又はコンクリート製以外のスペーサを用いる場合	書類	施工前					受理					○	提出	<ul style="list-style-type: none"> ・モルタル又はコンクリート製以外のスペーサを用いる場合は、監督職員の承諾を得る。
				承諾										○		受理			

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定								
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場							
鉄筋工	施工	施工状況	○	継手	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋の継手は、重ね継手とし、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線により2か所以上緊結する。 設計図書に明示された場合を除き、継手を同一断面に集めない。継手位置を軸方向にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍か断面高さのどちらか大きい方を加えた長さ以上とする。 	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3								
			○	図面に示されていない 継手を設ける場合	書類	施工前			受理			○			提出							
			◎						承諾		○	受理										
	出来形	出来形管理	鉄筋間隔及び配置など (施工状況検査)		書類	検査願提出時	検査毎			受理			○		実施	<ul style="list-style-type: none"> 施工状況検査に必要な測定、出来形算出及び品質の確保 施工状況検査に必要な書類 施工状況検査願 施工状況検査書 						
				○											作成提出							
				◎											施工状況検査		検査時	100%	ロット毎あるいは製作数・延長の20%程度	確認	○	臨場
				◎											書類		検査後	検査毎		報告	○	受理

4-10 水中コンクリート

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任			
水中コンクリート	施工	準備	○	準備	目視	施工中	適宜		確認			○	・レディーミクストコンクリートの運搬に先立ち、搬入間隔、経路、荷下し場所等の状況を把握しておく。	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3
		材料の計量及び練混ぜ(現場練りコンクリート)	○	計量方法及び計量装置	書類	施工前			受理			○	・検定合格証又は試験成績表(写)を添付する。 ・各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものとする。 ・工事開始前及び工事中定期的に各材料の計量装置を点検し、調整する。	
			◎						承諾		○	受理		
			○	材料の計量	目視	施工中	適宜			確認		○	・計量は現場配合により行う。 ・骨材の表面水率の試験は、「JIS A 1111 細骨材の表面水率試験方法」若しくは「JIS A 1125 骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法」によるものとし、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求める。 ・計量誤差は、1回計量分に対し、(共)に示す値以下とする ・連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとし、その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して(共)に示す値以下とする。 ・ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定める。 ・材料の計量値は、自動記録装置により記録する。	
○	練混ぜ状況	目視	施工中	適宜			確認		○	・コンクリートの練混ぜに際し、可傾式又は強制練りバッチミキサ及び連続ミキサを使用する。 ・ミキサの練り混ぜ試験を、「JIS A 1119 ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法」及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行う。 ・「JIS A 8603-1 コンクリートミキサ(用語及び仕様項目)」に適合するか、又は同等以上の性能を有するミキサを使用する。 ・定めた練混ぜ時間の3倍以上行わない。 ・ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後にミキサ内に新たな材料を投入する。 ・使用の前後にミキサを清掃する。 ・ミキサは練上げコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさない構造とする。 ・連続ミキサを用いる場合は、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートは用いないとともに、ミキサ部の容積以上のコンクリートを廃棄する。 ・コンクリートを手練りにより練り混ぜる場合は水密性が確保された練り台の上で行う。				

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
水中コンクリート	施工	材料の計量及び練混ぜ(現場練りコンクリート)	○	練混ぜ時間を試験によって定めない場合	書類	施工前			受理			○	実施提出	・練混ぜ時間は試験によって定める。	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3
			◎						承諾		○	受理			
			○	定めた示方配合を現場配合に修正した場合	書類	施工前			受理		○	通知	・現場配合表を提出する。		
		運搬	○	運搬	目視	施工中	適宜			確認		○	・コンクリート練混ぜ後、速やかに運搬する。 ・材料の分離その他コンクリートの品質を損なうことのないように、コンクリートを運搬する。		
		型枠	○	構造	目視	施工中	適宜			確認		○	・型枠をコンクリート構造物の位置並びに形状寸法を正確に保つために十分な強度と安定性を持つ構造とする。 ・コンクリートのかどに面取りができる型枠を使用する。		
			組立て	目視	施工中	適宜			確認		○	・型枠をボルト及び棒鋼等の締付け材を使用し堅固に組み立てるものとし、型枠を取外した後、コンクリート表面にこれらの締付け材を残さない。・型枠内面にはく離剤の塗布又はこれに変わる表面処理等を行う。			
			組立て状況等(施工状況検査を行う場合)										実施	・施工状況検査に必要な測量	
	○			書類	検査願提出時	組立完了毎			受理		○	作成提出	・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書		
	◎			施工状況検査	検査時	100%	確認項目の20%程度	確認		○	臨場				
				書類	検査後	検査毎		報告		○	受理	・施工状況検査書			
	○		取外し	目視	施工中	適宜			確認		○	・設計図書に定めのない場合、構造物と同じような状態で養生した供試体の圧縮強度をもとに、構造物の種類、重要性等を考慮して、取外し時期及び順序を施工計画書に記載する。 ・型枠の組立に使用した締付け材の穴並びに壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修する。			

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任			
水中コンクリート	施工	型枠	○	打設状況	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートは静水中に打設する。これ以外の場合であっても、流速 0.05m/s 以下とする。 ・コンクリートを水中落下させないようにし、打設開始時のコンクリートは水と直接接しないように工夫する。 ・コンクリート打設中、その面を水平に保ちながら、規定の高さに達するまで連続して打設するものとし、やむを得ず打設を中止した場合はそのコンクリートのレイタンスを完全に除かなければ次のコンクリートを打設できない。 ・レイタンスの発生を少なくするため、打設中のコンクリートをかきみださないように注意する。 ・コンクリートが硬化するまで、水の流動を防ぐものとし、設定図書に特別の処置が指定されている場合はそれに従う。 ・仕上げの計画天端高が水面より上にある場合は、海水面の高さ以上のところに型枠の各面に水抜き穴を設ける。 ・コンクリートはケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミー又はコンクリートポンプを使用して打設する。 ・ケーシング打設の場合、打込み開始にあたって、ケーシングの先端にブランジャーや鋼製蓋を装着しその筒先を地盤に着地させ、ケーシングの安定や水密性を確認してから輸送管を通して打ち込む。 ・コンクリート打込み中、輸送管を起重機船等で吊り上げている場合は、できるだけ船体の動揺を少なくする。 	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定										
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場									
水中コンクリート	施工	施工状況	○	打設状況	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・打込み時において、輸送管及びケーシングの先端は、常にコンクリート中に挿入されているものとする。 ・打込み時のケーシング引き上げにあたって、既に打ち込まれたコンクリートをかき乱さないように引き上げるものとする。 ・一本のケーシング又はトレミーで打込む面積については、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大にならないものとする。 ・コンクリートの打継目をやむを得ず水中に設ける場合、旧コンクリート表層の材料分離を起こしているコンクリートを完全に除去してから新コンクリートを打ち込む。 ・コンクリートポンプ打設の場合、コンクリートポンプの配管は水密であるものとする。 ・コンクリートポンプ打設の打込みの方法は、トレミーの場合に準じる。 ・トレミーを使用する場合、トレミーは、水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たされているものとし、水平移動しない。 ・1本のトレミーで打込む面積はコンクリートの水中移動距離を考慮し、過大にならないこと。 	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3										
				○											ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミー又はコンクリートポンプによらない場合	書類	施工前			受理			○	提出
				◎																承諾				○
				○											底開き箱及び底開き袋を使用する場合	書類	施工前			受理			○	提出
◎		承諾	○	受理																				

4-11 袋詰コンクリート

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定		
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場	
袋詰コンクリート	施工	準備	○	準備	目視	施工中	適宜		確認			○		・レディーミクストコンクリートの運搬に先立ち、搬入間隔、経路、荷下し場所等の状況を把握しておく。	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3	
		材料の計量及び練混ぜ(現場練りコンクリート)	○	計量方法及び計量装置	書類	施工前				受理			○	実施提出		・検定合格証又は試験成績表(写)を添付する。 ・各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものとする。 ・工事開始前及び工事中定期的に各材料の計量装置を点検し、調整する。
			◎							承諾		○	受理	・計量は現場配合により行う。 ・骨材の表面水率の試験は、「JIS A 1111 細骨材の表面水率試験方法」若しくは「JIS A 1125 骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法」によるものとし、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求める。 ・計量誤差は、1回計量分に対し、(共)に示す値以下とする ・連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとし、その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して(共)に示す値以下とする。 ・ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定める。 ・材料の計量値は、自動記録装置により記録する。		
			○	材料の計量	目視	施工中	適宜			確認			○			
	○	練混ぜ状況	目視	施工中	適宜			確認				○	・コンクリートの練混ぜに際し、可傾式又は強制練りバッチミキサ及び連続ミキサを使用する。 ・ミキサの練り混ぜ試験を、「JIS A 1119 ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法」及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行う。 ・「JIS A 8603-1 コンクリートミキサ(用語及び仕様項目)」に適合するか、又は同等以上の性能を有するミキサを使用する。 ・定めた練混ぜ時間の3倍以上行わない。 ・ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後にミキサ内に新たな材料を投入する。 ・使用の前後にミキサを清掃する。 ・ミキサは練上げコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさない構造とする。 ・連続ミキサを用いる場合は、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートは用いないとともに、ミキサ部の容積以上のコンクリートを廃棄する。 ・コンクリートを手練りにより練り混ぜる場合は水密性が確保された練り台の上で行う。			

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
袋詰コンクリート	施工	材料の計量及び練混ぜ(現場練りコンクリート)	○	練混ぜ時間を試験によって定めない場合	書類	施工前			受理			○	実施提出	・練混ぜ時間は試験によって定める。 ・現場配合表を提出する。 ・コンクリート練混ぜ後、速やかに運搬する。 ・材料の分離その他コンクリートの品質を損なうことのないように、コンクリートを運搬する。 ・袋の容量の2/3程度にコンクリートを詰め、袋の口を確実に縛る。 ・袋を長手及び小口の層に交互に、1袋ずつ丁寧に積み、水中に投げ込まない。	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3
			◎						承諾		○	受理			
			○	定めた示方配合を現場配合に修正した場合	書類	施工前				受理		○	通知		
		○	運搬	目視	施工中	適宜			確認		○				
		○	施工状況	目視	施工中	適宜			確認		○				

4-12 水中不分離性コンクリート

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定			
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場		
水中不分離性コンクリート	材料	混和材料	○	水中不分離性混和剤	目視	施工中	適宜			確認			○	・土木学会規準「コンクリート用水中不分離性混和剤品質規格」に適合したものとする。 ・土木学会規準「コンクリート用水中不分離性混和剤品質規格」の許容値を満足する品質であることを確認する。 ・「JIS A 6204 コンクリート用化学混和剤」に適合したもの、かつ、水中不分離性混和剤と併用してコンクリートに悪影響を及ぼさないものとする。 ・土木学会規準「コンクリート用流動化剤品質規格」に適合し、かつ、水中不分離性混和剤と併用してもコンクリートに悪影響を及ぼさないものとする。 ・混和剤の品質を確認する。 ・「JIS A 6201 コンクリート用フライアッシュ」に適合したものとする。 ・「JIS A 6206 コンクリート用高炉スラグ微粉末」に適合したものとする。 ・混和材の品質を確認する。	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3		
			○	コンクリート用水中不分離性混和剤品質規格以外の混和剤を使用する場合	書類	施工前				受理			○			確認提出	
			◎							承諾		○	受理				
			○	混和剤 1)減水剤及びAE減水剤 2)高性能減水剤	目視	施工中	適宜				確認					○	
			○														
			◎	承諾		○	受理										
			○	混和材 1)フライアッシュ 2)高炉スラグ微粉末	目視	施工中	適宜				確認					○	
			○														
◎	承諾		○	受理													

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定		
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場	
水中不 分離性コン クリート	材料	混和材料	○	貯蔵	目視	施工中	適宜		確認			○	<p>・ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器又は防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離、変質しないように貯蔵するものとし、貯蔵中に分離、変質した混和材料を使用しない。</p> <p>・ごみ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵する。</p> <p>・防湿性のあるサイロに、セメントを貯蔵するものとし、貯蔵中にわずかでも固まったセメントは使用しない。</p> <p>・コンクリートが所要の水中不分離性、強度、流動性及び耐久性を持つように、水中不分離性コンクリートの配合を試験によって定める。</p> <p>・設計基準強度及びコンクリートの品質の変動を考慮し、水中不分離性コンクリートの配合強度を定める。</p> <p>・工事で使用する材料を用い、水中不分離性コンクリートの試験練りを実施する。</p> <p>・試験練りで、練上がり状態・スランプフロー・空気量・コンクリート温度・圧縮強度及び水中気中強度比を測定する。</p> <p>・検定合格証又は試験成績表(写)を添付する。</p> <p>・各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものとする。</p> <p>・工事開始前及び工事中定期的に各材料の計量装置を点検し、調整する。</p> <p>・各材料を1バッチ分ずつ質量計量する。ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよい。</p> <p>・計量誤差は1バッチ計量分に対し(共)に示す値以下とする。</p> <p>・レディーミクストコンクリートを用いる場合、本節によるほか、「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」に準じる。</p> <p>・強制練りバッチミキサを用いてコンクリートを練り混ぜる。</p> <p>・コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜる。</p> <p>・練混ぜ時間は試験によって定める。</p> <p>・練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサにモルタルを付着させる。</p> <p>・混和剤の添加方法・時期、アジテータトラック1車両の運搬量、コンクリート品質の試験確認について検討を行い資料を添付する。</p>	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3		
		骨材	○	貯蔵	目視	施工中	適宜		確認			○				
		セメント	○	貯蔵	目視	施工中	適宜		確認			○				
		配合	○	コンクリートの配合	書類	書類	施工前			受理					○	実施提出
	◎		承諾								○	受理				
			試験練り	○		目視	施工前	適宜		確認					○	
	施工	材料の計量及 び練混ぜ	計量方法及び計量装置	○	書類	書類	施工前			受理					○	実施提出
				◎						承諾		○			受理	
			○	材料の計量	目視	施工中	適宜		確認			○				
			○	練混ぜ	目視	施工中	適宜		確認			○				
○			現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合	書類	書類	施工前			受理			○	実施提出			
◎									承諾		○	受理				

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任			
水中不分離性コンクリート	施工	材料の計量及び練混ぜ	○	ミキサ、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理	目視	施工中	適宜		確認			○	・ミキサ及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄する。 ・洗浄排水の処理方法をあらかじめ定める。	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3
		準備	○	準備	目視	施工前	適宜		確認			○	・フレッシュコンクリートの粘性を考慮して、運搬及び打設の方法を適切に設定する。 ・打設されたコンクリートが均質となるように、打設用具の配置間隔及び1回の打上り高さを定める。	
		運搬	○	運搬	目視	施工前	適宜		確認			○	・運搬中に骨材の沈降を防止し、かつ、荷下しが容易なアジテータトラック等で運搬する。	
		打設	○	打設	目視	施工中	適宜		確認			○	・打設に先立ち、鉄筋、型枠、打込設備等が計画どおりに配置されていることを確認する。 ・打込みはコンクリートポンプ又はトレミーを用いて行う。 ・コンクリートポンプを使用する場合、コンクリートの品質低下を生じさせないように行い、トレミーを使用する場合、コンクリートが円滑に流下する断面寸法を持ち、トレミーの継手は水密なものを使用する。 ・コンクリートの品質低下を生じさせないように、コンクリートの打込みを連続的に行う。 ・コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打込む。 ・水中流動距離を5m以下とする。 ・波浪の影響を受ける場所では、打設前に、気象・海象等がコンクリートの施工や品質に悪影響を与えないことを確認する。	
		打継ぎ	○	打継ぎ	目視	施工中	適宜		確認			○	・せん断力の小さい位置に打継目を設け、新旧コンクリートが十分に密着するように処置する。 ・打継面を高圧ジェット、水中清掃機械等を用い清掃し、必要に応じて補強鉄筋等により補強する。	
		コンクリート表面の保護	○	コンクリート表面の保護	目視	施工中	適宜		確認			○	・流水、波等の影響により、セメント分の流失又はコンクリートが洗掘される恐れがある場合、表面をシートで覆う等の適切な処置をする。	

4-13 プレパックドコンクリート

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定																							
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場																						
プレパックドコンクリート	施工	施工機器	○	施工機械 モルタルミキサ	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・5分以内に規定の品質の注入モルタルを練混ぜることのできるものを使用する。 ・注入モルタルを緩やかに攪拌でき、モルタルの注入が完了するまで規定の品質を保てるものを使用する。 ・十分な圧送能力を有し、注入モルタルを連続的に、かつ、空気を混入させないで注入できるものを使用する。 	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3																							
				○											輸送管	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・注入モルタルを円滑に輸送できるものを使用する。 													
				○											注入管	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・確実に、かつ、円滑に注入作業ができるものを使用するものとし、注入管の内径寸法は、輸送管の内径寸法以下とする。 													
	施工状況			○	鉄筋の貯蔵	目視	施工中	適宜		確認			○		<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋を直接地表に置くことを避け、倉庫内に貯蔵するものとし、屋外に貯蔵する場合は、雨水等の侵入を防ぐためシート等で適切な覆いをする。 																						
					○											鉄筋の加工	目視	施工中	適宜		確認		○	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋の材質を害さない方法で加工する。 ・図面に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合、土木学会「コンクリート標準示方書」[設計編]により加工する。 ・曲げ加工した鉄筋は曲げ戻さない。 													
					○											鉄筋を熱して加工する場合	書類	検査時			受理			○	確認提出	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋を常温で加工しなければならないが、やむを得ず熱して加工するときは、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工すること 											
					○											鉄筋の組立て	目視	施工中	適宜		確認					○	<ul style="list-style-type: none"> ・組立てに先立ち、鉄筋を清掃し、浮きさび、その他鉄筋とコンクリートとの付着を害するものは、除去する。 ・図面に定めた位置に鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組立てる。 ・必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用する。 ・鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線又は適当なクリップで緊結する。 ・組立てた鉄筋に泥、油等が付着している場合、それを除去する。 ・上層部の鉄筋の組立てを下層部のコンクリート打設後24時間以上経過した後に行う。 										
																												○	モルタル又はコンクリート製以外のスペーサを用いる場合	書類	施工前			受理	○	提出	<ul style="list-style-type: none"> ・本体コンクリートと同等以上の品質のスペーサ(モルタル・コンクリート製)により、鉄筋と型枠の間隔を正しく保つ。
																												承諾						受理			

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定		
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場	
プレパック ドコンクリート	施工	施工状況	○	鉄筋の継手	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋の継手は、重ね継手とし、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線により2か所以上緊結する。 ・設計図書に明示された場合を除き、継手を同一断面に集めない。継手位置を軸方向にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍か断面高さのどちらか大きい方を加えた長さ以上とする。 	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3		
			○	図面に示されていない継手を設ける場合	書類	施工前			受理	○		提出				
			◎						承諾			受理				
			○	型枠	目視	施工中	適宜			確認					○	<ul style="list-style-type: none"> ・側圧及びその他施工時の外力に十分耐える構造に組立てる。
			○	型枠の取外し時期	書類	施工前			受理	○		提出				
			◎						承諾			受理				
			○	モルタルの漏出防止	目視	施工中	適宜			確認					○	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎と型枠との間や型枠の継目などの隙間から、注入モルタルが漏れないように処置する。
			○	粗骨材の投入	目視	施工中	適宜			確認					○	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋、注入管、検査管等を規定の位置に配置する。 ・粗骨材を大小粒が均等に分布するように、また、破碎しないように投入する。 ・粗骨材を泥やごみ、藻貝類など付着しないよう良好な状態に管理する。
			○	注入管の配置	目視	施工中	適宜			確認					○	<ul style="list-style-type: none"> ・鉛直注入管を水平間隔2m以内に配置する。 ・水平注入管の水平間隔を2m程度、鉛直間隔を1.5m程度に配置し、逆流防止装置を備える。
			○	鉛直注入管の水平間隔が2mを超える場合	書類	施工前				受理	○				提出	
◎	承諾	受理														
○	練混ぜ	目視	施工中	適宜			確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・練混ぜをモルタルミキサで行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練混ぜる。 ・練混ぜ作業には、細骨材の粒度及び表面水量を確認し、規定の流動性等の品質が得られるように、粒度の調整、配合の修正、水量の補正等の適切な処置をする。 ・モルタルミキサ1バッチの練混ぜを、ミキサの定められた練混ぜ容量に適した量で練混ぜる。 					

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任			
プレパック コンクリート	施工	施工状況	○	注入	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・管の建込み終了後、異常がないことを確認した後、モルタルを注入する。 ・規定の高さまで継続してモルタル注入を行う。 ・最下部から上方へモルタル注入するものとし、注入モルタル上面の上昇速度は0.3～2.0m/hとする。 ・鉛直注入管を引抜きながら注入するものとし、注入管の先端を、0.5～2.0mモルタル中に埋込まれた状態に保つ。 ・注入が完了するまで、モルタルの攪拌を続ける。 	(共)第1編第2章 (共)第1編第5章 (品)2 (出)3
			○	注入を中断し打継目を設ける場合	書類	施工前		受理			○	提出		
			◎					承諾		○	受理 実施			
			○	注入モルタルの上昇状況の確認	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・注入モルタルの上昇状況を確認するため、注入モルタルの上面の位置を測定できるようにしておく。 	
			○	寒中における施工	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・粗骨材及び注入モルタルの凍結を防ぐ処置をする。 	
			○	暑中における施工	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・注入モルタルの温度上昇、注入モルタルの過早な膨張及び流動性の低下等が起こらないよう施工する。 	

§ 5 土工

5-1 掘削工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定		
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場	
土砂掘削	施工	施工状況	○	1)土止め支保等	目視	施工中	適宜		確認			○	・掘削に先立ち土止め支保、止水、締切、水替等を十分検討して行う	(共)第1編第4章 (共)第2編第1章第3節 (品)3 (出)4		
			○	2)転石等の除去	目視	施工中	適宜		確認			○			・仕上げ面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去する	
			○	3)流用する土砂以外の土砂の運搬処分	目視	施工中	適宜		確認			○				
			○	4)整地仕上げ	目視	施工中	適宜		確認			○				
		不測の事態	○	掘削中の土質の予期しない変化及び埋設物等の発見	書類	発生時	適宜			受理			○		通知	
	協議										○	協議				
	出来形	出来形管理	基準高、幅、法長、延長(施工状況検査)												実施	・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認
				○	書類	検査願提出時	検査毎			受理			○		作成提出	・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書
				◎	施工状況検査	検査時	100%	測線数の20%程度		確認			○		臨場	
				◎	書類	検査後	検査毎			報告			○		受理	・施工状況検査書

5-2 路体盛土工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定		
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場	
土砂盛土	材料	品質管理	○	種類、品質及び形状寸法(設計図書に採取場所の指定がない場合)	書類	施工前	採取地毎		受理			○	提出	・試験成績表及び産地を明示した書類を提出する ・スラグ類を使用する場合も同様	(共)第1編第4章 (共)第2編第1章第3節 (品)3 (出)4	
			○						承諾			○	実施			
			○	種類、品質及び形状寸法	目視	施工中	適宜		確認				○			
			○	種類、品質及び形状寸法(材料検査を行う場合)	書類	検査願提出時	採取地毎		受理				○	作成提出		・材料検査願 ・工事材料検査書
			◎		材料検査	検査時	採取地毎に1回		確認			○	臨場	・採取地毎に1回		
			◎		書類	検査後	採取地毎			報告			○	受理		・工事材料検査書

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定		
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場	
土砂盛土	材料	品質管理	○	スラグ類を使用する場合	書類	施工前			受理			○	実施提出	・試験成績表を提出する。	(共)第1編第4章 (共)第2編第1章第3節 (品)3 (出)4	
			○						承諾			○	受理			
	施工	施工状況	○	1)計画仕上り厚さ	目視	施工中	適宜			確認			○			・盛土の1層の計画仕上り厚さを30cmとし、逐次敷均し・締固めを行い規定の高さまで盛土する
			○	2)急な勾配を有する地盤上に盛土	目視	施工中	適宜			確認			○			・1:4より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、段切りを行い盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止する
			○	3)締固め	目視	施工中	適宜			確認			○			・土質に適した締固め機械を使用し、「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法(C,D,E)」により求めた最適含水比付近の含水比で設計図書に定める締固め度に締め固めるものとし、構造物に隣接する箇所や狭い箇所を締固める場合は、施工規模・目的に適した小型締固め機械により入念に締固める
			○	4)排水	目視	施工中	適宜			確認			○			・毎日の作業終了時、又は作業を中断する場合、排水が良好に行われる勾配に仕上げる
			○	5)転石等の除去	目視	施工中	適宜			確認			○			・仕上げ面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去する
			○	6)流用する土砂以外の土砂の運搬処分	目視	施工中	適宜			確認			○			
			○	7)整地仕上げ	目視	施工中	適宜			確認			○			
			不測の事態	○	盛土作業中に沈下、滑動等の発生	書類	発生のある時及び発生時	適宜			受理			○		通知
	◎	協議							○	協議						
	出来形	出来形管理		基準高、幅、法長、延長(施工状況検査)										実施		・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認
			○		書類	検査願提出時	検査毎			受理			○	作成提出		・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書
			◎		施工状況検査	検査時	100%	測線数の20%程度		確認		○		臨場		
◎			書類		検査後	検査毎			報告		○		受理	・施工状況検査書		

5-3 路床盛土工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担				受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定								
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任	現場											
路床盛土	材料	品質管理	○	種類、品質及び形状寸法(設計図書に採取場所の指定がない場合)	書類	搬入前	採取地毎			受理			○	提出	・材料の試験成績表及び産地を明示した書類を提出する	(共)第1編第4章 (共)第2編第1章第3節 (品)3 (出)4							
			○							承諾			○	実施									
			○	種類、品質及び形状寸法	目視	施工中	適宜				確認			○									
			○	種類、品質及び形状寸法(材料検査を行う場合)	書類	検査願提出時	採取地毎					受理			○		作成提出	・材料検査願 ・工事材料検査書					
			◎									材料検査	検査時	採取地毎に1回	確認			○	臨場	・採取地毎に1回			
			◎									書類	検査後	採取地毎	報告			○	受理	・工事材料検査書			
	品質	品質管理	品質管理		締め固め密度(施工状況検査)										実施	・施工状況検査に必要な品質の確認							
				○											書類	検査願提出時	検査毎				○	作成提出	・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書
				◎											施工状況検査	検査時	100%	管理項目毎の20%程度	確認		○	臨場	
				◎											書類	検査後	検査毎		報告		○	受理	・施工状況検査書
	施工	施工状況	施工状況	○	1)盛土路床の1層の計画仕上り厚さ	目視	施工中	適宜						○	・20 cm以下とする								
				○	2)締め固め	目視	施工中	適宜						○	・路床を「JIS A 1210 突固めによる土の締め固め試験方法(C,D,E)」により求めた最適含水比付近の含水比で行う								
				○	3)路床最終仕上げ面のプルーフローリング	書類	施工中	適宜				指示			○	実施							
				○	4)作業終了時又は中断時	目視	施工中	適宜				確認			○	・路床盛土工の作業終了時又は作業を中断する場合は、表面に横断勾配を設け平坦に締め固めを行い、排水が良好に行われるようにする							
				○	5)状態の維持	目視	施工中	適宜				確認			○	・路床盛土部分を運搬路に使用する場合は、常に良好な状態に維持し、路床盛土に悪影響を及ぼさないようにする							
出来形	出来形管理	出来形管理		高さ、幅、延長(施工状況検査)										実施	・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認								
			○											書類	検査願提出時	検査毎				○	作成提出	・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書	
			◎											施工状況検査	検査時	100%	測線数の20%程度	確認		○	臨場		
			◎											書類	検査後	検査毎		報告		○	受理	・施工状況検査書	

5-4 排水処理工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任			
排水処理	施工	施工状況	○	1)滞水排除	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・施工中必要に応じて除雪又は排水を行い、掘削箇所、土取場及び盛土箇所に滞水が生じないように維持する ・地下水の排水を行う場合、その周辺に障害を及ぼさないよう十分注意し施工する ・周辺環境に影響を与えない排水処理方法を講じる 	(共)第1編第4章 (共)第2編第1章第3節 (品)3 (出)4
			○	2)地下水の排水	目視	施工中	適宜		確認			○		
			○	3)排水処理方法	目視	施工中	適宜		確認			○		

5-5 伐開工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任			
伐開	施工	施工状況	○	原地盤	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・伐開、除根及び表土除去後、切株の穴やゆるんだ原地盤は、ブルドーザ等で整地・締固めを行う 	(共)第1編第4章 (共)第2編第1章第3節 (品)3 (出)4
			○	切株等の処分方法	書類	処分時	適宜	受理			○	通知		
			承諾							○	実施			

5-6 法面整形工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
法面	施工	施工状況	○	1)転石等の除去	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・法面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去する ・植生は、(共)第1編3-2-6 植生工の規定による 	(共)第1編第4章 (共)第2編第1章第3節 (品)3 (出)4	
			○	2)植生	目視	施工中	適宜		確認			○			
法面	出来形	出来形管理		法面の基準線に対しての出入り(施工状況検査)									実施	<ul style="list-style-type: none"> ・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認 ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書 	
			○		書類	検査願提出時	検査毎		受理			○	作成提出		
			◎		施工状況検査	検査時	100%	測線数の20%程度	確認			○	臨場		
		◎	書類	検査後	検査毎				報告			○	受理	・施工状況検査書	

§ 6 地盤改良工

6-1 床掘工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定									
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場								
ポンプ床掘	施工	施工状況	○	1)施工	目視	施工中	適宜		確認			○		(共)第2編第1章第4節 (品)4 (出)5									
				2)軟弱地盤の床掘底面の地層確認方法	目視	施工後	適宜		確認			○											
			○	3)設計図書の定めにより難しい地層の変化	書類及び目視	施工中	適宜			受理			○		通知	・設計図書に関して協議							
			◎							協議		○	実施										
			○	4)許容範囲を超えた場合の埋戻し	目視	施工中	適宜			確認			○			・置換材と同等以上の品質の材料で埋戻す							
			○	5)埋戻しを置換えと一体施工	書類	施工前	適宜			受理			○		通知	・引き続き同一工事で置換を行う場合							
	◎	承諾								○	実施												
	出来形	出来形管理	出来形管理 (施工状況検査)		床掘区域の水深(底面、法面)										実施	・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認							
				○											書類	検査願提出時	検査毎		受理		○	作成提出	・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書
				◎											施工状況検査	検査時	100%	確認項目の20%程度	確認		○	臨場	
◎				書類										検査後			報告		○	受理	・施工状況検査書		
グラブ床掘	施工	施工状況	○	1)施工	目視	施工中	適宜		確認			○											
			○	2)軟弱地盤の床掘底面の地層確認方法	目視	施工後	適宜		確認			○											
			○	3)設計図書の定めにより難しい地層の変化	書類及び目視	施工中	適宜			受理			○		通知	・設計図書に関して協議							
			◎							協議		○	実施										
			○	4)許容範囲を超えた場合の埋戻し	目視	施工中	適宜			確認			○			・置換材と同等以上の品質の材料で埋戻す							
			○	5)埋戻しを置換えと一体施工	書類	施工前	適宜			受理			○		通知	・引き続き同一工事で置換を行う場合							
			◎							承諾		○	実施										

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定		
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場	
グラブ床掘	出来形	出来形管理		床掘区域の水深(底面、法面) (施工状況検査)								○	実施	・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認 ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書	(共)第2編第1章第4節 (品)4 (出)5	
			○		書類	検査願提出時	検査毎		受理			○	作成提出			
			◎		施工状況検査	検査時	100%	確認項目の20%程度	確認		○	臨場				
			◎		書類	検査後	検査毎		報告		○	受理	施工状況検査書			
硬土盤床掘	施工	施工状況	○	1)施工	目視	施工中	適宜		確認			○				
			○	2)許容範囲を超えた場合の埋戻し	目視	施工中	適宜		確認			○		・置換材と同等以上の品質の材料で埋戻す		
			○	3)埋戻しを置換えと一体施工	書類	施工前	適宜	受理		○	通知	・引き続き同一工事で置換を行う場合				
			承諾						○	実施						
	出来形	出来形管理	出来形管理		床掘区域の水深(底面、法面) (施工状況検査)									実施	・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認 ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書	
				○		書類	検査願提出時	検査毎		受理			○	作成提出		
				◎		施工状況検査	検査時	100%	確認項目の20%程度	確認		○	臨場			
				◎		書類	検査後			報告		○	受理	・施工状況検査書		
砕岩床掘	施工	施工状況	○	1)施工	目視	施工中	適宜		確認			○				
			○	2)許容範囲を超えた場合の埋戻し	目視	施工中	適宜		確認			○		・置換材と同等以上の品質の材料で埋戻す		
			○	3)埋戻しを置換えと一体施工	書類	施工前	適宜	受理		○	通知	・引き続き同一工事で置換を行う場合				
			承諾						○	実施						
	出来形	出来形管理	出来形管理		床掘区域の水深(底面、法面) (施工状況検査)									実施	・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認 ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書	
				○		書類	検査願提出時	検査毎		受理			○	作成提出		
				◎		施工状況検査	検査時	100%	確認項目の20%程度	確認		○	臨場			
				◎		書類	検査後			報告		○	受理	・施工状況検査書		

6-2 排砂管設備工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
排砂管設備工	施工	施工状況	○	1)運搬経路	書類	施工前	適宜		受理			○	実施	・施工の効率、周辺海域の利用状況等を考慮して、土砂の運搬経路を決定する ・運搬中に土砂の漏出に注意する	(共)第2編第1章第4節 (品)4 (出)5
			○	2)土砂処分の区域、運搬方法	目視	施工中	適宜		確認			○			

6-3 土運船運搬工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
土運船運搬工	施工	施工状況	○	1)運搬経路	書類	施工前	適宜		受理			○	実施	・施工の効率、周辺海域の利用状況等を考慮して、土砂の運搬経路を決定する ・運搬中に土砂の漏出に注意する	(共)第2編第1章第4節 (品)4 (出)5
			○	2)土砂処分の区域、運搬方法	目視	施工中	適宜		確認			○			

6-4 揚土土捨工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
バージアンローダ揚土	施工	施工状況	○	1)船種	書類	施工前	適宜		受理			○	実施	・現場の諸条件を考慮し安全かつ、効率的な作業が可能な作業船を選択する ・運搬中に土砂の漏出に注意する	(共)第2編第1章第4節 (品)4 (出)5
			○	2)土砂処分の区域、運搬方法	目視	施工中	適宜		確認			○			
空気圧送揚土	施工	施工状況	○	1)船種	書類	施工前	適宜		受理			○	実施	・現場の諸条件を考慮し安全かつ、効率的な作業が可能な作業船を選択する ・運搬中に土砂の漏出に注意する	(共)第2編第1章第4節 (品)4 (出)5
			○	2)土砂処分の区域、運搬方法	目視	施工中	適宜		確認			○			
リクレーマ揚土	施工	施工状況	○	1)船種	書類	施工前	適宜		受理			○	実施	・現場の諸条件を考慮し安全かつ、効率的な作業が可能な作業船を選択する ・運搬中に土砂の漏出に注意する	(共)第2編第1章第4節 (品)4 (出)5
			○	2)土砂処分の区域、運搬方法	目視	施工中	適宜		確認			○			
バックホウ揚土	施工	施工状況	○	1)揚土場所 設計図書に位置及び構造の定めがない場合	書類	施工前	適宜		受理			○	実施	・施工の効率等を考慮して、土砂の揚土場所を決定する ・揚土中の土砂落下に注意する ・運搬中に土砂の漏出に注意する	(共)第2編第1章第4節 (品)4 (出)5
			○	2)土砂の落下防止	目視	施工中	適宜		確認			○			
			○	3)土砂処分の区域、運搬方法	目視	施工中	適宜		確認			○			

6-5 置換工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定		
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場	
置換材	材料	品質管理	○	砂の場合:粒度及び細粒分含有量 割石の場合:比重及び重量	書類	施工前	産地毎		受理			○	実施提出	・(共)第2編 1-4-2を適用する。 ・試験成績表並びに産地を明示した書類を提出する。	(共)第2編第1章第4節 (品)4 (出)5	
			○						承諾			○	受理			
			◎	砂の場合:粒度及び細粒分含有量 割石の場合:比重及び重量 (材料検査を行う場合)	書類	検査願提出時	産地毎		受理			○	作成提出	・材料検査願		
			◎		材料検査	検査時	産地毎に1回		確認		○	臨場				
			◎		書類	検査後	産地毎		通知		○	受理	・工事材料検査書			
			○	外観、種類	目視	施工中	適宜		確認			○		・目安として1回/1工事		
			○	スラグ類を使用する場合	書類	施工前			受理				○	実施提出		・試験成績表を提出する。
			○						承諾			○	受理			
	施工	施工状況		○	置換材投入状況	目視	施工中	適宜		確認			○	・置換材投入区域を確認する		
				○	・運搬途中の漏出 ・濁り発生の防止 ・浮泥の巻き込み防止	目視	施工中	適宜		確認			○	・置換材の運搬中の土砂の漏出に注意する ・濁りを発生させないように置換材を投入する ・浮泥を巻き込まないように置換材を投入する		
置換材均し	施工	施工状況	○	置換材均し状況	目視	施工中	適宜		確認			○	・置換材均し区域を平坦に仕上げる。			
	出来形	出来形管理		延長、天端高、天端幅、法面 (施工状況検査)									実施	・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認		
			○		書類	検査願提出時	検査毎		受理		○	作成提出	・置換層の範囲及び高さは、施工前の測深及び施工後の測深により確認する ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書			
			◎		施工状況検査	検査時	100%	確認項目の20%程度	確認		○	臨場				
	◎	書類	検査後	検査毎		報告		○	受理	施工状況検査書						

6-6 圧密・排水工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定				
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場			
サンドドレーン	材料	品質管理	○	砂の粒度及び細粒分含有量	書類	施工前	産地毎		受理			○	実施提出		(共)第2編第1章第4節 (品)4 (出)5			
			○						承諾			○	受理					
			◎	砂の粒度及び細粒分含有量 (材料検査を行う場合)	書類	検査願提出時	産地毎			受理			○			作成提出	・(共)第2編1-4-2を適用する。 ・試験成績表並びに産地を明示した書類を提出する ・材料検査願	
			◎		材料検査	検査時	産地毎に1回			確認		○				臨場		
			◎		書類	検査後	産地毎			通知		○				受理	・工事材料検査書	
			○	スラグ類を使用する場合	書類	施工前				受理						○	実施提出	・試験成績表を提出する。
			○							承諾						○	受理	
	施工	施工状況		○	1)施工範囲、杭の配置、形状寸法、ケーシングパイプの径	目視	施工中	適宜		確認			○		・形成する砂杭が連続した一様な形状になるよう施工する ・杭施工中に杭が連続した一様な形状に形成されていない場合、ただちに打直しをする			
				○	2)打込機	書類	施工前	適宜		受理			○	提出	・性能試験の記録を提出する。 ・打込機は自動記録装置を備えたものとし、(共)第2編1-4-5 1.サンドドレーン・グラベルドレーンに示す項目が記録されるものとする			
				○		書類		適宜		承諾		○	実施					
				○	3)打込困難な状況	書類	発生時	適宜		受理			○	通知	・通知時にケーシングパイプの打込記録を添付する			
				◎		書類		適宜		協議		○	実施					
	出来形	出来形管理			砂の投入量、位置、天端高、先端深度 ・ケーシングパイプの先端深度及びケーシングパイプ内の砂面の高さの経時変化 (施工状況検査)									実施	・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認			
				○		書類	検査願提出時	検査毎			受理		○	作成提出	・各杭ごとの記録を提出する ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書			
◎				施工状況検査		検査時	100%	確認項目の20%程度	確認		○		臨場					
◎				書類		検査後	検査毎			報告		○		受理	施工状況検査書			

監督工種・項目			確認事項					監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定						
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括				主任	現場				
敷砂	材料	品質管理	○	砂の粒度及び細粒分含有量	書類	施工前	産地毎		受理			○	実施提出	<ul style="list-style-type: none"> ・(共)第2編 1-4-2 を適用する ・試験成績表並びに産地を明示した書類を提出する ・使用砂の粒度分布は(共)に示された範囲内にあるもので、透水性の良いものとする 	(共)第2編第1章第4節 (品)4 (出)5				
			○						承諾			○	受理						
			◎	砂の粒度及び細粒分含有量 (材料検査を行う場合)	書類	検査願提出時	産地毎			受理			○			作成提出	<ul style="list-style-type: none"> ・(共)第2編 1-4-2 を適用する ・試験成績表並びに産地を明示した書類を提出する ・使用砂の粒度分布は(共)に示された範囲内にあるもので、透水性の良いものとする ・材料検査願 		
			◎							材料検査	検査時	産地毎に1回	確認					○	臨場
			◎							書類	検査後	産地毎	通知					○	受理
			○	スラグ類を使用する場合	書類	施工前				受理			○			実施提出	・試験成績表を提出する。		
			○							承諾			○			受理			
	施工	施工状況	○	敷砂投入状況	目視	施工中	適宜		確認			○		・敷砂投入区域を確認する					
			○	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬途中の漏出 ・濁り発生の防止 ・浮泥の巻き込み防止 	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・敷砂材の運搬中の土砂の漏出に注意する ・濁りを発生させないように砂を投入する ・浮泥を巻き込まないように砂を投入する 						
	敷砂均し	施工	施工状況	○	施工	目視	施工中	適宜		確認			○	設計図書に定める区域内を平均に仕上げる					
出来形		出来形管理		延長、天端高、天端幅、法面勾配 (施工状況検査)									実施	・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認					
			○		書類	検査願提出時	検査毎		受理		○	作成提出	<ul style="list-style-type: none"> ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書 						
			◎		施工状況検査	検査時	100%	確認項目の20%程度	確認		○	臨場							
◎	書類	検査後	検査毎		報告		○	受理	施工状況検査書										
載荷土砂	材料	品質管理	○	砂の粒度及び細粒分含有量	書類	施工前	産地毎		受理			○	実施提出	<ul style="list-style-type: none"> ・(共)第2編 1-4-2 を適用する。 ・試験成績表並びに産地を明示した書類を提出する。 					
			○						承諾			○	受理						
			◎	砂の粒度及び細粒分含有量 (材料検査を行う場合)	書類	検査願提出時	産地毎			受理			○	作成提出	<ul style="list-style-type: none"> ・(共)第2編 1-4-2 を適用する。 ・試験成績表並びに産地を明示した書類を提出する。 ・材料検査願 ・工事材料検査書 				
			◎							材料検査	検査時	産地毎に1回	確認			○	臨場		
			◎							書類	検査後	産地毎	通知			○	受理	・工事材料検査書	
			○	スラグ類を使用する場合	書類	施工前				受理			○	実施提出	・試験成績表を提出する。				
			○							承諾			○	受理					

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任			
載荷土砂	施工	施工状況	○	施工高及び順序	目視	施工中	適宜		確認			○	設計図書に定める範囲に所定の形状で載荷する。	(共)第2編第1章第4節 (品)4 (出)5
	出来形	出来形管理		延長、天端高、天端幅、 法面勾配 (施工状況検査)								実施	・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認	
			○		書類	検査願提出時	検査毎		受理		○	作成提出	・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書	
			◎		施工状況検査	検査時	100%	確認項目の20%程度	確認		○	臨場		
		◎	書類	検査後	検査毎		報告		○	受理	施工状況検査書			
ペーパードレーン	材料	品質管理	○	品質、形状寸法	書類	施工前	種類毎		受理			○	実施提出	・(共)第2編1-4-2を適用する。 ・ドレーン材の試験成績表を提出する
			○						承諾			○	受理	
			◎	品質、形状寸法 (材料検査を行う場合)	書類	検査願提出時	種類毎		受理			○	作成提出	・材料検査願 ・工事材料検査書
			◎		材料検査	検査時	種類毎に1回		確認		○	臨場	・種類毎に1回	
			◎		書類	検査後	種類毎		通知		○	受理	・工事材料検査書	
	施工	施工状況	○	1)杭の配置、施工深度	目視	施工中	適宜		確認			○	・ドレーン打設時に共上がり現象により計画深度までドレーンが形成されていない場合ただちに打ち直しする ・ドレーン打設時にドレーン材の破損により正常なドレーンが形成されていない場合ただちに打ち直しする	
			○	2)打込機	書類	施工前	適宜		受理			○	提出	・性能試験の記録を提出する。 ・打込機は自動記録装置を備えたものとし、(共)第2編1-4-5 2.ペーパードレーンに示す項目が記録されるものとする
			○		書類		適宜		承諾		○	実施		
			○	3)打込困難な状況又は 施工が困難な状況	書類	発生時	適宜		受理			○	通知	・通知時にドレーンの打込機録を添付する
			◎		書類		適宜		協議		○	実施		

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定		
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場	
ペーパー ドレーン	出来形	出来形管理		・位置、天端高、先端深度ドレーン材の打設長 ・マンドレル及びドレーン材の先端深度の経時変化 (施工状況検査)									実施	・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認	(共)第2編第1章第4節 (品)4 (出)5	
		打込記録	○		書類	検査願提出時	検査毎		受理			○	作成提出	・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書		
			◎		施工状況検査	検査時	100%	確認項目の20%程度	確認			○	臨場			
			◎		書類	検査後	検査毎		報告			○	受理	施工状況検査書		
グラベル マット	材料	品質管理	○	碎石の種類、品質及び形状寸法	書類	施工前	産地毎		受理			○	実施提出	・試験成績表並びに産地を明示した書類を提出する。		
			○						承諾			○	受理			
			◎	碎石の種類、品質及び形状寸法 (材料検査を行う場合)	書類	検査願提出時	産地毎		受理			○	作成提出	・材料検査願 ・工事材料検査書		
			◎		材料検査	検査時	産地毎に1回		確認			○	臨場			
			◎		書類	検査後	産地毎		通知			○	受理	・工事材料検査書		
	施工	施工状況	○	施工	目視	施工中	適宜		確認			○	設計図書に定める範囲を所定の厚さで敷き均す。			
	出来形	出来形管理			延長、天端高、天端幅、法面勾配 (施工状況検査)									実施		・マットの範囲及び厚さは施工前の測深及び施工後の測深で確認する ・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認
			○	書類		検査願提出時	検査毎		受理			○	作成提出	・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書		
			◎	施工状況検査		検査時	100%	測線数の20%程度	確認			○	臨場			
			◎	書類		検査後	検査毎		報告			○	受理	施工状況検査書		

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担				受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任	現場				
グラベルドレーン	材料	品質管理	○	碎石の種類、品質及び形状寸法	書類	施工前	産地毎		受理			○	実施提出	・試験成績表並びに産地を明示した書類を提出する。 ・材料検査願 ・工事材料検査書 ・工事材料検査書 ・試験成績表を提出する。	(共)第2編第1章第4節 (品)4 (出)5	
			○						承諾			○	受理			
			◎	碎石の種類、品質及び形状寸法 (材料検査を行う場合)	書類	検査願提出時	産地毎		受理			○	作成提出			
			◎		材料検査	検査時	産地毎に1回		確認		○	臨場				
			◎		書類	検査後	産地毎		通知		○	受理				
			○	スラグ類を使用する場合	書類	施工前			受理				○			実施提出
			○						承諾				○			受理
	施工	施工状況	○	1)施工範囲、杭の配置、形状寸法、ケーシングパイプの径	目視	施工中	適宜		確認				○	・形成するドレーン杭が連続した一様な形状になるよう施工する ・杭施工中に杭が連続した一様な形状に形成されていない場合、ただちに打直しをする		
			○	2)打込機	書類	施工前	適宜		受理				○	・性能試験の記録を提出する。 ・打込機は自動記録装置を備えたものとし、(共)第2編1-4-5 1.サンドドレーン・グラベルドレーンに示す項目が記録されるものとする		
			○		書類		適宜		承諾			○	実施			
			○	3)打込困難な状況	書類	発生時	適宜		受理				○	通知		・通知時にケーシングパイプの打込記録を添付する
			◎		書類		適宜		協議			○	実施			
	出来形	出来形管理		碎石の投入量、位置、天端高、先端深度 ・ケーシングパイプの先端深度及びケーシングパイプ内の砂面の高さの経時変化 (施工状況検査)										実施	・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認	
			○		書類	検査願提出時	検査毎		受理				○	作成提出	・各杭毎の記録を提出する ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書	
◎			施工状況検査		検査時	100%	杭本数の20%程度	確認			○	臨場				
◎			書類		検査後	検査毎		報告			○	受理	施工状況検査書			

6-7 締固工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定					
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場				
サンドコンパクションパイル	材料	品質管理	○	砂の粒度及び細粒分含有量	書類	施工前	産地毎		受理			○	実施提出	・(共)第2編 1-4-2 を適用する。・試験成績表並びに産地を明示した書類を提出する・使用砂の粒度分布は(共)に示された範囲内にあるものとし透水性の良い物とする	(共)第2編第1章第4節 (品)4 (出)5				
			○						承諾			○	受理						
			◎	砂の粒度及び細粒分含有量 (材料検査を行う場合)	書類	検査願提出時	産地毎			受理			○			作成提出	・(共)第2編 1-4-2 を適用する。 ・試験成績表並びに産地を明示した書類を提出する ・材料検査願		
			◎							材料検査	検査時	産地毎に1回	確認					○	臨場
			◎							書類	検査後	産地毎	通知					○	受理
			○	スラグ類を使用する場合	書類	施工前				受理			○			実施提出	・試験成績表を提出する。		
			○							承諾			○			受理			
	施工	施工状況		○	1)施工範囲、置換率、締固め度等	目視	施工中	適宜		確認			○		・形成する砂杭が連続した一様な形状になるよう施工する ・盛上り天端まで改良する場合、各砂杭ごとに打設前後盛上り状況を管理し、各砂杭仕上げ天端高を決定する。				
				○						2)砂杭の施工順序、配置、形状寸法	書類	施工前	適宜	受理			○	提出	
				◎	書類	適宜	承諾		○		実施								
				○	3)打込機	書類	施工前	適宜	受理		○	実施	・性能試験の記録を提出する。 ・打込機は自動記録装置を備えたものとし、(共)第2編 1-4-6 1.サンドコンパクションパイルに示す項目が記録されるものとする						
				○				適宜	承諾		○	実施							

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定		
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場	
サンドコンパクションパイル	施工	施工状況	○	4)打止め深度の確認方法	書類	施工前	適宜		受理			○	提出	・支持層まで改良する場合	(共)第2編第1章第4節 (品)4 (出)5	
			◎		書類		適宜		承諾		○	実施				
			○	5)打込困難な状況	書類	発生時	適宜		受理			○	通知			・打込み困難な状況発生時の資料を提出する
			◎					協議		○	実施					
			○	6)締固め度	書類	発生時	適宜		受理			○	通知			・締固め度を満たしていない場合
			◎					協議		○	実施					
			◎	7)砂杭の連続性、砂量	書類	発生時	適宜		協議		○	協議	・砂杭が切断した場合又は砂量の不足が認められる場合で、原位置での打ち直しが困難な場合			
	施工管理試験	施工管理試験	○	1)測定時期、測定範囲	書類	施工前	適宜		受理			○	提出	・砂杭の施工前後に地盤高を測定する		
			○					承諾		○	実施					
			○	2)試験項目、方法、数量	書類	施工中	適宜		確認			○	・チェックボーリング、その他の試験			
			○	3)チェックボーリングの位置	書類	施工後	適宜		指示		○	実施				
	出来形	出来形管理		砂の投入量、位置、天端高、先端深度、盛上り量 ・ケーシングパイプの先端深度及びケーシングパイプ内の砂面の高さの経時変化 (施工状況検査)									実施	・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認		
			○		書類	検査願提出時	検査毎		受理			○	作成提出	・各砂杭毎の記録を提出する ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書		
			◎		施工状況検査	検査時	100%	確認項目の20%程度	確認		○	臨場				
◎			書類		検査後	検査毎		報告		○	受理	施工状況検査書				
盛上土砂撤去	施工	施工状況	○	1)船種	書類	施工前	適宜		受理			○	実施	・現場の諸条件を考慮し安全かつ、効率的な作業が可能な作業船を選択する		
				2)既設構造物前面の施工	書類	施工前		受理			○	提出	・特記仕様書に定めが無い場合 既設構造物に影響がないよう十分検討し、施工方法、施工管理基準を作成する。			
								承諾		○	受理					
					目視	施工中	適宜		確認			○	・既設構造物に影響のないように施工する			
3)濁り防止の処置	目視	施工中	適宜		確認			○	・濁り防止等環境保全に十分注意して施工する							

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定				
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場			
敷砂	材料	品質管理	○	砂の粒度及び細粒分含有量	書類	施工前	産地毎		受理			○	実施提出	<ul style="list-style-type: none"> ・(共)第2編 1-4-2 を適用する ・試験成績表並びに産地を明示した書類を提出する ・使用砂の粒度分布は(共)に示された範囲内にあるもので、透水性の良いものとする 	(共)第2編第1章第4節 (品)4 (出)5			
			○						承諾			○	受理					
			◎	砂の粒度及び細粒分含有量 (材料検査を行う場合)	書類	検査願提出時	産地毎			受理			○			作成提出	<ul style="list-style-type: none"> ・(共)第2編 1-4-2 を適用する ・試験成績表並びに産地を明示した書類を提出する ・使用砂の粒度分布は(共)に示された範囲内にあるもので、透水性の良いものとする ・材料検査願 	
			◎							材料検査	検査時	産地毎に1回	確認				○	臨場
			◎							書類	検査後	産地毎	通知				○	受理
			○	スラグ類を使用する場合	書類	施工前				受理			○			実施提出	・試験成績表を提出する。	
	○	承諾									○	受理						
	施工	施工状況	○	敷砂投入状況	目視	施工中	適宜		確認			○	・敷砂投入区域を確認する					
			○	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬途中の漏出 ・濁り発生の防止 ・浮泥の巻き込み防止 	目視	施工中	適宜		確認		○	<ul style="list-style-type: none"> ・敷砂材の運搬中の土砂の漏出に注意する ・濁りを発生させないように砂を投入する ・浮泥を巻き込まないように砂を投入する 						
	敷砂均し	施工	施工状況	○	施工	目視	施工中	適宜		確認			○	設計図書に定める区域内を平均に仕上げる				
出来形		出来形管理		延長、天端高、天端幅、法面勾配 (施工状況検査)									実施	・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認				
			○		書類	検査願提出時	検査毎		受理		○	作成提出	<ul style="list-style-type: none"> ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書 					
			◎		施工状況検査	検査時	100%	確認項目の20%程度	確認		○	臨場						
	◎	書類	検査後	検査毎		報告		○	受理	施工状況検査書								

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定					
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場				
ロッドコンパクションパイル	材料	品質管理	○	砂の粒度及び細粒分含有量	書類	施工前	産地毎		受理			○	実施提出	<ul style="list-style-type: none"> ・(共)第2編 1-4-2 を適用する。 ・試験成績表並びに産地を明示した書類を提出する ・使用砂の粒度分布は(共)に示された範囲内にあるものとし透水性の良い物とする 	(共)第2編第1章第4節 (品)4 (出)5				
			○						承諾			○	受理						
			◎	砂の粒度及び細粒分含有量 (材料検査を行う場合)	書類	検査願提出時	産地毎			受理			○			作成提出	<ul style="list-style-type: none"> ・(共)第2編 1-4-2 を適用する。 ・試験成績表並びに産地を明示した書類を提出する ・材料検査願 		
			◎							材料検査	検査時	産地毎に1回	確認					○	臨場
			◎							書類	検査後	産地毎	通知					○	受理
			○	スラグ類を使用する場合	書類	施工前				受理			○			実施提出	・試験成績表を提出する。		
			○							承諾			○			受理			
	施工	施工状況	○	ロッドの打込間隔、配置、締固めストローク、起振力等	目視	施工中	適宜		確認			○							
			○	打込機	書類	施工前	適宜		受理			○	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・性能試験の記録を提出する。 ・打込機は自動記録装置を備えたものとし、(共)第2編 1-4-6 2.ロッドコンパクションパイルに示す項目が記録されるものとする ・打込み困難な状況発生時の資料を提出する 					
			○		書類		適宜		承諾		○	実施							
			○	貫入困難な状況	書類	発生時	適宜		受理		○	通知							
			◎		書類		適宜		協議		○	実施							
	出来形	出来形管理		位置、充填材の投入量、天端高、先端深度									実施		<ul style="list-style-type: none"> ・施工状況検査に必要な測定、出来形算出及び品質の確認 ・ロッド毎の記録を提出する ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願・施工状況検査書 				
			○		書類	検査願提出時	検査毎			受理		○	作成提出						
◎			ロッド先端深度の経時変化、ロッドの貫入長及び引抜長 (施工状況検査)		施工状況検査	検査時	100%	ロッド本数の20%程度	確認		○	臨場							
◎					書類	検査後	検査毎		報告		○	受理	施工状況検査書						

6-8 固化工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定					
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場				
深層混合処理杭	材料	品質管理	○	セメント、混和材料、水、材料の貯蔵	書類	施工前	種類毎		受理			○	提出	・製造者、名称、成分 (共)第1編 2-8-1~2-8-4を適用する。	(共)第2編第1章第4節 (品)4 (出)5				
			○						承諾			○	受理						
	施工	材料の計量及び練混ぜ			1)計量装置、材料の計量											(共)第1編 5-3-4を適用する			
				○						書類	施工前	適宜	受理				○	提出	・練混ぜ設備、練混ぜ時間等の資料を提出する
				○									承諾				○	受理	
				○									目視	施工中		適宜	確認		
		試験打ち	◎	位置、深度、施工方法	目視	立会願が提出された時	適宜		確認		○		臨場						
		施工状況			○	1)改良範囲、改良形状、固化材添加量	目視	施工中	適宜		確認			○			-		
					○	2)深層混合処理機	書類	施工前	適宜	受理			○	提出		・性能試験の記録を提出する。 ・打込機は自動記録装置を備えたものとし、(共)第1編 1-4-7 1.深層混合処理に示す項目が記録されるものとする			
					○					承諾			○	実施					
					○	3)改良杭の配置、施工順序、施工目地の位置	書類	施工前	適宜	受理			○	提出		・必要な図面等を添付する			
					◎					承諾		○	実施						
					○	4)打止め深度の確認方法	書類	施工前	適宜	受理			○	提出		・支持層まで改良する場合			
					◎					承諾		○	実施						
					○	5)ブロック式、壁式等の杭接合部の施工における接合面のラップ幅	書類	施工前	適宜	受理			○	提出		・施工目地は接円で施工する ・改良杭間の接合は24時間以内に施工する			
					◎					指示承諾		○	実施						
					○	6)ブロック式、壁式等の杭接合部の施工における制限時間内の施工が不可能な場合	書類	発生時	適宜	受理			○	通知		・記録紙を添付する			
		◎	指示協議		○					実施									
○	7)ブロック式、壁式等の杭接合部の施工における接合不可能の場合	書類	発生時	適宜	受理			○	通知										
◎					協議		○	実施											

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定			
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場		
深層混合処理杭	施工管理試験	施工管理試験	○	1)測定時期、測定範囲	書類	施工前	適宜		受理			○	提出	・砂杭の施工前後に地盤高を測定する	(共)第2編第1章第4節 (品)4 (出)5		
			○		書類		適宜		承諾		○	実施					
			○	2)試験項目、方法、数量	目視	施工中	適宜		確認		○		・チェックボーリング、その他の試験				
			○	3)チェックボーリングの位置	書類	施工後	適宜		指示		○	実施					
	出来形	出来形管理	出来形管理		位置、鉛直度、接合、天端高、先端深度、固化材吐出量、盛り上り量(施工状況検査)									実施		・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認	
				○		書類	検査願提出時	検査毎		受理		○	作成提出	・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書			
				◎		施工状況検査	検査時	100%	確認項目の20%程度	確認		○	臨場				
				◎		書類	検査後	検査毎		報告		○	受理	施工状況検査書			
		打込記録	打込記録	打込記録	○	1)固化材の各材料の計量値 2)処理機の先端深度の経時変化 3)攪拌軸の回転数の経時変化 4)攪拌軸の回転トルク又はこれに対応する起動力の経時変化 5)処理機の昇降速度の経時変化 6)処理機の吊荷重の経時変化 7)固化材の吐出量の経時変化 8)処理機先端の軌跡の経時変化	書類	施工中	適宜		受理			○		提出	・各改良杭毎の記録を提出する

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定								
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場							
盛上土砂撤去	施工	施工状況	○	1)船種	書類	施工前	適宜		受理			○	実施	・現場の諸条件を考慮し安全かつ、効率的な作業が可能な作業船を選択する ・特記仕様書に定めが無い場合既設構造物に影響がないよう十分検討し、施工方法、施工管理基準を作成する。 ・既設構造物に影響のないように施工する ・濁り防止等環境保全に十分注意して施工する	(共)第2編第1章第4節 (品)4 (出)5							
				2)既設構造物前面の施工	書類	施工前			受理			○	提出									
									承諾		○	受理										
				目視	施工中	適宜		確認			○											
3)濁り防止の処置	目視	施工中	適宜		確認			○														
敷砂	材料	品質管理	○	砂の粒度及び細粒分含有量	書類	施工前	産地毎		受理			○	実施提出	・(共)第2編 1-4-2 を適用する ・試験成績表並びに産地を明示した書類を提出する ・使用砂の粒度分布は(共)に示された範囲内にあるもので、透水性の良いものとする								
			承諾								○	受理										
			◎	砂の粒度及び細粒分含有量 (材料検査を行う場合)	書類	検査願提出時	産地毎			受理			○	作成提出		・(共)第2編 1-4-2 を適用する ・試験成績表並びに産地を明示した書類を提出する ・使用砂の粒度分布は(共)に示された範囲内にあるもので、透水性の良いものとする ・材料検査願						
			◎							材料検査	検査時	産地毎に1回		確認				○	臨場			
			◎							書類	検査後	産地毎		通知				○	受理	・工事材料検査書		
			○	スラグ類を使用する場合	書類	施工前				受理			○	実施提出		・試験成績表を提出する。						
			○							承諾			○	受理								
	施工	施工状況	○	敷砂投入状況	目視	施工中	適宜		確認			○		・敷砂投入区域を確認する								
			○	・運搬途中の漏出 ・濁り発生の防止 ・浮泥の巻き込み防止	目視	施工中	適宜		確認			○		・敷砂材の運搬中の土砂の漏出に注意する ・濁りを発生させないよう砂を投入する ・浮泥を巻き込まないよう砂を投入する								
	敷砂均し	施工	施工状況	○	施工	目視	施工中	適宜		確認			○		設計図書に定める区域内を平均に仕上げる							
○				延長、天端高、天端幅、法面勾配 (施工状況検査)	書類								実施	・施工状況検査に必要な測定、出来形算出及び品質の確認 ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書								
													◎		施工状況検査	検査時	100%	確認項目の20%程度	確認		○	臨場
													◎		書類	検査後	検査毎		報告		○	受理

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定														
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場													
事前混合処理	材料	品質管理	○	セメント、混和材料、水、材料の貯蔵	書類	施工前	種類毎		受理			○	提出	・製造者、名称、成分	(共)第2編第1章第4節 (品)4 (出)5													
			○						承諾			○	受理															
	材料の計量及び練混ぜ				計量装置、材料の計量											(共)第1編5-3-4を適用する												
				○													練混ぜ設備、練混ぜ時間等	書類	施工前	適宜						○	提出	・練混ぜ設備、練混ぜ時間等の資料を提出する
				○																								
	○																											
	施工	施工状況		○	改良範囲、改良形状、固化材添加量等	目視	施工中	適宜																				
				○													事前混合処理機	書類	施工前	適宜						○	提出	・性能試験の記録を提出する。
				○																								
	出来形	出来形管理			延長、天端幅、天端高(施工状況検査)											実施	・施工状況検査に必要な測定、出来形算出及び品質の確認											
				○														書類	検査願提出時	検査毎						○	作成提出	・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書
				◎														施工状況検査	検査時	100%	測線数の20%程度	確認		○			臨場	
◎				書類											検査後			検査毎		報告		○			受理	施工状況検査書		
表層固化処理	材料	品質管理	○	セメント、混和材料、水、材料の貯蔵	書類	施工前	種類毎		受理			○	提出	・製造者、名称、成分														
			○						承諾			○	受理															
	施工	施工状況	○	1)改良範囲、改良形状、固化材添加量等	目視	施工中	適宜		確認																			
	出来形	出来形管理			延長、天端幅、天端高、厚さ(施工状況検査)										実施	・施工状況検査に必要な測定、出来形算出及び品質の確認												
				○													書類	検査願提出時	検査毎						○	作成提出	・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書	
				◎													施工状況検査	検査時	100%	測線数の20%程度	確認		○			臨場		
				◎													書類	検査後	検査毎		報告		○			受理	施工状況検査書	
	薬液注入工法			「薬液注入工事に係わる施工管理等について」(平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達)、 「薬液注入工法による地盤改良工事に係る適切な施工管理等について」(平成29年8月1日国港技第27号国土交通省港湾局技術企画課長、国空空技第111号航空局航空ネットワーク部空港技術課長通達)の規定による。																								

§ 7 法面工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
法面	施工	施工状況	○	1) 転石等の除去	目視	施工中	適宜		確認			○	・法面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去する	(共)第1編第3章第2節 (共)第2編第1章第5節 (品)5 (出)6	
			○	2) 植生	目視	施工中	適宜		確認			○	・植生は、(共)第1編3-2-6 植生工の規定による		
	出来形	出来形管理		基準高、幅、法長、延長 (施工状況検査)									実施		・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認
			○		書類	検査願提出時	検査毎		受理		○	作成提出	・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書		
			◎		施工状況検査	検査時	100%	測線数の20%程度	確認		○	臨場			
			◎		書類	検査後	検査毎		報告		○	受理	・施工状況検査書		

§ 8 擁壁工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
擁壁工	材料施工	4章 § 4 無筋・鉄筋コンクリートの規定による												(共)第2編第1章第7節(品)6	
	出来形	出来形管理		延長、天端高、天端幅、 敷幅 (施工状況検査)									実施	施工状況検査に必要な測量、出来型算出及び品質の確認	(共)第1編1-1-19(出)7
			○		書類	検査願提出時	検査毎		受理		○	作成提出	・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書		
			◎		施工状況検査	検査時	コンクリート打設完了時	確認項目の20%程度	確認		○	臨場			
	◎	書類	検査後	検査毎		報告		○	受理	・施工状況検査書					

§ 9 カルバート工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定			
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場		
カルバート工	材料施工	4章 § 4 無筋・鉄筋コンクリートの規定による												(共)第2編第1章第8節(品)7			
	出来形	出来形管理	○	基準高さ、幅、延長、内空高さ、内空幅、頂版厚、壁厚、底版厚(施工状況検査)	書類	検査願提出時	検査毎			受理			○	実施	施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認	(共)第1編1-1-19(出)8	
															作成提出		・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書
					施工状況検査	検査時		設置個数の20%程度	確認			○	臨場				
	○		書類	検査後	検査毎			報告			○	受理	・施工状況検査書				

§ 10 小型水路工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
側溝工	材料	品質管理	○	外観及び形状寸法	書類	搬入前	材料毎		受理			○	提出	<ul style="list-style-type: none"> ・材料の試験成績表を明示した書類を提出する ・有害なひび割れ等損傷のないものとする ・セメントコンクリート製品は、(共)に適合したものとする 	(共)第2編第1章第9節 (品)8 (出)9
			○		目視	施工中	適宜		確認			○			
			○	塩化物イオン量が0.30kg/m ³ を超えるものを使用する場合	書類	施工前	適宜		受理			○	提出		
			◎						承諾		○	実施			
	施工	施工状況	○	施工状況	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・側溝は、下流側又は低い側から設置する。 ・底面は滑らかで一様な勾配とする ・側溝の取付部は、モルタル等を用いて漏水が生じないようにする 		
出来形	出来形管理	○	高さ、総延長	目視	完了後	適宜		確認			○	臨場			
管渠工	材料	品質管理	○	外観及び形状寸法	書類	搬入前	材料毎		受理			○	提出	<ul style="list-style-type: none"> ・材料の試験成績表を明示した書類を提出する ・有害なひび割れ等損傷のないものとする ・セメントコンクリート製品は、(共)に適合したものとする 	
			○		目視	施工中	適宜		確認			○			
			○	塩化物イオン量が0.30kg/m ³ を超えるものを使用する場合	書類	施工前	適宜		受理			○	提出		
			◎						承諾		○	実施			
	施工	施工状況		施工状況	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・管渠は、下流側又は低い側から設置する。 ・底面は滑らかで一様な勾配とする ・管渠のコンクリート製品の接合部は、モルタル等を用いて漏水が生じないようにする 		
出来形	出来形管理	○	高さ、総延長	目視	完了後	適宜		確認			○	臨場			
集水枡	材料	品質管理	○	外観及び形状寸法	書類	搬入前	材料毎		受理			○	提出	<ul style="list-style-type: none"> ・材料の試験成績表を明示した書類を提出する ・有害なひび割れ等損傷のないものとする ・セメントコンクリート製品は、(共)に適合したものとする 	
			○		目視	施工中	適宜		確認			○			
			○	塩化物イオン量が0.30kg/m ³ を超えるものを使用する場合	書類	施工前	適宜		受理			○	提出		
			◎						承諾		○	実施			
	施工	施工状況	○	施工状況	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・集水枡の基礎については、支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにする ・集水枡と管渠等との接合部は、モルタル等を用いて漏水が生じないようにする 		
出来形	出来形管理	○	高さ、総延長	目視	完了後	適宜		確認			○	臨場			

§ 11 緑地工

11-1 植生工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定											
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場										
張芝	材料	品質管理	○	1)客土の産地及び見本の確認 2)土、芝、肥料	書類	施工前	産地及び種類毎		受理			○	提出	<ul style="list-style-type: none"> 客土の産地及び見本を提出する 土の試験成績表、芝、肥料の品質等証明書を提出する。 芝は、土付生芝とし雑草の混入が少ない短葉で、根筋が繁茂し、枯死する恐れがないものとする 	(共)第2編第1章第10節 (品)9 (出)10										
			○						承諾			○	実施												
			○						確認			○													
			◎	1)客土の産地及び見本の確認 2)土、芝、肥料 (材料検査を行う場合)	書類	検査願提出時	産地及び種類毎		受理			○	作成提出			<ul style="list-style-type: none"> 材料検査願 工事材料検査書 									
			◎						材料検査	検査時	産地及び種類毎に1回		確認				○	臨場							
				書類	検査後	産地及び種類毎		報告		○	受理	<ul style="list-style-type: none"> 工事材料検査書 													
張芝	施工	施工状況	○	1)芝の保管状況 2)客土の実施状況 3)張芝の実施状況	目視	施工中	適宜		確認			○		<ul style="list-style-type: none"> 使用する芝を現場搬入後、高く積み重ねたり、長期間日光にさらさない 施工箇所の雑草等を取除き、芝の育成に適した土を敷均し不陸整正を行い、肥料を散布しなければならない 張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させ、次に湿気のある目土を表面に均一に散布し、土羽板等で打固める 傾斜地等で芝がはく離しやすい箇所は、張芝1枚当たり2本以上の芝串で固定する 施工後、枯死しないように養生する 目安として1回/各作業工程毎 											
			○	枯死した場合												書類	工事完了後引渡しまで	枯死した時		受理			○	通知	<ul style="list-style-type: none"> 枯死の原因を調査し通知する
																				○	目視			確認	
	出来形	出来形管理	出来形管理		材料の使用数量、長さ、幅、植生状況 (施工状況検査)									実施	<ul style="list-style-type: none"> 施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認 										
				○										書類	検査願提出時		検査毎		受理			○	作成提出	<ul style="list-style-type: none"> 施工状況検査に必要な書類 施工状況検査願 施工状況検査書 	
				◎										施工状況検査	検査時		100%	施工数量の20%程度	確認			○	臨場		
				◎										書類	検査後		検査毎		報告			○	受理	<ul style="list-style-type: none"> 施工状況検査書 	

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定									
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場								
筋芝	材料	品質管理	○	1)客土の産地及び見本の確認 2)土、芝、肥料	書類	施工前	産地及び種類毎		受理			○	提出	・客土の産地及び見本を提出する ・土の試験成績表、芝、肥料の品質等証明書を提出する。 ・芝は、土付生芝とし雑草の混入が少ない短葉で、根筋が繁茂し、枯死する恐れがないものとする ・材料検査願 ・工事材料検査書	共)第2編第1章第10節 (品)9 (出)10								
			○		目視				確認				○			実施							
			○		書類				検査願提出時				産地及び種類毎			受理	○	作成提出					
			◎	1)客土の産地及び見本の確認 2)土、芝、肥料	材料検査	検査時	産地及び種類毎に1回	確認	○	臨場													
			◎	(材料検査を行う場合)	書類	検査後	産地及び種類毎	報告	○	受理	・工事材料検査書												
			○	1)芝の保管状況 2)筋芝の実施状況	目視	施工中	適宜	確認	○	・使用する芝を現場搬入後、高く積み重ねたり、長期間日光にさらさない ・芝の葉面を下にして敷き延べ、上層に土羽土を置いて規定の形状に土羽板等によって脱落しないよう硬く締固め、法肩には、耳芝を施す ・芝片は、法面の水平方向へ張るものとし、間隔は30cmを標準とする ・請負者は、施工後、枯死しないように養生する ・目安として1回/1工事													
	枯死	○	枯死した場合	目視	工事完了後引渡しまで	枯死した時		受理			○	通知	・枯死の原因を調査し通知する										
								確認				○		再施工									
	出来形	出来形管理	○	材料の使用数量、長さ、幅、植生状況(施工状況検査)	書類	検査願提出時	検査毎			受理			○	実施		・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認 ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書							
														◎			施工状況検査	検査時	100%	施工数量の20%程度	確認	○	臨場
														◎			書類	検査後	検査毎	報告	○	受理	・施工状況検査書
														◎			書類	検査後	検査毎	報告	○	受理	・施工状況検査書

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定																									
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場																								
播種	材料	品質管理	○	1)客土の産地及び見本の確認 2)土、種子、肥料、土壌改良剤、養生剤等	書類	施工前	産地及び種類毎		受理			○	提出	・客土の産地及び見本を提出する ・土の試験成績表、種子、肥料、土壌改良剤、養生剤の品質等証明書を提出する	(共)第2編第1章第10節 (品)9 (出)10																								
			○						承諾			○	実施																										
			○						確認			○																											
			◎	1)客土の産地及び見本の確認 2)土、種子、肥料、土壌改良剤、養生剤等 (材料検査を行う場合)	書類	検査願提出時	産地及び種類毎		受理			○	作成提出			・材料検査願 ・工事材料検査書																							
			◎		材料検査	検査時	産地及び種類毎に1回		確認		○	臨場																											
			◎		書類	検査後	産地及び種類毎		報告		○	受理	・工事材料検査書																										
	施工	施工状況		○	1)種子の播き付け 2)養生 3)再播種	目視	施工中	適宜		確認			○			・播種地盤の表面をわずかにかき起こし、整地した後に種子を均等に播き付け、土を薄く敷均し、柔らかく押付けておく ・施工後、散水等により養生する ・一定期間後発芽しない場合再播種する ・目安として1回/1工事																							
				出来形													出来形管理										実施	・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認											
				○																									材料の使用数量、長さ、幅、植生状況 (施工状況検査)	書類	検査願提出時	検査毎		受理			○	作成提出	・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書
																														◎	施工状況検査	検査時	100%	施工数量の20%程度	確認		○	臨場	
◎	書類	検査後	検査毎			報告		○	受理	・施工状況検査書																													
種子吹付	材料	品質管理	○	1)客土の産地及び見本の確認 2)土、種子、肥料、土壌改良剤、養生剤等	書類	施工前	産地及び種類毎		受理			○	提出	・客土の産地及び見本を提出する ・土の試験成績表、芝、肥料の品質等証明書を提出する ・吹付けに土を使用する場合、種子の育成に適した土で、石・礫、土塊、有機不純物を含まないものとする																									
			○						承諾			○	実施																										
			○						確認			○																											
			◎	1)客土の産地及び見本の確認 2)土、種子、肥料、土壌改良剤、養生剤等 (材料検査を行う場合)	書類	検査願提出時	産地及び種類毎		受理			○	作成提出		・材料検査願 ・工事材料検査書																								
			◎		材料検査	検査時	産地及び種類毎に1回		確認		○	臨場																											
			◎		書類	検査後	産地及び種類毎		報告		○	受理	・工事材料検査書																										

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定																								
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場																							
種子吹付	施工	施工状況	○	1)吹き付け面の状況 2)吹き付け状況 3)養生 4)再吹付け	目視	施工中	適宜		確認			○		・吹付け面の浮土その他の雑物は除去し、はなはだしい凹凸は整正する ・吹付け面が乾燥している場合、吹付けに先立ち順次散水し、十分に湿らす ・所定の量を一律の厚さになるよう吹付けに ・吹付け面とノズルの距離及び角度を吹付け面の硬軟に応じて調節し、吹付け面を荒らさないように注意する ・種子吹付け後、適度な散水等により養生する ・一定期間後発芽しない場合再吹付けする ・目安として1回/各作業工程毎	(共)第2編第1章第10節 (品)9 (出)10																							
																出来形	出来形管理	○	材料の使用数量、長さ、幅、植生状況(施工状況検査)	書類	検査願提出時	検査毎		受理			○	実施	・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認 ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書									
																														◎	施工状況検査	検査時	100%	施工数量の20%程度	確認	○	臨場	
植栽	材料	品質管理	○	1)樹木の種類、樹高、根張り幅、幹周り及び株立本数	目視	施工中	種類毎		確認			○		・樹木は、病害虫のないもので、根が良く発達し、樹形の整った生育良好なものとする ・移植又は根回しを行った細根の多い栽培品とする																								
																○	2)土、樹木、肥料、土壌改良材、養生剤等	書類	施工前	産地及び種類毎	受理	○	提出	・土の試験成績表、樹木、肥料の品質等証明書を提出する														
																									○	目視	確認	○										
																○	3)客土の産地及び見本	書類	施工前	産地及び種類毎	受理	○	提出	・客土の産地及び見本を提出する														
																◎	1)樹木の種類、樹高、根張り幅、幹周り及び株立本数	書類	検査願提出時	産地及び種類毎	受理	○	作成提出	・材料検査願 ・工事材料検査書														
																◎	2)土、樹木、肥料、土壌改良材、養生剤等	材料検査	検査時	産地及び種類毎に1回	確認	○	臨場															
																◎	3)客土の産地及び見本(材料検査を行う場合)	書類	検査後	産地及び種類毎	報告	○	受理	・工事材料検査書														

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定		
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場	
植栽	施工	植え付け時期	○ ○	樹木の植え付け時期	書類	施工前	適宜		受理 承諾			○ ○	提出 実施	・目安として1回/各作業工程毎 ・枝幹の損傷、鉢くずれしないよう樹木を運搬する ・栽培地からその日に植え付け可能な本数だけ運搬し、残数を生じた場合は、こも又はむしろに包んだまま放置せず、仮植えする ・植栽直前に樹木類に応じた植穴を掘り、乾燥をさける ・植穴の底部を耕し、根を平均に配置し、周囲の土により埋戻して根本を良く締固め、水鉢を切って仕上げる ・植付け後、すみやかに支柱を取付ける ・肥料が直接樹木の根に触れないように均等に施肥する ・植付け完了後、余剰枝の剪定、整形等その他必要な手入れを行う ・植栽した樹木に樹名板を設置する ・植栽した樹木の引き渡し後1年以内に枯死又は形態不良(枯枝が樹冠部の概ね3分の2以上となった場合、又は真直ぐな主幹を有する樹木は樹高の概ね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、また、確実に同様な状態になると予測されるものを含む)となった場合、請負者の負担で同種同等品以上のものと植替えるものとするが、天災、その他やむを得ない理由による場合は、この限りではない ・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認 ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書	(共)第2編第1章第10節 (品)9 (出)10	
		施工状況	○	1)樹木の運搬状況 2)植栽前の樹木の状況 3)植栽状況 4)養生	目視	施工中	適宜		確認			○				
	出来形	出来形管理			材料の使用数量、樹高、枝張り幅、幹周り、植付け状況(施工状況検査)											実施
			○	書類	検査願提出時	検査毎		受理			○	作成提出				
◎			施工状況検査	検査時	100%	施工数量の20%程度	確認		○	臨場						
	◎	書類	検査後	検査毎		報告		○	受理	・施工状況検査書						

§ 12 付帯施設工及びブラストフェンス工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
付帯施設工及びブラストフェンス工	材料	品質管理	○	柵の材料	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・材料は、(共)に示す規格に適合するもの ・塗装仕上げをする柵の材料は、(共)に示すとおりとする ・塗装仕上げを行わない柵の材料は、(共)に示すとおりとする 	(共)第2編第1章第11節 (共)第2編第1章第12節 (品)10 (出)11	
			○	柵基礎の材料	4章§4 無筋・鉄筋コンクリートの規定による										
	施工	施工状況	○	施工状況	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・支柱を土中に設置する場合は、堅固に建て込むものとする ・設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の場合は、穴の底部を締め固めておくものとする ・支柱を橋梁、擁壁、函きよ等のコンクリート中に設置する場合、構造物のコンクリート打設前に型枠等を使用し、図面に定める位置に箱抜き等を行う ・柵基礎のは支持力が均等となるようにする、又不陸を生じないようにする 		
	出来形	出来形管理		高さ、総延長 (施工状況検査)									実施		<ul style="list-style-type: none"> ・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認
			○		書類	検査願提出時	検査毎		受理			○	作成提出		<ul style="list-style-type: none"> ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書
			◎		施工状況検査	検査時		測線数の20%程度	確認			○	臨場		
			◎		書類	検査後	検査毎		報告			○	受理		<ul style="list-style-type: none"> ・施工状況検査書

§ 13 ケーブルダクト工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
ケーブルダクト工	材料(電源用マンホール)	品質管理	○	形状寸法(コンクリート2次製品)	目視	搬入時	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> 工場製作の2次製品として現場搬入したものが承諾申請書(製作図)の部材寸法と合っているかをスチールテープ、コンベックスルール等により確認する。 出荷時の製品印字マークを確認する。 特に設計荷重(T-25等)に注目する。 	(共)第2編第1章第13節(品)11	
	材料(管路)	品質管理	○	形状寸法(FEP管、SGP管)	目視	搬入時	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> 承諾申請書通りかを確認する。 納品伝票、荷札等で確認する。 外径はコンベックスルール等で確認する。 		
	材料(埋設シート)	品質管理	○	形状寸法	目視	搬入時	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> 承諾申請書通りかを確認する。 納品伝票、荷札等で確認する。 		
	材料(接地線類)	品質管理	○	形状寸法(接地棒、接地線、接地板)	目視	搬入時	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> 承諾申請書通りかを確認する。 納品伝票、荷札等で確認する。 外径、形状寸法はコンベックスルール等で確認する。 厚み、太さはノギス等で確認する。 		
出来形	出来形管理		○	1)ケーブルダクト 基準高、幅、厚さ、延長 (施工状況検査) 2)電源用マンホール 基準高、高さ・横幅・縦幅・深さ、壁厚、間隔 (施工状況検査)	書類	検査願提出時	検査毎		受理			○	作成提出	<ul style="list-style-type: none"> 施工状況検査に必要な書類 施工状況検査願 施工状況検査書 	(共)第1編1-1-19(出)12
					施工状況検査	検査時		確認項目の20%程度	確認		○	臨場			
					書類	検査後	検査毎		報告		○	受理	<ul style="list-style-type: none"> 施工状況検査書 		
					出来形管理(電源用マンホール)	○	接地抵抗値確認	目視	施工後	適宜		確認			
	出来形管理(管路)	○	導通確認	目視	施工後	適宜		確認			○	ダクト径に適した棒ピンを使用し、全条数の導通を確認する。			
	出来形管理(土工、保護砂)	4章§5 土工の規定による											(共)第1編1-1-19(出)4		

§ 14 抗工及び矢板工

14-1 鋼矢板工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担				受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任	現場			
先行掘削	施工	施工状況	○	施工工法	目視	施工中	適宜		確認			○		・工法が設計図書に指定されていない場合は掘削地点の土質条件、矢板及び杭の特性に応じた工法を選ぶものとする	(共)第1編第3章第3節 (共)第2編第1章第14節 (品)12
鋼矢板	材料	品質管理	○	種類、材質及び形状寸法	目視	搬入時	形状毎1枚		確認			○	提出	・「JIS A 5528 熱間圧延鋼矢板」,「JIS A 5523 溶接用熱間圧延鋼矢板」,「JIS A 5530 鋼管矢板」に適合したもの ・製造工場の試験成績表(検査証明書)及び工場出荷時の測定表を提出する	(出)13
			○		書類				受理		○				
			◎	種類、材質及び形状寸法 (材料検査を行う場合)	書類	検査願提出時	種類毎		受理		○	作成提出	・材料検査願 ・工事材料検査書		
			◎		材料検査	検査時	種類毎に1回		確認	○	臨場	・種類毎に1回			
			◎		書類	検査後	種類毎		通知	○	受理	・工事材料検査書			
	製作	組合せ矢板及び異形矢板の製作	○	工場製作の場合	目視	搬入時	適宜		確認			○		・工場で加工及び製作するのが原則	
			○	現場で製作する場合	書類	製作前	適宜		受理			○	提出	・現場製作の必要性について確認する	
			◎						承諾	○	実施				
			○					目視	製作中	適宜		確認		○	

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定									
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場								
鋼矢板	運搬及び保管		○	運搬及び保管	目視	搬入時	適宜		確認			○	・運搬中及び保管中に、たわみ、変形の有無及び本体・継ぎ手・塗覆装面に損傷を与えないものとする ・矢板を吊り上げる場合、2点吊りとする。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。	(共)第1編第3章第3節 (共)第2編第1章第14節 (品)12 (出)13									
	施工	施工状況		○	1)打込工法 2)継手の位置、構造及び溶接方法 3)打込中の回転及び傾斜	目視	施工中	適宜		確認			○		・鋼管矢板打込中に回転や傾斜を起こさないよう必要な処置を講じる								
		異形矢板による修正		○	矢板打込方向の傾斜が矢板の上下で矢板1枚幅以上の差が生じるおそれがある場合の修正	書類	施工中	適宜		受理		○	○		通知	・打込記録を確認する ・異形矢板は、連続して使用しない							
				承諾						○					実施								
				確認											○								
		矢板の打直し		○	矢板打込後継ぎ手が離脱していることが認められた場合	目視	施工中	適宜		確認					○	・引抜いて打直す							
				○						書類					施工中		適宜	受理		○	通知		
				◎														引抜きが不可能な場合				承諾	○
	○			目視																		施工中	
	ウォータージェット		○	打込時にウォータージェットを併用した場合	目視	施工中	適宜		確認				○		・最後の打止めは、打止め地盤を緩めないようにジェット噴射を制限・調整して、併用機械で貫入させ、落ち着かせる								
			○						書類				施工後			適宜	受理		○	提出	・振動式及び加圧式を使用する場合の観測項目及び様式は設計図書で定める		
	出来形	出来形管理		打込記録	打込記録	書類	施工後	適宜							実施	・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認 ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書							
															○		書類	検査願提出時	検査毎	受理		○	作成提出
															◎		施工状況検査	検査時	100%	矢板枚数の20%程度	確認	○	臨場
◎														書類	検査後		検査毎	報告	○	受理	施工状況検査書		

14-2 控工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
先行掘削	施工	施工状況	○	施工工法	目視	施工中	適宜		確認			○		・工法が設計図書に指定されていない場合は掘削地点の土質条件、矢板及び杭の特性に応じた工法を選ぶものとする	(共)第1編第3章第3節 (共)第2編第1章第14節 (品)12
控鋼矢板	材料	品質管理	○	種類、材質及び形状寸法	目視	搬入時	形状毎1枚		確認			○	提出	・「JIS A 5528 熱間圧延鋼矢板」,「JIS A 5523 溶接用熱間圧延鋼矢板」,「JIS A 5530 鋼管矢板」に適合したもの ・製造工場の試験成績表(検査証明書)及び工場出荷時の測定表を提出する	(出)13
			○		書類				受理						
	製作	組合せ矢板及び異形矢板の製作	◎	種類、材質及び形状寸法 (材料検査を行う場合)	書類	検査願提出時	種類毎		受理			○	作成提出	・材料検査願 ・工事材料検査書	
			◎		材料検査	検査時	種類毎に1回		確認		○	臨場	・種類毎に1回		
			◎		書類	検査後	種類毎		通知		○	受理	・工事材料検査書		
			○	工場製作の場合	目視	搬入時	適宜		確認			○		・工場で加工及び製作するのが原則	
			○	現場で製作する場合	書類	製作前	適宜		受理			○	提出	・現場製作の必要性について確認する	
			承諾							○	実施				
	○		目視	製作中	適宜		確認				○		—		
	運搬及び保管			○	運搬及び保管	目視	搬入時	適宜		確認			○	・運搬中及び保管中に、たわみ、変形の有無及び本体・継ぎ手・塗覆面に損傷を与えないものとする ・矢板を吊り上げる場合、2点吊りとする。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。	
施工	施工状況	異形矢板による修正	○	1)打込工法 2)継手の位置、構造及び溶接方法 3)打込中の回転及び傾斜	目視	施工中	適宜		確認			○	・鋼管矢板打込中に回転や傾斜を起こさないよう必要な処置を講じる		
			◎	矢板打込方向の傾斜が矢板の上下で矢板1枚幅以上の差が生じるおそれがある場合の修正	書類	施工中	適宜		受理			○	通知	・打込記録を確認する ・異形矢板は、連続して使用しない	
			○		目視	施工中	適宜		確認			○			

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定		
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場	
控鋼矢板	施工	矢板の打直し	○	矢板打込後継ぎ手が離脱していることが認められた場合	目視	施工中	適宜		確認			○	・引抜いて打直す	(共)第1編第3章第3節 (共)第2編第1章第14節 (品)12 (出)13		
			○	引抜きが不可能な場合	書類	施工中	適宜		受理			○			通知	
			◎						承諾		○	実施				
			○						確認			○				
		ウオータージェット	○	打込時にウオータージェットを併用した場合	目視	施工中	適宜		確認			○	・最後の打止めは、打止め地盤を緩めないようにジェット噴射を制限・調整して、併用機械で貫入させ、落ち着かせる			
	打込記録	○	打込記録	書類	施工後	適宜		受理			○	提出	・振動式及び加圧式を使用する場合の観測項目及び様式は設計図書で定める			
	出来形	出来形管理													実施	・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認
			○	打込記録、矢板壁延長、法線に対する出入り及び傾斜、法線方向の傾斜、天端高、継手の離脱など(施工状況検査)	書類	検査願提出時	検査毎		受理			○	作成提出		・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書	
			◎		施工状況検査	検査時	100%	矢板枚数の20%程度	確認		○	臨場				
			◎		書類	検査後	検査毎		報告		○	受理	施工状況検査書			
控鋼杭	材料	品質管理	○	種類、材質及び形状寸法	書類	搬入時	形状毎1本		受理			○	提出	・「JIS A 5525 鋼管ぐい」、「JIS A 5526 H形鋼ぐい」に適合したもの ・製造工場の試験成績表(検査証明書)及び工場出荷時の測定表を提出する		
			○		目視					確認			○			
	運搬及び保管		品質管理	○	運搬及び保管	目視	搬入時	適宜		確認			○	・運搬中及び保管中に、たわみ、変形の有無及び本体継ぎ手の塗覆面に損傷を与えないものとする ・矢板を吊り上げる場合、2点吊りとする。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。		
	施工	施工状況		○	1)打込工法 2)打込状況 3)継手の位置、構造及び溶接方法	目視	施工中	適宜		確認			○	・杭を規定の深度まで連続して打ち込む		
	打止め深度		○	支持杭の打止め深度の確認方法	書類	施工前	適宜		受理			○	提出			
			◎						承諾		○	実施				

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担				受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定					
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任	現場								
控鋼杭	施工	支持杭の打設	○	規定の打込み深度より支持層深度が浅い場合	書類	施工中	適宜		受理	○		○	通知	・杭の打込記録を確認し、杭の切断をする	(共)第1編第3章第3節 (共)第2編第1章第14節 (品)12 (出)13					
			●						協議				実施							
			○						目視				施工中			適宜	確認	○		
		杭の継足し	○	規定の打込み深度より支持層深度が深い場合	書類	施工中	適宜		受理	○		○	通知			・杭の継足しを行う場合の材料の品質は、本体の鋼材と同等以上の品質を有するものとする				
			●						協議				実施							
			○						目視				施工中				適宜	確認	○	
	継手構造及び溶接方法	○	杭の継足しを行う場合	書類	施工前	適宜		受理		○		通知	・打込記録を確認する ・杭の継ぎ足しを行う場合の品質は、本体の鋼材の同等以上の品質を有するものとする。							
		◎						承諾				実施								
		○						目視				施工中		適宜	確認		○			
	出来形	出来形管理	打込記録、杭頭中心位置、杭天端高、杭の傾斜など(施工状況検査)	○	打込記録	書類	施工後	適宜		受理				○	提出	・振動式及び圧入式を使用する場合の観測項目及び様式は設計図書で定める				
				◎						報告					○		受理			
				○						書類					検査後		検査毎	報告	○	受理
				◎						書類			検査後		検査毎		報告	○	受理	施工状況検査書
腹起	材料	品質管理	○	種類、材質及び形状寸法	目視	ロット毎に搬入時	形状毎1本		確認			○		・設計図書に示された JIS に適合したもの ・製造工場の試験成績表(検査証明書)及び工場出荷時の測定表を提出する						
			○		書類				受理						○	提出				
			○		目視				施工中						適宜	確認	○			
	施工	施工状況	取付け及び締付け状況	○	目視	施工中	適宜		確認			○			・腹起材を矢板壁及びタイロッド、ワイヤーの取付位置を基に加工する ・腹起材を全長にわたり規定の水平高さに取付け、ボルトで十分締付け矢板壁に密着させる					
				○					書類							受理	○	提出		
				○					目視							施工中	適宜	確認	○	

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
腹起	出来形	出来形管理		取付高さ、角度、間隔、天端高、延長 など(施工状況検査)									実施	<ul style="list-style-type: none"> ・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認 ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書 	(共)第1編第3章第3節 (共)第2編第1章第14節 (品)12 (出)13
			○		書類	検査願提出時	検査毎		受理			○	作成提出		
			◎		施工状況検査	検査時	100%	施工数の20%程度	確認		○		臨場		
			◎		書類	検査後	検査毎		報告		○		受理		
タイロッド	材料	品質管理	○	材質及び形状寸法	書類				受理			○	提出	<ul style="list-style-type: none"> ・材料の試験成績表を提出する ・製作に先立ちタイロッド及び付属品の図面を提出する ・高張力鋼は、(共)に示す機械的性質に適合するものとする ・高張力鋼以外の鋼材は、「JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材の3及び4」に適合したもの ・タイロッドの製造方法は、アプセット法による ・タイロッドの本体と付属品の各部材を組合わせた場合の引張強度は、本体の棒径部の引張強度の規格値以上とする 	
			○		目視	ロット毎に搬入時	形状毎1本	確認			○				
	施工	施工状況	○	取付け及び締付け状況	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・タイロッドを運搬する場合、ねじ部に損傷を与えないよう厳重に包装し、塗装部は、損傷しないように取扱う ・隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角になるように設置する ・リングジョイントは上下に正しく回転できる組立て、その作動が正常になるように取付ける ・タイロッドの締付けは、タイロッドを取付けた後、前面矢板側及び控工側のナットとタイロッドの間にあるターンバックルにより全体の長さを調整し、均等な張力が加わるようにする ・ターンバックルのねじ込み長さは、定着ナットの高さ以上にねじ込む ・定着ナットのねじ部は、ねじ山全部がねじ込まれたうえ、ねじ山が三つ山以上突き出しているように締付ける 		
		○	施工順序、背面土砂高さ、前面浚渫深さ及び緊張力の大きさ	書類	施工前	適宜		受理			○	提出	・検討書を添付する		
		◎		書類	施工前	適宜		承諾		○		実施			

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担				受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定			
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任	現場						
タイロッド	出来形	出来形管理		取付高さ、角度、間隔、天端高、延長 など (施工状況検査)									実施	<ul style="list-style-type: none"> ・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認 ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書 	(共)第1編第3章第3節 (共)第2編第1章第14節 (品)12 (出)13			
			○		書類	検査願提出時	検査毎		受理			○	作成提出					
			◎		施工状況検査	検査時	100%	施工数の20%程度	確認		○	臨場						
			◎		書類	検査後	検査毎		報告		○	受理	施工状況検査書					
タイワイヤー	材料	品質管理	○	材質及び形状寸法種類、ヤング係数等の規格値	書類								○	提出	<ul style="list-style-type: none"> ・材料の試験成績表を提出する ・種類、呼び名、ヤング係数、断面積、単位質量、破断強度、降伏点応力等の規格値を提出する ・製作に先立ち付属品の図面を提出する ・タイワイヤーの化学成分は、「JIS G 3502 ピアノ線材」に適合したもの若しくは「JIS G 3506 硬鋼線材」に適合したもの ・タイワイヤーの機械的性質は、「JIS G 3536 PC 鋼線及び PC 鋼より線」に適合したもの若しくは「JIS G 3521 硬鋼線」に適合したもの ・本体の鋼材は、被覆材を用いて、連続して防せい(錆)加工をする ・定着具付近の被覆材は、定着具とラップし、かつ、十分な水密性を保つ ・定着具の先端は、端部栓等を用いて、十分な水密性を保つ ・定着具は、ナット締めし、ねじ切り長さに余裕を持ち、取付ける際に長さの調節が可能なものとする ・タイワイヤーの本体び定着具を組合わせた引張強度は、本体の鋼線部の引張強度の規格値以上とする 			
			○										承諾				○	実施
			○										目視	ロット毎に搬入時			形状毎1本	確認

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定												
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場											
タイワイヤー	施工	施工状況	○	取付け及び緊張状況	目視	施工中	適宜		確認			○		<ul style="list-style-type: none"> ・タイワイヤーを運搬する場合、ねじ部に損傷を与えないよう厳重に包装し、被覆部は、損傷しないように取扱う ・タイワイヤーの本体が、鋼材等のガス切断口に直接接触する場合、接触部を保護する ・隅角部等特別な場合を除き、矢板法線に対して直角になるように設置する ・タイワイヤーの緊張は、タイワイヤーを取付けた後、均等な張力が加わるようジャッキ等の緊張装置によって行う ・定着ナットのねじ部は、ナットのねじ山全部がねじ込まれたうえ、定着具のねじ山が三つ山以上突き出しているように締付ける ・裏込材に石材を用いる場合、被覆部に損傷を与えないよう注意して施工する ・タイワイヤーと上部コンクリートの境界部に圧密沈下が生じて、タイワイヤーにせん断応力が生じさせないように、トランペットシースを取付ける 	(共)第1編第3章第3節 (共)第2編第1章第14節 (品)12 (出)13											
																○	施工順序、背面土砂高さ、前面浚渫深さ及び緊張力の大きさ	書類	施工前	適宜		受理		○	提出	<ul style="list-style-type: none"> ・検討書を添付する
																◎						承諾			○	
	出来形	出来形管理		○	取付高さ、角度、間隔、天端高、延長 など(施工状況検査)	書類	検査願提出時	検査毎		受理			○	作成提出	<ul style="list-style-type: none"> ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書 											
																	◎	施工状況検査	検査時	100%	施工数の20%程度	確認	○	臨場		
																	◎	書類	検査後	検査毎		報告	○	受理	施工状況検査書	
																								実施	<ul style="list-style-type: none"> ・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認 	

14-3 コンクリート矢板工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
先行掘削	施工	施工状況	○	施工工法	目視	施工中	適宜		確認			○		・工法が設計図書に指定されていない場合は掘削地点の土質条件、矢板及び杭の特性に応じた工法を選ぶものとする	(共)第1編第3章第3節 (共)第2編第1章第14節 (品)12 (出)13
コンクリート矢板	材料	品質管理	○	種類、材質及び形状寸法	書類	搬入時	形状毎1本		受理			○	提出	・「JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品」若しくは「JIS A 5373 プレキャストプレストレストコンクリート製品」に適合したもの。 ・試験成績表(検査証明書)により提出する	
			○		目視				確認			○			
			◎	種類、材質及び形状寸法 (材料検査を行う場合)	書類	検査願提出時	種類毎		受理			○	作成提出	・材料検査願 ・工事材料検査書	
			◎		材料検査	検査時	種類毎に1回		確認		○	臨場	・種類毎に1回		
			◎		書類	検査後	種類毎		通知		○	受理	・工事材料検査書		
運搬及び保管			○	運搬及び保管	目視	搬入時	適宜		確認			○	・矢板本体に損傷を与えない処置を講じる ・2段以上積む場合、枕木を同一線上に置く 但し3段以上は積み重ねない。 ・2点吊りで矢板を吊り上げる		
施工	施工状況	打込工法	○		目視	施工中	適宜		確認			○			
		矢板の打直し	○	矢板打込後継ぎ手が離脱していることが認められた場合	目視	施工中	適宜		確認				○	・引抜いて打直す	
			○	引抜きが不可能な場合	書類	施工中	適宜		受理			○	通知		
			◎		承諾		○	実施							
			○		目視	施工中	適宜		確認			○			
		ウォータージェット	○	打込時にウォータージェットを併用した場合	目視	施工中	適宜		確認				○	・最後の打止めは、打止め地盤を緩めないようにジェット噴射を調整して、併用機械で貫入させ、落ち着かせる	
打込記録	○		書類	施工後	適宜		受理				○	提出	・振動式及び圧入式を使用する場合の観測項目及び様式は設計図書で定める		

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
コンクリート矢板	出来形	出来形管理		打込記録、矢板壁延長、法線に対する出入り及び傾斜、法線方向の傾斜、天端高、継手部の離脱の確認など(施工状況検査)									実施	・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認	(共)第1編第3章第3節 (共)第2編第1章第14節 (品)12 (出)13
			○		書類	検査願提出時	検査毎		受理			○	作成提出	・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書	
			◎		施工状況検査	検査時	100%	矢板枚数の20%程度	確認		○	臨場			
			◎		書類	検査後	検査毎		報告		○	受理	施工状況検査書		

14-4 鋼杭工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
先行掘削	施工	施工状況	○	施工工法	目視	施工中	適宜		確認			○	・工法が設計図書に指定されていない場合は掘削地点の土質条件、矢板及び杭の特性に応じた工法を選ぶものとする	(共)第1編第3章第3節 (共)第2編第1章第14節 (品)12 (出)13	
鋼杭	材料	品質管理	○	種類、材質及び形状寸法	書類	搬入時	形状毎1本		受理			○	提出	・「JIS A 5525 鋼管ぐい」、「JIS A 5526 H形鋼ぐい」に適合したもの ・製造工場の試験成績表(検査証明書)及び工場出荷時の測定表を提出する	
			○		目視				確認		○				
			◎	種類、材質及び形状寸法 (材料検査を行う場合)	書類	検査願提出時	種類毎		受理		○	作成提出	・材料検査願 ・工事材料検査書		
			◎		材料検査	検査時	種類毎に1回		確認		○	臨場	・種類毎に1回		
			◎		書類	検査後	種類毎		通知		○	受理	・工事材料検査書		
運搬及び保管		○	運搬及び保管	目視	搬入時	適宜		確認			○	・運搬中及び保管中に、たわみ、変形の有無及び本体継ぎ手の塗覆面に損傷を与えないものとする ・矢板を吊り上げる場合、2点吊りとする。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。			

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
鋼杭	施工	施工状況	○	1)打込工法 2)打込状況 3)継手の位置、構造及び溶接方法	目視	施工中	適宜		確認			○		・杭を規定の深度まで連続して打ち込む	(共)第1編第3章第3節 (共)第2編第1章第14節 (品)12 (出)13
		打止め深度	○	支持杭の打止め深度の確認方法	書類	施工前	適宜		受理			○	提出		
			◎						承諾		○	実施			
		持杭の打設	○	規定の打込み深度より支持層深度が浅い場合	書類	施工中	適宜		受理			○	通知	・杭の打込記録を確認し、杭の切断をする	
			●						協議	○	実施				
			○						目視	施工中	適宜	確認			
		杭の継足し	○	規定の打込み深度より支持層深度が深い場合	書類	施工中	適宜		受理			○	通知	・杭の継足しを行う場合の材料の品質は、本体の鋼材と同等以上の品質を有するものとする	
			●						協議	○	実施				
	○		目視						施工中	適宜	確認		○		
	杭のずれ止め		設計図書に定めがない場合	書類	施工前	適宜		受理			○	提出			
								承諾		○	実施				
	継手構造及び溶接方法	○	杭の継足しを行う場合	書類	施工前	適宜		受理			○	通知	・打込記録を確認する ・杭の継ぎ足しを行う場合の品質は、本体の鋼材の同等以上の品質を有するものとする。		
		◎						承諾		○	実施				
		○						目視	施工中	適宜	確認			○	
	打込記録	○	打込記録	書類	施工後	適宜		受理			○	提出	・振動式及び圧入式を使用する場合の観測項目及び様式は設計図書で定める		
	出来形	出来形管理											実施	・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認	
○			打込記録、杭頭中心位置、杭天端高、杭の傾斜など (施工状況検査)	書類	検査願提出時	検査毎		受理			○	作成提出	・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書		
◎				施工状況検査	検査時	100%	杭本数の20%程度	確認		○	臨場				
◎				書類	検査後	検査毎		報告		○	受理	施工状況検査書			

14-5 コンクリート杭工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定		
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場	
先行掘削	施工	施工状況	○	施工工法	目視	施工中	適宜		確認			○		・工法が設計図書に指定されていない場合は掘削地点の土質条件、矢板及び杭の特性に応じた工法を選ぶものとする	(共)第1編第3章第3節 (共)第2編第1章第14節 (品)12 (出)13	
コンクリート杭	材料	品質管理	○	種類及び形状寸法	目視	搬入時	形状毎1本		確認			○		・「JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品」若しくは「JIS A 5373 プレキャストプレストレストコンクリート製品」に適合したもの。 ・試験成績表(検査証明書)により提出する		
			○		書類				受理			○	提出			
			◎	種類、材質及び形状寸法 (材料検査を行う場合)	書類	検査願提出時	種類毎			受理			○	作成提出		・材料検査願 ・工事材料検査書
			◎		材料検査	検査時	種類毎に1回			確認		○		臨場		・種類毎に1回
			◎		書類	検査後	種類毎				通知		○			受理
施工	施工状況	○	施工方法	目視	施工中	適宜			確認			○	・「JIS A 7201 遠心力コンクリートくいの施工標準」による ・JIS A 7201 の文中の「責任技術者」を「監督職員」に、「承認」を「承諾」にそれぞれ読み替える			
出来形	出来形管理												実施	・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認		
		○	打込記録、杭頭中心位置、杭天端高、杭の傾斜など (施工状況検査)	書類	検査願提出時	検査毎				受理			○	作成提出		・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書
		◎		施工状況検査	検査時	100%	杭本数の20%程度			確認		○		臨場		
		◎		書類	検査後	検査毎				報告		○		受理	施工状況検査書	

§ 15 塗装工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
塗装工	材料	品質管理	○	使用材料の品質	書類	搬入前			受理			○	提出	<ul style="list-style-type: none"> ・JIS K 5600-1-1~9-3による ・試験成績表を提出する 	(共)第2編第1章第17節(品)13
	出来形	出来形管理	◎	膜厚	目視	検査時		確認項目の20%程度	立会		○		実施	<ul style="list-style-type: none"> ・JIS K 5600 電磁微厚計による ・塗膜厚測定値(5回平均)の平均値が、目標塗膜厚(合計値)の90%以上でなければならない。 ・塗膜厚測定値(5回平均)の最小値が、目標塗膜厚(合計値)の70%以上でなければならない。 ・塗膜厚測定値(5回平均)の分布の標準偏差は、目標塗膜厚(合計値)の20%を超えてはならない。ただし、平均値が標準塗膜厚(合計値)以上の場合は合格とする。 ・平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定を行い基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し再検査しなければならない。 	(共)第2編第1章第17節(出)14

§ 16 溶接及び切断工

16-1 現場鋼材溶接工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任			
現場鋼材溶接 被覆溶接(水中) スタッド溶接(水)	溶接機材	溶接機材	○	溶接材料	目視	施工前	搬入前に1回		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> 溶接材料は、「JIS Z 3211 軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒」、「JIS Z 3312 軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ」及び「JIS Z 3313 軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ」「JIS Z 3351 炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ」及び「JIS Z 3352 サブマージアーク溶接用フラックス」の規格に適合したものを選定し、被覆のはがれ、割れ、汚れ、吸湿及び著しいさび等溶接に有害な欠陥の無いものとする 	(共)第2編第1章第18節 (品)14 (出)15
	施工	溶接工	○	溶接工 水中溶接	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> 溶接工は、「JIS Z 3801 手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」及び「JIS Z 3841 半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に定めるアーク溶接の溶接技術検定試験のうち、その作業に該当する試験又は同等以上の検定試験に合格し、溶接作業に従事している技量確かな者とする 水中溶接の場合の溶接工は、上の要件を満たし、かつ、潜水士の免許を有する者とする 	
		施工状況	○	溶接方法 ごみ、さび等の除去 降雨、降雪、強風及び気温 5℃以下の低温時の施工 開先加工 仮付け又は組合せ治具	目視	施工中	適宜			確認			○	

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定						
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場					
現場鋼材溶接 被覆溶接(水中) スタッド溶接(水中)	施工	施工状況	○	多層溶接	目視	施工中	適宜		確認			○		・多層溶接の場合、各層の溶け込みを完全にしなければならない	(共)第2編第1章第18節 (品)14 (出)15					
				当て金の隅角部で終るすみ肉溶接												溶接部の、割れ、ブローホール等による欠陥	・当て金の隅角部で終るすみ肉溶接を回し溶接としない ・溶接部に、割れ、ブローホール、溶込み不良、融合不良、スラグ巻き込み、ピット、オーバーラップ、アンダーカット、ビード表面の不整及びクレーター並びにのど厚及びサイズの過不足等欠陥が生じた場合、手直しを行わなければならない			
				ひずみの状況及び手直し等の処置内容														発生時	受理	○
				出来形												出来形管理	○	アーク溶接の場合 1)形状寸法 2)ひずみ、有害な欠陥の有無 3)溶接部の強度 4)非破壊試験 水中溶接の場合 1)形状寸法 2)外観 (施工状況検査)	書類	検査願提出時
	施工状況検査	検査時	100%		施工箇所の20%程度	確認	○	臨場	・施工状況検査書											
										書類	検査後	検査毎		通知	○				受理	・施工状況検査書

16-2 現場鋼材切断工(現場鋼材切断)

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任			
現場鋼材切断	切断機材	切断機材	○	酸素ガス及び溶解アセチレン	目視	施工前	搬入前に1回		確認			○	・切断に使用する酸素ガス及び溶解アセチレンは、「JIS K 1101 酸素」及び「JIS K 1902 溶解アセチレン」の規格に適合しなければならない ・切断工は、「JIS Z 3801 手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に定めるガス溶接の溶接技術検定試験(又は同等以上の検定試験)に合格し、かつ、技量確かな者としなければならない ・水中切断の場合の切断工は、上の要件を満たし、かつ、潜水士の免許を有する者でなければならない	(共)第2編第1章第18節 (品)14 (出)15
		切断工	○	切断工	目視	施工前	適宜		確認			○		

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定		
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場	
現場鋼材 切断	施工	施工状況	○	施工方法	目視	施工中	適宜		確認			○	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・切断は、酸素及び溶解アセチレンを使用しなければならない。施工方法は手動又は自動切断としなければならない ・部材にひずみを生じさせないよう切断しなければならない ・事前に切断箇所のさび、ごみ等を除去しなければならない ・降雨、降雪及び強風等の悪条件下で陸上又は海上切断作業を行ってはならないが、防護処置等が講じられる場合は、切断作業を行うことができる 	(共)第2編第1章第18節 (品)14 (出)15	
				ひずみ												
				さび、ごみ等の除去												
				降雨、降雪、強風及び気温 5℃以下の低温時の施工												
	出来形	出来形管理	○	形状寸法、外観 (施工状況検査)	書類	検査願提出時	検査毎			受理			○	作成提出		<ul style="list-style-type: none"> ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書
					施工状況検査	検査時	100%	施工箇所の20%程度	確認		○	臨場				
					書類	検査後	検査毎		通知		○	受理	<ul style="list-style-type: none"> ・施工状況検査書 			

16-3 その他

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
清掃	施工	施工状況	○	鋼構造物に付着した海生生物及びさび等の除去	書類	施工前			受理			○	提出	(共)第2編第1章第18節 (品)14 (出)15	
			○						承諾			○	実施		
	出来形	出来形管理		形状寸法、外観 (施工状況検査)									実施		施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認
			○		書類	検査願提出時	検査毎		受理		○	作成提出	・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書		
			◎		施工状況検査	検査時	100%	施工数量の20%程度	確認		○	臨場			
			◎		書類	検査後	検査毎		通知		○	受理	・施工状況検査書		
削孔	施工	施工状況	○	施工状況	目視	施工中	適宜		確認			○		既設構造物に損傷を与えないように施工しなければならない	
	出来形	出来形管理		形状寸法、外観 (施工状況検査)											・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書
			○		書類	検査願提出時	検査毎		受理		○	作成提出			
			◎		施工状況検査	検査時	100%	施工箇所 の20%程度	確認		○	臨場			
	書類	検査後	検査毎		通知		○	受理	・施工状況検査書						

§ 17 コンクリート舗装工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定		
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場	
不陸整正	施工	施工状況	○	施工状況	目視	施工中	適宜		確認			○	・設計図書のとおりによる	(共)第2編第2章第4節 (品)15 (出)16		
下層路盤	材料	品質管理	○	種類、品質	書類	搬入前	採取地毎		受理			○	提出		・材料の試験成績表及び産地を明示した書類を提出する	
			○		目視	施工中	適宜		確認		○					
			○	種類、品質 (材料検査を行う場合)	書類	検査願提出時	採取地毎		受理				○		作成提出	・材料検査願 ・工事材料検査書
			◎		材料検査	検査時	採取地毎に1回		確認		○	臨場	・採取地毎に1回			
			◎		書類	検査後	採取地毎		報告		○	受理	・工事材料検査書			
			○	1)下層路盤材料の最大粒径	目視	施工中	適宜		確認				○			・設計図書に定めのない場合 50 mm以下とする
			○	2)砕石及び切込砕石	目視	施工中	適宜		確認				○			・「JIS A 5001 道路用砕石」に適合するもの
			○	3)スラグ	目視	施工中	適宜		確認				○			・「JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ」に適合するもの
			○	4)セメント安定処理路盤に使用する材料	目視	施工中	適宜		確認				○			
			○	5)再生材料の使用	目視	施工中	適宜		確認						○	
品質	品質管理	品質管理		締め固め密度 (施工状況検査)									実施		・施工状況検査に必要な品質の確認	
			○		書類	検査願提出時	検査毎		受理			○	作成提出		・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書	
			◎		施工状況検査	検査時	100%	管理項目毎の20%程度	確認		○	臨場				
			◎		書類	検査後	検査毎		報告		○	受理	・施工状況検査書			

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定		
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場	
下層路盤	施工	施工状況	○	1)下層路盤の施工	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> 各層の施工に先立ち、路床面の浮石、木片、ごみ等を除去する 材料の分離をさけ、均等な厚さに敷均しする 20 cm以下とする 「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法(C,D,E)」により求めた最適含水比付近の含水比で、設計図書に定める締固め度に達するまで行う プルーフローリングを行う 	(共)第2編第2章第4節 (品)15 (出)16		
			○	2)路盤材料の敷均し	目視	施工中	適宜		確認			○				
			○	3)1層の計画仕上り厚さ	目視	施工中	適宜		確認			○				
			○	4)路盤の締固め	目視	施工中	適宜		確認			○				
			○	5)下層路盤の最終仕上げ面	目視	施工中	適宜		確認			○				
			○	6)セメント安定処理路盤の施工	目視	施工中	適宜		確認			○				
	出来形	出来形管理	高さ、厚さ、幅、延長 (施工状況検査)										実施	・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認		
				○	書類	検査願提出時	検査毎		受理			○	作成提出	・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書		
				◎	施工状況検査	検査時	100%	測線数の20%程度	確認		○	臨場				
				◎	書類	検査後	検査毎		報告		○	受理	・施工状況検査書			
	上層路盤	材料	品質管理	○	種類、品質	書類	搬入前	採取地毎		受理			○	提出	・材料の試験成績表及び産地を明示した書類を提出する	
				○		目視		適宜		確認			○			
○				種類、品質 (材料検査を行う場合)	書類	検査願提出時	採取地毎		受理				○	作成提出	・材料検査願 ・工事材料検査書	
◎					材料検査	検査時	採取地毎に1回		確認		○	臨場	・採取地毎に1回			
◎					書類	検査後	採取地毎		報告		○	受理	・工事材料検査書			
○				1)上層路盤材料の最大粒径	目視	施工中	適宜		確認				○	・設計図書に定めのない場合 40 mm以下とする		
○				2)上層路盤の粒度調整路盤材料	目視	施工中	適宜		確認				○	・(共)に示す範囲とする		
○				3)スラグ	目視	施工中	適宜		確認				○	・「JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ」に適合するもの		
○				4)セメント及び加熱アスファルト安定処理路盤	目視	施工中	適宜		確認				○			
○				5)再生材料の使用	目視	施工中	適宜		確認				○			

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定		
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場	
上層路盤	品質	品質管理		締め固め密度 (施工状況検査)									実施	・施工状況検査に必要な品質の確認	(共)第2編第2章第4節 (品)15 (出)16	
			○		書類	検査願提出時	検査毎		受理		○	作成提出	・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書			
			◎		施工状況検査	検査時	100%	管理項目 毎の20%程度	確認		○	臨場				
			◎		書類	検査後	検査毎		報告		○	受理	・施工状況検査書			
	施工	施工状況	○	1)上層路盤の施工	目視	施工中	適宜			確認			○	・各層の施工に先立ち、各路盤面の浮石、木片、ごみ等を除去する		
			○	2)路盤材料の敷均し	目視	施工中	適宜			確認			○	・材料の分離をさけ、均等な厚さに敷均しする		
			○	3)1層の計画仕上り厚さ	目視	施工中	適宜			確認			○	・15 cm以下とする		
			○	4)路盤の締め固め	目視	施工中	適宜			確認			○	・「JIS A 1210 突固めによる土の締め固め試験方法(D,E)」により求めた最適含水比付近の含水比で、設計図書に定める締め固め度に達するまで行う		
			○	5)セメント及び加熱アスファルト安定処理路盤の施工	目視	施工中	適宜			確認			○			
	出来形	出来形管理		厚さ、幅、延長 (施工状況検査)										実施	・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認	
			○		書類	検査願提出時	検査毎		受理		○	作成提出	・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書			
			◎		施工状況検査	検査時	100%	測線数の20%程度	確認		○	臨場				
			◎		書類	検査後	検査毎		報告		○	受理	・施工状況検査書			

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定				
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場			
コンクリート舗装	材料	コンクリート品質管理	○	種類、品質及び形状寸法	書類	施工前	製造前及び使用材料の変更時		受理			○	提出	・配合計画書を提出する ・設計図書に定めのない場合、粗骨材の最大寸法は、40mmとする ・設計図書に定めのない場合、スランプ 2.5 cm又は沈下度 30 秒とする ・空気量は、4.5%とする ・スランプ 6.5 cmを使用できる	(共)第2編第2章第4節 (品)15 (出)16			
			○		目視	施工中	適宜		確認			○						
			○	スランプ、沈下度及び空気量	目視	施工前	供試体作成時		確認				○					
			○	曲げ強度	目視	施工後	供試体作成毎		確認 注)JIS工場の場合省略出来る				○					
			○	やむを得ず手仕上げ又は簡易な施工機械による場合	書類	施工前	適宜		受理				○			提出		
			◎						承諾			○	実施					
			鋼材	品質管理	品質管理	○	1)スリップバー	目視	施工中	適宜		確認					○	・「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼(SR235)」又は「JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材(SS400)」に適合するもの
						○	2)タイバー	目視	施工中	適宜		確認					○	・「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼(SD295A)」に適合するもの
						○	3)チェアー	目視	施工中	適宜		確認					○	・「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼(SR235,SD295A)」又は「JIS G 3117 鉄筋コンクリート用再生棒鋼(SRR235,SDR295)」に適合するもの
						○	4)クロスバー	目視	施工中	適宜		確認					○	・「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼(SD295A)」又は「JIS G 3117 鉄筋コンクリート用再生棒鋼(SDR295)」に適合するもの
	○	5)鉄網				目視	施工中	適宜		確認			○	・「JIS G 3551 溶接金網及び鉄筋格子」に適合するもの				

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
コンクリート舗装	コンクリート舗設	施工状況	○	1)路盤紙及び乳剤	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・乳剤施工前に散水を行い、吸水性の路盤を適度に湿った状態に保つ ・乳剤は PK-3 ・曲がり、ねじれ等変形のないもので十分清掃し、正しい位置に堅固な構造で組み立て設置する ・コンクリート舗設終了後、20 時間以上経過した後に行い、気温が 5℃～10℃の場合は、36 時間以上経過した後型枠を取外す 	(共)第2編第2章第4節 (品)15 (出)16	
			○	2)鋼製型枠	目視	施工中	適宜		確認			○			
			○	3)型枠の取外し	目視	施工中	適宜		確認			○			
			○	型枠を取外した直後から交通車両が直接コンクリート版に当たる懸念がある場合及び気温 5℃未満の場合の取外し時期	書類	施工前	適宜	受理			○	提出			
			◎					承諾		○	実施				
			○	コンクリート運搬	目視	施工中	適宜		確認			○			<ul style="list-style-type: none"> ・材料が分離しない方法で行い、練混ぜから舗設開始までの時間をダンプトラックを用いる場合は 1 時間以内とし、アジテータトラックによる場合は 1.5 時間以内とする ・落下高さを小さくし、ダンプトラックを前後に移動させ、平らになるように積み込むものとし、ダンプトラックは、使用の前後に水洗いをする ・既打設コンクリートへの悪影響、路盤紙の移動及びコンクリート中への目潰砂の巻込みを防止する ・打設厚さ及び幅員は、スクラッチテンプレート等を使用して確認する ・降雨、降霜、路盤の凍結の恐れがある場合は、打設予定範囲をシート等により保護する ・舗装版は、正確な仕上り厚さ及び正しい計画高さを確保する ・舗設は、降雨、降霜又は凍結している路盤上に行わない ・材料が分離しないよう、スプレッダー等を使用して敷均しする ・コンクリート舗装版の四隅、スリップバー、タイバー等の付近は、特に材料の分離が生じないように注意し、入念に施工する ・コンクリート打設中、降雨が発生した場合は、施工目地を設け、作業を中止し、既打設箇所の舗装面の降雨による損傷を防ぐため表面をシート等で覆い保護する
			○	コンクリートをミキサからダンプトラックに直接積み込む場合	目視	施工中	適宜		確認			○			
			○	コンクリートの運搬及び荷下し	目視	施工中	適宜		確認			○			
			○	コンクリート敷均し準備	目視	施工中	適宜		確認			○			
			○	コンクリート敷均し	目視	施工中	適宜		確認			○			

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任			
コンクリート舗装	コンクリート舗設	施工状況	○	コンクリートの敷均しの機械の故障等により作業を中止する場合	書類	施工中	適宜		受理			○	提出	(共)第2編第2章第4節 (品)15 (出)16
			◎						承諾		○	実施		
			○	コンクリート締固め	目視	施工中	適宜		確認		○	・コンクリートは、フィニッシャ又はバイブレータを使用し、ち密、堅固に締固める ・型枠及び目地付近のコンクリートは、棒状バイブレータで締固め、作業中スリップバー、タイバー等が移動しないように締固める ・コンクリートを2層に分けて打設する場合は、バイブレータを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締固める		
	○	鉄網の敷設	目視	施工中	適宜		確認		○	・コンクリートの締固めの際は、鉄網をたわませたり移動させない ・鉄網の重ね合わせ幅は、20cm以上とする ・鉄網の重ね合わせ部は、焼きなまし鉄線で結束する ・鉄網により、コンクリートを上下2層に分けて打設する場合、上層コンクリートは、下層コンクリート敷均し後、30分以内に打設する				
	表面仕上げ	施工状況	○	1)一般	目視	施工中	適宜		確認		○	・コンクリート舗装の表面を縦方向の小波がないよう平坦、かつ、粗面に仕上げる		
			○	2)表面の荒仕上げ	目視	施工中	適宜		確認		○	・フィニッシャによる機械仕上げ又は簡易フィニッシャ及びテンプレートタンパによる手仕上げで表面の荒仕上げを行う		
			○	3)平坦仕上げの施工	目視	施工中	適宜		確認		○	・平坦仕上げは、荒仕上げに引き続き表面仕上げ機による機械仕上げ又はフロートによる手仕上げを行う・人力によるフロート仕上げは、フロートを半分ずつ重ねて行い、コンクリート面が低くフロートに接しないところがある場合は、フロート全面にコンクリートが接するまでコンクリートを補充して仕上げる・仕上げ作業中は、コンクリートの表面に水を加えないものとし、著しく乾燥する場合は、フォッグスプレーを使用できる		
			○	4)粗面仕上げ	目視	施工中	適宜		確認		○	・面取りなどの仕上げが完全に終了し、表面の水光りが消えた後、直ちに、はけ、ほうき等を用いて粗面仕上げをする		
	養生	施工状況	○	コンクリートの養生	目視	施工中	適宜		確認		○	・直射日光、風雨、乾燥、気温、荷重、衝撃等を受けないように行う ・表面仕上げ後、後期養生ができる程度にコンクリートが硬化するまで、被膜養生などにより初期養生を行う ・寒中の養生は、コンクリートの圧縮強度が5N/mm ² 以上又は曲げ強度が1N/mm ² 以上になるまで行い、特に風を防ぎ、凍結を防止する方法を取る		

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定		
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場	
コンクリート舗装	養生	後期養生	○	養生終了時期	書類	施工前	適宜		受理			○	提出	・現場養生を行った供試体の曲げ強度が 3.5N/mm ² 以上となるまで、スポンジ、麻布等でコンクリート表面を隙間なく覆い散水により湿潤状態を保つ ・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認 ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書 ・施工状況検査書	(共)第2編第2章第4節 (品)15 (出)16	
			○						承諾			○	実施			
	出来形	出来形管理		厚さ、幅、延長、平坦性 (施工状況検査)												実施
			○		書類	検査願提出時	検査毎		受理		○	作成提出				
			◎		施工状況検査	検査時	100%	測線数の20%程度	確認		○	臨場				
	◎	書類	検査後	検査毎		報告		○	受理	・施工状況検査書						
目地	材料	目地材料	○	1)目地板	目視	施工中	適宜		確認			○		・コンクリート版の膨張収縮によく追従するものとする		
			○	2)目地板の種類及び形状寸法	目視	施工中	適宜		確認			○				
			○	3)注入目地材	目視	施工中	適宜		確認			○		・加熱注入式高弾性タイプでコンクリート版の膨張収縮時の追従性、コンクリートとの付着性、不水性、不透水性、不流動性、耐衝撃性及び耐久性の優れたものとする		
	施工	施工状況	○	1)目地板に相接するコンクリート舗装版の高低差	目視	施工中	適宜		確認				○	・2mmを超えないものとし、コンクリート舗装版全幅にわたり等深、等厚になるように目地を施工する		
			○	2)構造物隣接箇所の目地及び膨張目地の肩	目視	施工中	適宜		確認				○	・半径5mm程度の面取りをし、硬化後カッターで切断して目地溝を設ける場合及びダミー目地には、面取りを行わない		
			○	3)膨張目地の施工	目視	施工中	適宜		確認				○	・目地板は、路面に鉛直で一直線に通り、版全体を絶縁するように設置する ・目地板の上部のシール部に一時的に挿入するものは、コンクリートに害を与えないよう、適当な時期に、これを完全に除去する		
			○	4)収縮目地の施工	目視	施工中	適宜		確認				○	・ダミー目地は、図面に定める深さまで路面に対して垂直にコンクリートカッターで切り込み、注入目地材を施す ・突合せ目地は、硬化したコンクリート側面にアスファルトを塗布又はアスファルトペーパーなどを挟み、新しいコンクリートが付着しないようにする		

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任			
目地	施工	施工状況	○	5)施工目地の施工	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・施工目地は、コンクリートの打設作業を30分以上中断する場合に設ける ・横施工目地は、設計図書に定める横方向収縮目地の位置に合わせる ・施工目地は、突合せ目地とし、収縮目地の位置に設ける場合はスリップバーを使用し、それ以外の場合は、タイバーを使用する ・設計図書に示す目地位置から離す 	(共)第2編第2章第4節 (品)15 (出)16
			○	施工目地を設計図書に定める目地位置に合わせるできない場合	書類	事前	適宜	受理			○	提出		
			◎					承諾			○	実施		

§ 18 アスファルト舗装工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担				受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任	現場				
不陸整正	施工	施工状況	○	施工状況	目視	施工中	適宜		確認			○		・設計図書の定めによる	(共)第2編第2章第4節 (品)16 (出)17	
下層路盤	材料	品質管理	○	種類、品質	書類	搬入前	採取地毎		受理			○	提出	・材料の試験成績表及び産地を明示した書類を提出する		
			○		目視	施工中	適宜		確認		○					
			○	種類、品質 (材料検査を行う場合)	書類	検査願提出時	採取地毎		受理				○	作成提出		・材料検査願 ・工事材料検査書
			◎		材料検査	検査時	採取地毎に1回		確認		○		臨場	・採取地毎に1回		
			◎		書類	検査後	採取地毎		報告		○		受理	・工事材料検査書		
			○	1)下層路盤材料の最大粒径	目視	施工中	適宜		確認				○			・設計図書に定めのない場合 50 mm以下とする
			○	2)砕石及び切込砕石	目視	施工中	適宜		確認				○			・「JIS A 5001 道路用砕石」に適合するもの
			○	3)スラグ	目視	施工中	適宜		確認				○			・「JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ」に適合するもの
			○	4)セメント安定処理路盤に使用する材料	目視	施工中	適宜		確認				○			
○	5)再生材料の使用	目視	施工中	適宜		確認				○						

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
下層路盤	品質	品質管理		締め固め密度 (施工状況検査)									実施	・施工状況検査に必要な品質の確認	(共)第2編第2章第4節 (品)16 (出)17
			○		書類	検査願提出時	検査毎		受理		○	作成提出	・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書		
			◎		施工状況検査	検査時	100%	管理項目 毎の20%程度	確認		○	臨場			
			◎		書類	検査後	検査毎		報告		○	受理	・施工状況検査書		
	施工	施工状況	○	1)下層路盤の施工	目視	施工中	適宜			確認			○	・各層の施工に先立ち、路床面の浮石、木片、ごみ等を除去する	
			○	2)路盤材料の敷均し	目視	施工中	適宜			確認			○	・材料の分離をさけ、均等な厚さに敷均しする	
			○	3)1層の計画仕上り厚さ	目視	施工中	適宜			確認			○	・20 cm以下とする	
			○	4)路盤の締め固め	目視	施工中	適宜			確認			○	・「JIS A 1210 突固めによる土の締め固め試験方法(D,E)」により求めた最適含水比付近の含水比で、設計図書に定める締め固め度に達するまで行う	
			○	5)最終仕上げ面	目視	施工中	適宜			確認			○	・プルーフローリングを行う	
			○	6)セメント安定処理路盤の施工	目視	施工中	適宜			確認			○		
	出来形	出来形管理		高さ、厚さ、幅、延長 (施工状況検査)										実施	・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認
			○		書類	検査願提出時	検査毎		受理		○	作成提出	・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書		
			◎		施工状況検査	検査時	100%	測線数の 20%程度	確認		○	臨場			
◎			書類		検査後	検査毎		報告		○	受理	・施工状況検査書			

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定		
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場	
上層路盤	材料	品質管理	○	種類、品質	書類	搬入前	採取地毎		受理			○	提出	・材料の試験成績表及び産地を明示した書類を提出する ・材料検査願 ・工事材料検査書 ・採取地毎に1回 ・工事材料検査書 ・設計図書に定めのない場合 40 mm以下とする ・(共)に示す範囲とする ・「JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ」に適合するもの	(共)第2編第2章第4節 (品)16 (出)17	
			○		目視	施工中	適宜		確認			○	臨場			
			○	種類、品質 (材料検査を行う場合)	書類	検査願提出時	採取地毎		受理				○			作成提出
			◎		材料検査	検査時	採取地毎に1回		確認		○		臨場			
			◎		書類	検査後	採取地毎		報告		○		受理			
			○	1)上層路盤材料の最大粒径	目視	施工中	適宜		確認				○			
			○	2)上層路盤の粒度調整路盤材料	目視	施工中	適宜		確認				○			
			○	3)スラグ	目視	施工中	適宜		確認				○			
			○	4)セメント及び加熱アスファルト安定処理路盤	目視	施工中	適宜		確認				○			
			○	5)再生材料の使用	目視	施工中	適宜		確認				○			
	品質	品質管理											実施	・施工状況検査に必要な品質の確認		
			○	締め固め密度 (施工状況検査)	書類	検査願提出時	検査毎		受理				○	作成提出	・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書	
			◎		施工状況検査	検査時	100%	管理項目毎の20%程度	確認		○		臨場			
	◎	書類	検査後		検査毎		報告		○		受理	・施工状況検査書				
	施工	施工状況	○	1)上層路盤の施工	目視	施工中	適宜		確認				○	・各層の施工に先立ち、各路盤面の浮石、木片、ごみ等を除去する		
			○	2)路盤材料の敷均し	目視	施工中	適宜		確認				○	・材料の分離をさけ、均等な厚さに敷均しする		
			○	3)1層の計画仕上り厚さ	目視	施工中	適宜		確認				○	・15 cm以下とする		
			○	4)路盤の締め固め	目視	施工中	適宜		確認				○	・「JIS A 1210 突固めによる土の締め固め試験方法(D,E)」により求めた最適含水比付近の含水比で、設計図書に定める締め固め度に達するまで行う		
			○	5)セメント及び加熱アスファルト安定処理路盤の施工	目視	施工中	適宜		確認				○			

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定			
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場		
上層路盤	出来形	出来形管理		厚さ、幅、延長 (施工状況検査) 厚さ、幅、延長 (施工状況検査)									実施	<ul style="list-style-type: none"> ・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認 ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書 ・施工状況検査書 	(共)第2編第2章第4節 (品)16 (出)17		
			○		書類	検査願提出時	検査毎		受理		○	作成提出					
			◎		施工状況検査	検査時	100%	測線数の20%程度	確認		○	臨場					
			◎		書類	検査後	検査毎		報告		○	受理					
基層	材料	品質管理	○	骨材の種類	書類	搬入前	採取地毎			受理			○	提出	・材料の試験成績表及び産地を明示した書類を提出する		
			○	1)骨材の粒度分布	書類	施工前	適宜			受理			○	提出	・(共)に示す範囲とし、試験成績表を提出する		
			○	2)粗骨材及び細骨材	書類	施工前	適宜				受理			○	提出	・十分な硬度及び耐久性を有し、ごみ、泥、有機物等の有害物を含んでいないものとする	
			○	3)スクリーニングス	書類	施工前	適宜				受理			○	提出	・「JIS A 5001 道路用砕石」に適合するもの	
			○	4)再生材料の使用	書類	施工前	適宜				受理			○	提出		
			○	5)フィラー	書類	施工前	適宜				受理			○	提出	<ul style="list-style-type: none"> ・材料の試験成績表を提出する ・石灰岩、火成岩等を粉砕したもので、十分乾燥し、固まりもなく200℃に熱しても変質しないものとし、石灰石のフィラーを使用する場合は、「JIS A 5008 舗装用石灰石粉」に適合するもの ・フィラーの粒度は、(共)に示す値とする ・フィラーに含まれる水分は、1%以下とする ・フィラーの比重は、2.6以上とする 	
			○	6)舗装用石油アスファルト	書類	施工前	製造工場又は規格の変化毎				受理			○	提出	<ul style="list-style-type: none"> ・材料の試験成績表を提出する ・「JIS K 2207 石油アスファルト」に規定するストレートアスファルト適合するもの 	
			○	7)プライムコート	書類	施工前	適宜				受理			○	提出	・「JIS K 2208 石油アスファルト乳剤」に適合するもの	

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定				
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場			
基層	配合	施工状況	○	1)エプロン舗装に使用する加熱アスファルト混合物	目視	施工中	適宜			確認			○		(共)第2編第2章第4節 (品)16 (出)17			
			○	2)道路舗装に使用する加熱アスファルト混合物のマーシャル試験に対する基準値	目視	施工中	適宜				確認			○				
			○	3)加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定	書類	施工前	適宜				受理			○		提出	・配合設計を行い提出する	
			◎								承諾		○	実施				
			○	4)配合設計を省略	書類	施工前	適宜				受理			○		提出	・これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある配合設計の場合、又は舗装撤去復旧等の簡易なものの場合。	
			◎								承諾		○	実施				
			○	5)アスファルト混合物事前審査制度を適用する場合	書類	施工前	適宜				受理			○		提出	・認定書(認定証、混合物総括表)の写しを提出する	
			◎								承諾		○	実施				
			○	6)試験練り	目視	施工前	適宜									○	・配合設計により、加熱アスファルト混合物のアスファルト量を決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行う ・試験練りの結果が(共)に示す基準値を満足しない場合は、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行う	
			◎															承諾
			○	7)試験練りの省略	書類	施工前	適宜					受理				○	提出	・これまでに製造実績のある混合物の場合、または舗装撤去復旧等簡易なものの場合 ・アスファルト混合物事前審査制度を適用する場合
			◎									承諾		○		実施		
			○	8)基準密度の決定	書類	現場配合により、製造した最初の1~2日間	適宜					受理				○	提出	・加熱アスファルト混合の基準密度は、現場配合により、製造した最初の1~2日間の混合物から、午前、午後、各々3個の供試体を作成し、(共)に示す式により求めた供試体の密度の平均値を基準密度とする
			◎									承諾		○		実施		
			○	9)基準密度の試験を省略	書類	施工前	適宜					受理				○	提出	・これまでの実績により基準密度が求められている場合、又は舗装撤去復旧等簡易なものの場合
			◎									承諾		○		実施		

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定			
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場		
基層	アスファルトプラント	アスファルトプラント工場	○	アスファルトプラントの位置、設備内容及び性能	書類	施工前	適宜		受理			○	提出	・アスファルトプラントは、設計図書に定める混合物を製造できるものとする	(共)第2編第2章第4節 (品)16 (出)17		
			◎						承諾		○	実施					
	混合及び運搬	基準温度	○	ミキサ排出時の混合物の基準温度	書類	施工前	適宜		受理			○	提出	・混合物の温度は、基準温度±25℃の範囲とし、かつ、185℃を超えないものとする ・清浄、平坦な荷台を有するトラックで混合物を運搬する ・トラックの荷台内面に混合物の付着防止のため、加熱アスファルト混合物の品質を損なわないよう油又は溶液を薄く塗布する ・混合物をシート等により保温し運搬する			
			◎						承諾		○	実施					
	舗設	舗設準備	有害物の除去	○		目視	施工前	適宜		確認			○			・アスファルトコンクリートの舗設に先立ち、上層路盤面の浮石、ごみ、土等を除去する ・上層路盤面が雨、雪等でぬれている場合は、乾燥をまって作業を開始する	
				○													目視
		○	書類	施工前	適宜	受理			○	提出	・日平均気温が5℃以下の場合施工しない						
		◎				承諾		○	実施								
		敷均し	敷均し	フィニッシャ以外による敷均しをする場合	○		書類	施工前	適宜		受理			○		提出	・敷均しは、フィニッシャによる
					◎						承諾		○	実施			
			○	目視	施工中	適宜	確認		○		・敷均した時の混合物の温度は、110℃以上とする ・敷均しは、下層の表面が湿っていない時に施工するものとし、作業中に降雨が生じた場合には、敷均した部分を速やかに締固め仕上げて作業を中止する ・1層の計画仕上り厚さは、8cm以下とする						
			○									書類	施工前	適宜		受理	
◎		承諾		○	実施												
締固め及び継目の施工		締固め及び継目の施工	施工状況	○		目視	施工中	適宜		確認			○		・混合物は、敷均し後、ローラによって締固める ・ローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ等で十分に締固めて仕上げる・横継目、縦継目及び構造物との接触部は、十分締固め、密着させ平坦に仕上げる ・既に舗設した端部が十分締固められていない場合又はき裂が多く発生している場合は、その部分を除去した後、隣接部を施工する ・縦継目の位置は15cm以上、横継目の位置は1m以上ずらす		
	○			確認													○

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定		
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場	
基層	出来形	出来形管理		厚さ、幅、延長 (施工状況検査)									実施	<ul style="list-style-type: none"> ・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認 ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書 ・施工状況検査書 	(共)第2編第2章第4節 (品)16 (出)17	
			○		書類	検査願提出時	検査毎		受理			○	作成提出			
			◎	厚さ、幅、延長 (施工状況検査)	施工状況検査	検査時	100%	測線数の20%程度	確認		○	臨場				
			◎		書類	検査後	検査毎		報告		○	受理	・施工状況検査書			
表層	材料	品質管理	○	骨材の種類	書類	搬入前	採取地毎			受理			○	提出	・材料の試験成績表及び産地を明示した書類を提出する	
			○	1)骨材の粒度分布	書類	施工前	適宜			受理			○	提出	・(共)に示す範囲とし、試験成績表を提出する	
			○	2)粗骨材及び細骨材	書類	施工前	適宜			受理			○	提出	・十分な硬度及び耐久性を有し、ごみ、泥、有機物等の有害物を含んでいないものとする	
			○	3)スクリーニングス	書類	施工前	適宜			受理			○	提出	・「JIS A 5001 道路用砕石」に適合するもの	
			○	4)再生材料の使用	書類	施工前	適宜			受理			○	提出		
			○	5)フィラー	書類	施工前	適宜			受理			○	提出	<ul style="list-style-type: none"> ・材料の試験成績表を提出する ・石灰岩、火成岩等を粉砕したもので、十分乾燥し、固まりもなく200℃に熱しても変質しないものとし、石灰石のフィラーを使用する場合は、「JIS A 5008 舗装用石灰石粉」に適合するもの ・フィラーの粒度は、(共)に示す値とする ・フィラーに含まれる水分は、1%以下とする ・フィラーの比重は、2.6以上とする 	
			○	6)舗装用石油アスファルト	書類	施工前	製造工場又は規格の変化毎			受理			○	提出	<ul style="list-style-type: none"> ・材料の試験成績表を提出する ・「JIS K 2207 石油アスファルト」に規定するストレートアスファルト適合するもの 	
			○	7)タックコート	書類	施工前	適宜			受理			○	提出	・「JIS K 2208 石油アスファルト乳剤」に適合するもの	

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定			
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場		
表層	配合	施工状況	○	1)エプロン舗装に使用する加熱アスファルト混合物	目視	施工中	適宜			確認			○	(共)第2編第2章第4節 (品)16 (出)17			
			○	2)道路舗装に使用する加熱アスファルト混合物のマーシャル試験に対する基準値	目視	施工中	適宜				確認				○		
			○	3)加熱アスファルト混合物のアスファルト量の決定	書類	施工前	適宜			受理			○		提出	・事前に、マーシャル試験を行い、配合報告書を提出する	
			◎							承諾		○	実施				
			○	4)マーシャル試験を省略	書類	施工前	適宜			受理			○		提出	・これまでの実績により、加熱アスファルト混合物が、マーシャル試験に対する基準値に適合することが明らかである場合、又は舗装撤去復旧等簡易なものの場合	
			◎							承諾		○	実施				
			○	5)アスファルト混合物事前審査制度を適用する場合	書類	施工前	適宜			受理			○		提出	・認定書(認定証、混合物総括表)の写しを提出する	
			◎							承諾		○	実施				
			○	6)試験練り	目視	施工前	適宜					確認				○	・マーシャル試験により、加熱アスファルト混合物のアスファルト量を決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行う ・試験練りの結果が(共)に示す基準値を満足しない場合は、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行う
			○	7)試験練りの省略	書類	施工前	適宜			受理			○		提出	・これまでに製造実績のある混合物の場合、または舗装撤去復旧等簡易なものの場合 ・アスファルト混合物事前審査制度を適用する場合	
			◎							承諾		○	実施				
			○	8)基準密度の決定	書類	現場配合により、製造した最初の1~2日間	適宜			受理			○		提出	・加熱アスファルト混合の基準密度は、現場配合により、製造した最初の1~2日間の混合物から、午前、午後、各々3個の供試体を作成し、(共)に示す式により求めた供試体の密度の平均値を基準密度とする	
			◎							承諾		○	実施				
			○	9)基準密度の試験を省略	書類	施工前	適宜			受理			○		提出	・これまでの実績により基準密度が求められている場合、又は舗装撤去復旧等簡易なものの場合	
◎	承諾		○							実施							
アスファルトプラント	アスファルトプラント工場	○	アスファルトプラントの位置、設備内容及び性能	書類	施工前	適宜			受理			○	提出	・アスファルトプラントは、設計図書に定める混合物を製造できるものとする			
		◎							承諾		○	実施					

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定			
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場		
表層	混合及び運搬	基準温度	○	ミキサ排出時の混合物の基準温度	書類	施工前	適宜		受理			○	提出	<ul style="list-style-type: none"> ・混合物の温度は、基準温度±25℃の範囲とし、かつ、185℃を超えないものとする ・清浄、平坦な荷台を有するトラックで混合物を運搬する ・トラックの荷台内面に混合物の付着防止のため、加熱アスファルト混合物の品質を損なわないよう油又は溶液を薄く塗布する ・混合物をシート等により保温し運搬する 	(共)第2編第2章第4節 (品)16 (出)17		
			◎						承諾		○	実施					
舗設	舗設準備	舗設準備	○	有害物の除去	目視	施工前	適宜		確認			○	提出	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルトコンクリートの舗設に先立ち、基層面の浮石、ごみ、土等を除去する ・基層面が雨、雪等でぬれている場合は、乾燥をまって作業を開始する 			
			◎						承諾		○	実施					
	タックコートの施工	タックコートの施工	○	タックコートの施工をやむを得ず気温5℃以下で施工する場合	書類	施工前	適宜		確認			○	提出	<ul style="list-style-type: none"> ・作業中に降雨が発生した場合には、直ちに作業を中止する ・瀝青材料の散布は、乳剤温度を管理する ・タックコート面は上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持する ・日平均気温が5℃以下の場合施工しない 			
			◎						承諾		○	実施					
			○						書類	施工前	適宜	受理				○	提出
			◎						承諾		○	実施					
	敷均し	敷均し	○	敷均しをする場合	書類	施工前	適宜		確認			○	提出	<ul style="list-style-type: none"> ・敷均しは、フィニッシャによる ・敷均した時の混合物の温度は、110℃以上とする ・敷均しは、下層の表面が湿っていない時に施工するものとし、作業中に降雨が生じた場合には、敷均した部分を速やかに締固め仕上げて作業を中止する ・1層の計画仕上り厚さは、8cm以下とする ・敷均しは、日平均気温が5℃以下の場合施工しない 			
			◎						承諾		○	実施					
			○						書類	施工前	適宜	受理				○	提出
			◎						承諾		○	実施					

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
表層	舗設	締固め及び継目の施工	○	施工状況	目視	施工中	適宜		確認			○	<ul style="list-style-type: none"> ・混合物は、敷均し後、ローラによって締固める ・ローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ等で十分に締固めて仕上げる ・横継目、縦継目及び構造物との接触部は、十分締固め、密着させ平坦に仕上げる ・既に舗設した端部が十分締固められていない場合又はき裂が多く発生している場合は、その部分を除去した後、隣接部を施工する ・縦継目の位置は 15 cm 以上、横継目の位置は 1m 以上ずらす 	(共)第2編第2章第4節 (品)16 (出)17	
			○	表層の縦継目の位置	書類	施工前	適宜	受理		○	提出				
			◎					承諾		○	実施				
	出来形	出来形管理	出来形管理		厚さ、幅、延長、平坦性 (施工状況検査)								実施		<ul style="list-style-type: none"> ・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認
				○		書類	検査願提出時	検査毎		受理		○	作成提出		<ul style="list-style-type: none"> ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書
				◎		施工状況検査	検査時	100%	測線数の20%程度	確認		○	臨場		
				◎		書類	検査後	検査毎		報告		○	受理		<ul style="list-style-type: none"> ・施工状況検査書

§ 19 グルーピング工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
グルーピング工	出来形	出来形管理	○	始点の位置、終点の位置、溝の深さ、溝の幅、溝の間隔、灯器からのクリアランス	書類	施工中	適宜		受理			○	作成提出	・測点・計測結果の記録を提出する。 ・立会願 ・測点・計測結果記録	(共)第2編第2章第4節(品)18
			○		測定	適宜		確認項目の20%程度	確認			○	臨場		

§ 20 飛行場標識工及び標識工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定			
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場		
飛行場標識工及び標識工	材料	品質管理	○	種類、品質	書類	搬入前	材料毎		受理			○	提出	・材料の試験成績表を明示した書類を提出する	(共)第2編第2章第5節 (共)第2編第3章第7節 (品)17 (出)19		
			○		目視	施工中	適宜		確認			○		・トラフィックペイントは、「JIS K 5665 路面標示用塗料」に適合するものガラスビーズは「JIS R 3301 路面標示塗料用ガラスビーズ」に適合するもの			
	施工	施工状況	○	人力施工による場合	書類	施工前	適宜			承諾	○		実施	・表示は、原則として、機械施工による			
			◎											・表示は、施工に先立ち路面の水分、泥、砂塵、ほこり等を除去し、均一に塗装する			
	出来形	出来形管理		○	幅、長さ (施工状況検査)									実施		・施工状況検査に必要な測定、出来形算出及び品質の確認	
														作成提出		・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書	
														臨場			
														受理		・施工状況検査書	
				◎		書類	検査願提出時	検査毎		受理			○				
				◎		施工状況検査	検査時		測線数の20%程度	確認		○		臨場			
			◎		書類	検査後	検査毎		報告		○		受理	・施工状況検査書			

§ 21 タイダウリング工及びアースリング工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
タイダウリング工及びアースリング工	材料	品質管理	○	種類、品質	JIS C 3105、 JIS G 4303、 JIS H 3100、 JIS K 5665	搬入時	搬入時		確認			○		試験成績表を提出	(共)第2編第2章第6節(品)18
	出来形	出来形管理		形状寸法、外観(施工状況検査)									実施	施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認	(共)第1編1-1-19(出)20
			○		書類	検査願い提出時	検査毎		受理		○	作成提出	・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書		
			◎		施工状況検査	検査時		都度	確認		○	臨場			
	◎	書類	検査後	検査毎		通知		○	受理	・施工状況検査書					

§ 22 道路附属施設工

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定									
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場								
縁石	材料	品質管理	○	外観及び形状寸法	書類	搬入前	材料毎		受理			○	提出	・材料の試験成績表を明示した書類を提出する	(共)第2編第3章第8節 (品)19 (出)21								
			○		目視	施工中	適宜		確認			○				・有害なひび割れ等損傷のないものとする ・セメントコンクリート製品は、(共)に適合したものとする							
			○	塩化物イオン量が 0.30kg/m ³ を超えるもの を使用する場合	書類	施工前	適宜		受理				○	提出									
			◎						承諾			○	実施										
	施工	施工状況	○	施工状況	目視	施工中	適宜		確認			○	・縁石は、清掃した基礎の上に安定よく、とおり、高さ及び平坦性を確保し据え付け、目地モルタルを充填する ・目地間隙は、1.0 cm以下とする										
	出来形	出来形管理		○	高さ、総延長 (施工状況検査)	書類	検査願提出時	検査毎		受理			○	作成提出		・施工状況検査に必要な測定、出来形算出及び品質の確認 ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書							
														◎		施工状況検査	検査時	100%	測線数の 20%程度	確認	○	臨場	
														◎		書類	検査後	検査毎		報告	○	受理	・施工状況検査書
	側溝工	材料	品質管理	○	外観及び形状寸法	書類	搬入前	材料毎		受理			○	提出		・材料の試験成績表を明示した書類を提出する							
○				目視		施工中	適宜		確認			○	・有害なひび割れ等損傷のないものとする ・セメントコンクリート製品は、(共)に適合したものとする										
○				塩化物イオン量が 0.30kg/m ³ を超えるもの を使用する場合	書類	施工前	適宜		受理				○	提出									
◎									承諾			○	実施										
施工		施工状況	○	施工状況	目視	施工中	適宜		確認			○	・側溝は、下流側又は低い側から設置する。 ・底面は滑らかで一様な勾配とする ・側溝の取付部は、モルタル等を用いて漏水が生じないようにする										
出来形		出来形管理	○	高さ、総延長	目視	完了後	適宜		確認			○	臨場										

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定	
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場
管渠工	材料	品質管理	○	外観及び形状寸法	書類	搬入前	材料毎		受理			○	提出	・材料の試験成績表を明示した書類を提出する	(共)第2編第3章第8節 (品)19 (出)21
			○		目視	施工中	適宜		確認			○		・有害なひび割れ等損傷のないものとする ・セメントコンクリート製品は、(共)に適合したものとする	
			○	塩化物イオン量が0.30kg/m ³ を超えるものを使用する場合	書類	施工前	適宜		受理			○	提出		
			◎						承諾		○	実施			
	施工	施工状況		施工状況	目視	施工中	適宜		確認			○		・管渠は、下流側又は低い側から設置する。 ・底面は滑らかで一様な勾配とする ・管渠のコンクリート製品の接合部は、モルタル等を用いて漏水が生じないようにする	
出来形	出来形管理	○	高さ、総延長	目視	完了後	適宜		確認			○	臨場			
集水枡	材料	品質管理	○	外観及び形状寸法	書類	搬入前	材料毎		受理			○	提出	・材料の試験成績表を明示した書類を提出する	(共)第2編第3章第8節 (品)19 (出)21
			○		目視	施工中	適宜		確認			○		・有害なひび割れ等損傷のないものとする ・セメントコンクリート製品は、(共)に適合したものとする	
			○	塩化物イオン量が0.30kg/m ³ を超えるものを使用する場合	書類	施工前	適宜		受理			○	提出		
			◎						承諾		○	実施			
	施工	施工状況	○	施工状況	目視	施工中	適宜		確認			○		・集水枡の基礎については、支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにする ・集水枡と管渠等との接合部は、モルタル等を用いて漏水が生じないようにする	
出来形	出来形管理	○	高さ、総延長	目視	完了後	適宜		確認			○	臨場			

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定									
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場								
区画線及び道路表示	材料	品質管理	○	種類、品質	書類	搬入前	材料毎		受理			○	提出	・材料の試験成績表を明示した書類を提出する	(共)第2編第3章第8節 (品)19 (出)21								
			○		目視	施工中	適宜		確認			○		・トラフィックペイントは、「JIS K 5665 路面標示用塗料」に適合するものガラスビーズは「JIS R 3301 路面標示塗料用ガラスビーズ」に適合するもの									
	施工	施工状況	○	人力施工による場合	書類	施工前	適宜		受理			○	提出	・表示は、原則として、機械施工による ・表示は、施工に先立ち路面の水分、泥、砂塵、ほこり等を除去し、均一に塗装する ・区画線の消去については、表示材(塗装)のみの除去を行い、路面への影響を最小限にとどめる ・区画線の消去により発生する塗料粉じんの飛散を防止する									
			◎						承諾							○	実施						
	出来形	出来形管理	幅、長さ (施工状況検査)		書類	検査願提出時	検査毎			受理			○	作成提出		・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書							
				◎												施工状況検査	検査時	100%	測線数の20%程度	確認	○	臨場	
				◎												書類	検査後	検査毎		報告	○	受理	・施工状況検査書
																						実施	・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認
	道路標識	材料	品質管理	○	1)標識板	目視	施工中	適宜		確認			○			・アルミニウムの標識板は、「JIS H 4000 アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」に適合するもの							
				○	2)支柱	目視	施工中	適宜		確認			○			・鋼管は、「JIS G 3444 一般構造用炭素鋼鋼管」に適合。溶融亜鉛めっきを施したうえに耐候性及び密着性の良好な塗料を塗布したものとする							
○				3)取付金具及び補強材	目視	施工中	適宜		確認			○		・アルミニウム合金の標識板に使用する取付金具及び補強材は、「JIS H 4100 アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材」に適合 ・鋼材は、表面に十分防せい処理を施したものとする									
○				4)標識に使用する反射材	目視	施工中	適宜		確認			○		・「JIS Z 9117 再帰性反射材」に適合するもの									

監督工種・項目			確認事項						監督方法及び業務分担			受注者の業務	注意事項及び説明	関連規定													
工種	項目	内容	重要性	内容(チェックポイント)	方法	時期	実施頻度	実施密度	方法	総括	主任				現場												
道路標識	施工	施工状況	○	施工状況	目視	施工中	適宜		確認			○	・建込みは、標識板の向き、角度、標識板の支柱のとおり、傾斜及び支柱上のキャップの有無に注意し施工する	(共)第2編第3章第8節 (品)19 (出)21													
	出来形	出来形管理	○	高さ (施工状況検査)	書類	検査願提出時	検査毎		受理			○	実施 ・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認														
					施工状況検査	検査時	100%	測線数の20%程度	確認		○	作成提出 ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書															
					書類	検査後	検査毎		報告		○	臨場	・施工状況検査書														
					書類	検査後	検査毎		報告		○	受理	・施工状況検査書														
防護柵	材料	品質管理	○	防護柵の材料	目視	施工中	適宜		確認			○	・材料は、(共)に示す規格に適合するもの ・塗装仕上げをする防護柵の材料は、(共)に示すとおりとする ・塗装仕上げを行わない防護柵の材料は、(共)に示すとおりとする														
													○		防護柵基礎の材料	4章 § 4 無筋・鉄筋コンクリートの規定による											
	施工	施工状況	○	施工状況	目視	施工中	適宜			確認			○		・支柱を土中に設置する場合は、堅固に建て込むものとする ・設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の場合は、穴の底部を締め固めておくものとする ・支柱を橋梁、擁壁、函きよ等のコンクリート中に設置する場合、構造物のコンクリート打設前に型枠等を使用し、図面に定める位置に箱抜き等を行う ・防護柵基礎のは支持力が均等となるようにする、又不陸を生じないようにする												
															出来形	出来形管理	○	高さ、総延長 (施工状況検査)	書類	検査願提出時	検査毎		受理			○	実施 ・施工状況検査に必要な測量、出来形算出及び品質の確認
																			施工状況検査	検査時	100%	測線数の20%程度	確認		○	作成提出 ・施工状況検査に必要な書類 ・施工状況検査願 ・施工状況検査書	
書類	検査後	検査毎		報告		○	受理	・施工状況検査書																			

付則

航空局工事等監督検査事務処理要領等に規定されている整理すべき図書

「監督職員の担当」欄の総括:総括監督員、主任:主任現場監督員、現場:現場監督員をいう。

共通仕様書	管 理 事 項 ・ 内 容			時 期	発 注 者	監督職員		受注者	関連規定
	事 項	内 容	注意事項等			方法	担当		
航空局工事等監督検査事務処理要領等に規定されている整理すべき図書									
要領 第4条 要領 第30条	契約一件書類の整備 契約に関する書類等	監督職員、検査職員任命簿 (1)契約書 (2)設計図書(仕様書、図面、工事数量総括表、現場説明書、入札説明書及びこれらに対する質問回答書) (3)工事等監督簿 (4)工事等工程表 (5)工事等監督報告書 (6)官給材料交付調書 (7)工事写真 (8)出来形確認に必要な資料 (9)完成届 (10)その他必要な書類	①関係図書の整備 ②監督の経緯			整備	現場		契9条 契3条
		請負代金内訳書 現場代理人等通知書、経歴書、現場代理人等変更通知書 下請負(委任)承諾申請書、下請負人通知書 契約権限通知書							契3条 契10条 契7条 契10条
第1編1-1-3 第1編1-1-4 第1編1-1-5 第1編1-1-10 第1編1-1-16 第1編1-1-17 第1編1-1-18 第1編1-1-19 第1編1-1-21 第1編1-1-21 第1編1-1-22 第1編1-1-25 第1編1-1-26 第1編1-1-27 第1編1-1-35 第1編1-1-39 第1編1-1-41 第1編1-1-42		施工条件確認請求書 施工計画書 工事実績データの登録資料 施工体制台帳 施工体系図 支給材料精算書 寄託物品・支給材料・貸与品要求書 寄託物品・支給材料・貸与品(受領・借用・返還)書 現場発生品調書 産業廃棄物管理表(マニフェスト) 再生資源利用(促進)計画書及び実施状況記録 材料検査・施工状況検査・立会願 工事完成通知書 検査日通知書 検査調書、検査結果通知書 引渡書 工事完成通知書 既済部分確認請求書 指定部分及び変更に関する書類 中間前払金認定請求書 作業報告書(工事旬報) 作業確認書 工事材料検査書 施工状況・立会検査書 工事関係者に関する措置請求に係る報告書 第三者に及ぼした損害報告書 安全教育・訓練等通知書類 資格者証 官公庁からの作業許可書 工事災害通知書 各種保険及び建退共への加入証明資料 臨機措置通知書							契18条 契15条 契13,14条 契31,38条 契31,37,38条 契31,38条 契37条 契18,19,38条 契34条 契11条 契13条 契14条 契12条 契28条 契29条 契26条

契約書に規定されている事項

「監督職員の担当」欄の総括：総括監督員、主任：主任現場監督員、現場：現場監督員をいう。

契約書	管理事項・内容			時期	発注者	監督職員		受注者	関連規定
	事項	内容	注意事項等			方法	担当		
第5条（権利義務の譲渡等）									
契§5-1	契約により生じる権利又は義務の第三者への譲渡又は継承承継				承諾	経由		通知	
契§5-2	工事目的物、工事材料、工事仮設物の第三者への譲渡、貸与、又は抵当権その他の担保の目的とすること				承諾	経由		通知	
第7条（下請負人の通知）									
契§7	下請負人の商号又は名称その他必要事項				請求	経由		通知	
第9条（監督職員）									
契§9-1	監督職員	官職及び氏名（変更時含む）			通知	経由		受理	
契§9-3	権限を分担させたときのそれぞれの監督職員の有する権限内容 契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときの権限内容				通知	経由		受理	
第10条（現場代理人及び主任技術者等）									
契§10-1	現場代理人 主任技術者 監理技術者 専門技術者	氏名 その他必要事項			受理	経由		通知	
契§10-3	権限内容	受注者の現場代理人に委任しない権限			受理	経由		通知	
第12条（工事関係者に関する措置請求）									
契§12-1&3	現場代理人に関する措置請求		通知は請求後10日以内		請求	経由		通知	
契§12-2&3	主任技術者、下請負人等に関する措置請求		通知は請求後10日以内 発注者又は総括		請求	経由 請求	総括	通知	
契§12-4&5	監督職員に関する措置請求		通知は請求後10日以内		通知	経由		請求	
第13条（工事材料の品質及び検査等）									
契§13-2&3	設計図書において監督職員の検査（確認を含む）を受けて使用すべきものと指定された材料の検査		検査は原則として、請求後7日以内			検査	主任	請求	
契§13-4	工事現場内に搬入した工事材料の工事現場外への搬出					承諾	主任	通知	
第14条（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）									
契§14-1～3	見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をしたときの当該記録		提出は請求後7日以内			請求	主任	提出	
契§14-4	設計図書において指定された立会又は見本検査		検査は原則として、請求後7日以内			検査 立会	現場	請求	
契§14-5	正当な理由なく、設計図書において指定された立会又は見本検査に応じない場合					受理	主任	通知	
契§14-5	材料の調査又は施工を適切に行なったことを証する見本又は工事写真等の記録		立会又は見本検査に応じない場合			請求	現場	提出	
第15条（支給材料及び貸与品）									
契§15-1	工事材料及び貸与品の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期					記載			
契§15-2	支給材料及び貸与品の引渡					検査	現場	立会	
契§15-2&5	支給材料及び貸与品の引渡時の検査における結果が設計図書の定めと異なり適当でない場合					支給材料等の変更等 検査 請求	現場 総括	通知	
契§15-3	支給材料又は貸与品の受領書又は借用書		引渡の日から7日以内			受理	経由	提出	
契§15-4&5	支給材料又は貸与品の使用に不適当な隠れた瑕疵を認めた場合					支給材料等の変更等 検査	現場	通知	
契§15-9	不用となった支給材料又は貸与品					受領		返還	
契§15-10	支給材料又は貸与品の滅失等					受領		代品の納入等	
契§15-11	支給材料又は貸与品の使用方法		設計図書に明示されていない場合			指示	主任	実施	
第17条（設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等）									
契§17-1	工事の施工部分が設計図書に適合しない場合の改造					請求	主任	改造	
第18条（条件変更等）									
契§18-1&2	図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合等		発注者への報告は、重要なもの			受理	調査 報告	主任 総括	通知
契§18-3	受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示するときは、当該指示を含む）をとりまとめた結果		調査後14日以内			通知	経由	受理	

「監督職員の担当」欄の総括:総括監督員、主任:主任現場監督員、現場:現場監督員をいう。

契約書	管 理 事 項 ・ 内 容			時 期	発 注 者	監督職員		受注者	関連規定
	事 項	内 容	注意事項等			方法	担当		
第19条 (設計図書の変更)									
契 § 19	設計図書の変更		契約書第18条4項の規定以外で発注者が必要と認めたとき。必要なときは、工期、代金を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは費用を負担する。		通知 実施	経由		受理	
第20条 (工事の中止)									
契 § 20-1	工事用地等の確保ができない等のため又は天災等であつて受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき	直ちに			通知	経由		実施	
契 § 20-2	その他必要があると認めるとき				通知	経由		実施	
第21条 (受注者の請求による工期の延長)									
契 § 21-1	受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないとき				受理	審査 経由	主任	請求	
第22条 (発注者の請求による工期の短縮等)									
契 § 22-1	特別の理由により工期を短縮する必要があるとき				請求	経由		受理	
契 § 22-2	契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるとき		通常必要とされる工期に満たない工期への変更		請求	経由		受理	
第23条 (工期の変更方法)									
契 § 23-1	工期の変更				協議			協議	
契 § 23-1	発注者の定めによる工期の変更		協議開始の日から14日以内に協議が整わないとき		通知	経由		受理	
契 § 23-2	工期の変更の協議の開始日		受注者の意見を聞く		通知	経由		受理	
契 § 23-2	工期の変更の協議の開始日		工期変更の事由が生じた日から7日以内に発注者が協議開始日を通知しないとき		受理	経由		通知	
第24条 (請負代金額の変更方法等)									
契 § 24-1	請負代金額の変更				協議			協議	
契 § 24-1	発注者の定めによる請負代金額の変更		協議開始の日から14日以内に協議が整わないとき。		通知	経由		受理	
契 § 24-2	請負代金額変更の協議の開始日		受注者の意見を聞く。		通知	経由		受理	
契 § 24-2	請負代金額変更の協議の開始日		請負代金額変更の事由が生じた日から7日以内に発注者が協議開始日を通知しないとき。		受理	経由		通知	
契 § 24-3	受注者が増加費用を必要とした場合、損害を受けた場合の発注者が負担する費用の額				協議			協議	
第25条 (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)									
契 § 25-1	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更		契約後12月を経過し、不相当と認めたとき。		請求 受理	経由		受理 請求	
契 § 25-3	変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額				協議			協議	
契 § 25-3	発注者の定めによる変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額		協議開始の日から14日以内に協議が整わないとき。		通知	経由		受理	
契 § 25-5	請負代金額の変更		特別な要因により材料の価格変動で請負代金額が不相当となったとき。		請求 受理 協議	経由		受理 請求 協議	
契 § 25-6	請負代金額の変更		予期できない特別の事情による国内でインフレ又はデフレが生じ請負代金額が不相当となったとき。		請求 受理 協議	経由		受理 請求 協議	
契 § 25-7	発注者の定めによる請負代金額の変更		契約書第25条及び6項の協議が規定の日数以内に整わない場合		通知	経由		受理	
契 § 25-8	契約書第25条3項及び7項の協議開始日		受注者の意見を聞く。		通知	経由		受理	

「監督職員の担当」欄の総括:総括監督員、主任:主任現場監督員、現場:現場監督員をいう。

契約書	管 理 事 項 ・ 内 容			時 期	発注者	監督職員		受注者	関連規定
	事 項	内 容	注意事項等			方法	担当		
契 § 25-8		受注者が定める協議開始日	契約書第25条1項、5項又は6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合		受理	経由		通知	
第26条 (臨機の措置)									
契 § 26-1		臨機の措置(受注者が必要と認めた場合)						実施	
契 § 26-2		臨機の措置の内容				受理		通知	
契 § 26-3		臨機の措置(監督職員からの請求)				請求		受理・実施	
契 § 26-4		臨機の措置により受注者が負担することが適当でない部分の費用			負担				
第29条 (不可抗力による損害)									
契 § 29-1		不可抗力により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたとき	事実の発生後直ちに		受理	経由		通知	
契 § 29-2		損害状況確認の結果			通知	経由		受理	
契 § 29-3		損害の状況が確認されたときの費用の負担			受理	経由		請求	
第30条 (請負代金額の変更に代える設計図書の変更)									
契 § 30-1		請負代金額の変更に代える設計図書の変更			協議			協議	
契 § 30-1		発注者の定めるによる請負代金額の変更に代える設計図書の変更	協議開始の日から14日以内に協議が整わないとき。		通知	経由		受理	
契 § 30-2		請負代金額の変更に代える設計図書の変更に係る協議開始日	受注者の意見を聴く。		通知	経由		受理	
契 § 30-2		受注者の定めによる請負代金額の変更に代える設計図書の変更に係る協議開始日	請負代金額の増額すべき事由等が生じた日から7日以内に協議開始の日を発注者が通知しない場合。		受理	経由		通知	
第31条 (検査及び引渡し)									
契 § 31-1		工事完成			受理	経由		通知	
契 § 31-2		工事完成検査の結果	通知は、発注者又は検査職員が行う		通知	経由		受理	
契 § 31-2		工事目的物を最小限度破壊して検査する場合の理由	通知は、発注者又は検査職員が行う		通知	経由		受理	
契 § 31-4&5		受注者が工事目的物の引渡しの申出を行わないときの引渡し	請負代金の支払の完了と同時に		請求	経由		引渡し	
第32条 (請負代金の支払い)									
契 § 32-1&2		検査に合格したときの、請負代金の支払			受理 支払	経由		請求 受理	
第33条 (部分使用)									
契 § 33-1		工事目的物の全部又は一部の使用	第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前		協議	検査	総括	承諾 承諾	
第34条 (前金払)									
契 § 34-1		保証契約の締結の保証証書						寄託	
契 § 34-1&2		前払金(請負代金額の4/10以内)	支払は請求の日から14日以内。		受理 支払	経由		請求	
契 § 34-3		中間前払金の保証契約の保証証書						寄託	
契 § 34-3		中間前払金(請負代金額の2/10以内)	支払は請求の日から14日以内。		受理 支払	経由		請求	
契 § 34-4		中間前払金の認定	通知は、認定結果について行う。		認定 通知	経由		請求 受理	
契 § 34-5		増額後の請負代金額の4/10から受領済の前払金を差し引いた額の支払	支払は請求の日から14日以内。		受理 支払	経由		請求	
契 § 34-6		減額後の請負代金額の5/10から受領済の前払金を差し引いた額の返還	支払は請求の日から14日以内。		受領			返還	
契 § 34-6&8		期間内に超過額を返還しなかったときの遅延利息			請求			受理 支払	
契 § 34-7		減額後増額があった時の請負代金額の5/10から受領済の前払金を差し引いた額の返還	増額後の請負代金額が減額前の請負代金額より大きいときは、前払金の返還はしない。		受領			返還	

「監督職員の担当」欄の総括:総括監督員、主任:主任現場監督員、現場:現場監督員をいう。

契約書	管 理 事 項 ・ 内 容			時 期	発注者	監督職員		受注者	関連規定
	事 項	内 容	注意事項等			方法	担当		
第37条 (部分払)									
契 § 37-1	部分払の対象				記載				
契 § 37-1&5	部分払の請求		支払は請求後30日以内。		受理 支払	経由		請求	
契 § 37-2	部分払請求のための出来形部分又は搬入済みの工事材料の確認				受理 支払	経由		請求	
契 § 37-3	部分払のための確認検査				検査 通知	経由		立会 受理	
契 § 37-3	部分払のための破壊検査		通知には理由を付す。		通知 検査	経由		受理	
契 § 37-6	部分払金の基礎となる請負代金相当額		協議が規定の日以内に整わないときは、発注者が通知する。		協議 通知	経由		協議 受理	
第38条 (部分引渡し)									
契 § 38-1	指定部分				記載				
契 § 38-1	指定部分の検査及び引渡、部分引渡に係る請負代金の支払		契約書第31条、第32条を準用する。						
契 § 38-2	指定部分に相応する請負代金の額		協議が規定の日以内に整わないときは、発注者が通知する。		協議			協議	
第42条 (第三者による代理受領)									
契 § 42-1	第三者による請負代金の代理受領				承認	経由		通知	
第43条 (前払金等の不払に対する工事中止)									
契 § 43-1	前払金等の不払に対する工事中止		理由を付す。		受理	経由		通知	
契 § 43-2	前払金等の不払に対する工事中止に係る工期、請負代金の変更				実施			(請求)	
契 § 43-2	前払金等の不払に対する工事中止に伴う受注者の損害の費用				負担			(請求)	
第44条 (瑕疵担保)									
契 § 44-1&2	工事目的物に瑕疵があるとき		瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、修補を請求することができない		請求			補修等	
第45条 (履行遅滞の場合における損害金等)									
契 § 45-1	受注者の責に帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合の損害金				請求			支払	
契 § 45-3	発注者の責に帰すべき理由により、請負代金の支払が遅れた場合の遅延利息		第32条第2項(第38条において準用する場合を含む)の規定による場合		支払			請求	
第49条 (受注者の解除権)									
契 § 49-2	契約を解除した場合において、損害があるときの損害賠償				支払			請求	
第50条 (解除に伴う措置)									
契 § 50-1	契約解除に伴い引渡を受けた出来形部分の最小限度破壊検査		理由を付す。		実施			(請求)	
契 § 50-4	契約解除に伴う支給材料		出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除く。		受領			返還	
契 § 50-5	契約解除に伴う貸与物件				受領			返還	
第51条 (火災保険等)									
契 § 51-1	工事目的物、工事材料等の火災保険等の付保				記載				
契 § 51-2	保険契約の証券など				(確認)			提示	
契 § 51-3	設計図書に定めのない保険を付した場合				受理	経由		通知	
第56条 (補則)									
契 § 56-1	契約書に定めのない事項		必要に応じて		協議			協議	

航空局工事等監督検査事務処理要領

制定	昭和55年2月7日	空経第48号
改正	平成10年3月26日	空経第239号
改正	平成11年3月23日	空経第226号
改正	平成17年7月27日	国空予管第173号 国空建第42号

航空局工事等監督検査事務処理要領を次のように定める。

航空局長

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 本省航空局、地方航空局、航空保安大学校等の契約担当官等が締結する工事、製造、設計・測量・調査等業務その他（以下「工事等」という。）についての請負（設計・測量・調査等業務の契約にあつては、本要領において受注と読み替える。）契約又は物件の買入れその他（以下「買入れ等」という。）の契約に係る監督職員（設計・測量・調査等業務の契約にあつては、本要領において調査職員と読み替える。）及び検査職員の任命並びに監督及び検査の実施については、会計法（昭和22年法律第35号。以下「法」という。）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号。以下「規則」という。）、契約事務取扱要領（昭和37年官会第1997号）その他の法令等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当官等 法第29条の3第1項に規定する契約担当官等（代理官及び分任官を含む。）をいう。
- (2) 監督 法第29条の11第1項に規定する監督をいう。
- (3) 検査 法第29条の11第2項に規定する検査をいう。
- (4) 監督職員 規則第18条第1項に規定する監督職員をいい、総括監督員、主任現場監督員及び現場監督員（設計・測量・調査等業務の契約にあつては、本要領において、それぞれ総括調査員、主任調査員、調査員と読み替える。）を総称していう。
- (5) 検査職員 規則第20条第1項に規定する検査職員をいう。
- (6) 部局長 別表第1の左欄に掲げる職員をいう。
- (7) 部局 別表第1の右欄に掲げる機関をいう。
- (8) 契約担当官等の補助者 別表第2の右欄に掲げる職員をいう。

第2章 任命手続等

(選定基準)

第3条 契約担当官等は、その補助者又は補助者以外の職員に監督又は検査を行わせようとするときは、当該監督又は検査を行うために必要な知識及び技術を有し、かつ、的確な判断をなし得る能力を有する者を選定するものとする。

(契約担当官等の補助者に監督又は検査を行わせる場合の手続)

第4条 契約担当官等は、その補助者に監督又は検査を行わせるときは、その都度第1号様式の監督職員、検査職員任命簿（以下「任命簿」という。）により、監督職員又は検査職員に任命するものとする。

2. 契約担当官等の補助者であって、所属機関の長を異にする職員に監督又は検査を行わせるときは、その都度任命簿により監督職員又は検査職員に任命し、第2号様式の監督職員、検査職員任命通知書により、当該職員の所属機関の長を経由して当該職員に通知しなければならない。

(契約担当官等の補助者以外の職員に監督又は検査を行わせる場合の手続)

第5条 契約担当官等である部局長は、次に掲げる者に監督又は検査を行わせる必要がある場合には、その都度任命簿により監督職員又は検査職員に任命し、第2号様式の監督職員、検査職員任命通知書（以下「任命通知書」という。）により、当該職員の所属機関の長を経由して、当該職員に通知しなければならない。

- (1) 契約担当官等である部局長の補助者以外の当該部局長所属の職員
- (2) 他の部局所属の職員

2. 部局長は、前項第2号に掲げる職員を監督職員又は検査職員に任命したときは、第3号様式の任命通知書により当該職員の所属する部局長に通知しなければならない。
3. 部局長は、第1項第2号に掲げる職員を監督職員又は検査職員に任命しようとするときは、あらかじめ、当該職員の所属する部局長の同意を得なければならない。
4. 契約担当官等（部局長である契約担当官等を除く。）は、次に掲げる者に監督又は検査を行わせる必要がある場合には、その都度、第4号様式の監督職員・検査職員任命申請書により、当該契約担当官等の所属する部局長に申請しなければならない。
 - (1) 当該契約担当官等の所属する部局の他の契約担当官等又はその補助者
 - (2) 当該契約担当官等の所属する部局以外の部局所属の職員
5. 部局長は、監督職員・検査職員任命申請書を受領したときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、当該職員を監督職員又は検査職員に任命し、第5号様式の任命通知書により当該職員の所属機関の長を経由して当該職員に通知するとともに、当該契約担当官等に通知しなければならない。
6. 第2項及び第3項の規定は、部局長が第4項第2号に掲げる職員を監督職員又は検査職員に任命しようとする場合及び任命した場合に準用する。

(包括任命の手続)

第6条 契約担当官等は、契約金額が200万円以下の契約については、第4条の規定にかかわらず、あらかじめ包括的に第6号様式の監督職員・検査職員包括任命簿により、その補助者を監督職員又は検査職員に任命しておくことができる。

2. 契約担当官等（部局長である契約担当官等を除く。）は、前項に規定する契約のうち、当該契約にかかわる監督又は検査を次に掲げる者に行わせる必要がある場合には、第7号様式の監督職員・検査職員包括任命申請書により、当該契約担当官等の所属する部局長に申請しなければならない。
 - (1) 当該契約担当官等の所属する部局の他の契約担当官等又はその補助者

- (2) 当該契約担当官等の所属する部局以外の部局所属の職員
3. 部局長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、第5条第5項の規定にかかわらず、あらかじめ包括的に監督職員又は検査職員に任命しておくことができる。この場合、部局長は、第8号様式の監督職員・検査職員包括任命通知書により当該職員の所属機関の長及び当該契約担当官等にそれぞれ通知するものとし、さらに前項第2号に掲げる者を任命したときは、当該職員の所属する部局長にも通知するものとする。
4. 契約担当官等である部局長が行う物品の購入契約又は製造契約のうち、当該契約にかかる物品の検査を次に掲げる者に行わせる必要がある場合には、部局長は、第5条第1項の規定にかかわらず、あらかじめ包括的に検査職員に任命しておくことができる。
- (1) 契約担当官等である部局長の補助者以外の当該部局長所属の職員
- (2) 他の部局長所属の職員
5. 部局長は、前項各号に掲げる者を検査職員に任命した場合には、第9号様式の検査職員包括任命通知書により当該職員の所属機関の長に通知するものとし、さらに、前項第2号に掲げる者を任命したときには、第10号様式の検査職員包括任命通知書により当該職員の所属する部局長にも通知するものとする。
6. 部局長は、第2項第2号に掲げる者を監督職員若しくは検査職員に包括的に任命しようとするとき又は第4項第2号に掲げる者を検査職員に包括的に任命しようとするときは、あらかじめ当該職員の所属する部局長の同意を得なければならない。

(責任範囲)

第7条 契約担当官等は、同一の契約について2人以上を監督職員又は検査職員に任命するときは、おのおのの担当区分を定め、その責任範囲を明確にしなければならない。

(主任検査職員)

第8条 契約担当官等は、前条の場合において必要があると認めるときは、主任検査職員を定め、検査の業務を統括させることができる。

(契約の相手方に対する通知)

第9条 契約担当官等は、契約の相手方に対し、第11号様式の監督職員通知書により監督職員の官職氏名を通知しなければならない。

(関係書類の交付)

第10条 契約担当官等は、監督職員又は検査職員を任命したときは、当該監督職員又は検査職員に契約書（請書その他これに準ずる書面を含む。以下同じ。）の写し、仕様書、設計書及び図面その他関係書類を交付しなければならない。

2. 部局長が第5条第5項又は第6条第3項若しくは第4項の規定により監督職員又は検査職員を任命したときは、契約担当官等は、当該職員の所属機関の長を経由して当該職員に前項の書類を送付しなければならない。

(監督の職務と検査の職務の兼職の特例)

第11条 令第101条の7に規定する「特別の必要がある場合」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 監督又は検査をすることができる職員の数僅少である場合
- (2) 監督職員である職員が創案開発した機械・器具等であって、特に専門的な知識又は技能を必要とすること等の理由により、検査職員によって検査を行うことが困難又は不適当と認められる場合
- (3) その他特別な理由があると契約担当官等が認めた場合

第3章 監 督

(監督職員の一般的職務)

第12条 監督職員は、契約書、仕様書、設計書、図面その他の関係書類（以下「契約書等」という。）に基づいて請負契約が完全に履行されるよう監督しなければならない。

2. 監督職員は、必要があるときは、仕様書及び設計書に基づき細部設計図、原寸図その他を作成し、又は契約の相手方（以下この章において「請負者」という。）に作成させ、これらの書類により監督を行うものとする。
3. 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について立ち会い、工程の管理、工事等に使用する材料、部品等の試験又は検査を行う等の方法による監督及び請負者に必要な指示をするものとする。
4. 監督職員は、監督の実施に当たっては、厳正を保持し、請負者の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督するに当たって特に知ることができた請負者の業務上の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。

(監督職員の担当業務)

第13条 監督職員は、原則として総括監督員、主任現場監督員及び現場監督員とし、その業務の内容は、それぞれ次の各項に掲げるとおりとする。

2. 総括監督員の監督業務

- (1) 契約書に基づく契約担当官等の権限とされる事項のうち契約担当官等が必要と認めて監督職員に委任したものの処理
- (2) 契約の履行について請負者に対する必要な指示、承諾又は協議で重要なものの処理
- (3) 関連する2以上の工事における工程等の調整で重要なものの処理
- (4) 仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書その他の関係書類（以下「設計図書」という。）の変更、工事の一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合の契約担当官等に対する報告
- (5) 主任現場監督員及び現場監督員の指揮監督並びに全ての監督業務の掌理
- (6) 契約書31条の第6項に基づき検査職員が指示した補修の完了の確認

3. 主任現場監督員の監督業務

- (1) 契約の履行について請負者に対する必要な指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽微なものを除く）の処理
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成及び交付又は請負者が作成した詳細図等（軽易なものを除く）の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認含む。）で重要なものの処理
- (4) 関連する2以上の工事等における工程等の調整（重要なものを除く）の処理
- (5) 設計図書の変更、工事等の一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合の総括監督員への報告
- (6) 現場監督員の指揮監督並びに主任現場監督員及び現場監督員の監督業務の掌理（現場監督員が存しない場合の現場監督員の監督業務を含む）

4. 現場監督員の監督業務

- (1) 契約の履行について請負者に対する必要な指示、承諾又は協議で軽易なものの処理
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は請負者が作成した詳細図等で軽易なものの承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（重要なものを除く）

- (4) 設計図書の変更、工事の一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合の主任現場監督員に対する報告
- (5) 現場監督員の監督業務の掌理

(工事等の報告等)

第14条 監督職員は、工事等を監督するに当たっては、契約担当官等と連絡を緊密にするとともに、契約担当官等の要求に基づき又は随時に工事等の状況を契約担当官等に報告しなければならない。

- 2. 監督職員は、必要に応じ、第12号様式の工事等監督簿に指示、承諾、協議、確認等その他必要な事項を記録しておかなければならない。
- 3. 監督職員は、必要があるときは、請負者から工事等の予定を報告させなければならない。

(事務の引継ぎ)

第15条 監督職員が監督の実施中に交替したときは、前任者は、契約書等及び工事等監督簿により監督の経過及び現在の状況を明らかにし、後任者に引き継がなければならない。

(事前の指示)

第16条 監督職員は、必要に応じ工事等の施工前に、あらかじめ請負者に工事等の施工の細部について指示及び注意をするものとする。

(材料等の検査)

第17条 監督職員は、工事等に使用する材料、部品等の試験又は検査をしたときは、第13号様式の材料検査調書（別に定められた様式がある場合には、当該様式）及びその結果についての記録を作成しておくとともに、抜き取り見本を提出させたときは、これを保管しておくものとする。

- 2. 監督職員は、検査の結果不合格と認めた材料、部品等は、速やかに良品と取り替えさせなければならない。
- 3. 監督職員は、検査に合格した材料、部品等であって現場（請負契約の履行中において工事等を行う場所をいう。以下同じ。）にあるものを、監督職員の承認なくして当該現場から持ち出さないよう請負者に指示するものとする。

(施工の立会い)

第18条 監督職員は、工事等に使用する材料の調査を行い、水中若しくは地下に材料を埋設し、完成後外面から材料を明視することのできない工事等を行い、又は契約書等に監督職員が立ち会いの上施工すべきものと定められている工事等を行う場合には、その調査又は施工に立ち会い、その面前において行わせなければならない。

- 2. 監督職員は、やむを得ない理由により前号に定める立会いができないときは、請負者に対し調査又は施工の状況を証明することのできる見本、写真その他の資料を提出させて、これを確認しなければならない。
- 3. 監督職員は、請負者が監督職員の立会いを要請しないで第1項の調査又は施工をしたときは、請負者の立会いのもとに、破壊、解体その他の方法によってその内容を確認しなければならない。

(条件変更等)

第19条 監督職員は、工事等の施工に当たり次の各号の一に該当する事態が生じた場合には、すみやかに契約担当官等に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 仕様書及び設計書（細部設計図、原寸図等を含む。以下「仕様書等」という。）と工事等の現場の状態が一致しないとき
 - (2) 仕様書の表示が明確でないとき（仕様書等の誤謬又は脱漏を含む。）
 - (3) 工事等の現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違するとき
 - (4) 仕様書等で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別の状態が生じたとき
 - (5) 仕様書等に明示されていない事項について、請負者から協議を受けたとき
 - (6) 請負者に対し、特別に指示すべき事態が生じたとき
2. 監督職員は、前項ただし書の場合においては、請負者に対して適宜な措置を指示するものとする。

（工事等の補修又は改造）

第20条 監督職員は、工事等の施工が仕様書等に適合しないと認めたときは、遅滞なく請負者に補修又は改造を命じなければならない。

（契約の不履行等の場合の措置）

第21条 監督職員は、次の各号に掲げるときには、その事実を詳記して契約担当官等に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 請負者が正当な理由なくして予定の期日に工事等に着手しないとき
- (2) 工事等が履行期限までに完成する見込みがないと認めるとき
- (3) 請負者が契約の履行について誠意を欠き又は虚偽があると認めるとき
- (4) 請負者が監督職員の職務の執行を妨げ又は妨げようとしたとき
- (5) 請負者が契約を適正に履行しないおそれがあると認めるとき

（工事等の変更、中止等）

第22条 監督職員は、工事等の内容若しくは工期を変更し、又は工事等の全部若しくは一部を一時中止し若しくは打ち切る必要があると認めるときは、速やかに契約担当官等に報告し、その指示を受けなければならない。

（下請負に関する措置）

第23条 監督職員は、必要があると認めるときは、請負者に対し、下請負人につきその名称その他必要な事項を報告させることができる。

2. 監督職員は、請負者が契約担当官等の承諾を受けず工事等の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせたときは、直ちに当該工事等を中止させるとともに、契約担当官等に報告し、その指示を受けなければならない。

（工事関係者に関する措置要求）

第24条 監督職員は、請負者の現場代理人、主任技術者、専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。）、下請け人、労働者等（設計・測量・調査等業務の契約にあっては、本要領において管理技術者、照査技術者、使用人、若しくは受注者から請け負った者等と読み替える。）について、工事等の施工又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、その事由を明示した書面をもって請負者に必要な措置を要求するとともに、契約担当官等にその内容を報告しなければならない。

（官給材料等の給付）

第25条 監督職員は、官給材料又は貸与物品（以下「官給材料等」という。）が請負者に引き渡される場合において、必要があると認めるときは、これに立ち会うものとする。

2. 監督職員は、官給材料等について請負者の保管又は使用の状況を監督し、必要があると認めるときは、請負者に対し適宜の措置をとるよう指示するものとする。
3. 監督職員は、官給材料等を当該工事等以外の工事等に使用させ、又は流用させてはならない。請負者がこれに違反して使用し、又は流用したときは、その事情を調査して契約担当官等に報告し、その指示を受けなければならない。
4. 監督職員は、官給材料等で当該工事等の施工が不相当と認められるものがあることを発見したときは、意見を付して契約担当官等にその旨を報告しなければならない。

(工事等の安全対策)

第26条 監督職員は、工事等の施工に伴う請負者の安全管理について不備を認めるときは、請負者と協議のうえ必要な措置を講じなければならない。

(臨機の措置)

第27条 監督職員は、災害防止等のため臨機の措置をとったことについて請負者から届出のあったもののうち重要と認められるものについては、速やかに契約担当官等に報告しなければならない。

2. 監督職員は、災害防止等のため特に必要があると認めるときは、請負者に臨機の措置をとることを要求するとともに、速やかに契約担当官等に報告しなければならない。

(工事等の目的物等の損害)

第28条 監督職員は、工事等の目的物、材料、物品等に損害があったとき、工事等の施工に当たり第三者に損害を及ぼしたとき及び工事等の施工に関して重大な事故が発生したときは、遅滞なくその状況を契約担当官等に報告し、その指示を受けなければならない。

(検査の立会い)

第29条 監督職員は、工事等に係る検査職員から検査の実施に当たって立会いを求められたときは、これに立ち会わなければならない。

(監督に関する図書の整備)

第30条 監督職員は、必要に応じ次の各号に掲げる図書を整備し、監督に当たって支障のないようにするとともに、監督の経緯を明らかにしておかななければならない。

- (1) 契約書
- (2) 設計図書
- (3) 工事等監督簿
- (4) 工事等工程表
- (5) 工事等監督報告書
- (6) 官給材料交付調書
- (7) 工事写真
- (8) 出来形確認に必要な資料
- (9) 完成届
- (10) その他必要な書類

(報告書の様式)

第31条 監督職員は、第14条、第19条、第21条から第25条まで、第27条及び第28条の規定に基づき報告するときは、第14号様式の工事等監督報告書によるものとする。

第4章 検 査

（検査職員の一般的職務）

- 第32条 検査職員は、契約書等に基づいて検査の対象となる工事等についての請負契約又は買入れ等の契約について給付の内容を熟知しておくとともに、検査の実施に当たっては、厳正かつ迅速にその職務を行わなければならない。
2. 検査職員は、工事等についての請負契約については、その給付の内容が当該契約に係る契約書等の内容に適合しているか否かを検査するものとする。
 3. 検査職員は、買入れ等の契約については、その給付の内容及び数量が当該契約に係る契約書等の内容に適合しているか否かを検査するものとする。
 4. 検査職員は、仕様書等に指定されているとき又は検査を行うため特に必要があると認めるときは、検査のため必要な限度において破壊若しくは分解し、又は試験をして当該給付の内容を確認しなければならない。

（検査の時期）

- 第33条 検査職員は、当該契約において特別の定めをした場合を除き、契約担当官等が契約の相手方から給付を終了した旨の通知を受領した日から起算して工事については14日（「休日」を含む。）以内、その他の給付については10日（「休日」を含む。）以内に検査を行わなければならない。
2. 工事等の既済部分又は物件の既納部分についての検査は、前項に準じて行うものとする。

（検査の立会い）

- 第34条 検査職員は、検査を実施するときは、契約の相手方又はその代理人に立会いを求めるとともに、必要に応じ、監督職員の立会いを求めなければならない。
2. 検査職員は、前項の規定により立会いを求めた契約の相手方又はその代理人が立会いに応じないときは、その者の欠席のまま検査を行うことができる。

（検査の実施）

- 第35条 検査職員は、工事については現場、製造又は買入れ物件については納入場所、その他の給付については契約担当官等が指定する場所において、検査項目の全部について検査を行うものとする。ただし、契約担当官等は、製造又は買入れ物件を検査する場合において、納入場所において検査項目の全部について検査を行うことが不可能若しくは著しく困難であると認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、検査項目の一部について納入場所以外の場所で検査を行わせることができる。

（資料の確認等）

- 第36条 検査職員は、検査を行うため必要があるときは、契約の相手方又は監督職員に対して書類又は物件について提示、提出又は説明を求めるものとする。
2. 検査職員は、工事等に使用する材料の調合、水中又は地下への材料の埋設を伴う工事及び完成後外面から材料を明視することのできない工事等については、請負者又は監督職員に当該材料の調合又は工事等の施工の状況を証明することができる見本、写真その他の資料を提出又は提示させて確認するものとする。

（検査の実施に支障がある場合の措置）

- 第37条 検査職員は、次の各号に掲げる場合には、その事実を詳記して契約担当官等に報告し、その指示を受けなければならない。
- (1) 仕様書等の内容又は検査方法等検査の実施について疑義を生じたとき

- (2) 契約の相手方が検査の執行を妨げる、又は妨げようとしたとき
- (3) その他検査を実施することができない事情が生じたとき

(既済部分等の検査)

第38条 検査職員は、工事等の既済部分又は物件の既納部分の検査に当たっては、次の各号により、当該給付の内容を確認のうえ仕様書及び概算内訳明細書に基づいてその既済部分又は既納部分の金額を定めなければならない。

- (1) 工事等の目的物については、当該既済部分の内容を確認すること
- (2) 物件の買入れについては、当該既納部分の内容及び数量を確認すること
- (3) 工事等に使用する材料で、監督職員の検査に合格した未使用材料については、その品質、規格、数量、所在場所等を確認すること
- (4) 工事等の目的物に直接関連があり、かつ、仕様書等に明記されてる仮設工事及び機械その他の運搬等については、それぞれの既済部分の内容を確認すること
- (5) 諸経費等の共通経費については、概算内訳明細書に計上されたそれぞれの金額に当該工事等の目的物に対する目的物の既済部分の比率を乗じて得た金額によってそれぞれの既済部分の金額を定めること

(検査調査の作成)

第39条 検査職員は、給付の完了を確認するための検査を行った結果、当該給付の内容が契約の内容に適合したものであることを確認したときは、遅滞なく第15号様式の検査調書を作成して契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約金額が200万円を超えない契約（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）でその給付が当該契約の内容に適合したものであるときは、検査調書の作成を省略して代金支払請求書に給付の完了の確認の年月日を附記し、記名押印するものとする。

- 2. 検査職員は、前項に規定する検査調書を提出するときは、必要に応じ第16号様式の検査実施調書及び検査実施の結果についての資料、試験表等を添付するものとする。
- 3. 検査職員は、給付の完了を確認するための検査を行った結果、当該給付の内容が契約の内容に適合しないものであると認めるときは、検査調書にその旨を記載し、必要に応じてその具体的内容、契約の相手方に対して指示した事項その他必要と認められる事項を記載した第17号様式の意見書を添えて、遅滞なく契約担当官等に提出しなければならない。
- 4. 検査職員は、工事等の既済部分又は物件の既納部分の検査を行ったときは、遅滞なく第18号様式の検査調書を作成し、必要に応じて第19号様式の既済部分調書又は第20号様式の既納部分調書に添付して契約担当官等に提出しなければならない。

第5章 雑 則

(撤去物品等の取扱)

第40条 監督職員及び検査職員は、工事等の施工に伴う撤去物品等（廃棄物を除く。）については、「航空局官給材料等取扱要領」の定めるところにより処理するものとする。

(工事等の成績評定表)

第41条 監督職員及び検査職員は、工事等についての請負契約の給付の完了を確認したときは、別途定める成績評定要領に基づき速やかに工事等の成績評定表を作成して契約担当官等に提出しなければならない。

附 則

1. この要領は、昭和55年4月1日から施行する。
2. 「航空局工事等監督検査事務処理要領」（昭和43年6月20日付け空経196号）は廃止する。

附 則（平成10年3月26日 空経第239号）

1. この要領は、平成10年4月1日から施行する。
2. 平成10年3月31日以前に契約した工事については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月23日 空経第226号）

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月27日 国空予管第173号、国空建第42号）

1. この要領は、平成17年8月1日から施行する。
2. 平成17年7月31日以前に契約した工事については、なお従前の例による。

別表第1

職 員	機 関
大臣官房会計課長	本省内部部局等（航空局を除く。）、運輸審議会、航空・鉄道事故調査委員会、国土交通政策研究所、国土交通大学校（柏研修センターに限る。）、小笠原総合事務所、地方運輸局（自動車損害賠償保障事業特別会計に係るものに限る。）、運輸監理部（自動車損害賠償保障事業特別会計に係るものに限る。）、船員中央労働委員会、沖縄船員地方労働委員会及び沖縄総合事務局運輸部（自動車損害賠償責任再保健特別会計に係るものに限る。）
航 空 局 長	航空局、航空保安大学校及び航空交通管制部
国土交通大臣が指定する官職にある者	国土技術政策総合研究所（国土技術政策総合研究所組織規則（平成13年国土交通省令第79号）第20条に規定する）港湾空港関係事務（以下「港湾空港研究関係事務」という。）に関するものを除く。
国土交通大臣が指定する官職にある者	国土技術政策総合研究所（港湾空港研究関係事務に関するものに限る。）
国土交通大学校長	国土交通大学校（柏研修センターを除く。）
国 土 地 理 院 長	国土地理院
国土交通大臣が指定する官職にある者	地方整備局（地方整備局組織規則（平成13年国土交通省令第21号）第2条第3項に規定する港湾空港関係事務（以下「港湾空港関係事務」という。）に関するものを除く。）
国土交通大臣が指定する官職にある者	地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）
北 海 道 開 発 局 長	北海道開発局（開発建設部を除く。）
開 発 建 設 部 長	開発建設部
地 方 運 輸 局 長	地方運輸局（自動車損害賠償保障事業特別会計に係るもの及び九州運輸局次長の所掌に属するものを除く。）及び船員地方労働委員会（神戸船員地方労働委員会及び九州船員地方労働委員会を除く。）

九州運輸局次長	九州運輸局（国土交通省組織令（平成12年政令第255号）第212条第2項に規定する事務（以下「海事関係事務」という。）に関するもの（歳入に係るものを除く。に限る。）及び九州船員地方労働委員会
運輸監理部長	運輸監理部及び神戸船員地方労働委員会
地方航空局長	地方航空局
気象庁総務部長	気象庁（気象研究所、気象衛星センター、管区气象台、沖縄气象台及び神戸海洋气象台を除く。）
気象研究所長	気象研究所
気象衛星センター所長	気象衛星センター
管区气象台長	管区气象台
沖縄气象台長	沖縄气象台
神戸海洋气象台長	神戸海洋气象台
海上保安庁次長	海上保安庁（海上保安大学校、海上保安学校及び管区海上保安本部を除く。）
海上保安大学校長	海上保安大学校
海上保安学校長	海上保安学校
管区海上保安本部長	管区海上保安本部
高等海難審判庁長官	海難審判庁
沖縄総合事務局総務部長	沖縄総合事務局運輸部（自動車損害賠償保障事業特別会計に係るものを除く。）及び陸運事務所
沖縄総合事務局開発建設部長	沖縄総合事務局開発建設部及び事務所
都道府県知事	都道府県

別表第2

契約担当官等の補助者

契約担当官等	補助者
航空局長又は航空局次長	本省航空局の職員
航空交通管制部長又は航空交通管制部次長	航空交通管制部の職員
航空保安大学校長又は航空保安大学教頭	航空保安大学本校の職員
航空保安大学校岩沼研修センター所長又は航空保安大学校岩沼研修センター総務課長	航空保安大学校岩沼研修センターの職員
空港防災教育訓練センター所長又は空港防災教育訓練センター課長補佐	空港防災教育訓練センターの職員
システム開発評価・危機管理センター所長又はシステム開発評価・危機管理センター課長補佐	システム開発評価・危機管理センターの職員
航空交通流管理センター所長又は航空交通流管理センター次長	航空交通流管理センターの職員
地方航空局長又は地方航空局次長	地方航空局の職員（他の契約担当官等及びその補助者を除く。）
空港事務所長	空港事務所の職員 空港出張所、航空路監視レーダー事務所及び航空無線標識所の職員（当該空港事務所で契約事務を行うこととされている官署に限る。）
空港出張所長	空港出張所の職員
空港・航空路監視レーダー事務所長	空港・航空路監視レーダー事務所の職員
航空路監視レーダー事務所長	航空路監視レーダー事務所の職員
航空衛星センター所長	航空衛星センターの職員

監督職員、検査職員任命簿

契約番号 _____

契約件名 _____

任 命 印			通知番号	監督 検査 の別	監督・検査職員	監督・検査	備考
契約担 当官等	契約担 当課長	工事等 担当課長			氏 名	の 範 囲	
					官署名 課 名 官 職 氏 名		
					官署名 課 名 官 職 氏 名		
					官署名 課 名 官 職 氏 名		
					官署名 課 名 官 職 氏 名		

備考 1. 監督検査の範囲欄には、監督の範囲と共に総括監督員、主任現場監督員及び現場監督員の区分を併記すること。

2. 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。

番 号
年 月 日

（所属機関の長） 経由
（監督・検査職員氏名） 殿

（部局長の官職）

監 督 職 員 任 命 通 知 書
検 査 職 員

平成年月日付けで契約した〇〇〇〇〇〇〇〇（契約番号）の監督・検査のため、下記のとおり任命したので通知します。

記

区 分	所属局部課	官 職	氏 名	監督・検査 の 範 囲	備 考
監 検 督 査 職 員					当該契約の詳細については、 契約書(写)及び 仕様書を参照の こと。

- 備考 1. 監督検査の範囲欄には、監督の範囲と共に総括監督員、主任現場監督員及び現場監督員の区分を併記すること。
2. 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。

番 号
年 月 日

（他の部局長の官職）殿

（部局長の官職 ㊟）

監 督 職 員 任 命 通 知 書
 検 査 職 員

下記のとおり^{監督職員}_{検査職員}を任命し、所属機関の長を経由して本人に通知したから了
 知願います。

記

契 約 件 名					
契 約 番 号			契 約 担 当 官 等 の 官 職 氏 名		
契 約 年 月 日	平 成	年 月 日			
履 行 期 限			契 約 の 相 手 方		
履 行 (納 入) 場 所					
契 約 金 額			そ の 他 の 事 項		
区 分	所 属 局 部 課	官 職	氏 名	監 督 ・ 検 査 の 範 囲	備 考
監 検 督 査 職 員					

- 備考 1. 監督検査の範囲欄には、監督の範囲と共に総括監督員、主任現場監督員及び現場監督員の区分を併記すること。
 2. 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。

番 号
年 月 日

（部局長の官職）殿

（契約担当官等の官職 ㊟）

監 督 職 員 任 命 申 請 書
 検 査 職 員

下記の職員を下記の契約に係る監督職員に任命されたく、申請します。

記

契 約 件 名					
契 約 番 号			契 約 担 当 官 等 の 官 職 氏 名		
契 約 年 月 日	平成	年 月 日			
履 行 期 限			契 約 の 相 手 方		
履 行 (納 入) 場 所					
契 約 金 額			そ の 他 の 事 項		
区 分	所 属 局 部 課	官 職	氏 名	監 督 ・ 検 査 の 範 囲	備 考
監 督 検 査 職 員					

備考 1. 監督検査の範囲欄には、監督の範囲と共に総括監督員、主任現場監督員及び現場監督員の区分を併記すること。

2. 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。

番 年 月 日 号

(所属機関の長) 經由
 (監督・検査職員氏名) } 殿
 (契約担当官等の官職)

(部局長の官職,)

監 督 職 員 任 命 通 知 書

監 査 職 員

下記の契約に係る監督職員に任命したので通知する。
 検査職員

記

契 約 件 名					
契 約 番 号				契 約 担 当 官 等 の 官 職 氏 名	
契 約 年 月 日		平成 年 月 日			
履 行 期 限				契 約 の 相 手 方	
履 行 (納 入) 場 所					
契 約 金 額				そ の 他 の 事 項	
区 分	所 属 局 部 課	官 職	氏 名	監 督 ・ 検 査 の 範 囲	備 考
監 査 職 員					

- 備考 1. 監督検査の範囲欄には、監督の範囲と共に総括監督員、主任現場監督員及び現場監督員の区分を併記すること。
2. 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。

官職名 _____

課 名 _____

監督職員、検査職員包括任命簿

任 命 印			発令年月日	監督 検査 の別	監督・検査職員 氏 名	監督・検査 の 範 囲	備 考
契 約 担 当 官 等	契 約 担 当 課 長	工 事 等 担 当 課 長					
					官署名 課 名 官 職 氏 名		
					官署名 課 名 官 職 氏 名		
					官署名 課 名 官 職 氏 名		
					官署名 課 名 官 職 氏 名		

備考 1. 監督検査の範囲欄には、監督の範囲と共に総括監督員、主任現場監督員及び現場監督員の区分を併記すること。

2. 組織改正等により指定官職に変更が生じた場合は、発令替を行うこと。

3. 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。

番 号 年 月 日	
(部局長の官職) 殿 (契約担当官等の官職)	
監 督 職 員 包 括 任 命 申 請 書 検 査 職 員	
下記の職員を下記の契約に係る ^{監督職員} _{検査職員} に任命されたく、申請します。 記	
契 約 件 名	
契 約 担 当 官 等 の 官 職	
監督職員 検査職員 の所属及び官署	
監 督 の 範 囲 検 査	
包括任命を必要とする理由	
備 考	

- 備考 1. 監督検査の範囲欄には、監督の範囲と共に総括監督員、主任現場監督員及び現場監督員の区分を併記すること。
2. 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。

	番 年	月	号 日
<p style="margin-left: 40px;">（所属機関の長） （契約担当官等） 殿 （他の部局長の官職）</p> <p style="text-align: center; margin-top: 40px;">（部局長の官職）</p> <p style="text-align: center; margin-top: 40px;">監督職員 検査職員 包括任命通知書</p> <p style="margin-left: 40px; margin-top: 40px;">下記の契約に係る監督職員 検査職員に任命したので通知します。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">記</p>			
契 約 件 名			
契 約 担 当 官 等 の 官 職			
監督職員 検査職員 の所属及び官署			
監 督 査 の 範 囲			
備 考			

- 備考 1. 監督検査の範囲欄には、監督の範囲と共に総括監督員、主任現場監督員及び現場監督員の区分を併記すること。
2. 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。

番 号
年 月 日

（所属機関の長） 殿

（部局長の官職）

検査職員包括任命通知書

〇〇局において契約する物品の検査職員を、下記のとおり任命したので通知します。

記

指 定 官 職	検 査 の 範 囲	備 考

備考 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。

番 号
年 月 日

（他の部局長の官職） 殿

（部局長の官職）

検 査 職 員 包 括 任 命 通 知 書

〇〇局において契約し、貴局管内の各官署に納入する物品の検査職員を、別紙のとおり任命し所属機関の長あてそれぞれ通知したので了知願います。

- 備考 1. 「別紙」とは、第9号様式の検査職員包括任命通知書（写）である。
2. 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。

番 号
年 月 日

（契約の相手方） 殿

（部局長の官職）

監 督 職 員 通 知 書

貴〇〇〇〇〇〇〇〇〇と締結した下記1の契約に係る監督職員を下記2のとおり通知します。

記

1. 契約件名
2. 監督職員の官職氏名

総括監督員

主任現場監督員

現場監督員

備考 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。

第12号様式（甲）（第14条関係）

工 事 等 監 督 簿

工 事 名

工 期 自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

監督職員（〇〇監督員）

（官 職 氏 名 印）

備 考 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。

第13号様式（第17条関係）

材 料 検 査 調 書

監督職員（〇〇監督員）

（官 職 氏 名 印）

工 事 名						
検査実施年月日	平成 年 月 日					
材 料 名	規 格 (原状寸法)	数 量	検 査 合 格 数	立 会 人 氏 名	検 査 方 法	備 考

備考 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。

番 号
年 月 日

工 事 等 監 督 報 告 書

（契約担当官等の官職）

殿

（官 職） （氏 名）

監督職員（総括監督員）

印

（工事名）

について、

航空局工事等監督検査事務処理要領第〇〇条の規定により、下記のとおり報告します。

記

備 考 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。

検 査 調 書

契 約 件 名

〇〇者の氏名

契 約 金 額 円也

上記契約について 年 月 日検査を行い、※契約の内容に適合した
給付があったことを確認しました。

年 月 日

検査職員 官 職 氏 名 ㊟

- 備 考
1. 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。
 2. 「〇〇」の箇所には、「請負」又は「供給」の別に記載すること。
 3. ※印の箇所は、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しない
ものであったときは、その旨を記載し、その措置についての意見書を添付する
こと。

検 査 実 施 調 書

平成 年 月 日

（契約担当官等の官職） 殿

検査職員（官 職 氏 名 ㊟）

下記契約について平成 年 月 日検査を行いましたので、その内容を報告いたします。

記

契 約 件 名 及び契約番号	
請 負 者 名	
工 期	
区 別	記 事
図面との位置、形状、 寸法等の対比	
材料等の品質、形状、 寸法等の適否	
数量及び計算の適否	
測量、監察又は破壊若 しくは分解による適否	
試験、検査、調査によ る適否	
官給品の使用及び残材 料の処理状況	
貸与品等の整備及び返 還状況	
発生材、解体材の処理 状況	
仮設物等の撤去状況	
契約条項違反の有無	
梱包運送の状況	
そ の 他	

備 考 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。

意 見 書

平成 年 月 日

（契約担当官等の官職） 殿

検査職員（官 職 氏 名 ㊟）

下記契約について平成 年 月 日検査を行いました。当該給付の内容が適合しないことを確認しましたので報告いたします。

記

契約件名及び契約番号	
請負（供給）者名	
工 期	
不 適 合 事 項	

- 備考
1. 項目別に具体的に記入するとともに、必要があるときは図面その他の関係書類を添付すること。
 2. 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。

検 査 調 書

契 約 件 名

〇〇者の氏名

契 約 金 額 円也

上記契約について 年 月 日第 回△△部分検査を行い、今回は、契約金額のうち、金 円の給付があったことを確認しました。

※

年 月 日

検査職員 官 職 氏 名 ㊟

- 備 考
1. 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。
 2. 「〇〇」の箇所には、「請負」又は「供給」の別により記載すること。
 3. 「△△」の箇所には、「既済」又は「既納」の別により記載すること。
 4. 最終回の既済部分検査又は既納部分検査の場合は、※印の箇所に「今回の給付をもって、上記契約の給付が完了しました。」と記載すること。
 5. この調書には、既済部分又は既納部分の金額の算出の基礎を明らかにした書類を添付すること。

既 納 部 分 調 書 (第 回)

検査年月日 平成 年 月 日

検査職員（官職氏名印）

契約件名 及び契約番号														
品名	規格	契 約 額			今回までの納入額 (年 月 日から 年 月 日まで)			前回までの納入額 (年 月 日から 年 月 日まで)			差引今回納入額			摘 要
		数量	単価	金 額	数量	単価	金 額	数量	単価	金 額	数量	単価	金 額	
合 計														

- 備考 1. 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。
2. 既済部については $\frac{10}{10}$ まで支払うことができる。

○ 請負工事監督・検査事務処理要領の制定について

平成8年4月1日港管第872号

改正平成10年3月27日港管第809号

改正平成13年1月15日港管第23の1号

改正平成15年4月1日国港管第1226号

改正平成21年3月20日国港総第949の2号

港湾局長から特定部局長あて

第1章総則

(通則)

第1条 地方整備局(港湾空港関係事務に係るものに限る。)の所掌する工事の請負契約の適正な執行を確保するために必要な監督(以下「監督」という。)及び契約の相手方(以下「請負者」という。)の給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事の既済部分の確認及び工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合において行う工事の指定部分の確認を含む。)をするため必要な検査(以下「検査」という。)の実施に関する事務については、会計法(昭和22年法律第35号。以下「法」という。)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「令」という。)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号。以下「規則」という。)、国土交通省会計事務取扱規則(平成13年1月6日国土交通省訓令第60号)その他の法令等に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 この要領において、支出負担行為担当官(代理を含む。以下「本官」という。)が締結した工事の請負契約を「本官契約」といい、分任支出負担行為担当官(代理含む。以下「分任官」という。)が締結した工事の請負契約を「分任官契約」という。

第2章監督

(監督の体制)

第2条 監督は、本官契約にあつては当該本官以外の監督職員(規則第18条第1項に規定する監督職員を言う。以下同じ。)が行うものとし、分任官契約にあつては監督職員が行うものとする。

2. 分任官契約においては、監督にかかる工事の規模、監督に必要な技術の程度その他の技術的な理由を勘案し、分任官が自ら監督を行う必要がないと認めるときは、当該分任官以外の監督職員のみにより監督を行うことができるものとする。

(監督業務の分類)

第3条 監督業務は、監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務に分類するものとし、これらの業務の内容は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

一 監督総括業務

イ 工事請負契約書(以下「契約書」という。)に基づく契約担当官等(法第29条の3第1項に規定する契約担当官等を言う。以下同じ。)の権限とされる事項のうち契約担当官等が必要と認めて監督職員に委任したものの処理

ロ 契約の履行についての請負者に対する必要な指示、承諾又は協議で重要なものの処理

ハ 関連する2以上の工事における工程等の調整で重要なものの処理

ニ 設計図書(契約書に係る別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回

答書をいう。以下同じ。)の変更、工事の一時中止又は打切りの必要があると認めた場合の契約担当官等に対する報告

ホ 現場監督総括業務及び一般監督業務を担当する監督職員の指揮並びに監督業務の掌理
へ 契約書第31条第6項に基づき検査職員が指示した修補の完了の確認

二 現場監督総括業務

イ 契約の履行についての請負者に対する必要な指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理

ロ 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は請負者が作成した詳細図等（軽易なものを除く。）の承諾

ハ 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）で重要なものの処理

ニ 関連する2以上の工事における工程等の調整（重要なものを除く。）の処理

ホ 設計図書の変更、工事の一時中止又は打切りの必要があると認めた場合の監督総括業務を担当する監督職員に対する報告

へ 一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理（一般監督業務を担当する現場職員が存しない場合の一般監督業務を含む。）

三 一般監督業務

イ 契約の履行についての請負者に対する必要な指示、承諾又は協議で軽易なものの処理

ロ 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は請負者が作成した詳細図等で軽易なものの承諾

ハ 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（重要なものを除く。）

ニ 設計図書の変更、工事の一時中止又は打切りの必要があると認めた場合の現場監督総括業務を担当する監督職員に対する報告

ホ 一般監督業務の掌理

（監督職員の担当業務等）

第4条 監督職員は、総括監督員、主任現場監督員及び現場監督員とし、それぞれ監督総括業務、現場監督業務及び一般監督業務を担当するものとする。

2. 技術的条件を勘案し必要がないと認められるときは、前項に規定にかかわらず、総括監督員、総括監督員及び主任現場監督員をそれぞれ置かないことができるものとし、総括監督員を置かない場合における主任現場監督員は監督総括業務を、総括監督員及び主任現場監督員を置かない場合における現場監督員は監督総括業務及び現場監督総括業務をそれぞれ併せて担当するものとする。

（現場監督員の任命基準）

第5条 本官契約の総括監督員は、事務所の長（以下「所長」という。）又は事務所の副所長（以下「副所長」という。この場合、第3章に規定する検査職員が所長となる場合に限る。）を任命するものとする。

2. 分任官契約の総括監督員は、当該分任官が自らこれにあたるものとする。ただし、第2条第2項の規定に基づき、分任官以外の監督職員のみにより監督を行う場合においては、副所長を任命するものとする。

3. 主任現場監督員は、事務所の監督担当課長等（当該業務を担当する課長、前任建設管理官又

は専門官をいう。)を任命するものとする。

4. 現場監督員は、事務所の係長等(当該監督業務を担当する係長、建設管理官、主任又は監督技術員をいう。)

5. 前項の規定にかかわらず、特に必要があるとき認められる場合は、技術的条件を勘案し、監督を厳正かつ的確に行うことができると認められるものを現場監督員に任命することができるものとする。

(監督職員の任命)

第6条 契約担当官等は、監督職員の任命に当たっては工事の請負契約ごとに行うこととし、氏名及び自己の権限の委任事項を遅滞なく請負者に通知するものとする。

(監督報告)

第7条 監督職員は、第3条に規定する業務の実施において必要とする事項については契約担当官等に報告するものとし、必要に応じて契約担当官等の指示を受けるものとする。また、監督職員は、請負者から当該契約に係る関係書類の経由があった場合は、内容を確認して契約担当官等に送付するものとする。

(監督に関する図書の整備)

第8条 監督職員は、次に掲げる関係図書を整備し、監督に使用するとともに監督の経緯を明らかにしておかなければならない。

1. 契約に関する書類等

- ①契約書(写)
- ②設計図書(特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書(写))
- ③請負代金内訳書(写)
- ④工程表(写)
- ⑤現場代理人等通知書(写)、経歴書(写)、現場代理人等変更通知書(写)
- ⑥下請負(委任)承諾申請書(写)、下請負人通知書
- ⑦契約権限通知書(写)
- ⑧監督職員任命書、監督職員通知書(写)
- ⑨工事完成通知書(写)
- ⑩検査日通知書(写)
- ⑪検査調書(写)、検査結果通知書(写)
- ⑫引渡書(写)
- ⑬請負工事監督報告書(写)
- ⑭指定部分及び変更に関する書類
- ⑮既済部分確認請求書
- ⑯中間前金払認定請求書
- ⑰臨機措置通知書(写)
- ⑱工事関係者に関する措置請求に係る報告書
- ⑲第三者に及ぼした損害報告書
- ⑳損害発生通知書(写)

その他

2. 施工管理に必要な書類等

①施工・工程管理に関する書類等

- ・施工計画書
- ・施工体制台帳
- ・施工体系図
- ・履行報告書（工事旬報）
- ・業務確認書
- ・材料・立会・施工状況検査願
- ・工事材料検査書
- ・立会・施工状況検査書
- ・寄託物品・支給材料・貸与物件要求書
- ・寄託物品・支給材料・貸与物件（受領・借用・返還）書（写）
- ・支給材料清算書（写）
- ・現場発成品調書（写）
- ・施工条件確認請求書（写）

②出来形管理に関する書類等

- ・出来形管理表及び管理図

③品質管理に関する書類

- ・品質管理表及び管理図
- ・成績表

④写真管理に関する書類等

- ・工事状況写真

⑤安全管理に関する書類

- ・安全教育・訓練等通知書類
- ・資格者証

⑥その他の書類等

- ・官公庁からの作業許可書（写）
- ・工事实績データの登録資料
- ・各種保険及び建退共への加入証明資料
- ・産業廃棄物管理表（マニフェスト）
- ・再生資源利用（促進）計画書及び実施状況記録
- ・その他

第3章 検査

（検査の種類）

第9条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 完成検査 工事（指定部分として検査を受けた部分を除く）の完成を確認するための検査
- 二 既済部分検査 工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査
- 三 指定部分検査 工事完成に先立って引渡を受けるべきことを指定した部分がある場合において、工事の指定部分の完成を確認するための検査

（検査の体制）

第10条 検査は、本官契約にあつては当該本官以外の検査職員が、分任官契約にあつては分任

官自らが行うものとする。

2. 分任官契約については、特別の技術を要する検査であるとき、同一の時期に多数の検査が重なるとき、その他特別な理由があり分任官自ら検査を行うことが困難又は不相当と認められるときは、分任官以外の検査職員が検査を行うことができるものとする。

(検査職員の任命基準)

第 11 条 本官契約の職員は、本局の港湾空港部港湾空港情報管理官、当該業務を担当する課長、課長補佐又は当該業務を担当する課の課長補佐と同等以上の官職にある職員を任命するものとする。ただし、技術的条件等を勘案し所長又は副所長を任命することができるものとする。

2. 分任官契約の検査職員は所長を任命するものとする。ただし、第 10 条第 2 項の規定に基づき分任官以外の検査職員が検査を行う場合においては副所長又は事務所の検査担当課長等（当該検査業務を担当する課長、前任建設管理官又は専門官をいう。）を任命することができるものとする。

また、技術的条件を勘案し支障がないと認められるときは事務所の係長等（係長、建設管理官をいう。）を任命することができるものとする。

3. 低入札価格調査制度の対象となった工事の検査職員は、本官契約、分任官契約ともに、検査職員任命基準の最上位者を任命するものとする。

(検査職員の任命)

第 12 条 契約担当官は、検査職員の任命に当たっては工事の請負契約ごとに行うものとする。

(監督の職務と検査の職務の兼職)

第 13 条 令第 101 条の 7 に規定する特別の必要がある場合とは、災害等の異常な事態の発生により監督職員以外の職員による検査が著しく困難な場合、検査に特別な技術を必要とするため監督職員以外の職員が検査を行うことが著しく困難な場合及び当該工事の施工後直ちに検査を行わなければ給付の完了が著しく困難な場合に限るものとする。

(検査調書等)

第 14 条 検査職員は、完成検査、既済部分検査及び指定部分検査の結果を請負者に通知するとともに、検査調書を契約担当官等に提出するものとする。

2. 検査職員は、前項の検査を行った結果、給付が当該契約の内容に適合しないものであると認めるときは、検査調書に手直しその他必要と認められる意見を記載するとともに、必要に応じてその具体的内容及び請負者に対して指示した事項その他必要と認められる事項を記載した調書を添えて契約担当官等に提出するものとする。

附則（平成 13 年 1 月 15 日付港管第 23 の 1 号）

本通達は、平成 13 年 1 月 15 日から適用する。

附則（平成 15 年 4 月 1 日付国港管第 1226 号）

本通達は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。

附則（平成 21 年 3 月 20 日付国港総第 949 の 2 号）

本通達は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。

請負工事技術検査要領の制定について

平成21年3月31日国港技第101号

改正 平成26年3月24日国港技第120号

(港湾局長から各地方整備局副局長等あて)

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年3月31日法律第18号)(以下、「品確法」という。)第8条に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成17年8月26日閣議決定)(以下、「品確法基本方針」という。)第2の「5 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項」において、「公共工事の品質が確保されるよう、発注者は監督及び給付の完了の確認を行うための検査並びに適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査(以下、「技術検査」という。)を行うとともに、工事成績評定を適切に行うために必要な要領や技術基準を策定するものとする。」とされているところである。

従来、港湾等請負工事においては、上記の技術検査について要領等での明確な定義づけや制度化を行っていなかったが、「請負工事監督・検査事務処理要領」(平成8年港管第872号)に基づき、会計法令に基づき実施される監督及び給付の完了の確認を行うための検査とあわせて、実質的に技術的な検査を実施し工事成績評定を行ってきたところである。

については、品確法及び品確法基本方針の趣旨を踏まえ、技術検査を制度化し、給付の完了の確認のための検査と技術検査を明確に区別して運用することがより適切であることから、技術検査を制度化し適切に実施するに当たって必要な事項を別添の「請負工事技術検査要領」として制定するものとする。

請負工事技術検査要領

(目的)

第1条 この要領は、公共工事の品質が確保されるよう、地方整備局の所掌する港湾等工事について行う技術的検査「以下、「技術検査」という。）に関し必要な事項を定め、もって工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

(技術検査の実施)

第2条 技術検査は、技術的な観点から工事中および完成時の施工状況の確認および評価を行うことをいう。

2 技術検査は、原則として請負工事において会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の検査を実施するときに行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、工事の施工の途中において地方整備局副局長又は次長（港湾空港担当。以下、「副局長等」という。）及び事務所長が必要と認めるときは、技術検査を行うことができるものとする。

(技術検査を行う者)

第3条 技術検査は、次の各号に掲げる者が行うものとする。

一 支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官が契約した工事にあつては、技術審査官、品質検査官、港湾（空港）整備・補償課長その他当該技術検査を厳正かつ的確に行うことができると認められる者（以下、「技術検査適任者」という。）のうちから、その都度、副局長等が任命する者。

二 分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官が契約した工事にあつては、当該工事を所掌する地方整備局の事務所長又は事務所長が技術検査適任者のうちから、その都度、任命する者。

2 前項の規定により技術検査を行う者（以下、「技術検査職員」という。）は、必要に応じて、複数の者をあてることができる。この場合、総括的な技術検査を行う者を「総括技術検査職員」、その他の技術検査を行う者を「主任技術検査職員」とする。

(技術検査の方法)

第4条 技術検査職員が技術検査を行うにあたって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

2 技術検査職員は、技術検査を行うために必要があるときは、当該技術検査に係る工事を担当する職員に対し、当該工事に関する図書若しくは物件の掲示、立会い又は工事に関する説明を求めることができるものとする。

(技術検査の結果の復命等)

第5条 技術検査職員は、技術検査を完了した場合は、遅滞なく、当該技術検査の結果について別紙様式1の技術検査復命書により、第3条第一号に該当する者にあつては副局長等に、第3条第二号に該当する者にあつては事務所にそれぞれ復命するものとする。副局長等又は事務所に、復命書のうち必要な事項について、別紙様式2の技術検査結果通知書により、受注者に通知するものとする。

(工事成績の評定)

第6条 技術検査職員は、請負工事について技術検査を完了した場合に、並びに、工事中の施工状況等を把握する者(以下、「技術評価職員」という。)は、工事が完成したときに、別に定めるところにより、工事成績を評定しなければならないものとする。

2 技術評価職員は、総括的な技術評価を行う者(以下、「総括技術評価職員」という。)及びその他評価を行う者(以下、「主任技術評価職員」という。)とする。

3 技術評価職員は、次の各号に掲げる者をあてるものとする。

一 支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官が契約した工事にあつては、総括技術評価職員は、事務所に自らこれにあたるものとし、主任技術評価職員は、当該工事を所掌する地方整備局の事務所の副所長又は工事担当課長その他当該技術評価を厳正かつ的確に行うことができると認められる者のうちから、その都度、副局長等が任命する者とする。

二 分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官が契約した工事にあつては、総括技術評価職員は、事務所に自ら、若しくはその他当該技術評価を厳正かつ的確に行うことができると認められる者のうちから、その都度、事務所に任命する者とし、主任技術評価職員は、副所長、又は工事担当課長その他当該技術評価を厳正かつ的確に行うことができると認められる者のうちから、その都度、事務所に任命する者とする。

附則(平成21年3月31日国港技第101号)

(施行開始日)

1 本要領は平成21年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 本要領の施行開始日以前に契約している工事については従前の例によることとするが、本要領の適用が可能な場合には本要領の適用が望ましい。

附則(平成26年3月24日国港技第120号)

本要領は平成26年4月1日から適用する。

(別記様式1)

年 月 日

〇〇地方整備局 副局長 (または次長)
事務所長

技術検査職員
官職 氏名

請負工事 $\left[\begin{array}{l} \text{完 成} \\ \text{中 間} \end{array} \right. \text{〇〇回} \left. \right]$ 技術検査復命書

工 事 名
事 務 所 名
契約の相手方

上記の技術検査の結果について、次のとおり復命する。

1. 工事の概要

請 負 金 額			
工 事 場 所			
工 事 内 容			
契 約 年 月 日		年 月 日	
工 期 自		年 月 日	
	至	年 月 日	
完 成		年 月 日	
完 成 技 術 検 査		年 月 日	
既 済 部 分 技 術 検 査	第 1 回	年 月 日	
	第 2 回	年 月 日	
	第 3 回	年 月 日	
中 間 技 術 検 査		年 月 日	

2. 技術検査対象工事の設計及び施工について改善を要すると認められた事項

3. 現地における指示事項

4. その他

(別記様式2)

〇〇〇〇第 号
平成 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号または名称

代表者氏名

殿

〇〇地方整備局 副局長(または次長)

〇 〇 〇 〇

または 〇〇地方整備局 〇〇港湾(空港整備)事務所長

〇 〇 〇 〇

請負工事 $\left[\begin{array}{cc} \text{完 成} & \\ & \text{第〇〇回} \\ \text{中 間} & \end{array} \right]$ 技術検査結果通知書

平成 年 月 日に実施した(完成、既済部分第 回、中間)技術検査の結果を
通知します

1. 工事名

2. 工期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3. 技術検査日 平成 年 月 日

4. 技術検査の結果

5. 問い合わせ先 (住 所)
(所 属)
(電 話)

○工事現場等における施工体制の点検要領の運用について

〔平成13年3月30日 国港管第604号、国港建第109号
港湾管理課長、建設課長から各地方整備局港湾空港
部長あて〕

工事現場における施工体制の点検要領については、「工事現場における適正な施工体制の確保等について」（平成13年3月30日付け国港管第603号、国港建第108号）において通知したところであるが、点検要領のうちの「現場における施工体制の把握」については、下記により運用されたい。

記

1. 施工体制の点検項目別の点検内容、実施時期及び対応は、別紙－1「施工体制の把握に関する点検内容と対応方法」及び別紙－2「一括下請負に関する点検要領」によること。
2. 施工体制の把握結果の整理は、別紙－3「工事現場における施工体制の把握表」を参考とすること。
3. 主任現場監督員は施工体制の把握結果を、工事検査時に検査職員に提示すること。
4. 別紙－2による一括下請負の判定は当面、主任現場監督員、担当副所長、担当課長等の合議により行うこと。
5. 平成13年10月1日以降は、二次下請負以下の契約書についても契約金額を記入することとなっていることの周知を図ること。

〔 [別添](#) 略 〕

施工体制の把握に関する点検内容と対応方法

目的	背景	点検項目	点検内容	実施時期	対応方法
I 監理技術者の専任制の徹底	元請負人が適切に業務を行い、工事の品質を適切に確保するために義務づけられている監理技術者の専任を把握。	①監理技術者資格者証の把握	監理技術者本人から携帯している監理技術者資格者証を提示させる。 監理技術者資格者証の会社名、工種区分、期限、裏書きによる変更などについて把握。	工事着手前 工事着手前	<p><ステップ1> 疑義がある場合は、監理技術者、元請会社に説明を求めるとともに、監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類(健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書の写し)の提出を求める。</p> <p><ステップ2> さらに必要な場合は、監理技術者証発行部局に問い合わせる。</p> <p><ステップ3> 契約担当官・業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。</p>
		②同一性の把握	配置予定技術者 ^{※1} 、通知による監理技術者 ^{※2} 、施工体制台帳に記載された監理技術者及び監理技術者資格者証に記載された技術者名が同一であることを把握。 監理技術者資格者証の写真により本人であることを把握。	工事着手前 工事着手前	
		③常駐の把握	監理技術者の常駐を把握。 打合わせ時等に監理技術者が施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し主体的に関わっているかを把握。 (把握結果は、別紙-2「一括下請負に関する点検要領」の別紙-3に反映する)	工事施工中 1(回/月)程度 工事施工中 打合わせ時	
II 適切な施工体制の確保	不良・不適格業者を的確に発見・排除し、工事の品質確保、建設業の健全な発展を図るために、現場の施工体制を把握。	④施工体制台帳	施工体制台帳が現場に備え付けられ、かつ同一のものが提出されていることを把握。 施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書が添付されていることを把握。 下請負金額が記入されていることを把握。	工事施工中 当初及び変更時 工事施工中 当初及び変更時 工事施工中 当初及び変更時	<p><ステップ1> 施工体制台帳等の不備を発見した場合は改善措置を求める。また、必要な場合は、現場での把握頻度を増やす。技術者本人において疑義がある場合は、技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類(健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書の写し)の提出を求める。</p> <p><ステップ2> 契約担当官・業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。</p>
		⑤施工体系図	施工体系図が当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを把握。 施工体系図に記載のない業者が作業していないことを把握。 (例えば、安全訓練等の出席者名簿、日々の作業指示書などで確認)	工事施工中 当初及び変更時 工事施工中 1(回/月)程度	
		⑥施工体制の把握	元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められることなどを把握。(別紙-2「一括下請負に関する点検要領」により点検)	工事中1回以上 (工事初期等)	
				<p><ステップ1> 別紙-3「工事現場における施工体制の把握表(一括下請負)」及び「工事現場における施工体制の把握表(実質関与)」にある点検項目について把握する。</p> <p><ステップ2> 一括下請負の疑義がある工事については、建設業許可部局に通知し、建設業許可部局と協同して一括下請負の禁止に関する調査を実施。</p>	
III その他	その他、元請の適正な施工体制の確保のために必要な事項について把握。	⑦工事カルテの登録	受注時工事カルテは適正に、かつ期限内に登録されているかを把握。	工事着手前	<ステップ1> 不適切な場合は是正を求める。
		⑧建設業許可を示す標識	建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に設置してあること、監理技術者が正しく記載されていることを把握。	工事施工中 1回	<ステップ1> 不適切な場合は是正を求める。 <ステップ2> 契約担当官・業許可部局・労働当局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
		⑨建退協制度に関する掲示	建設業退職金共済制度に関する標識が現場に掲示されていることを把握。	工事施工中 1回	
		⑩労災保険に関する掲示	労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されていることを把握。	工事施工中 1回	

※1:競争参加資格確認申請書又は技術資料に記載された配置予定の監理技術者
 ※2:工事請負契約書第10条に基づき通知された監理技術者

一括下請負に関する点検要領

1. 趣旨

本要領は、工事現場における施工体制の把握において、一括下請負の疑義がある工事を抽出するための要領を定める。

2. 点検の方法

- 1) 通達「一括下請負の禁止の徹底について」(平成13年3月30日付け国総建(第81号))において一括下請負に該当するとされている要件に合致する工事を一括下請負の疑義がある工事として抽出する。
- 2) 一括下請負に関する点検は、監理技術者等の専任、施工体制、元請及び下請の担当工事、実質関与等について実施する。
- 3) 一括下請負に関する点検は、工事中に1回以上行うものとし、順次点検項目を絞り込むなどの工夫をして効率的に実施する。
- 4) 監理技術者の専任については、専任を必要とする工事全てについて点検する。
- 5) 施工体制、実質関与等については、以下の要件のいずれかに該当する工事について重点的に実施する。一方、元請負人が主たる部分を自ら施工していることが把握できた場合等、一括下請負に該当しないことが明白になった場合には、以降の点検を省略してよい。
 - ・重点点検対象工事
 - a. 請負金額が一定額以上でかつ、主たる部分を実施する(最大契約額の)一次下請負人が元請契約額の過半を占めている工事
 - b. 同業種の同規模(ランク)又は上位規模の会社が一次下請にある工事
 - c. 工区割された同時期の隣接工事について同一会社が一次下請等に存在している工事
 - d. 低入札価格調査対象となった工事
 - e. その他、監理技術者の専任に疑義がある工事等の点検の必要を認められた工事
- 6) 重点点検対象工事においては、元請だけでなく、少なくとも三次下請までの自ら施工していないと思われる下請について点検を行う。
- 7) 1回の点検で判定が困難な工事は、点検頻度を増す。
- 8) 点検の結果、必要な場合には元請負人から意見を聞き、一括下請負の疑義がある工事については、建設業許可部局に通知する。
- 9) 主任現場監督員は、点検の結果を、様式に記録し、工事検査時に検査職員に提示する。

10) 記録様式は、別紙－3の2「工事現場における施工体制の把握表(一括下請負)」及び別紙－3の3「工事現場における施工体制の把握表(実質関与)」を参考とする。

3. 一括下請負の疑義がある工事の判定方法

1) 監理技術者等の専任がないこと的事实を把握した場合は、一括下請負の疑義がある工事とする。なお、監理技術者等の専任がない場合は、建設業法第26条違反ともなる。

2) 元請の実質関与に関しては、別紙－3の3を参考に以下の項目等について点検する。

- | | | |
|-------------|-----------------|---------|
| ①技術者専任 | ②発注者との協議 | ③住民への説明 |
| ④官公庁等への届け出等 | ⑤近隣工事との調整 | ⑥施工計画 |
| ⑦工程管理 | ⑧出来型品質管理 | ⑨完成検査 |
| ⑩安全管理 | ⑪下請けの施工調整及び指導監督 | |

3) 別紙－3の3「工事現場における施工体制の把握表(実質関与)」を用いての点検の結果、

- ・ア.;全項目で○。この場合、「元請負人は総合的な企画・調整等全体を実施」とする。
- ・イ.;ア、ウ以外。この場合、「元請負人は総合的な企画・調整等を部分実施」とする。
- ・ウ.;全項目で△または×。この場合、「元請負人は総合的な企画・調整等を実施していない」とする。

4) 一括下請負の疑義がある工事の判定に当たっては、施工体制にも注意し、別紙－2－1「紛らわしいケースでの判定の目安」を参考に判定する。

5) 別紙－2－1は、判定の目安であるので以下のような場合は、これらの要素も加味して別途、判定する。

- ・当該施工体制についての請負人からの説明に合理性が認められた場合
- ・一括下請負の調査に対して不誠実な行為が明らかとなった場合

等

別紙-2-1「紛らわしいケースでの判定の目安」に関する補足

●全体

- * 1) ○印;一括下請負の疑義がない工事
×印;一括下請負の疑義がある工事
- * 2) 直営施工;主要機械オペレータ、労働者を直接に指揮して施工している場合とする。

●ケース1

- * 3) 一括下請負の疑義がある工事においては、「判定」に示した請負人だけでなく、派生的に元請負人及び主たる部分を行う一次下請負人の双方が検討対象となる(以下のケースでも同様)。①に該当する場合は、一括下請負の疑義がある工事として建設業許可部局に通知することとする。
- * 4) 「専門工種」;「土木工事一式」「建築工事一式」以外の工事など専門技術に基づく施工管理等を必要とする工事の工種。
- * 5) ②に関する判断要素;主たる部分を行う一次下請負人の担当工事範囲が広いほど(発注者と元請負人の契約内容と元請負人と下請負人の契約内容の類似性が高いほど、下請金額が大きいほど、下請会社数が少ないほど)②とは考えにくい。

●ケース3

- * 6) 「当該一次下請負の請負金額が高い」:
異なる工事の主たる部分を実施する一次下請負人等について、概ね当該一次下請人等の請負金額の合計額が、いずれか一方の元請の請負金額を越える場合とする。なお、特許を要する特殊な工法等の場合は、別途検討する。

●ケース4

- * 7) ケース1からケース3が元請負人と一次下請負人の関係に着目しているのに対し、ケース4は下請負人と再下請負人の関係に着目している。この際、別紙2-1のケース4に例示した施工体系の場合は、一般に①-2もしくは②に該当すると考えられる。一方、ケース4の①-1に該当する場合としては、例えばケース1の②における一次下請負人が相当する。
- * 8) 主任技術者の専任がない場合は、建設業法第26条違反ともなる。
なお、専任は、請負金額が2,500万円(建築一式工事では5,000万円)以上の工事について必要である。

紛らわしいケースでの判定の目安

別紙-2-1

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4 (下請の一括下請負)
ケース内容	主たる部分を行う一次下請負人が主たる部分の直営施工をしておらず(管理業務が主体)二次下請負人以下が実質施工しているケース。	特定の一次下請負人が主たる部分の直営施工をしているが当該一次下請負人が工事全体の大部分を実施しているケース。	工区割りされた同時期の隣接工事について同一会社が一次下請負人(元請と一次下請の場合も同様)として、主たる部分を実施しているケース。	下請負人に直営施工がなく、再下請負人が実質的に施工しているケース
元請負の実質関与の状況(点検結果)*				
ア(全体実施) 総合的な企画・調整等全体を実施。	<p>○元請のみ実質関与。 ① <input checked="" type="checkbox"/> X 一次下請の業務が不明確で介入が不適切と判定。</p> <p>○一次下請は専門工種部分の施工管理を実施(実質関与)。 ② <input checked="" type="checkbox"/> ○ 専門工種が元発注工事のほとんどを占める場合は、③と同様でないか注意して点検。</p>	<p>① <input type="checkbox"/> ○</p> <p>但し、特定の一次下請が工事の大部分を実施している場合は②でないか注意して点検。</p>	<p>点検結果に関わらず要件に合致すれば… 一括下請負の疑義有</p>	<p>①主任技術者の専任が認められる。 ①-1 <input type="checkbox"/> ○ 専門工種の管理指導上の必要性が認められ、実質関与をしている。 ①-2 <input checked="" type="checkbox"/> X 専門工種の管理指導上の必要性が認められない、もしくは、実質関与をしていない。 ②主任技術者の専任が認められない。 ② <input checked="" type="checkbox"/> X</p>
イ(部分実施) 総合的な企画・調整等を部分実施。	<p>③ <input checked="" type="checkbox"/> X 一次下請は元請負の補助もしくは代行業務を実施と判定。</p>	<p>② <input checked="" type="checkbox"/> X 一次下請が直営施工と元請負が行うべき管理業務を実施していると判定。</p>		
ウ(関与していない) 総合的な企画・調整等を実施していない。	<p>ケースに関わらず一括下請負の疑義有</p>			

*元請けの実質関与に関する点検項目(ア、イ、ウの判定要素)

- | | | | |
|------------|-----------|------------------|--------------|
| ① 技術者専任 | ② 発注者との協議 | ③ 住民への説明 | ④ 官公庁等への届け出等 |
| ⑤ 近隣工事との調整 | ⑥ 施工計画 | ⑦ 工程管理 | ⑧ 出来型品質管理 |
| ⑨ 完成検査 | ⑩ 安全管理 | ⑪ 下請けの施工調整及び指導監督 | |

施工体制の把握における留意点

1. 監理技術者の常駐の把握

夜間工事、維持工事など監理技術者の常駐が困難な工事にあっては、その専任状況、連絡体制を把握する。

2. 施工体制台帳及び施工体系図に係る記載内容に関する留意点

① 掲示する施工体系図は、「施工体制台帳の作成等について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国総建第 84 号）に基づき作成したものを原則とする。

② 提出する施工体制台帳及び施工体系図は、「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国港建第 112 号）により作成したものである。この場合にあっては、建設工事に関する請負契約及び警備に関する請負契約（一次下請負人となる場合のみ）に関して必要事項を記載するよう求める。

③ 請負契約が単価契約である場合は、その旨を記載するよう求める。

④ 施工体系図の担当工事内容は、できるだけ数量総括表に明示した工種区分との対応がわかるよう記載することを求める（ただし、詳細になりすぎないように留意する。）。

3. 施工体制台帳及び施工体系図の記載漏れ等に関する連絡

施工体制台帳等と実際の施工体制に差異を発見した場合は、是正を求めるとともに、以下の要件に該当する場合は、契約担当官、建設業許可部局に連絡する。なお、再下請負契約において疑義が生じた場合は、元請負人に対する是正を求める前に契約担当官、建設業許可部局に連絡すること。

① 監理技術者、施工計画書に記載された技術者及び主任技術者に係る届出に虚偽があった場合。

② 一次下請負人の記載漏れがあった場合。

③ 二次下請より下位の下請負人にあっては、契約期間が 1 ヶ月以上かつ契約金額が 500 万円以上の下請負人の記載漏れがあった場合。

④ 上記②③については、記載すべき事項が生じてから概ね 1 ヶ月を経過した後適用する。

4. 施工体系図等の工事現場での掲示

維持工事など工事場所が移動する工事にあっては、監理技術者又は現場代理人が常駐する事務所等に掲示していることを把握。

5. 共同企業体における配置技術者

共同企業体の場合は、全ての構成員で監理技術者又は主任技術者が配置されていることを把握。

（参考：「港湾建設局施工直轄工事における共同企業体の取扱について」平成 9 年 9 月 1 日付け港管第 2137 号）

工事現場における施工体制の把握表

○工事概要

工 事 名				
工 期	平成	年	月	日
請負金額	元 請	千円	一次下請総額	千円
請負会社名				
監理技術者				
主任現場監督員				

○工事着手前の把握

実施日：平成 年 月 日

把握項目	把握内容	把握欄
①監理技術者資格者証の把握		
②同一性の把握		
⑦工事カルテの登録の把握		
所 見		

○工事施工中〔1回〕の把握

実施日：平成 年 月 日

把握項目	把握内容	把握欄
⑧建設業許可を示す標識		
⑨建退協制度に関する掲示		
⑩労災保険に関する掲示		
所 見		

○工事实施中〔当初及び変更時〕の把握

④施工体制台帳

当初・変更時	把握日	把握欄	所 見
当 初			
() 変更時			

(参考)

施工体制の把握に関する法令等

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、同施行令
- 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針
- 建設業法、同施行令、同施行規則
- 工事請負契約書に基づく共通仕様書
- 労働者災害補償保険法施行規則
- 「建設労働者の福祉の充実について」
(平成5年8月10日付け建設省経労発第73号)
- 「工事現場における適切な施工体制の確保等について」
(平成13年3月30日付け国港管第603号、国港建第108号)

様式

工事現場における施工体制の把握表（一括下請負-1）

別紙-3の2-1

No.	点検項目		点検日			
	一般事項	内容	年月日	年月日	年月日	年月日
1	局名					
2	工事名					
3	元請負会社名					
4	業種/ランク					
5	主たる部分（最大工事費の工種）					
6	請負金額（百万円）					
7	契約年月日					
8	予定工期					
9	一次下請数					
10	一次下請数（管備除）					

点検項目		説明	内容			
元請負人に着目した点検		主に元請負人の一括下請負についての点検				
一般事項						
8	監理技術者の専任（①OK、②疑義、③問題）	②は頻度増、重点調査対象、③は通知。番号及び点検日記入				
9	元請の主たる部分の直営施工（①あり、②なし）	元請に直営施工があり、かつ過半を占める時は元請に関する16以下の調査不要（下請に関する調査は必要）				
10	一次下請負契約金額合計（百万円）					
11	元請実施額（元請契約額-下請額計、百万円）					
12	元請実施割合（元請実施額/元請契約額）					
13	主たる部分を実施する（最大契約額）一次下請会社名					
14	上の請負金額（百万円）					
15	上の金額割合（上の金額/元請契約額）					

施工体系のパターン特性		以下に該当するパターンの場合、重点調査対象（少なくとも26まで点検）				
16	a. 請負金額が一定額以上でかつ、主たる部分を実施する（最大契約額）一次下請負人が元請契約額の過半を実施（①yes、②no）	①の場合は会社名				
17	b. 同業種の同規模（ランク）又は上位規模の会社が一次下請にある（①yes、②no）	①の場合は一次下請の会社名				
18	c. 工期割された同時期の隣接工事について同一会社が一次下請等に存在（①yes、②no）	①の場合は会社名及び（当該一次下請の請負金額合計/元請負金額の内少額の一方の請負金額）				
19	d. 低入札価格調査対象工事（①yes、②no）	①の場合は会社名				
20	e. その他、調査の必要性を認めた工事（①yes、②no）	①の場合は会社名				

施工体系のパターン特性で抽出した一次下請会社に関する事項		年月日	年月日	年月日	年月日
21	該当一次下請負会社名				
22	上記の請負金額（百万円）				
23	上記の主任技術者の所属及び専任（①OK、②疑義、③問題）				
24	上記の担当工事内容				
25	上記の主たる部分の直営施工（①あり、②なし）				

元請負人の実質関与		単年度工事の場合、工期中間で1回以上。但し、重点調査対象は頻度を増す。	年月日	年月日	年月日	年月日
26	元請の実質関与（総合的な企画・調整等の業務の実施状況（イウ））	パターン特性で注目した一次下請負との関係にも着目しつつ、別紙「施工体制の点検表（実質関与）」により点検				
27	元請と主たる部分の施工する一次下請等の役割分担の考え方等についての元請負人の意見	上で、イ又はウの場合、または、紛らわしいケースの判定の目安で一括下請負の疑義がある工事となる場合に元請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入。				
28	元請と主たる部分の施工する一次下請等の役割分担の考え方等についての一次下請負人の意見	元請負人の意見を聞いた上で、必要な場合に一次下請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入。				
29	以上の点検結果より一括下請負の疑いがあるとして必要な措置の実施（①実施、②継続調査、③不要）					

注1) 直営施工；主要機械がレナ、労働者を直接に指揮して施工している場合とする。
 注2) 本様式は点検に適した形式に変更してよい。

様式

工事現場における施工体制の把握表（一括下請負-2）

別紙-3の2-2

No.	点検項目	内容	点検日			
一般事項		内容	年月日	年月日	年月日	年月日
1	局名					
2	工事名					
下請負人に着目した点検		少なくとも三次下請まで点検	内容			
30	管理業務のみと思われる下請負会社の有無 ①あり、②なし	体制台帳等から抽出した管理業務のみ と思われる会社の有無				
31	該当会社の社名					
32	上の下請負次数					
33	上の請負金額（百万円）					
34	上の主任技術者の所属及び専任（①OK、② 疑義、③問題）	②は継続調査、③は通知				
35	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事				
36	上記の主たる部分の直営施工（①あり、② なし）	該当会社に直営部分がない場合は、再 下請負会社の属性を調査（以下の項 目）				
37	該当会社からの再下請会社の数					
38	再下請負会社の内、最大契約額の会社の契 約額（百万円）	把握できない場合はその旨記入				
39	上の金額割合（下位会社の請負金額/上位 会社の請負金額）					
40	上の主任技術者の所属及び専任（①OK、② 疑義、③問題）	②は継続調査、③は通知				
41	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事				
42	当該下請負人等の役割分担の考え方、元請 による指導内容（業法第24条の6）につい ての元請負人の意見	上記の調査で、下請負人に一括下請負 の疑義がある場合に、元請負人の意見 を聞く。詳細な内容は別紙に記入				
43	一括下請負の疑義がある下請負人の意見	元請負人の意見を聞いた上で、必要な 場合に当該下請負人の意見を聞く。詳 細な内容は別紙に記入				
44	以上の点検結果より一括下請負の疑いがある として必要な措置の実施（①実施、②継 続調査、③不要）					
(以下は複数社ある場合に使用)						
31	該当会社の社名					
32	上の下請負次数					
33	上の請負金額（百万円）					
34	上の主任技術者の所属及び専任（①OK、② 疑義、③問題）	②は継続調査、③は通知				
35	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事				
36	上記の主たる部分の直営施工（①あり、② なし）	該当会社に直営部分がない場合は、再 下請負会社の属性を調査（以下の項 目）				
37	該当会社からの再下請会社の数					
38	再下請負会社の内、最大契約額の会社の契 約額（百万円）	把握できない場合はその旨記入				
39	上の金額割合（下位会社の請負金額/上位 会社の請負金額）					
40	上の主任技術者の所属及び専任（①OK、② 疑義、③問題）	②は継続調査、③は通知				
41	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事				
42	当該下請負人等の役割分担の考え方、元請 による指導内容（業法第24条の6）につい ての元請負人の意見	上記の調査で、下請負人に一括下請負 の疑義がある場合に、元請負人の意見 を聞く。詳細な内容は別紙に記入				
43	一括下請負の疑義がある下請負人の意見	元請負人の意見を聞いた上で、必要な 場合に当該下請負人の意見を聞く。詳 細な内容は別紙に記入				
44	以上の点検結果より一括下請負の疑いがある として必要な措置の実施（①実施、②継 続調査、③不要）					

注1) 直営施工；主要機械レタ、労働者を直接に指揮して施工している場合とする。
注2) 本様式は点検に適した形式に変更してよい。

様式
工事現場における施工体制の把握表(実質関与)

元請負人	主たる部分を行う1次下請人	当該項目に関する実施者(注1)		
○:実施してる。 △:一部が欠けている。 ×:ほとんど出来ていない -:判別不能	○:元請に代わって実施。 △:元請の補助として実施。 □:担当分野を実施(項目7.8.10) ×:関与していない -:判別不能、対象外	○:元 △:元+一次 ×:一次		
局名				
工事名				
元請負会社名				
主の一次下請会社名				
請負金額比 (一次下請:) / (元請:) =				
元請負人の実質関与に関する点検事項				
番号	項目	内容	監督・検査での点検事項等	左の判定
1	技術者	・元請負会社に所属している技術者の専任が認められる。	・施工計画書に記載された技術者の所属、専任状況。	
2	発注者との協議	・請負契約書に基づく協議・報告事項、設計内容の確認や設計変更協議等の打ち合わせを主体的に実施。	・打ち合わせ、打ち合わせ簿、等	
3	住民への説明	・工事施工に関する具体的内容の住民説明を行う。 ・住民等からの苦情等について、的確に対応。	・日報、住民からの苦情の内容、等	
4	官公庁等への届出等	・労働安全衛生法、環境法令等に定められた官公庁への届出等を行い、履行。 ・工事施工に必要な道路管理者、交通管理者等への申請、協議を実施。	・申請書等の内容、等	
5	近隣工事との調整	・近隣工事との調整を適切に実施。	・近隣工事と調整がとれた施工、等	
6	施工計画	・契約図書の内容を適切に把握。 ・設計図等の原査を的確に実施。 ・施工計画(工程計画、安全計画、品質計画等)を立案。 ・必要となった修正を適切に実施。	・施工計画書、施工計画打合わせ、等	
7	工程管理	・工事全体を把握し、工事の手順・段取りを適切に調整・指揮。 ・工程変更を余儀なくされた時に適切に対応。 ・災害防止のための臨機の措置を実施。	・施工計画と実際の差等。	(○の場合は、担当分野)(注2)
8	出来型・品質管理	・品質確保の体制整備。 ・所定の検査・試験を実施。 ・検査・試験結果を適切に保存。 ・不具合等の発生時に適切な対策を実施。 ・下請施工分の完成検査。	・出来型報告書類、品質記録書類、写真、等	(□の場合は、担当分野)(注2)
9	完成検査		・点検時ヒアリング、元請の出来形管理資料、等	
10	安全管理	・安全確保に責任ある体制の保持。 ・設備、機械、安全施設、安全行動等の点検。 ・労働者の安全教育、下請負業者の安全指導。	・施工計画書、仮設物の状況、仮設物の点検記録、日報、安全大会、安全パトロール・教育の実施状況、等	(□の場合は、担当分野)(注2)
11	下請の施工調整及び指導監督	・施工場所、施工取り合い部分、仮設物の使用等について調整指導。 ・施工上の留意点、技術的内容について具体的指導。 ・施工体制台帳、体系図の整備。	・現場の施工状況、下請負からの苦情、下請の事故等の処理、施工体制台帳、等	
12	総合判定	○の数 △の数 ×の数 判定(注3)		

注1) 元請 下請 実施者
 ○ × ○ ×
 × ○ □ ×
 △ △ △ △
 ○ □ ○
 ○ ○ ○ △

元請が実施(一次は実施していない)。
 実質的に一次が実施。
 元請と一次下請で実施。
 7.8.10のみ。ケース1、ケース2に該当する場合は、注意して点検。
 あり得ないケース

注2) 元請が実施すべき業務まで実施している場合は△、専門工種に係る業務のみを実施している場合は□。

注3) 判定
 全て○:元請負は実質関与していた。
 1.7以外:元請と一次下請が共同で元請の行うべき総合的な企画調整等を実施していた。
 全項目で△または×:一次下請が元請が行うべきことを実施していた。(元請の一斉下請として通知)

注4) 本様式は点検に適した形式に変更してよい。

○施工体制台帳等を活用した適正な施工体制の確保について

〔平成15年12月5日 国港管第765号、国港建第160号〕
国土交通省港湾局管理課長、建設課長から各地方整備局総務部総括調整官、港湾空港部長あて

標記について、大臣官房会計課契約制度管理室長から別添のとおり通知があったので、参考までに送付する。

なお、地方整備局（港湾空港関係）所掌の請負工事については、「工事現場における適正な施工体制の確保等について」（平成13年3月30日付け国港管第603号、国港建第108号）において定めた「工事現場等における施行体制の点検要領」により点検その他の必要な措置を講じ、工事現場の適正な施工体制を確保することとしているので、引き続き、同要領により施行体制の把握等を行うこととされたい。

[[別添](#) 略]

別添

国会契第44号
平成15年11月12日

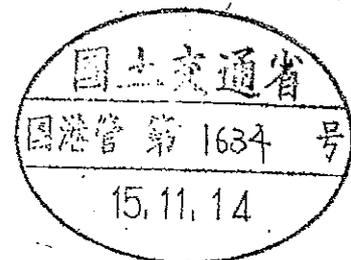
港湾局管理課長 殿

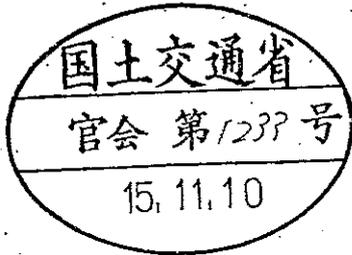
国土交通省大臣官房会計課
契約制度管理室長



施工体制台帳等を活用した適正な施工体制の確保について

標記について、総合政策局建設業課長から別添のとおり通知があったので、
貴職におかれても、より一層の施工体制の適正化の徹底に取り組み願います。





国総入企第26号
平成15年11月7日

国土交通省大臣官房会計課長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



施工体制台帳等を活用した適正な施工体制の確保について

公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図る観点から、情報の公表、不正行為等に対する措置、施工体制の適正化の措置等について定めた「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）が施行され、すでに2年以上が経過しています。しかしながら、同法及び同法に基づき定められた「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）により公共工事発注者が行うこととされた措置の実施状況に関する調査結果によれば、依然として、その対応の遅れが見られます。

特に、適正な施工体制を確保する観点からは、同法において施工体制台帳の写しの発注者への提出が義務付けられたほか、同指針において要領の策定等による統一的な監督の実施が求められており、一層の積極的な取組みが求められているところです。

つきましては、適正な施工体制の確保を図り、不良・不適格業者の排除を推進するため、今般、「不良不適格業者排除対策について」（平成10年12月25日付建設省経入企発第42号、自治行第90号）を踏まえ策定された「現場施工体制等確認の積極的実施について」（平成12年8月31日付建設省経入企発第20号）を改定し、「施工体制台帳等活用マニュアル」を別添のとおり策定しましたので、公共工事発注担当課においてはこれを参考として施工体制台帳等を活用した施工体制の適正化の徹底に取り組んでいただくとともに、特殊法人等所管担当課においては所管法人への周知・指導をお願いします。

施工体制台帳等活用マニュアル

1. はじめに

(1) 適切な施工体制の確保と現場確認の必要性

適切な施工の確保は、公共工事の品質確保の前提となるものであり、また、適切な施工を行おうとしない不良・不適格業者を放置することは、適正な競争を妨げ、コスト縮減等の支障となるとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発展を阻害するものである。

このため、各発注者及び許可行政庁においては、許可・入札・契約手続時における厳重なチェックや発注者支援データベースの活用等に努める一方で、実際の施工現場に、適切な体制を組んだ上で、施工体制等の確認に入り、建設業者の技術者配置状況や下請業者使用状況等を具体的にチェックし、適切な是正措置を講ずることが、必要であると考えられる。

しかしながら、「入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査結果について」(平成15年10月3日国土交通省、総務省、財務省公表。以下、「入札契約適正化措置状況調査」という。)によると、市区町村において施工体制台帳の写しを提出させている割合が8割弱に留まっているという状況にあること等から、今後施工体制の確認のさらなる徹底を図る必要がある。

(2) 現場施工体制の適正化のための現行制度

施工体制の確認のため、従来から建設業法においては、下請契約の請負代金の合計が3,000万円以上(建築一式工事の場合は4,500万円以上)となる工事について、特定建設業者が下請負人の名称や工事内容その他国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し工事現場に備え置くこと、また、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し工事現場の見やすい場所に掲げることが義務付けられている。

さらに、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)においては、工事現場における適正な施工体制の確保のため、公共工事の受注者が施工体制台帳の写しを発注者へ提出すること、また、施工体系図を工

事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることが義務付けられている。一方、公共工事の発注者に対しても、施工体制台帳を活用した点検その他の必要な措置を講じることが義務付けられている。

【施工体制台帳や施工体系図の作成等を行う際の指針については「施工体制台帳の作成等について」（平成13年3月30日付国総建第84号）参照】

2. 現場施工体制等の適正化のために確認すべき事項

(1) 現場施工体制等の確認に当たってのチェックポイント

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）においては、発注者は、現場の施工体制の把握を徹底するため要領の策定等により統一的な監督の実施に努めるものとされている。

しかしながら、入札契約適正化措置状況調査によれば、市区町村において要領を策定していない割合が7割以上に及ぶ状況にあること等から、例えば、別添1のチェックポイントを参考にして、各発注者が有する契約規定等によって義務付けられる項目等を新たに加えるなど、必要に応じその充実を図った上で施工体制台帳等のチェックリストを作成し、現場での確認作業の効率化を図ることが適当である。また、実際の確認作業に当たっては、別添2の活用事例も参考として、効果的な現場確認を行う必要がある。

なお、平成13年3月30日の建設業法施行規則の改正により、同年10月1日以降に契約された公共工事については、施工体制台帳の添付書類である下請契約書について2次以下の下請金額についても記載することが義務付けられており、これらの情報の活用により適正な施工の確保、一括下請負等不正行為の排除の徹底を図ることが望ましい。

(2) 特に重点的に確認すべきポイント

現場施工体制の適正化を確保するための基本的事項として、特に、次の2点について、重点的に確認を行う必要がある。特に、下請会社が元請会社の子会社であるなど、特殊な関係にある場合には、徹底した確認を行うこととする。

また、必要に応じて監督業務の一部を外部機関に委託するなどの措置を行うことにより、発注者の監督体制を強化することが望ましい。

① 技術者の現場専任制の徹底

専任を要する主任技術者及び監理技術者に対して、工事現場への抜き打ちの点検を行うなどして現場専任制の確認を徹底する。また、監理技術者資格者証の提示を求め、その者があらかじめ通知された配置予定監理技術者と同一人であることを確認するとともに、資格者証が偽造されたものではないことのほか、請負業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認する。

② 一括下請負に関する点検の強化

現場の施工体制が施工体制台帳（契約書等の添付書類を含む）や施工体系図に記載された内容と相違ないか確認する。

また、下請業者が元請業者と同業種であって元請業者以上の規模を有する会社である場合（下請業者がそのような同業種会社の子会社である場合を含む）など十分な点検が必要な場合には、建設業者が請負った工事の内容や難易度が当該業者の経営規模や技術力に対して適当であるかをチェックの上、①により技術者の現場専任制を確認するとともに、技術者への聞き取り等により当該工事に対する実質的な関与について確認する。

【一括下請負に該当するか否かの判断基準等については、「一括下請負の禁止について」（平成13年3月30日付国総建第82号）参照】

3. 施工体制等の確認に当たっての留意事項

（1）現場確認の体制

現場施工体制等の確認においては、技術者配置状況、下請業者使用状況等確認範囲が広範に及ぶとともに、その確認結果についても許可、工事成績評定等に適切に反映させる必要がある。このため、確認の実施に当たっては、通常の監督・検査手続きにとどまらず、関係部局の緊密な連携のもと、効果的かつ効率的な確認体制を組むことが望ましい。

（2）許可行政庁間の相互連携

現場施工体制等の確認の結果、建設業法等に違反しているおそれのある建設業者が、自らの許可にかからないものである場合には、当該建設業者に対し自らは是正を求める一方で、当該建設業者の許可行政庁に連絡し、連絡を受けた許可行政庁においても、当該建設業者に対し必要な報

告聴取等を実施した上で、厳正に対処するなど、許可行政庁が相互に連携して、不良・不適格業者の排除に努めていくことが望ましい。

(3) 入札契約適正化法に基づく発注者と許可行政庁の連携

入札契約適正化法の規定に基づき、公共工事の発注者は、一括下請負等不正行為があると疑うに足りる事実があるときは、許可行政庁に通知しなければならないとされている。許可行政庁においては、発注者から通知を受けた事案等に対して工事現場への立入検査等を行い、不良・不適格業者の排除のより一層の推進を図ることが望ましい。

国土交通省においては、平成14年度から許可部局に「施工体制等調査指導班」を設置し、大臣許可業者を対象とした工事現場への立入検査等に鋭意取り組んでいるところであり、都道府県や市町村等からの通知に対しても積極的に対応していくこととしている。

(4) 建設業法違反等への対処

現場施工体制等の確認の結果、建設業法等への違反が認められた場合には、早急に是正措置を講ずるとともに、当該違反が悪質である場合は、建設業法に基づく監督処分を行う等により厳格な措置を講ずることとする。さらに、各発注者の成績評定等に適切に反映するなど、不良・不適格業者の排除に向けた万全の対策をとることが望ましい。

施工体制台帳等のチェックリスト

1. 施工体制台帳の写しのチェックポイント（事前確認）

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか（建設業法施行規則第14条の2）。		
項目	結果	備考
・ 作成特定建設業者が許可を受けた建設業の種類		
・ 建設工事の名称、内容及び工期		
・ 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地		
・ 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての作成特定建設業者の発注者に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された作成特定建設業者への通知書の写し）		
・ 監理技術者の氏名、その者が有する監理技術者資格及びその者が専任の監理技術者であるか否かの別		配置予定技術者と同一人物であるか確認。
・ 作成特定建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成特定建設業者に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された発注者への通知書の写し）		
・ 監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者の氏名、管理をつかさどる工事内容及びその者が有する主任技術者資格		
・ 下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類		
・ 全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期		
・ 全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日		
・ 作成特定建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての下請負人の作成特定建設業者に対する意見の申出方法（またはその内容を記載した下請負人に対する通知書の写し）		
・ 下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為について作成特定建設業者の下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容を記載した作成特定建設業者への通知書の写し）		
・ 下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別		
・ 下請負人が、主任技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置く場合は、当該者の氏名、その者がつかさどる工事の内容及びその者が有する主任技術者資格		
・ 1次下請負契約を締結した作成特定建設業者の営業所の名称及び所在地		

チェックポイント	結果	備考
(2) 施工体制台帳の添付書類は揃っているか (建設業法施行規則第14条の2第2項)		
項目	結果	備考
①2次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写し (公共工事については2次下請以下も含めた全ての下請業者について請負金額を明記しなければならない。)		必ず、書面であること。
・下請契約書に法第19条にある全ての事項が含まれているか		
①工事内容、②請負代金の額、③工事着手の時期及び工事完成の時期		
④請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときはその支払の時期及び方法		支払はできる限り現金払い。少なくとも労務費相当分は現金払。 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間。
⑤当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め		
⑥天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め		
⑦価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更		
⑧工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め		
⑨注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め		
⑩注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期		完成通知を受けてから、検査完了まで20日以内。 引渡しの申し出があった場合はただちに引渡しを受ける。
⑪工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法		元請が支払を受けてから下請負人に支払うまで1月以内。特定建設業者は、引渡しの申し出があつてから、代金の支払まで50日以内。手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間。
⑫各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金		
⑬契約に関する紛争の解決方法		
②全ての再下請通知書		
・再下請通知書の必要事項が書き込まれているか。		(施行規則第14条の4)
①下請負人の商号、名称、住所、許可番号		
②下請負人が注文者と締結した工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の商号、名称		

③再下請負人の商号、名称、住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類		
④下請負人が再下請負人と締結した請負契約について		請負契約書の写しの添付。
・工事の名称、内容、工期		
・請負契約を締結した年月日		
・下請負人が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、当該監督員の行為についての再下請負人の下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された再下請負人への通知書の写し）		
・再下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、当該現場代理人の行為についての再下請負人の再下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された下請負人への通知書の写し）		
・再下請負人の置く主任技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別		
・再下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、その者が有する主任技術者資格		
⑤監理技術者が監理技術者資格を有することの証明書の写し（監理技術者資格者証の写し）		
⑥監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書の写し）		（別紙1）「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照
⑦監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し。		

チェックポイント	結果	備考
(3) 元請の施工範囲等を確認（直営施工部分があるか、主たる部分を請け負わせていないか等。）		契約書等から直営施工範囲を確認。直営部分の内容と比し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が妥当であるか確認。
(4) 上請け、横請けの可能性の確認		下請に地元以外の建設業者（元請が地元の場合）又は、元請負人よりも資本金の多い下請負人がいないか。同規模同業者が下請にいないか。
(5) JV工事の場合、共同企業体の運営関係書類の作成状況の確認		代表者、出資比率、責任範囲等の確認。
(6) 下請負人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上（建築一式工事にあつては1,500万円以上）の下請をさせていないかどうか確認。		契約書により当該施工範囲を確認し、適切かどうか判断。無許可業者か否か不明な場合は許可部局に照会する。

2. 現場での標識等の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しているか(建設業法第24条の7第4項、入札契約適正化法第13条第3項)。		公衆が見やすい場所とは、工事現場の道路に面した場所など
(2) 下請負人が再下請を行う場合に再下請通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示を行っているか(建設業法施行規則第14条の3)。		掲示文の例は以下参照。

再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨掲示する書面の文案

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律100号)第24条の7第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととされています。

この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、

① 建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して遅滞なく同様の通知書を提出しなければなりません。

② 貴社が他の者に工事を請け負わせた時は、その者に対してこの書面を複写し交付して、「さらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成特定建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成特定建設業者の商号 ○○建設(株)

再下請負通知書の提出場所 工事現場内

建設ステーション/△△営業所

<p>(3) 全ての建設業許可を持つ建設業者が、建設業許可に関する標識を掲示しているか確認</p>	<p>公衆の見易い場所に（建設業法第40条）①一般又は特定建設業の別、②許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業、③商号又は名称、④代表者の氏名、⑤主任技術者又は監理技術者の氏名（建設業法施行規則第25条）が記載された標識かどうか確認。</p>
<p>(4) 建退共制度導入事業者であること及び証紙の配布状況の確認</p>	<p>「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」の掲示があるか確認するとともに元請に対し下請の加入状況を確認し、疑義が生じた場合には、現場従事者に対し共済手帳の提示を求めるか又は各建設業者が現場に備え付けている共済証紙受払簿（中小企業退職金共済法施行規則第64条）を提出させる。</p>
<p>(5) 労災保険に関する掲示の確認</p>	<p>労災保険に関する法令のうち、労働者に関係のある規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日、労働保険番号の掲示若しくは備え付け状況の確認。（労働者災害補償保険法施行規則第49条）</p>

3. 現場での施工体制台帳等の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳は現場に備え付けられているか（建設業法第24条の7）。		公共工事については、施工体制台帳の写しについて発注者（監督員）への提出が義務づけられている（入札契約適正化法第13条第1項）。
(2) 発注者（監督員）に提出した施工体制台帳の写しと比べ、不備、追加、変更を確認 ・ 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか（建設業法規則第14条の2）。 ・ 施工体制台帳の添付書類は揃っているか（建設業法規則第14条の2第2項）。		不備がある場合は、速やかな是正を指導し、その内容を確認すること。 追加、変更についても、その内容を確認すること。
(3) 元請負人の直営部分の施工状況を確認。 ・ 事前確認において、上請け、横請けの可能性がある場合については、より詳細に確認 ・ 直営施工箇所が存在しない場合には、施工の関与状況を特に確認		・ 実際の直営施工箇所を確認し、施工体制台帳、契約書等と相違がないか確認。 ・ はっきりしない場合は、現場代理人等に口頭で聞き取りにより確認。 ・ 実際の直営施工箇所の内容と比し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が、不自然に高くないか確認。
(4) 下請負人が工事の一部を再下請に出している場合、下請負人の直営部分の施工状況を確認。		契約書等と実際の直営施工範囲が等しいか確認し、直営部分がない場合は、施工の関与状況を特に確認
(5) 下請負人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上（建築一式工事にあつては1,500万円以上）の下請をさせていないかどうか確認。		契約書により当該施工範囲を確認。 → 疑義が生じた場合は、元請又は下請業者に確認。 無許可業者か否か不明な場合は許可部局に照会する。

4. 現場での監理技術者等の配置状況の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 監理技術者に対し、監理技術者資格者証の提示を求め、以下の事項について確認		公共性のある重要な工事で建設業法施行令第27条で定めるもののうち、国や地方公共団体等が発注するものについては、元請負人の監理技術者は、専任かつ監理技術者資格者証を有していなければならない(建設業法第26条第3項、第4項)。また、発注者から請求があったときは資格者証を提示しなければならない(建設業法第26条第5項)。
① 当該監理技術者の現場専任制の確認		日報等で専任制の確認を行う。 →疑義がある、あるいは現在現場に常駐していない場合には、所在を確認して直ちに呼び出し。
② 当該監理技術者が、施工体制台帳等に記載された監理技術者と同一人物であることの確認		
③ 当該監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認		(別紙1)「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照
④ 当該監理技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認		建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の監理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を誠実にやっているかどうか口頭試問等により確認。 実質的な関与については、(別紙2)「技術者の実質的関与についての確認方法」を参照

5. 現場での下請業者の使用状況の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳、下請負通知書、施工体系図に記載のない下請業者が作業していないかどうか確認		ヘルメット等の外観、口頭聞き取り等により確認する。
(2) 下請業者の施工状況・内容及び下請金額が下請負契約書に同じかどうか確認		下請業者に聞き取りを行う(平成13年10月1日以降に契約された公共工事については、2次以下も含めて全ての下請業者について請負額が記載された契約書の写しを添付することが義務付けられている。)
(3) 主任技術者の現場専任制の確認		建設業者は、請け負った全ての工事現場において、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置かなければならず(建設業法26条)、公共性のある工作物に関する重要な工事で建設業法施行令第27条で定めるものについては専任でなければならない。
① 当該主任技術者の現場専任制の確認		施工体制台帳の工期、実施工程表と比較して、専任の必要な時期にあるか確認、専任が必要な場合は、日報等により確認。 →疑義がある、あるいは現在現場に常駐していない場合には所在を確認して直ちに呼び出し。 ※ただし、同一の場所又は近接した場所における、密接な関連のある2以上の工事の兼任は可能。
② 当該主任技術者が、施工体制台帳等に記載された主任技術者と同一人物であることの確認		
③ 当該主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認		(別紙1)「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照
④ 当該主任技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認		主任技術者である資格又は実務経験の確認を行うとともに、監理技術者の場合に準じ、口頭試問等により確認。 実質的な関与については、(別紙2)「技術者の実質的関与についての確認方法」を参照

(別紙1) 技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法

チェックポイント	結果	備考
<p>(1) 直接的な雇用関係にあることの確認</p> <p>監理技術者：以下のいずれかにより確認</p> <p>①監理技術者資格者証の所属建設業者の商号又は名称、又は変更履歴（裏書）</p> <p>②健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称</p> <p>③住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称</p> <p>主任技術者：以下のいずれかにより確認</p> <p>①健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称</p> <p>②住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称</p>		<p>「直接的な雇用関係」とは、「技術者と企業の間、第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成等）が存在すること」をいい、以下の要件を満たす場合と解す。</p> <p>健康保険被保険者証や市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書によって、所属建設業者との雇用関係が確認できることが必要（在籍出向者、派遣社員は認められない）。</p>
<p>(2) 恒常的な雇用関係にあることの確認</p> <p>監理技術者：以下のいずれかにより確認</p> <p>①監理技術者資格者証の交付年月日、又は変更履歴（裏書）</p> <p>②健康保険被保険者証の交付年月日</p> <p>主任技術者：健康保険被保険者証の交付年月日により確認</p>		<p>「恒常的な雇用関係」とは、①「施工管理業務に従事する一定の期間にわたり、当該企業に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること」、②「企業及び技術者が双方の持つ技術力を熟知し、企業が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、技術者が十分かつ円滑に企業の持つ技術力を活用できること」をいい、特に国、地方公共団体等（注1）が発注する公共工事における専任の監理技術者又は主任技術者については、以下の要件を満たす場合と解す。</p> <p>所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日。）以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更（注2）があつた場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。</p> <p>注1：建設業法第26条第4項に規定する国、地方公共団体その他政令で定める法人</p> <p>注2：合併、営業譲渡及び会社分割については、その契約書及び登記簿の謄本等により確認するものとする。</p>

(別紙2) 技術者の実質的関与についての確認方法

チェックポイント	結果	備考
(1) 発注者との協議において主体的な役割を果たしていることの確認		打合せ時の受け答えから判断。
(2) 住民への説明において主体的な役割を果たしていることの確認		日報や住民からの苦情内容を確認。必要に応じて技術者に聞き取り。
(3) 官公庁等への届出等において主体的な役割を果たしていることの確認		申請書等の内容をもとに技術者に聞き取り。
(4) 近隣工事との調整において主体的な役割を果たしていることの確認		近隣工事との調整状況を技術者に聞き取り。
(5) 施工計画の作成において主体的な役割を果たしていることの確認		施工計画書の確認。施工計画の打合せ時における技術者の受け答えから判断。
(6) 工程管理において主体的な役割を果たしていることの確認		施工計画と実際の工程を比較。工程の変更を余儀なくされたときの対応から判断。
(7) 出来形・品質管理において主体的な役割を果たしていることの確認		出来形報告書類や品質管理書類をもとに技術者に聞き取り。
(8) 完成検査において主体的な役割を果たしていることの確認		下請工事の検査状況について技術者に聞き取り。
(9) 安全管理において主体的な役割を果たしていることの確認		安全パトロールの実施状況等を確認。
(10) 下請業者との施工調整・指導監督において主体的な役割を果たしていることの確認		下請業者からの聞き取り。

(参考) 現場施工確認等実施フロー図

契約手続き

施工体制台帳

発注者及び許可行政庁

入札

契約

工事内容、施工体制の内容について
請負業者と打合せ

工事の着手

現場に備え置く (発注者(監督員)への写しの提出)

・内容のチェック(事前確認)

・不備・変更について確認

(不備・変更内容について報告を求
める。)

施工体制に変更が生じた場合は、
速やかに施工体制台帳の変更。

→発注者(監督員)へ報告

※現場確認

・現場での施工体制等をチェック

発注者及び許可行政庁における施工体制台帳の活用事例集

<p>ケース1：発注者が「発注者支援データベース・システム」の活用により技術者の専任違反を発見し、通知を受けた許可行政庁が処分</p>
<p>◇施工体制における問題点</p> <p>A社は専任の必要な2件の工事において技術者を兼任させていた。</p>
<p>◇問題点を発見したきっかけ</p> <p>発注者であるB地方整備局から許可行政庁であるC県に対し、<u>発注者支援データベース・システムの活用</u>により、B地方整備局が発注した工事とC県が発注した工事に配置された技術者が同一の者である疑義が発覚したと、<u>入札契約適正化法第11条に基づく通知</u>があった。</p>
<p>◇問題点発見後の処理</p> <p>許可行政庁であるC県がA社から報告聴取を行ったところ、技術者の兼任の事実が確認されたため、建設業法第26条第3項に違反していることから指示処分を行った。</p>
<p>◇施工体制台帳の活用方法</p> <p>許可行政庁であるC県は、報告聴取を行った際に、A社が提出した<u>施工体制台帳と技術者届に記載された技術者を照合</u>し、さらに、<u>契約書、竣工写真等</u>を確認した。その結果、当該技術者が専任の必要な2件の工事において5ヶ月に渡って兼任していた事実が発覚した。</p>

ケース 2 : 許可行政庁が経営事項審査の工事経歴書により技術者の兼任を発見し処分

◇施工体制における問題点

A社は専任の必要な2件の工事において技術者を兼任させていた。

◇問題点を発見したきっかけ

許可行政庁であるB県が経営事項審査において工事経歴書を確認していたところ、A社の技術者が、専任が必要な2件の工事について一定期間兼任している疑義が生じた。

◇問題点発見後の処理

許可行政庁であるB県がA社に報告聴取を行ったところ、技術者の兼任の事実が確認されたため、建設業法第26条第3項に違反していることから指示処分を行った。

◇施工体制台帳の活用方法

許可行政庁であるB県は、報告聴取を行った際に、A社が提出した施工体制台帳と工事経歴書に記載された技術者を照合した。その結果、当該技術者が専任の必要な2件の工事において2ヶ月に渡って兼任していた事実が発覚した。

ケース3：発注者がJVの構成員の技術者不設置を発見し、通知を受けた許可行政庁が処分

◇施工体制における問題点

A社は、B県発注工事のJVの構成員であるにもかかわらず、技術者を配置していなかった。

◇問題点を発見したきっかけ

発注者であるB県から許可行政庁であるC地方整備局に対して、A社が技術者を配置していない疑義があると、入札契約適正化法第11条に基づく通知があった。

◇問題点発見後の処理

許可行政庁であるC地方整備局がA社から報告聴取を行ったところ、当該JVの代表構成員のみが工事の施工管理を行っており、A社は技術者を現場に配置していない事実が確認されたことから、建設業法第26条第1項に違反していることから15日間の営業停止処分を行った。

◇施工体制台帳の活用方法

許可行政庁であるC地方整備局は、報告聴取を行った際に、当該JVが提出した施工体制台帳をもとにA社の技術者が本来担うべき役割について本人に聞き取りを行うとともに、当該技術者が実際に担った役割を示す資料の提出を求めたところ、当該技術者が実際には現場に配置されていないことが発覚した。

ケース4：発注者が施行体制の点検によりCORINSにおける技術者の虚偽登録を発見し、許可行政庁に通知

◇施工体制における問題点

A社は専任の必要な2件の工事において技術者を兼任させていた。

◇問題点を発見したきっかけ

発注者であるB県が施工体制の重点点検を行ったところ、施工体制台帳に記載された技術者と当該工事においてCORINS登録された技術者が異なることが発覚した。

◇問題点発見後の処理

発注者であるB県がA社に確認したところ、当該技術者をC県発注の専任を要する工事と兼任させるため、データベース上の重複を避ける目的でCORINSへの虚偽の登録を行った事実が確認された。このためB県は事実関係を発注者であるC県および許可行政庁に通知した。

◇施工体制台帳の活用方法

発注者であるB県は、A社の技術者に監理技術者資格者証の提示を求め、施工体制台帳およびCORINSに登録された内容と照合した。その結果、A社がCORINSに登録した内容が虚偽のものであることが発覚した。

ケース5：発注者が監理技術者資格者証の確認により技術者の専任違反を発見し口頭注意

◇施工体制における問題点

A社は、専任の必要な工事において技術者を専任で配置していなかった。

◇問題点を発見したきっかけ

発注者であるB県が現場の施工体制を確認したところ、A社の技術者の住所が通勤の出来ない場所であることから、当該技術者の専任違反の疑義が生じた。

◇問題点発見後の処理

発注者であるB県がA社に確認したところ、技術者の兼任の事実が確認されたものの、両社とも建設業法の理解が不足しており悪質ではなかったことから、許可行政庁と協議の上、口頭で注意し是正を求めた。

◇施工体制台帳の活用方法

発注者であるB県が現場の施工体制を確認した際、A社の技術者に監理技術者資格者証の提示を求め住所を確認した上で、出勤簿により当該技術者の専任状況を確認した。その結果、当該技術者は自宅から工事現場への通勤が困難なため、専任の義務を怠っていたことが発覚した。

ケース6：許可行政庁が「下請代金支払状況等実態調査」の立入調査をきっかけに一括下請負を発見し処分

◇施工体制における問題点

A社は施工体制台帳および施工体系図に一次下請B社を記載していなかった。またB社は二次下請に工事を一括下請負していた。

◇問題点を発見したきっかけ

許可行政庁であるC地方整備局が下請代金支払状況等実態調査においてA社に立入調査を行ったところ、一次下請のB社が施工体制台帳および施工体系図に記載されていないことを発見した。

◇問題点発見後の処理

許可行政庁であるC地方整備局がA社から報告聴取を行ったところ、一次下請として契約したB社を施工体制台帳および施工体系図に記載せず、またB社への指導も実施していない事実が確認されたため、建設業法第24条の7第1項、第24条の7第4項および第24条の6第1項に違反していることから、7日間の営業停止処分を行った。また、B社の一括下請負の事実が確認されたため、建設業法第22条第1項に違反していることから15日間の営業停止処分を行った。

◇施工体制台帳の活用方法

許可行政庁であるC地方整備局は、下請代金支払状況等実態調査においてA社に立入調査を行った際、当該工事における全ての契約書を施工体制台帳および施工体系図と照合した。その結果、一次下請として契約書が交わされたB社を施工体制台帳および施工体系図に記載していないことが発覚した。さらに、B社は完成工事高の水増しのため一次下請として参入したものの、工事には全く関与していないことが発覚した。

ケース7：許可行政庁が技術者への聞き取りにより工事の主たる部分の一括下請負を発見し処分

◇施工体制における問題点

A社は工事の主たる部分を一次下請に一括下請負させていた。

◇問題点を発見したきっかけ

許可行政庁であるB県に対し、A社が一括下請負を行っているという匿名の電話があった。

◇問題点発見後の処理

許可行政庁であるB県がA社から報告聴取を行ったところ、A社が工事の主たる部分を一次下請のC社に一括下請負していた事実が確認されたため、建設業法第22条第1項に違反していることから15日間の営業停止処分を行った。

◇施工体制台帳の活用方法

許可行政庁であるB県は、A社から報告聴取を行った際、施工体制台帳により施工体系を確認した上で、A社の技術者に対して実際に行った業務について聞き取りを行った。その結果、当該技術者は工事の主たる部分についての工事に関して十分な知識を有せず、実際の業務は一次下請のC社に請け負わせていたことが発覚した。

*

ケース8：発注者が技術者への聞き取りにより当該技術者が工事に対して実質的な関与を行っていないことを発見し、許可行政庁に通知

◇施工体制における問題点

A社の技術者が、B県から請け負った工事において実質的な関与を行って
いなかった。

◇問題点を発見したきっかけ

発注者であるB県が現場の施工体制の点検を行い、A社の技術者に対して
施工管理などについて聞き取りを行ったところ、理解が不十分であったこと
から、実質的な関与に対して疑義が生じた。

◇問題点発見後の処理

発注者であるB県がA社に確認したところ、一括下請負の疑義が生じたた
め、入札契約適正化法第11条に基づき許可行政庁に通知した。

◇施工体制台帳の活用方法

発注者であるB県が、A社の技術者に対して担った役割および実際に行っ
た業務について聞き取りを行った上で、打合せ簿との照合を行った。その結
果、当該技術者は施工計画の立案、施工管理などの業務を下請業者の技術者
に行わせており、工事に対して実質的な関与を行っていない事実が発覚した。

ケース9：発注者が施行体制変更後の施行体制台帳・施行体系図の作成義務違反を発見したため、通知を受けた許可行政庁が処分

◇施工体制における問題点

A社は、施工体系が変更されたにもかかわらず、変更後の施工体制台帳および施工体系図の作成を怠った。

◇問題点を発見したきっかけ

許可行政庁であるB地方整備局に対して、A社が施工体系変更後の施工体制台帳及び施工体系図の作成を行っていたため指名停止措置を行ったと、発注者からの通知があった。

◇問題点発見後の処理

許可行政庁であるB地方整備局がA社から報告聴取を行ったところ、施工体制変更後の施工体制台帳および施工体系図の作成を怠っていた事実が確認されたため、建設業法第24条の7第1項、第24条の7第4項に違反していることから、指示処分を行った。

◇施工体制台帳の活用方法

許可行政庁であるB地方整備局は、A社から報告聴取を行った際、当該工事における全ての契約書を施工体制台帳および施工体系図と照合した。その結果、下請業者を変更したにもかかわらず、施工体制台帳および施工体系図の変更を怠っていた事実が発覚した。

ケース 10：発注者が施行体制台帳の現場備え付け違反を発見したため、指導を行うとともに、後日、是正措置がとられていることを確認

◇施工体制における問題点

A社は、施工体制台帳を現場に備え付けていなかった。

◇問題点を発見したきっかけ

発注者であるB県が抜き打ちで工事現場に立入検査を行ったところ、施工体制台帳が備え付けられていなかった。

◇問題点発見後の処理

発注者であるB県が立入検査の際にA社にその場で問いただしたところ、施工体制台帳を本社に保管しているとの回答を得たため、工事現場に備え付けるよう口頭で指導した。後日、再度工事現場に立入検査を行い、施工体制台帳が備え付けられていることを確認した。

◇施工体制台帳の活用方法

施工プロセスを通じた検査及び出来高部分払等の試行について

平成 21 年 3 月 31 日 国港総第960-2号、国港技第99号
最終改訂 平成 24 年 2 月 15 日 国港総第624号、国港技第126号

総務課長 技術企画課長から	〔	各地方整備局 総務部 総括調整官	〕	あて
		港湾空港部長		
		(参考) 北海道開発局 港湾空港部 港湾建設課長		
		沖縄総合事務局 開発建設部長		
		国土技術政策総合研究所 管理調整部長		
		独立行政法人 港湾空港技術研究所 企画管理部長		

国土交通省直轄工事（港湾空港関係）における品質確保の取り組みを強化するため、発注者の新たな検査及び出来高部分払いの試行について定めたので遺漏無きよう実施されたい。なお、「施工プロセスを通じた検査方式の試行について」（平成19年9月28日付け国港総第409号、国港技第42号）及び「出来高部分払い方式の試行実施について」（平成19年5月18日付け国港総第120号）については廃止する。

記

1. 目的

施工プロセスを通じた検査及び出来高部分払については、発注者と受注者間の双務性の向上、検査体制の充実による発注者の品質確保の取り組み強化、円滑かつ迅速な工事代金の流通等を目指すものである。

2. 試行対象工事

「契約業者取扱要領」（昭和 55 年 12 月 1 日港管第 3722 号、最終改正 平成 19 年 2 月 13 日国港管第 731 号）第 7 条第 1 項第 1 号から第 5 号に掲げる工事のうち、以下に定める基準に基づき当該工事を所掌する副局長又は次長若しくは事務所長（以下「副局長等」という。）が本方式の実施について必要と認める工事とする。

(1) 工事期間が 180 日以上（港湾 5 工種のみ）のうち

- ・ 予定価格が 2 億 5 千万円以上の工事
- ・ 予定価格が 9,000 万円以上 2 億 5 千万円未満、かつ、工事難易度がⅢ以上の工事

(2) 不可視部分の施工状況（出来形、品質等）が工事の品質確保のため重要と思われる工事

3. 試行方法

施工プロセスを通じた検査の実施については、「施工プロセスを通じた検査方式試行実施要領の制定について」（平成21年3月31日付国港総第960-4号、国港技第160-2号）、「出来高部分払方式試行実施要領の制定について」（平成21年3月31日付国港総第960-5号、国港技第160-3号）、「総価契約単価合意方式試行実施要領の制定について」（平成21年3月31日付国港総第960-6号、国港技第160-4号）に従い実施するものとする。

4. その他

（1）本試行の円滑な実施の徹底

発注者は、本試行の趣旨を十分に理解しつつ、将来の本格導入に向けこれまで整備を進めてきたガイドライン等の周知徹底を図り、より効率的に施工プロセスを通じた検査等を進めることに重点をおいて試行を進める事とする。

特に、品質監視員（補助員を含む）等の発注者側が、受注者側に対して過度な負担を強いることがないように留意する等、ガイドライン等に則って効率的に施工プロセスを通じた検査等を実施する。また、必要に応じて各発注者において運用を定める等、施工プロセスを通じた検査の円滑な実施に努めるものとする。

（2）効果等の把握

発注者は、本試行を通じて、施工プロセスを通じた検査の円滑な実施体制の構築と本検査方式の効果的な導入に資するよう、本検査方式の効果及び課題について把握及び検討を行うものとする。

附則（平成21年3月31日 国港総第960-2号、国港技第99号）

本通達は平成21年4月1日以降に契約した工事から適用する。

ただし、平成21年3月31日以前に契約した工事についても、発注者と請負者の協議が整ったものについては、本通達の対象とする事ができる。

附則（平成22年3月31日 国港総第1052号、国港技第80号）

本通達は平成22年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。

附則（平成23年3月29日 国港総第790号、国港技第42号）

本通達は平成23年3月29日以降に入札公告を行う工事から適用する。

附則（平成24年2月15日 国港総第624号、国港技第126号）

本通達は平成24年2月15日以降に入札公告を行う工事から適用する。

施工プロセスを通じた検査方式試行実施要領の制定について

平成 21 年 3 月 31 日 国港総第 960-4 号、国港技第 160-2 号
最終改正 平成 28 年 3 月 24 日 国港総第 530 号、国港技第 88 号

港湾局 総務課長 技術企画課長から	〔	各地方整備局 総務部 総括調整官	〕	あて
		港湾空港部長		
		(参考)		
		北海道開発局 港湾空港部 港湾建設課長		
		沖縄総合事務局 開発建設部長		
国土技術政策総合研究所 管理調整部長				
港湾空港技術研究所 企画管理部長				

国土交通省直轄工事（港湾空港関係）における品質確保の取り組みを強化するため、発注者の施工プロセスを通じた検査の円滑な実施を図ることを目的として、別添のとおり制定したので遺漏無きよう実施願いたい。

なお、本通達は平成 21 年 4 月 1 日以降に契約する工事から適用する。

ただし、平成 21 年 3 月 31 日以前に契約した工事についても、発注者と請負者の協議が整ったものについては、本通達の対象とする事ができる。

附則（平成 22 年 3 月 31 日 国港総第 1053 号 国港技第 81 号）

本通達は平成 22 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。

附則（平成 23 年 3 月 29 日 国港総第 791 号 国港技第 91 号）

本通達は平成 23 年 3 月 29 日以降に入札公告を行う工事から適用する。

附則（平成 24 年 2 月 15 日 国港総第 625 号、国港技第 127 号）

本通達は、平成 24 年 2 月 15 日以降に入札公告を行う工事から適用する。

附則（平成 26 年 3 月 31 日 国港総第 603 号、国港技第 124 号）

本通達は、平成 26 年 3 月 31 日以降に入札公告を行う工事から適用する。

附則（平成 27 年 3 月 24 日 国港総第 530 号、国港技第 88 号）

1. 本通達は、平成 28 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。
2. 平成 28 年 3 月 31 日までに入札公告を行った工事については、なお従前の例による。ただし、発注者と協議が整ったものについては、本通達を適用することができる。
3. 「施工プロセスを通じた検査及び出来高部分払い等の試行について」（平成 21 年 3 月 31 日付け国港総第 960-2 号、国港技第 99 号）は廃止する。

施工プロセスを通じた検査方式試行実施要領

第1条 目的

1. 施工プロセスを通じた検査は、工事の施工プロセス全体を通じて工事実施状況等の確認を行い、その結果を契約の相手方（以下「受注者」という。）の給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事の既済部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下「給付の検査」という。）並びに「請負工事技術検査要領の制定について」（平成21年3月31日付国港技第101号、最終改正：平成26年3月24日付国港技第120号）（以下「技術検査要領」という。）に基づく工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査（以下「技術検査」という。）に反映させることによって、給付の検査及び技術検査（以下「検査」という。）の充実を図り、地方整備局が発注する工事における品質確保体制を強化することを目的とする。
2. この実施要領は、上記の目的を達成するために必要な事項を定めることにより、施工プロセスを通じた検査方式の円滑な実施を図ることを目的とする。

第2条 試行対象工事

「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日港管第3722号、最終改正 平成19年2月13日国港管第731号）第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事のうち、以下に定める基準に基づき当該工事を所掌する副局長又は次長若しくは事務所長（以下「副局長等」という。）が本方式の実施について必要と認める工事とする。

- (1) 工事期間が180日以上工事（港湾5工種のみ）のうち
 - ・ 予定価格が2億5千万円以上の工事
 - ・ 予定価格が9,000万円以上2億5千万円未満、かつ、工事難易度がⅢ以上の工事
- (2) 不可視部分の施工状況（出来形、品質等）が工事の品質確保のため重要と思われる工事

第3条 定義

（施工プロセスを通じた検査）

1. 施工プロセスを通じた検査とは、施工プロセス全体を通じて施工プロセス検査業務を実施し、これを検査に反映することをいう。

（施工プロセス検査業務）

2. 施工プロセス検査業務とは、品質監視員が工事実施状況、出来形及び品質について

臨場により適切に確認し、検査職員を補助する業務をいう。

(品質監視員)

3. 品質監視員とは、施工プロセス検査業務を実施するために、工事実施状況、出来形及び品質について臨場により適切に確認し、検査職員を補助する業務を行う国の職員をいう。

(段階検査)

4. 段階検査とは、施工プロセスを通じた検査において、工事途中の節目等に施工プロセス検査業務の結果を踏まえて行う検査をいう。

(段階検査(給付))

5. 段階検査(給付)とは、給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において、給付の検査として行う段階検査をいう。

(段階検査(技術))

6. 段階検査(技術)とは、技術検査として行う段階検査をいう。

(検査職員)

7. 検査職員とは総括検査職員、総括技術検査職員、主任検査職員、主任技術検査職員を総じて検査を行う者をいう。

(総括検査職員)

8. 総括検査職員とは、段階検査(給付)の結果を総括し、給付の検査を行う検査職員をいう。

(総括技術検査職員)

9. 総括技術検査職員とは、段階検査(技術)の結果を総括し、技術検査を行う検査職員をいう。

(主任検査職員)

10. 主任検査職員とは、段階検査(給付)を行う検査職員をいう。

(主任技術検査職員)

11. 主任技術検査職員とは、段階検査(技術)を行う検査職員をいう。

(本官と分任官)

12. この実施要領において、支出負担行為担当官(代理を含む。以下「本官」という。)が締結した工事の請負契約を「本官契約」といい、分任支出負担行為担当官(代理含む。以下「分任官」という。)が締結した工事の請負契約を「分任官契約」という。

第4条 検査体制の構築と事務処理

(検査体制の構築)

1. 施工プロセスを通じた検査は、施工プロセス全体を通じて品質監視員が施工プロセス検査業務を実施し、これを検査職員が行う検査に反映することから、当該工事の契約直後に検査職員及び品質監視員の任命を行い、検査職員及び品質監視員は工事完了まで継続して必要な業務を行う。

(検査職員の任命者)

2. 給付の検査を行う検査職員については、本官又は分任官が任命するものとする。
また、技術検査を行う検査職員については、当該工事を所掌する副局長又は次長若しくは事務所長（以下「副局長等」という）が任命するものとする。

(品質監視員の任命者)

3. 品質監視員については、当該工事を所掌する事務所長が任命するものとする。
なお、品質監視員は、監督職員以外の者から任命するものとする。

(品質監視員の受注者への通知)

4. 任命された品質監視員については、当該工事を所掌する事務所長名にてその氏名を受注者へ通知するものとする。

(検査職員及び品質監視員の任命・通知に関する事務手続き)

5. 検査職員及び品質監視員の任命及び受注者への通知に関する事務手続き及び必要な様式については、各局の運用により定めるものとする。

第5条 施工プロセス検査業務

(業務内容)

1. 品質監視員は、施工プロセス検査業務として工事実施状況、出来形及び品質について臨場により確認するものとする。
2. 品質監視員は当該工事の契約図書への適合状況、並びに施工計画書の内容が適切に実施されていることを確認するためのチェックリストを作成し、このチェックリストにより施工状況、出来形及び品質についてとりまとめるものとする。
3. 確認の頻度は、工事の実施状況、出来形、品質について適切に確認するために必要な回数を主任検査職員及び主任技術検査職員（以下「主任検査職員等」という）、品質監視員が協議し、工事の進捗状況に応じて適切に設定するものとする。

(確認結果の報告)

4. 品質監視員は上記第2項の確認結果について、第8条の規定により構築された連絡体制に従い、当該工事の主任検査職員等に報告するものとする。

5. 主任検査職員等は、品質監視員より前項の報告を受けた時は、総括検査職員及び総括技術検査職員（以下「総括検査職員等」という）、監督職員に対し適時適切に報告するものとする。なお、監督職員は前項の報告結果の確認をもって、確認、立会、材料検査、施工状況検査を実施したものとする。ただし、本規定は監督職員の臨場を妨げるものではない。

6. 当該工事の契約図書の変更に係る確認については、監督職員が実施するものとする。

（契約図書との不適合に関する報告）

7. 品質監視員は、当該工事の契約図書と相違する施工状況等を発見した時は、4項の規定にかかわらず、第8条の規定により構築された連絡体制に従い、速やかに、当該工事の主任検査職員等にその旨を報告するものとする。

8. 主任検査職員等は、前項の報告を受けた場合、第8条の規定により構築された連絡体制に従い、品質監視員が行う工事実施状況、出来形及び品質の確認について必要な指示を行うものとし、監督職員、総括検査職員等に報告するものとする。

9. 監督職員は、前項の報告結果を確認し、当該工事の受注者に必要な指示を行うものとする。

（契約図書の変更に関する報告）

10. 監督職員は、当該工事の契約図書に変更があった場合、第8条の規定により構築された連絡体制に従い、速やかにその内容を主任検査職員等へ報告し、主任検査職員等は、総括検査職員等及び品質監視員へ報告するものとする。

11. 品質監視員は前項の報告結果に基づき、工事実施状況、出来形及び品質の確認を行うものとする。

第6条 検査の実施又は検査を補助する者

（検査を行う者）

1. 総括検査職員は、「請負工事監督・検査事務処理要領の制定について（平成8年4月1日港管第872号）」の別紙「請負工事監督・検査事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）第11条に基づき本官又は分任官が任命するものとする。

なお、総括検査職員は総括技術検査職員を兼ねることができる。

2. 総括技術検査職員は、技術検査要領第3条に基づき、本官契約の工事にあつては、技術審査官、品質検査官、港湾（空港）整備・補償課長その他当該技術検査を厳正かつ的確に行うことが認められる者（以下「技術検査適任者」という。）のうちから、

分任官契約の工事にあつては、当該工事を所掌する事務所長又はその他技術検査適格者のうち、副局長等が任命するものとする。

- 主任検査職員は、本官契約の工事にあつては、港湾（空港）整備・補償課の課長補佐相当職、その他当該段階検査を厳正かつ的確に行うことができると認められる者（以下「段階検査適任者」という。）のうちから、分任官契約の工事にあつては、当該工事を所掌する事務所の副所長又は事務所の課長相当職員、その他段階検査適任者のうちから本官又は分任官が任命するものとする。

なお、主任検査職員は主任技術検査職員を兼ねることができる。

- 主任技術検査職員は、技術検査要領第3条に基づき、本官契約の工事にあつては、品質検査官、港湾（空港）整備・補償課課長補佐、その他段階検査適任者のうちから、分任官契約の工事にあつては、当該工事を所掌する事務所の副所長又は課長相当職員、その他段階検査適任者のうちから、副局長等が任命するものとする。

- 給付の検査と併せて行う技術検査については総括検査職員等又は主任検査職員等が、給付の検査と併せて行わない技術検査については、総括技術検査職員又は主任技術検査職員が行うものとする。

（検査を補助する者）

- 第5条に規定する施工プロセス検査業務は、原則として当該工事に係る事務を所掌する事務所の係長相当職員を品質監視員に任命して施工プロセス検査業務を行わせるものとする。

第7条 検査の実施

（段階検査（給付）の実施）

- 施工プロセスを通じた検査においては、第5条に定めるところにより行う施工プロセス検査業務の結果を踏まえて第2項に定めるところにより給付の検査を行う。
- 段階検査（給付）については、工事請負契約書第37条に基づき検査として行うものとし、「総価契約単価合意方式の実施について」（平成27年3月24日、国港総第501号、国港技第121号）により、検査対象の出来高を確認するものとする。
- 総括検査職員又は主任検査職員は、第5条第2項の規定により品質監視員が確認した状況をとりまとめたチェックリスト及びその他の記録内容及び第5条第4項の規定により品質監視員が行った報告を踏まえて給付の検査を行うものとする。
- 段階検査（給付）については、各種の記録と当該工事の契約図書との対比を行わなくても、品質監視員が確認したチェックリスト等の記録内容に基づき契約内容に適合した履行がなされているかの確認をもって検査とすることが出来る。

(段階検査(給付)の簡素化)

5. 段階検査(給付)の実施にあたっては、「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続きの簡素化・迅速化の促進について(平成10年12月11日港管第2463号、港建第351号)に基づく簡素化措置を適用するものとする。

(段階検査(技術)の実施)

6. 施工プロセスを通じた検査においては、第5条の施工プロセス検査業務の結果を踏まえて、技術検査要領第2条3項の定めにより、段階検査(技術)を実施する。但し、技術検査要領の第5条に基づく技術検査の結果の復命及び第6条に基づく工事成績の評定は行わないものとする。

7. 段階検査(技術)については、技術検査要領に基づく技術検査として同要領第4条に基づき以下に掲げる内容について技術的な評価を行うものとする。

- (1) 工事の施工状況、施工体制等の的確さ
- (2) 出来形の精度及び出来形管理等の的確さ
- (3) 品質及び品質管理等の的確さ
- (4) 仕上げ面、とおり、すり付けなどの出来ばえの程度及び全体的な外観

8. 総括技術検査職員及び主任技術検査職員は、第5条第2項の規定により品質監視員が確認した状況を取りまとめたチェックリスト及びその他の記録内容及び第5条第4項の規定により品質監視員が行った報告を踏まえて技術検査を行うものとする。

9. 段階検査(技術)のについては、各種の記録と当該工事の契約図書との対比を行わなくても、品質監視員が確認したチェックリスト等の記録内容に基づき契約内容に適合した履行がされているかの確認をもって検査とすることが出来る。

10. 段階検査(技術)を含む技術検査を複数回実施する場合において、以前の技術検査にて確認した部分については、原則として特に必要な部分を除き検査対象としないものとする。

第8条 施工プロセスを通じた検査の連絡体制

1. 当該工事における発注者の窓口は、工事請負契約書第9条第5項により契約図書に定めるものを除き監督職員であり、品質監視員及び検査職員は契約の履行に関して直接受注者とやり取りできない。

2. 検査職員、品質監視員及び監督職員は、当該工事の施工プロセスを通じた検査や契約の履行状況及び契約図書の変更等に関して、適時適切に情報を共有する連絡体制を構築するものとする。

3. 品質監視員は、施工プロセス検査業務の結果を主任検査職員等に報告し必要な指示を受ける。また、主任検査職員等は施工プロセス検査業務を実施した結果、当該工事を監督する上で必要な事項を監督職員に報告するものとする。
4. 主任検査職員等は、品質監視員より報告を受けた事項及び段階検査の検査結果について総括検査職員等が検査を実施する時までに総括検査職員等へ報告するものとする。

第9条 出来高部分払方式の実施

1. 試行対象工事については、「出来高部分払方式の実施について」（平成28年3月24日、国港総第531号、国港技第89号）の別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき、出来高部分払方式を実施する（以下、「固定式」という。）ものとする。
ただし、出来高部分払の効果が少ないと考えられる工事においては、出来高部分払方式の実施を選択する方法（以下、「選択式」という。）とすることができる。

（部分払の回数）

2. 部分払いの上限回数については、受注者の求めに応じ、工期を通じて1ヶ月に1回程度の既済部分検査を行うことを基本とする。
3. 工事請負契約書第37条第1項の部分払請求の上限回数については、「部分払請求の上限回数＝契約日数／30（端数切捨てとする。）」とする。
4. 国債に係る契約の工事請負契約書第41条第3項の部分払請求の上限回数については、「各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の契約日数／30（端数切捨てとする。）」とする。
ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が12になる場合を除き、上限回数に1を加える。

第10条 総価契約単価合意方式の実施

1. 試行対象工事については、「総価契約単価合意方式の実施について」（平成27年3月24日、国港総第501号、国港技第121号）の別添「総価契約単価合意方式実施要領」に基づき実施するものとする。

第11条 入札説明書への記載

1. 入札説明書には、施工プロセスを通じた検査方式と出来高部分払方式の試行対象工事である旨等を記載するものとする。

第12条 特記仕様書への記載

1. 特記仕様書には、施工プロセスを通じた検査方式の段階検査を実施する旨等を記載するものとする。

(入札説明書記載例)

【固定式の場合】

○ 工事の検査

本工事は、公共工事の品質を確保するため、工事の監督及び検査の実施において「施工プロセスを通じた検査」を試行する対象工事である。

なお、実施にあたっては「施工プロセスを通じた検査方式試行実施要領」に基づき行うものとする。

○ 支払い条件

(1) 前金払 有 請負代価の4割以内

(2) 中間前金払 無

(3) 既済部分払 有

既済部分払の方法については、出来高に応じた部分払を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

なお、「出来高部分払方式」については、「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとし、部分払請求の上限回数は以下によるものとする。

「部分払請求の上限回数＝契約日数／30（端数切捨てとする。）」

【選択式の場合】

本工事は、「出来形部分払方式」を選択することができるものとする。

なお、選択にあたっては、落札決定後、速やかに支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官）に別紙様式1により通知するものとする。

◆ 「出来高部分払方式」を選択した場合

○ 工事の検査

本工事は、公共工事の品質を確保するため、工事の監督及び検査の実施において「施工プロセスを通じた検査」を試行する対象工事である。

なお、実施にあたっては「施工プロセスを通じた検査方式試行実施要領」に基づき行うものとする。

○ 支払い条件

(1) 前金払 有 請負代価の4割以内

(2) 中間前金払 無

(3) 既済部分払 有

既済部分払の方法については、出来高に応じた部分払を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

なお、「出来高部分払方式」については、「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとし、部分払請求の上限回数は以下によるものとする。

「部分払請求の上限回数＝契約日数／30（端数切捨てとする。）」

◆ 「出来高部分払方式」を選択しない場合

○ 工事の検査

本工事は、公共工事の品質を確保するため、工事の監督及び検査の実施において「施工プロセスを通じた検査」を試行する対象工事である。

なお、実施にあたっては「施工プロセスを通じた検査方式試行実施要領」に基づき行うものとする。

○ 支払い条件

(1) 前金払 有 請負代価の4割以内

[工期150日未満の場合]

(2) 中間前金払又は既済部分払 無

[工期150日以上の場合]

(2) 中間前金払（請負代金の2割以内）又は既済部分払

既済部分払金額＝工事出来高予定金額（相当額）×（9／10－（前払金額／請負金額）

※（2）の選択にあたっては、落札者と協議の上、決定するものとする。

（特記仕様書記載例）

【固定式の場合】

8－○ 施工プロセス試行工事について

(1) 本工事は、施工プロセスを通じた検査の試行対象工事であり、実施にあたっては、「施工プロセスを通じた検査方式試行実施要領」に基づき行うものとする。

8－○ 出来高部分払方式の実施について

(1) 本工事は、出来高に応じた部分払いを実施する出来高部分払方式の対象工事であり、実施にあたっては、「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

8－○ 総価契約単価合意方式の実施について

(1) 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事であり、実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」に基づき行うものとする。なお、発注者・受注者間で締結した単価及び出来高確認方法合意書は、公表することができるものとする。

8－○ 管理技術者等の配置及び品質監視員の配置等

(1) 本工事は、監督職員の他に監督職員の補助業務を行う管理技術者等及び施工プロセスを通じて施工の監視を行う品質監視員を配置する。

(2) 本工事を担当する品質監視員の氏名は後日通知する。

(3) 品質監視員が現場に臨場する場合には、その業務に協力しなければならない。また、工事目的物の品質確保の観点から、本工事の施工方法に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、品質監視員は、工事請負契約書第9

条に規定する監督職員ではない。

【選択式の場合】

8-0 施工プロセス試行工事について

- (1) 本工事は、施工プロセスを通じた検査の試行対象工事であり、実施にあたっては「施工プロセスを通じた検査方式試行実施要領」に基づき行うものとする。

8-0 出来高部分払方式の実施について

- (1) 本工事は、出来高に応じた部分払いを選択できる「出来高部分払い方式」の対象工事であり、出来高部分払方式を選択した場合は、「出来高部分払方式実施要領」に基づき出来高部分払いを行うものとする。

8-0 総価契約単価合意方式の実施について

- (1) 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事であり、実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」に基づき行うものとする。なお、発注者・受注者間で締結した単価及び出来高確認方法合意書は、公表することができるものとする。

8-0 管理技術者等の配置及び品質監視員の配置等

- (1) 本工事は、監督職員の他に監督職員の補助業務を行う管理技術者等及び施工プロセスを通じて施工の監視を行う品質監視員を配置する。
- (2) 本工事を担当する品質監視員の氏名は後日通知する。
- (3) 品質監視員が現場に臨場する場合には、その業務に協力しなければならない。また、工事目的物の品質確保の観点から、本工事の施工方法に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、品質監視員は、工事請負契約書第9条に規定する監督職員ではない。

様式 1

支払方式通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長

〇〇地方整備局副局長

〇〇地方整備局次長

分任支出負担行為担当官

〇〇事務所長

殿

受注者 住所

名称

印

行う

下記工事は「出来高部分払い」方式にて

ことを通知します。

行わない

1. 工事名 〇〇〇〇工事

※行う場合、「行う」を○で囲み、「行わない」を取り消し線で引く。

※行わない場合、「行わない」を○で囲み、「行う」を取り消し線で引く。

事務連絡
平成23年3月9日

各地方整備局 総務部 経理調達課長 殿
港湾空港部 港湾(空港)整備・補償課長 殿

(参 考)

北海道開発局 港湾空港部 港湾行政課課長補佐
港湾建設課課長補佐 殿

沖縄総合事務局 開発建設部 管理課長 殿
港湾空港建設課長 殿

港湾局 総務課 課長補佐
技術企画課 課長補佐

設計変更協議会実施要領について

標記について、平成22年度より、設計変更にかかる発注者と受注者の共通理解の促進を目的に、発注者と受注者が、設計変更にかかる課題の解決、設計変更の妥当性等について「施工プロセスを通じた検査方式等の試行にかかる工事」を対象に、必要がある工事について「施工プロセスを通じた検査方式等の施行にかかる設計変更協議会実施要領について」(平成22年4月1日付け事務連絡)に基づき設計変更協議会を設置し実施してきたところである。

試行の結果、同協議会の実施により発注者と受注者の共通理解の促進がはかられたことから、今般、全ての工事を対象に、別添のとおり「設計変更協議会実施要領」を定めたので、平成23年3月9日以降に入札手続きを開始する工事より実施されたい。

なお、「施工プロセスを通じた検査方式等の試行にかかる設計変更協議会実施要領について」(平成22年4月1日付け事務連絡)は廃止する。

設計変更協議会実施要領

平成23年3月9日

1 目的

設計変更協議会(以下「協議会」という。)は、設計変更手続きの透明性・公正性・双務性の向上及び設計変更にかかる発注者と受注者の共通理解の促進を目的に、発注者と受注者が、設計変更にかかる課題の解決、設計変更の妥当性等について協議を行う場として開催する。

2 対象工事

全ての工事において設置できるものとする。

3 組織

1) 協議会

協議会の構成は、下記①及び②を標準とする。

①発注者(事務所職員)

副所長(技術)(※事務所で副所長がない場合は除く。)

工務課長

監督・検査担当(監督職員、品質監視員等)

発注・契約担当(積算担当課長、契約担当課長等)

※協議内容に応じて、構成員以外の者(本局関係課、港湾空港技術調査事務所)の出席を求められるものとする。

②受注者

現場代理人

監理(主任)技術者

※協議内容に応じて、現場代理人、監理(主任)技術者以外の者を出席を求めることができるものとする。

2) 事務局

協議会事務局は、当該工事担当課に設置するものとし、協議会の開催、運営に関する事務を行う。

4 協議会の開催

1) 開催手続き

・協議会は、発注者又は受注者のいずれかの発議があった場合は速やかに開催するものとする。

・受注者の発議により開催する場合

受注者は「設計変更協議会開催申請書」(様式1)を主任現場監督員に提出するものとし、主任現場監督員は、日程等の調整の上、速やかに「設計変更協議会開催通知書」(様式2)によって通知する。

・発注者の発議により開催する場合

主任現場監督員は、協議会を開催する必要があると判断した場合、日程等の調整の上、速やかに「設計変更協議会開催通知書」(様式2)により受注者へ通知する。

2) 協議内容

・協議会は、設計変更にかかる課題の解決、設計変更の妥当性等についての協議を行うものとする。なお、協議に際しては、「契約変更事務ガイドライン(案)」(平成22年2月国土交通省港湾局)を参考とする。

3) 資料、説明

協議に必要な資料については、発議者で作成するものとする。また、協議に関わる説明は、発議者が行うものとする。

4) 協議結果の報告

事務局の当該工事担当課長は協議会の結果について、「設計変更協議会結果報告書」(様式3)にて本官契約の工事は事務所長、本局港湾(空港)整備・補償課長の各々に、分任官契約の工事は事務所長に報告するものとする。

5 特記仕様書の明記

工事の発注にあたっては、当面特記仕様書に以下の内容を記載し、設計変更協議会の設置対象工事であることを明記するものとする。

特記仕様書記載例

「設計変更協議会」の設置

1) 本工事において、設計変更の可能性がある場合、受注者は、設計変更の妥当性について協議を行う場である「設計変更協議会」の開催について、主任現場監督員に対して発議することができる。

2) 「設計変更協議会」の概要及び開催手続き等については、別途監督職員より通知する。

※別途監督職員から通知する資料は、別紙1及び様式1, 様式2の資料を通知願います。

6 本局担当窓口

港湾空港部 港湾(空港)整備・補償課

7 附則

本要領は平成23年3月9日以降、入札手続きを開始する工事に適用する。

設計変更協議会開催申請書

平成〇年〇月〇日

主任現場監督員

国土交通技官 〇〇 〇〇 殿

受注者 住所

名称

現場代理人

印

下記工事の〇〇〇〇について、協議を行いたく協議会の開催を申請致します。

↑

(例えば、施工条件変更、工期の延期、工事の中止など)

記

1. 工 事 名

2. 契約年月日

3. 内 容

設計変更協議会開催通知書

平成〇年〇月〇日

受注者名称

現場代理人 ○○ ○○ 殿

主任現場監督員

国土交通技官 ○○ ○○

下記のとおり、設計変更協議会を開催致します。

記

1. 対象工事名: ○○○○工事
2. 開催日時: 平成〇〇年 ○月 ○日 ○○時～
3. 開催場所: ○○事務所 ○○会議室
4. 内 容

設計変更協議会結果報告書

平成〇年〇月〇日

港湾(空港)整備・補償課長
〇〇事務所長

殿

事務局 担当課長 印

下記工事の設計変更協議会の結果について、報告致します。

記

1. 工 事 名:

2. 申 請 内 容:

3. 協議会日時:1回目 平成〇年 〇月 〇日 〇〇時～
参加者を記入

・
・
・

【一つの申請内容に対して複数実施した場合】

〇回目 平成〇年 〇月 〇日 〇〇時～
参加者を記入

4. 結 果 内 容:

申請内容について、別添資料のとおり協議した結果、当該設計変更 は妥当性が高いと考
える。

「(工事名)」における設計変更協議会の実施について

平成〇〇年〇月〇日

1 目的

設計変更協議会(以下「協議会」という。)は、設計変更手続きの透明性・公正性・双務性の向上及び設計変更にかかる発注者と受注者の共通理解の促進を目的に、発注者と受注者が、設計変更にかかる課題の解決、設計変更の妥当性等について協議を行う場として開催する。

2 協議対象

工種全てを協議対象とする。

3 組織

1) 協議会

協議会は、下記の構成員を標準として開催するものとする。

① 発注者

副所長	〇〇	〇〇	} 具体的に記載
工務課長	〇〇	〇〇	
主任現場監督員	〇〇	〇〇	
現場監督員	〇〇	〇〇	
品質監視員	〇〇	〇〇	
〇〇(積算担当)課長	〇〇	〇〇(※主任現場監督員等と重複する場合は除く。)	
〇〇(契約担当)課長	〇〇	〇〇	

※なお、協議内容に応じて、構成員以外の者(本局関係課、港湾空港技術調査事務所)が出席する場合もある。

② 受注者

現場代理人	〇〇	〇〇
監理(主任)技術者	〇〇	〇〇

※なお、協議内容に応じて、現場代理人、監理(主任)技術者構成員以外の者の出席も可。

2) 事務局

協議会事務局は、〇〇事務所〇〇課に設置するものとし、協議会の開催、運営に関する事務を行う。

4 協議会の開催

1)開催手続き

- ・協議会は、発注者又は受注者のいずれかの発議があった場合は速やかに開催するものとする。

- ・受注者の発議により開催する場合

受注者は「設計変更協議会開催申請書」(様式1)を主任現場監督員に提出するものとし、主任現場監督員は、日程等の調整の上、速やかに「設計変更協議会開催通知書」(様式2)によって通知する。

- ・発注者の発議により開催する場合

主任現場監督員は、協議会を開催する必要があると判した場合、日程等の調整の上、速やかに「設計変更協議会開催通知書」(様式2)により受注者へ通知する。

2)協議内容

- ・協議会は、設計変更にかかる課題の解決、設計変更の妥当性等についての協議を行うものとする。

3)資料、説明

- ・協議に必要な資料については、発議者で作成するものとする。また、協議に関わる説明は、発議者が行うものとする。